平成 21 年第 4 回

菊陽町議会12月定例会会議録

平成 21 年12月 8 日~12月 16 日

陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成21年第4回定例会議会会期日程

月日	曜日	内容	
12/8	火	開会・行政報告・提案理由説明・請願・委員会付託・研修報告	
12/9	水	休会	
12/10	木	一般質問	
12/11	金	一般質問	
12/12	土	休会	
12/13	日	休会	
12/14	月	総務常任委員会	
		文教厚生常任委員会	
		産業建設常任委員会	
12/15	火	休会	
12/16	水	議案審議(議案第65号~議案第79号)表決	
		委員長報告・質疑・討論・表決・閉会	

平成21年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨						
		1. 来年度の保育所入所状況 について	①私立の認可保育所の開設により、待機児童はどの程度解消できるのか ②全般的にみて、「幼稚園や保育園に入所するのは大変だ」と聞いているが、充足状況は						
	小林久美子 (P27~)	2. 公立保育所の民営化につ いて	①9月議会以降、公立保育所6園の保護者向け説明会が実施されているが、どういう状況だったのか ②参加できていない保護者への説明は今後どうされていくのか ③町長は、民営化の先送りを表明されているが、町の今後の方針は						
		3. 公的保育制度について	①厚労省は、「新たな保育のしくみ」を検討 している。町長としては、その動向をどの ようにとらえておられるのか						
		4. 孤独死の予防について	①今取り組まれている町としての対策は						
		5. 雇用問題について	①町の雇用状況の実態はどうなっているのか ②緊急雇用対策が必要ではないか						
2	石原 武義 (P41~)	1. 中部小学校建替え問題に ついて	①行政における民意の反映の手続・方法を問う ②町民グランドに固執する理由は ③町民グランドに建設した場合の問題点は						
3	大塚 昇 (P54~)	1. 農業問題について	①耕作放棄地の要因にもなる調整区域内の未 圃場整備地は、今後どのようにする考えか ②農道や町道の一部(法面)を長年に渡って 習慣的に除草、草刈り等を行ってきている がどう認識しているか ③6月議会で「農業を守り育てていくために 検討委員会等を立ち上げては」との質問に 「取り組みさせる」とのことであったが、 その後の状況はどうなっているか						
		2. 地域間の格差是正について	①集落内開発制度の運用で道路整備のため区 画整理が必要になるが、どのように考える か ②鼻ぐり公園内のトイレ建設はどうなってい るか						

順位	質問者	質 問 事 項	質問の要旨
			③市街化区域を持たない地域においての住宅 建設には、税の優遇措置(固定資産税等) はできないか
		1. 光の森公共用地利用のグ ランドデザインについて	①当該地での事業実施と債務返還の関係を示せ ②事業計画について、現在の検討状況はどうなっているか・事業の大きな方向(北側・南側) 【南側用地の活用計画について】 ③どのような施設を考えているか ④事業完了に至る日程はどうか ⑤町民の意見集約はどのように行うか
4	甲斐 榮治 (P67~)	2. 町立菊陽中部小学校建設 について	【過去・現在・将来における業者採用について】 ①基本構想作成まで採用されていた業者が変更された事情及び入札参加資格者名簿から外れていた期間の確認 ②上記業者に代わる新業者の採用について ③基本設計を担当する業者の選定について ④議会・住民等への説明責任の在り方について
		3. 町立保育所の民営化計画 について	①民営化の理念を簡潔に示せ ②これまでの進め方をどう評価しているか 【各種の問題点について簡潔に応えよ】 ③引き受け法人の選考基準及び選考委員会の 人選について、公正さはどう確保されているか ④民意の集約について ⑤公有財産の処理について ⑥町立保育所職員の処遇について ⑦民営化の最終目標、町立保育園の役割、移 管後町は私立保育園にどうかかわるかなど について ⑧民営化事業の今後の日程を示せ
5	佐藤 竜巳 (P87~)	1. 町道原水団地線道路改良 工事について	①計画をやめた理由 ②再度(計画)の考えは ③この計画が将来原水駅周辺の発展につなが ると思うが町長の考えは
		•	2. 中部小学校の建替えについて

順位	質問者	質問事項	質 問 の 要 旨
			②町民グランドに移転した場合グランドを利用する人への対応や体育協会、スポーツクラブ等へ町が果たす役割は
! : :		3. 新規清掃工場の建設について	①進捗状況は ②町長のこれからの進め方・方向性は
		4. 独身男女のお見合い (婚活) 事業について	①町の考えは(町が中心となって) ②この取り組みにより町産業後継者育成につ ながるのでは
		1. 障がい者福祉について	①人工内耳装用者に準ずる対象者は何名か ②人工内耳装用者に対する体外機買替えに町 の助成制度設置を
		2. 信号機設置について	①県道住吉・熊本線(熊本市・光の森1丁 目・武蔵ヶ丘1丁目)界目に点滅信号設置 を
6	梅田 清明 (P98~)	3. 選挙投票日の投票時間に ついて	①2時間繰り上げて午後6時までにする事が 出来ないか
		4. 財政運営について	①公債費比率は ②基金残高は ③町債残高は ④平成22年度予算編成にあたり、徹底した行 財政改革・財政体質の健全化に重点的に取 り組む為に、どのような方針で町長は望ま れるのか
7	吉本 堅 (P114~)	1. 中部小学校建替え計画を 問う	①町民グランドに小学校を建設することが決まり次第、直ちに総合グランドの検討に入ることを約束されたということであるが、検討期間、施設竣工時期を問う。②総合グランド建設の概算事業費を問う。③総合グランド竣工までの期間、武蔵ヶ丘中学校グランド、技術短期大学グランド、肥後銀行グランドの使用の考えを問う。④町民グランドの代替候補地の考えを問う。「中部小学校校区を対象とした町民説明会での意見はどのように活かされたか。「のスポーツ広場、武蔵ヶ丘中学校グランドを一時的に野球場にする場合の事業費はの小学校建設地を、アンケート調査回収率23%の保護者の意見だけで決定することは妥当か

順位	質 問 者	質問事項	質問の要旨
			⑧平成21年度予算(500万円)の不動産鑑定等の調査費を問う⑨中部校区を対象とした2,055人の署名の重みをどう受け止めるか⑩公共事業における用地買収の方法を問う
			①事業計画の考え方を問う(工程、用地交渉期間) ②新たな土地(E案)とは
8		1. 落札業者の下請け関係について	①下請け業者の把握は ②下請け業者の技術力・施工力の把握と管理 について ③下請け業者を指名する方法は
	北山 正樹 (P130~)	2. 総合評価方式への実施状 況について	①平成20年度に実施するとの方針だったがその後の取扱いは ②商工業振興と良質な社会資本の確立を両立させる方策は
		3. 中部小学校建替えについ て	①町民グランド案を提案した経緯について ②町民グランド代替地は ③E案が調査・検討されなかった理由は

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成21年12月8日(火)開会

(第1日)

菊陽町議会

1. 議事日程(1日目)

(平成21年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成21年12月8日 午前10時開議 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長提出議案第65号から議案第79号までの一括議題
- 日程第6 町長の提案理由の説明
- 日程第7 委員長報告(議会広報特別委員会·議会運営委員会研修報告)
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	坂	本	秀	則	君			2番	北	山	正	樹	君
3番	石	原	武	義	君			4番	甲	斐	榮	治	君
5番	芝		和	長	君			6番	岩	下	和	高	君
7番	佐	藤	竜	巳	君			8番	大	塚		昇	君
9番	福	島	知	雄	君			10番	Ш	俣	鐵	也	君
11番	吉	本		堅	君			12番	小	林	久美	美子	君
13番	酒	井	良		君			14番	上	田	茂	政	君
15番	梅	田	清	明	君			16番	鍋	島	有記	ま男	君
17番	永	野	輝	全	君			18番	吉	村	豊	明	君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

12番 小 林 久美子 君

13番 酒井良一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後藤三 加	雄 君	教育委員長	Ξ	島	誠	_	君
教 育 長	赤峰洋	次 君	教育次長	田	中	真	治	君
総務 部長	宮 本 義	次 君	福祉生活部長	大	JIJ	育	男	君
産業建設部長	服部貞	夫 君	会計管理者兼 会 計 課 長	大	野	秀	治	君
総務部審議員 兼 総 務 課 長	吉岡典	次 君	総合政策課長	松	本	東	亞	君
財政 課長	實取初加	雄 君	税 務 課 長	廣	野	豊	徳	君
人権教育· 啓 発 課 長	渡邉幸	伸 君	福祉部審議員 兼福祉課長	眞	鍋	清	也	君
健康・保険課長	阪 本 修 -	一君	環境生活課長	吉	野	邦	宏	君

町民 課長 堀 川正信 君 農政課長 荒 木 雄 君 都市計画課長 恭 坂 本 君 商工振興課長 平 野 誠 君 也 教育審議員兼図書館長 帆 保 勇 君 中央公民館長 川 俊 君 堀 幸 農業委員会事務局長 垣 敏 夫 君 志

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治 君 書 記 山川 真喜子 君

田 保 君 武蔵ケ丘支所長 村 孝 建設課長 孝 雄 君 松 村 下水道課長 﨑 \equiv 山 謙 君 総務課長補佐 兼庶務法制係長 服 部 誠 也 君 教育審議員兼 学 務 課 長 君 大 Ш 晃 生涯学習課長 佐 藤 清 孝 君

~~~~~~

#### 開会 午前10時0分

〇議長(吉村豊明君) ただいまから平成21年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(吉村豊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番小林久美子君、13番酒井良一君 を指名します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

**〇議長(吉村豊明君)** 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る12月2日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より 12月16日までの9日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月16日まで9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月16日まで9日間と決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(吉村豊明君) 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要につきましては、別紙配付のとおり報告をいたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、先般全国町村議長会全国大会が11月11日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、今回受理しました請願第5号及び請願第6号は、お手元に配付しました請願文書表の とおり、総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

なお、陳情11号から陳情16号は配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

〇議長(吉村豊明君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。 後藤町長。

〇町長(後藤三雄君) 皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げ、行政報告をいたします。

本日ここに平成21年第4回菊陽町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、 師走に入り、大変ご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、ご案内のように、鳩山内閣が誕生しまして間もなく3カ月になります。民主党のマニフェストに掲げられたさまざまな施策が行政刷新会議での事業仕分けにより地方行政にどのようにかかわってくるのか、またどういう影響があらわれてくるのか、まだ具体的に見えてきていないのが実情であります。

当初懸念されました国の第1次補正予算の凍結でありますが、10月半ばに約3兆円の執行停止が閣議決定されました。さきの9月定例会で議決いただきました町の一般会計補正予算(第3号)への影響につきましては、子育て応援特別手当が執行停止とされたところでありますが、幸いにもこれ以外は執行停止の対象となるものはない見込みであります。

さて、新年度予算編成についてでありますが、このところ急激な円相場の高騰が続いており、輸出企業の業績悪化と景気への影響が懸念されています。デフレが一層進行することも予想され、日本経済の先行きは予断を許さない状況にあります。

こうした中、国では新年度予算編成に向けて現在事業仕分けが実施され、さまざまな事業の 廃止、縮小が論じられているところであります。地方交付税制度についても抜本的な見直しが 必要であるとされるなど、議論の結果は地方に大きな影響を及ぼすことが考えられます。国、 地方とも、非常に厳しい財政状況にあります。

しかしながら、本町におきましては、行財政改革を推進し、事業の見直し等を図っていると ころであります。一方的な判断で地方が大きな負担をこうむることのないよう、しっかりと現 実を直視した適切な対応を講じていかなければならないと考えているところであります。

本町の平成22年度予算編成の状況について申し上げますと、国の地方財政対策の動向が確定 しない中で、不況の影響等により税収の減が心配されるところであります。こうした中で、予 算編成方針に基づき重点的に取り組むべき事業に関しましては、積極的に予算化をしてまいり たいと考えております。その一方で、事務事業の見直しをさらに徹底し、歳出においては、前 例踏襲ではなく、組み直しとあらゆる歳入の可能性を追求して予算編成に取り組んでまいりま すので、議員各位のご理解等をよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、去る11月18日、全国の町村長など約1,500名の参加のもと、東京都のNHKホール

で開催されました全国町村長大会の内容についてご報告いたします。

今大会で全会一致で決議されました内容は、1つ、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元すること、1つ、個別町村の減収に対する明確な代替財源を示すことなく、暫定税率を廃止しないこと、1つ、戸別所得補償制度は、生産者、町村が納得できるものとし、食料・木材自給率の向上と危機的状況にある農山漁村の自立、再生を確実に前進させること、1つ、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること、1つ、子ども手当に係る必要な経費については全額国庫負担とすること、1つ、道路整備やダム建設など公共事業の扱いについては、説明責任を果たし、地域の実情を十分踏まえること、1つ、町村にかかわる政策決定については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、町村の実態や意見を十分踏まえること、1つ、地方分権改革を推進し、地方の再生を図るため、国、地方の税財源配分を見直し、基礎自治体の裁量権を拡大するとともに、国と地方の協議の場を早期に法制化すること、以上8項目が決議されたところであります。

さて、町の最近の状況について報告をさせていただきます。

初めに、総務課です。

12月6日、マグニチュード6.5の大地震が発生したことを想定し、本町の災害発生時の対応に関し、被害を最小限にとどめるため、菊陽町総合防災訓練を菊陽町消防団、菊池広域連合消防本部、社会福祉協議会等の本町防災関係10団体の合同で実施をいたしました。災害時における初動対応、情報収集、救助救出、消火に関する訓練を、消防団、菊池広域連合消防本部並びに防災へりによる連携、また炊き出し、防災ボランティアの運営、防災意識高揚のための体験に関する訓練を社会福祉協議会並びに防災ボランティア関係団体により実施したところであります。議員各位におかれましても、大変寒い日でありましたけども、ご参加いただき、ありがとうございました。

次に、総合政策課です。

本町では、総合計画の実現、行財政改革の推進、職員の意識改革及び住民への説明責任を果たすことを目的に、平成18年度から町が実施した事務事業を対象に評価を行う行政評価に取り組んでいるところであります。これまで行政内部で行っている評価について、より客観性と透明性を確保し、簡素で効率的な行政経営を目指すとともに、行政評価制度のさらなる充実を図ることを目的として、昨年度から学識者、専門家、企業経営者、公募町民の7名による行政外部評価委員会を設置し、町民の視点で評価を実施しており、このほど今年度の評価、10月2日から11月10日まで全6回開催していただきましたけども、その評価が終了し、11月10日に結果報告書が提出されました。この報告をもとに、今後の事務事業に生かしていきたいと考えております。

次に、健康・保険課です。

新型インフルエンザ感染状況等について報告いたします。昨日、12月7日現在、町内の保育

園及び小・中学校の児童・生徒の新型インフルエンザ患者数は、1,391名の感染者が出ております。感染園児については、回復まで一時的に登園の自粛をお願いし、また小・中学校では、回復までの期間、一時的に自宅療養の措置として休学を行っております。感染は各小・中学校に広がっており、これまでの町内での学級閉鎖が55学級、学年閉鎖が14学年となっております。現在、感染者はピーク時より減少しているものの、学級閉鎖は2学級、学年閉鎖は2学年が行っている状況であります。これから一段と厳しい寒い時期を迎えますので、感染予防対策については引き続き周知を図ってまいります。

また、ワクチンの接種については、国が定めました新型インフルエンザの優先順位の接種状況でありますが、10月23日から医療従事者から接種が始まり、続いて妊婦、基礎疾患のある方、前倒しとなった満1歳児への接種が開始されておるところであります。ワクチンの接種は、受託医療機関への事前予約が必要であり、医療機関でワクチンの確保ができ次第、順次接種が行われることとなっています。今後、国から県へ配分されるワクチンの入荷状況により、優先順位の計画に基づいて接種が行われることになっていますが、ワクチンの製造、また輸入等によるワクチン確保次第では、接種が計画どおりに行われるかどうか不確定な要素もございますが、インフルエンザに関する新しい情報につきましては、引き続きホームページ等で周知を図ってまいります。

次に、学務課です。

町内小・中学生のすばらしい活躍のご報告であります。

去る10月10日、東京のNHK全国学校音楽コンクールが開催され、小学校の部で九州地区代表として出場いたしました菊陽中部小学校合唱部が堂々の銅賞の栄誉に輝き、全国に菊陽町を知らしめたところであります。児童やご指導いただいた先生方に心からお祝いとお礼を申し上げる次第であります。

また、つい先日の12月5日、宮崎県で行われました九州中学校駅伝大会の女子の部で武蔵ケ 丘中学校が準優勝し、今月19日、山口市で開催される全国大会へ出場いたします。日常の練習 の成果を十二分に発揮し、全国での健闘を心からお祈りし、入賞を期待しているところであり ます。

次に、図書館です。本町図書館では、平成15年の開館以来使用してきました図書館管理システムの機器老朽化等に伴い、今年度新システムへの更新作業を進めてまいりましたが、移行作業も終了し、10月1日から新図書館管理システムの稼働による運営を開始しております。今後、新システムを十分に活用し、少しでも利用者のお役に立てるような環境づくりに努めてまいります。

次に、農政課です。

去る11月14日に開催しましたすぎなみフェスタ2009は、本年で22回を数え、農業振興を図る 農業祭として始まり、地域の農産物のPRや農村と都市部の交流の場として、その役割を果た してまいりました。回を重ね、現在は健康、福祉、さらには環境、自然といったさまざまなテ 一マを持った総合的なイベントとして開催しているところであります。

また、本町と姉妹都市の屋久島町からも行政、農協、漁業関係者も参加していただき、意義のあるイベントとなったところであります。この折も議員各位のほうにいろいろとご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

〇議長(吉村豊明君) 行政報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第65号から議案第79号までの一括議題

O議長(吉村豊明君) 日程第5、町長提出議案第65号から議案第79号まで、15件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

O議長(吉村豊明君) 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

〇町長(後藤三雄君) それでは、平成21年第4回議会定例会の付議事件につきまして提案理由を 申し上げます。

今回の付議事件は15件であります。その内訳は、条例4件、補正予算6件、熊本中央広域圏 協議会の廃止など4件、町道の認定1件についてご審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げますと、議案第65号は、菊陽町部設置条例の制定であります。内容は、菊陽町部及び課設置条例の全部を改正し、町長の直近下位の内部組織である部及びその分掌する事務についての規定を制定するものであります。

議案第66号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、入居者の資格要件を追加し、入居者選考方法及び決定方法を変更するため、本条例 を改正するものであります。

議案第67号は、菊陽町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町スポーツ振興基金条例において生涯スポーツの振興を図ってきたところでありますが、今日町民の文化に対する関心が高まり、文化活動の振興及び文化団体の育成を図っていく必要があります。そのため、スポーツ及び文化の振興に要する経費について、基金による財源を充てるため、本条例を改正するものであります。

議案第68号は、菊陽町立小中学校の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について であります。

内容は、これまで学校施設の開放に伴い町民のスポーツ及びレクリエーション活動を推進し

てきたところでありますが、菊陽中学校音楽室に冷暖房設備が完備されることに伴い、学校施 設の使用料を規定する必要がありますので、本条例を改正するものであります。

議案第69号は、平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)についてであります。

なお、内容について申し上げる前に、今回提案します補正予算と継続審査中の議案第64号の 菊陽町一般会計補正予算(第4号)の取り扱いにつきましてご説明を申し上げます。

さきの臨時議会で提案しました補正予算は継続審議中でございますが、今回提案いたします 補正予算を第4号として先に審議していただきたく提案させていただくものであります。

なお、今回提案します補正予算の補正前の額につきましては、継続審査中の補正予算を計上する前の額として調整を行っております。その結果、継続審査中の補正予算につきましては、第5号の補正とさせていただきますとともに、今回提案いたします補正予算の審議結果を受けて、補正予算額そのもの修正はありませんが、計数としての補正前及び補正後の額を整理修正させていただくことになりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算の内容でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,891万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を109億3,873万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を1億9,670万7,000円、国庫支出金を1,138万6,000円、 県支出金を2,455万円それぞれ増額し、財産収入を1億1,130万円、繰入金を4,400万円それぞ れ減額するものなどです。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を1,028万2,000円、民生費を4,839万1,000円、衛生費を6,844万円、教育費を3,396万7,000円それぞれ増額し、土木費を1億3,135万9,000円減額するものなどであります。

また、債務負担行為の補正として、菊陽中部小学校学童保育施設借り上げ料の限度額540万円を計上しております。

議案第70号は、平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,362万3,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,656万1,000円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金1,414万8,000円、前期高齢者交付金2,947万5,000円の増額であります。 歳出の主なものは、保険給付費4,161万3,000円の増額であります。

議案第71号は、平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億8,011万1,000円と定めるものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金で30万8,000円の増額で、歳出の主なものは、総務費30万8,000円の増額であります。

議案第72号は、平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,618万9,000円に定めるものであります。

歳入では繰入金32万2,000円の増額で、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金32万2,000円の増額であります。

議案第73号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)についてであります。 内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,191万8,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ18億4,147万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとして、使用料及び手数料1,191万8,000円、分担金及び負担金1,586万9,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,586万9,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費260万7,000円、維持費1,121万2,000円を増額し、公債費190万1,000円を減額するものであります。

議案第74号は、平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,078万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしまして、繰入金57万2,000円、繰越金3万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出では、維持費60万2,000円を増額するものです。

議案第75号は、熊本中央広域市町村圏協議会の廃止について議会の議決を求めることについてであります。

平成22年3月31日をもって熊本中央広域市町村圏協議会を廃止するため、地方自治法第252条の2第1項及び同法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更に係る議 案で、同組合を構成する団体の同文議決議案であります。

内容は、同組合の構成団体である城南町と植木町が、熊本市との合併により22年3月23日に 脱退いたします。また、熊本県町村会規約の改正に伴い、既に熊本県町村会副会長が3名から 2名に変更されていることから、副組合長も2人に変更する必要があるためであります。

議案第77号は、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。

この議案につきましても、前議案第76号と同様に、城南町と植木町が熊本市と合併するためであります。

議案第78号は、菊池広域連合の規約の一部変更についてであります。

内容は、消防費に係る経費の支弁の方法を変更することに伴い、地方自治法第291条の11の 規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第79号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、北沖野2号線を新たに町道として認定するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。 よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉村豊明君) 提案理由の説明を終わります。



日程第7 委員長報告(議会広報特別委員会·議会運営委員会研修報告)

- O議長(吉村豊明君) 日程第7、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として、議会広報特別委員会、議会運営委員会で研修されました件について、各委員長から報告をお願いします。 まず初めに、議会広報特別委員会委員長永野輝全君。
- **〇議会広報特別委員長(永野輝全君)** おはようございます。広報委員会の研修報告をいたします。

去る11月9日の土曜日、大分県の日出町のほうに研修をいたしました。大分県のほうは合併が進みまして、58市町村あったのが、現在18に変わりまして、その中でも町村が3町1村というぐあいに減っております。その一つの日出町であります。これ以上合併は進まないだろうというような町の方のお話でありましたけれども、精いっぱい頑張っているという様子であります。

ちなみに、町の様子をちょっと紹介しますと、人口が2万8,400ぐらいですが、菊陽と同じように、大分県内では人口がやや増加してるという町であります。別府市の隣にありまして、 田園風景が非常に見ごたえのあるといいますか、海が見えますし、山が見えますし、田畑が近くに見えるというような環境に非常に恵まれた土地であるようでございます。

大分県の一村一品特産物の取り扱いにしましては、ここではもう魚のカレイが有名であります。ちりめんとか車エビ、カニ、そういうものの漁業関係、農業関係では、稲作を中心としたハウスミカン、特に紅八朔を売り出しているようですが、キュウリなども特産として出していたようです。

商工業の分野では、テクノポリスの進出がありまして、日本テキサス・インスルメンツ株式 会社、それからホックス株式会社、日出ハイテックスなど新しい工場も設置されて、若い方の 人口もふえているということです。

地元の特産品としては、もうご存じのように、二階堂酒造の麦しょうちゅうを初め、焼き物として藤原焼、家具、人形、そういうものの伝統工芸も有名のようです。歴史も古うございますので、1601年の慶長6年、日出藩の初代藩主である木下延俊によって築城された暘谷城跡が

すぐ町の片隅に構えておりまして、その城下の一帯が公園化されまして、有名な高浜虚子の日 出を訪れたときの碑が掲げてあるようですが、そこは見ておりませんけれども、「海中に真清 水わきて魚育つ」という句で有名だそうでございます。

そういうところで、編集委員会の話に入っていきますが、非常に感想として、うちの委員の 方々は口をそろえて訪問してよかったというような内容があります。広報の規定は、当然議会 活動の状況を広く住民に知らしめるということを進めているわけでございますが、ここで私と ころと同じようにして、議会の広報特別委員会という設置で6名で構成をしてあります。常任 委員会が3つありますので、それぞれ2名ずつ選出ということで、任期は2年ですけれども、 実際は4年務めていると、こういうところがうちと違うようですが、うちは4年でそのまま実 行しているということです。

発行は、平成2年8月に第1号が発行されて、現在78号まで進んでいるし、部数が 9,800で、全戸へ配布し、それぞれの関係機関にも配布をされているようであります。

編集の基本方針としては、読みやすく、住民に親しまれる議会だよりを目指すと。これは、 正確に早く伝えるという努力をする、行政のチェック機能としての役割を認識して、結果だけ でなく、決まるまでの経過をできるだけ載せたいと。長文を避け、難しい専門用語をできるだ け使わない。特殊な言葉、専門用語であればコメントで解説をすると。

表紙については、これはユニークですけれども、表紙の題字について、小・中学校が9校あるようですけれども、それぞれ順番に持ち回りをして、児童・生徒にその題字を書いてもらうということをやっておられて、その謝礼は、図書券1,000円相当をお礼にしているということでした。なかなかおもしろいなというふうに感じました。

議案審議につきましては、住民が何を知りたいかということを考えて構成をしていくし、見開きの2、3ページは、いわゆる議会広報の顔の部分であるから、住民に関心の高いものをそこに集中したいということです。

一般質問につきましては、氏名、顔写真は載せてありました。それと、掲載順は質問の順番 どおりに行うということで、できるだけ質問者の原稿を尊重しますが、ここでは一般質問をされた方に質問事項のみを書いて出してもらうと。これは、50字から100字前後の程度を目安にして、大体3問から4問ぐらいに絞ってほしいと。しかし、実際は2問とか、あるいは6問、7問とかという人も中にはあるようですが、めどをそういうふうに話し合いで決めてあるようでございます。その質問に対する答弁は、全部委員会のほうで担当を決めて答弁をまとめるというふうにされてます。それは、いわゆる公正・公平さを守るためということのようでございます。そのことについて、一切議員からの苦情とか要望とか出ないかと尋ねたら、一切今までそういうことは起こったことはないし、またもし起こってきたらどうするのかということについては、一切受け付けませんということをおっしゃっておりました。

それから、一般質問の最後のところには、本人が感想みたいな形で、いわゆるコメントを設けておられました。「質問を終えて」という表題で、大体4行から5行以内、1行が11文字で

すので、40から50文字ぐらいでございますが、質問を終えての本人の感想みたいなのを書いて ありました、これは、もう原則として載せると、カットしないというふうな扱いのようです。

意見書の取り扱いについては、その意見書の要旨並びに審議の結果、提出先あたりを載せて おられます。

写真は、当然できるだけ1ページに1枚は載せると、あるいは空白を確保すると、見やすい レイアウトを心がけているというようなことでございましたので、そういう写真の重要性とい うことは強調しておられました。

見出しについて、文言の表示の仕方ですけれども、何々についてというのは、これはもう議会あたりで件名としては使いますけれども、広報としては、うちでも再三お願いしておりますように、何々についてという表現は使わないということを守っておられます。

住民参加の問題がありまして、町内6つの地区に分けまして、それぞれこれも巡回で住民の 代表の方の意見を載せると。これは最後の、うちの「傍聴席から一言」という欄に匹敵します が、1名の方に、内容はその本人に任せるということで、議会に関することでもいいし、それ 以外のことでもいいということで載せておられるようでございます。

いろいろそういうことでありましたが、特集あたりも、大きな事件などがありますと特集として取り扱っておるということであります。

前後しますけれども、文体は、うちは「である」調で書いておりましたので、ちょっとかたいですねという評価をされておりましたけれども、ここでは「です・ます」調で表現してあります。

ちなみに、費用弁償は1,500円。

それから、議員報酬、最後に、やはり広報の仕事は非常に大変であると。報酬は、大分県は 福岡県と並んで高いほうでございますけど、うちよりも約6万円ぐらい高い報酬でありますけ れども、それでもなお、広報の仕事の内容からすると、もっと上げてほしいというような気持 ちを表明されていらっしゃいました。

そういうことで、私たちのほうの、議員の皆さん方のご協力もずっと進んできておりますので、なお私たち委員会のほうでも、こういうことを踏まえながら、よりよい広報づくりに励んでいきたいというふうに思います。

簡単ですが、以上で報告を終わります。

〇議長(吉村豊明君) 広報委員長の報告を終わります。

続きまして、議会運営委員長梅田清明君。

○議会運営委員長(梅田清明君) それでは、少し時間をいただきまして、議会運営委員会の研修 報告をさせていただきます。

去る11月18日から20日までの2泊3日の行程で議会運営委員会の視察研修を行いました。 それでは、各市町の取り組みの概要を報告します。

まず、11月18日、福岡県那珂川町を研修しました。那珂川町からは、正副議長と議運の委員

5名及び事務局から参加をいただきました。

那珂川町は、人口が4万9,702人で、面積は本町の約倍の面積で、74.99平方キロメートルでございます。議員数は、本町より1人少なく17人で、福岡市の中心部からわずか13キロのところに位置し、人口は毎年増加し、あと300人ほどで人口が5万人に届くということで、来年10月にあります国勢調査において人口5万人を超えることが条件になっております市制施行を目指しておられました。そのスローガンを書いた横断幕や懸垂幕を役場庁舎や駅前ビルに掲げたりして、転入促進の活動が行われておりました。

議会運営につきましては、一般質問の時間は、本町と同じく、答弁も含め60分以内で、質問の回数の制限は設けてありませんでした。

議案審議は、全議案を委員会に付託して審議する委員会中心主義がとられておりました。

議員報酬は、議長が37万円、副議長が32万1,000円、常任委員長が30万9,000円、議員が30万3,000円で、本町より5万4,000円高い報酬でございました。

なお、政務調査費が議員1人当たり月額1万5,000円、年額で18万円交付されており、活発な議員活動が行われておりました。

また、インターネットによるライブ中継が今年の9月から導入されております。

一般質問者数は、議員17名のうち毎回15名ほどが質問されており、議会の活性化がうかがえました。

指定管理者についての一般質問の状況を尋ねたところ、最初から民間導入がなされており、 民間業者と契約しているので、赤字の心配もなく、また町が補てんすることもないとのことで ございました。

参考までに党派を申し上げますと、無所属11名、民主党1名、社会民主党1名、日本共産党2名、公明党2名で、議員の平均年齢は53.8歳で、本町は60.5歳でありますので、那珂川町の議員が7歳ほど若く、しかも女性議員が3名おられました。特に目立ったのが、庁舎玄関前に男女共同参画宣言都市の礎が建立してあったのが印象的でありました。

議会事務局の職員数は3名で、さらに嘱託職員を1名雇用し、計4名の配置がなされておりました。

次に、11月19日、長崎県壱岐市を研修いたしました。壱岐市からは、副議長、議運の委員 4 名及び事務局から参加をいただきました。

壱岐市は、自給自足ができる島であるとのことであり、ほとんどの道路がきれいが整備されていたのが第1番目の印象でありました、人口は本町より少なく、3万921人で、面積は本町の約2.4倍で、138.5平方キロメートルでございます。

議員数は、20名で構成されておりました。

常任委員会は、本町と同じく3委員会であり、正副議長及び委員長の任期は4年となっておりますが、申し合わせにより、2年で交代をされておりました。

費用弁償は支給なしで0円、報酬は、議長が38万円、副議長が33万円、委員長が31万

5,000円、議員が30万円で、本町より5万1,000円高く、政務調査費の支給はあっておりませんでした。

一般質問の順番につきましては、議員の数だけくじをつくっておき、通告書の提出順にくじを引き、質問の順番を決めておられました。一般質問の時間は、答弁を含め50分以内で、ここも回数の制限はなく、同じ質問が何回もできる状況にありました。

議案の審議は、委員会方式で、質疑、討論は原則として事前通告制をとられており、また市 長の行政報告資料は、当日議員へ配付がなされておりました。

また、各常任委員会で採決を行う際は、執行部も同席しているとのことでありました。

農業委員会委員には、議会推薦で議員の中から3名が推薦されておりました。

議会の映像システムは、まだ導入されておりませんでした。

以上、今回の研修概要を申し上げましたが、議会運営のあり方については、それぞれの市や町で運営方法が異なる点もありますが、今後ともさらなる議会運営のあり方を調査研究して、議会運営がスーズにいくように、改善すべきは改善し、よりよい議会運営を行ってまいりたいと思いますので、執行部はもとより、議員各位のご協力をよろしくお願いいたしまして、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長(吉村豊明君) 議会運営委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでございました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

散会 午前10時45分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成21年12月10日 (木) 再開

(第2月)

菊陽町議会

### 1. 議 事 日 程(2日目)

#### (平成21年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成21年12月10日 午前10時開議 於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| 1番  | 坂 | 本 | 秀 | 則 | 君 | 2番  | 北 | Щ | 正  | 樹         | 君 |
|-----|---|---|---|---|---|-----|---|---|----|-----------|---|
| 3番  | 石 | 原 | 武 | 義 | 君 | 4番  | 甲 | 斐 | 榮  | 治         | 君 |
| 5番  | 芝 |   | 和 | 長 | 君 | 6番  | 岩 | 下 | 和  | 高         | 君 |
| 7番  | 佐 | 藤 | 竜 | 巳 | 君 | 8番  | 大 | 塚 |    | 昇         | 君 |
| 9番  | 福 | 島 | 知 | 雄 | 君 | 10番 | Л | 俣 | 鐵  | 也         | 君 |
| 11番 | 吉 | 本 |   | 堅 | 君 | 12番 | 小 | 林 | 久美 | <b>阜子</b> | 君 |
| 13番 | 酒 | 井 | 良 |   | 君 | 14番 | 上 | 田 | 茂  | 政         | 君 |
| 15番 | 梅 | H | 清 | 明 | 君 | 16番 | 鍋 | 島 | 有記 | 5男        | 君 |
| 17番 | 永 | 野 | 輝 | 全 | 君 | 18番 | 吉 | 村 | 豊  | 明         | 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

12番 小 林 久美子 君

13番 酒 井 良 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| 町                | 長       | 後 | 藤 | 三 | 雄 | 君 | 教育多        | 委員長         | 三 | 島 | 誠 | _ | 君 |
|------------------|---------|---|---|---|---|---|------------|-------------|---|---|---|---|---|
| 教 育              | 長       | 赤 | 峰 | 洋 | 次 | 君 | 教 育        | 次 長         | 田 | 中 | 真 | 治 | 君 |
| 総務 部             | 長       | 宮 | 本 | 義 | 次 | 君 | 福祉生        | 活部長         | 大 | Ш | 育 | 男 | 君 |
| 産業建設部            |         | 服 | 部 | 貞 | 夫 | 君 | 会計管<br>会 計 | 理者兼課 長      | 大 | 野 | 秀 | 治 | 君 |
| 総務部審議 兼総務課       | 員<br>長  | 吉 | 岡 | 典 | 次 | 君 | 総合政        | 策課長         | 松 | 本 | 東 | 亞 | 君 |
| 財政 課             | 長       | 實 | 取 | 初 | 雄 | 君 | 税 務        | 課 長         | 廣 | 野 | 豊 | 徳 | 君 |
| 人 権 教 育<br>啓 発 課 | ·<br>長  | 渡 | 邉 | 幸 | 伸 | 君 |            | 審議員<br>止課 長 | 眞 | 鍋 | 清 | 也 | 君 |
| 健康・保険説           | 果長      | 阪 | 本 | 修 |   | 君 | 町 民        | 課 長         | 堀 | Ш | 正 | 信 | 君 |
| 武蔵ケ丘支列           | 長       | 村 | 田 | 保 | 孝 | 君 | 農 政        | 課長          | 荒 | 木 | _ | 雄 | 君 |
| 建設課              | 長       | 松 | 村 | 孝 | 雄 | 君 | 都市計        | 画課長         | 坂 | 本 | 恭 | _ | 君 |
| 下水道課             |         | 山 | 﨑 | 謙 | = | 君 | 商工振        | 興課長         | 平 | 野 | 誠 | 也 | 君 |
| 総務課長補<br>兼庶務法制係  | 長       | 服 | 部 | 誠 | 也 | 君 | 教育審<br>図 書 | 議員兼<br>館 長  | 帆 | 保 |   | 勇 | 君 |
| 教育審議員学 務 課       | ĺ兼<br>長 | 大 | Ш |   | 晃 | 君 | 中央公        | 民館長         | 堀 | Ш | 俊 | 幸 | 君 |
| 生涯学習課            | 長       | 佐 | 藤 | 清 | 孝 | 君 | 農業委員会      | 会事務局長       | 志 | 垣 | 敏 | 夫 | 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 山川 真喜子 君

~~~~~~

開議 午前10時0分

〇議長(吉村豊明君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第1 一般質問

#### ○議長(吉村豊明君) 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告があっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定していますので、報告します。

1番小林久美子君、2番石原武義君、3番大塚昇君、4番甲斐榮治君、5番佐藤竜巳君、6 番梅田清明君、7番吉本堅君、8番北山正樹君の順となっております。

なお、今回は2日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方にお願いをいたします。

小林久美子君、一般質問を許します。

小林久美子君。

#### 〇12番(小林久美子君) おはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今年は子どもの権利条約が国連で採択されて20年目になります。この条約は、赤ちゃんから 18歳未満までの子どもの成長、発達を保障した国際的な約束です。しかし、ユニセフが15歳を 対象にした幸福度の調査では、日本は15歳なんですけれども、孤独だと感じる率が24カ国中で トップだそうです。非常に残念だなというふうに思います。事態を一層深刻にしているのは、小泉構造改革路線のもとでの貧困と格差の広がりがあります。所得の低下、非正規雇用の増加などで国民の生活が悪化しているところに昨年の金融危機が襲いかかりました。これらは子どもの生活にも大きな影響を与えています。現在の子どもの貧困は、未来の貧困につながる重大問題であると言われています。

今回は私の一般質問の通告は、第1番目が来年度の保育所入所の状況について、第2番目が公立保育所の民営化について、第3番目が公的保育制度について、4番目に孤独死の予防について、5番目に雇用問題についてとしております。今回は子どもたちの保育を充実させるという視点から、保育問題について質問をします。

第1に、来年度の保育所入所状況についてです。

私立の認可保育所の開設により、待機児童はどの程度解消できるのか。全般的に見て、私が 地域の方からお聞きしますと、幼稚園や保育所に入るのはとても大変で、並ばないといけない とか抽せんになってほっとしたとか、いろんなお話をお聞きします。充足状況はどうかお尋ね します。

さらに、来年度の保育所入所状況についての1と2は一緒に質問をさせていただきます。 さらに、乳幼児の人口、菊陽町の今の6歳未満の人口がどのくらいいて、保育所等に通園し ておられるのが何割ぐらいなのかということも、ぜひ町のほうにお尋ねをしたいと思います。 明確な答弁をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。
- 〇福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) おはようございます。

それでは、質問にお答えいたします。

通告1番の、来年度の保育所入所状況についてということで、質問要旨については2つの質問を同時に回答ということでございますので、同時に行いたいと思います。

答弁の前に、質問がございました就学前の人口、6歳未満です、具体的に調べておりませんけども、以前調査したところによると、現在約3,000人弱ということになるかと思います。その中で、保育所に入所されてる方が公立、私立合わせまして約1,000人強になるかと思います。それから、幼稚園については就園奨励金等を支払っておりますので、それでカウントしますと大体400前後ということで、先週500が保育所あるいは幼稚園に入園されて、後の1,500程度、約半分が家庭で育てていらっしゃると、あるいは認可外保育、あるいは事業所内の保育、そういったところに入所されているというようなところで約半数近くが保育所とか幼稚園とかそういったところに入っていないというようなところで私は理解をしております。

それでは、質問の1の、私立の認可保育所の開設により待機児童はどの程度解消できるのか という質問に対してお答えをいたします。

皆様もご存じのとおり、本町は人口増加に伴い、児童数も増加傾向にあります。このような中で保育所入所希望者も年々増加しているところであり、町としましては既存の保育所の定員をふやしたり、平成19年度には光の森キャロット保育園の誘致を行うなど、待機児童の解消に取り組んでまいったところであります。しかしながら、転入などによる人口増加に伴い、それでも保育所入所希望者が増加し、待機児童の解消には至っていない状況であります。

このため、私立保育所2園を本年度誘致し、来年4月に開園することになりました。これによりまして、本年度中の定員は公立、私立合わせて現在830名でありますが、平成22年度は2園合わせますと180名の定員増となりまして、公立、私立11園になりまして、その定数は1,010名となります。来年度の保育所入所につきましては11月に来年度の保育所入所申し込みの受け付けを行いました。現在、その申込書の整理作業を行っているところであります。整理が終わりましたら、1月になりましたら新規申し込みをされた方の面接を行います。その中で家庭状況をお聞きし、保育所入所の基準を満たしているかなどを確認をすることとしております。その後、入所判定会議を受けて入所の決定ということになります。現在、申込書の整理の作業を行っている途中でもありまして、さらに今後は就労証明書等の保護者の勤務状況を証明する書類の提出や面接もこれからということでありますので、確定的なことは申し上げられま

せんけども、来年度においては待機児童をほぼ解消できるものと推測はしております。といいますのが、180名定員増ということで、昨年の21年度の入所につきましては粗数字でございますけれども、約1,020名の方が入所申し込みされました。この1,020名の方はまだ休職中、いわゆる職を探しておられる人まで含めて1,020名ということでございますので、単純にこの数字が今年度来るわけではないんですけども、定員が1,010名になりましたのでほぼ4月1日時点では待機児童がなくなるような、そういった認識でおりますし、そういった努力をしていきたいと考えております。

それから、2番目の全般的に見て幼稚園や保育所に入所するのは大変だと聞いているが充足状況はのご質問でございますけども、幼稚園と保育所の設置の目的がそもそも違いますので、幼稚園と保育所を合わせての充足状況を福祉担当では把握をしておりません。保育所についてのみを申し上げますと、平成21年10月現在で保育所の待機児童は約60名いらっしゃいます。この中に求職者、職を求めている方、こういった方を含めると88人となっております。年度当初は15名でございました。これからさらに求職者を含めると53名ということでありましたが、転入あるいは年度途中の転入、それから出産、就職や育児休業からの復帰などの理由により年度途中の入所申し込みがありましたので、弾力的な運用を行いながら、4月から現在まで年度途中の入所者は65名を入所させているというようなところで進めておりますが、待機児童について言えばかなり増加しております。近年の本町の人口の推移が約1,000人程度の増加があっており、そのことが待機児童を発生させる原因であると思っております。こういう状況でありますので、なかなか年度途中の保育所入所につきましては非常に厳しい状況になっておりまして、保護者の方々にもご迷惑をおかけしているというような状況であります。

しかしながら、先ほど申しましたように、来年度は新しい保育所が開園いたしますので、来年については年度途中に入所申し込みをされた人に対しても、おおむね対応できるんじゃないかと、そういう思いでおります。

以上でございます。

#### 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 来年度は待機児童が私立の2園の開園によってかなり解消できるということでありますが、1つは年度途中の弾力的な運営なんですけれども、法的には年度当初が15%で、その後は25%ぐらい枠、増加して受け入れていいということで、だんだん基準が緩和されてきて、それが広がっていくような状況もあるんですけれども、菊陽町町内の場合はその辺の弾力的な運営が今年度はどの程度だったのかというのを、一つはお聞きしたいと思います。

それから2つ目に、幼稚園の問題は、これは学務課のほうになるんでしょうか。幼稚園はどの程度の方が通園されているか、その辺の実態といいますか、その点をお尋ねしたいと思います。

#### 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。

○福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) 定員の弾力的運用ということで今議員も申されましたが、年度当初につきましては、認可定員の15%以内ということになります。それから、年度途中、我々は5月1日以降ということで判断しておりますけども、5月1日から9月30日まで認可定員の25%以内、それから10月以降につきましては認可定員の25%超えてもいいというような国の通達といいますか、そういった状況でございますけども、ただ国が25%超えたからいいという状況の中で我々も努力はしてるんですけども、当然定員をふやせば保育士が必要になりますし、最低基準というのが設けられておりまして、園児1人当たりに対して1.65平米とか1.98平米とか3.3平米とか、いろんな年齢階層あるいは屋外遊技場、そういったものに対して最低基準というのを国が定めておりますので、余りにも定員をふやしますとなかなかその基準を満たさないというような問題も出てきますので、なかなか国の通達どおりにはいっていないというのが現状であります。

それから、入所率を申し上げますと、21年11月30日現在の各園の状況を申しますと、もみじ園につきましては定数60に対して74人ですから123%、なかよし園が50に対して52人、104%、白菊園が90人に対し102名、入所率113%、白鈴園が120人に対し145人、120%、みどり園100人に対し108人、108%、さくら園120人に対し148人、123%、第1園100人に対し103人、103%、第2園100人に対し109人、109%、それから私立保育所のキャロット保育園定数90に対し115名、入所率128%、合計しますと830人に対し956名、入所率が115%ということになっております。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** それでは、お尋ねがございました幼稚園のことについて お答えをしたいと思います。

平成21年11月の数字でございますが、現在幼稚園に通われておられます園児の数、子どもさんの数でございますが、これは415名でございます。行かれております幼稚園の数が町内、それから近隣を含めまして全部で27園に行かれておられます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。
- ○12番(小林久美子君) 福祉課長に再度確認なんですけれども、今21年度の11月30日現在の各園の入所率を詳しく述べていただいたんですが、この21年10月現在で60名の待機の方がいらっしゃるということで先ほどお聞きしたんですけど、その方たちの対応はなかなかできなかったのかどうか、その点についてお尋ねをします。
- 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。
- ○福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) 今、それぞれの園の入所率を申し上げまして、例えば 第1園とか第2園は10%を割ったところの入所率、なかよし園は特に50人に対して52人ですか ら104%、もっと入れられるんじゃないかというような疑問を議員もお持ちと思いますけれど

も、これらは転入とか出生とかで役場のほうに日々窓口に保育所入所の申し込みをしに来られ、入所先については保護者がどこどこ園に入りたいというふうなことで、一方的に町のほうで割り当てはできません。保護者のご希望に応じながら入所先を決定しているというようなところで進めておりますもんですから、なかなか、例えばもう入所率が、キャロット保育園については先ほど言いましたように128%でもういっぱいいっぱいの状況でやってらっしゃいますけども、新たに転入された方とか出生された方が役場のほうに来られて、キャロット保育園に途中で入りたいということになると、当然128%じゃ、これ以上園の状況を確認しながらもう入所は無理であるとか、そういった中で先ほど言いましたように現在60名の方が待たれているということで、保護者の状況を聞きながら、入所先を確認しながら保育所と協議をしながら待機児童になるのか入所になるのか、そういったところで進めているということでございますので、なかなかこの弾力的運用だけを考えて、なかなか入所先を決定できないというのが現状であります。

以上です。

#### 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

**〇12番(小林久美子君)** 来年度は、ぜひ今入所を希望されている方、また働きたいということ で職を探されている方が保育所にきちんと入所できるように、それを望んで次の質問に移らせていただきます。

次は、公立保育所の民営化についてです。

今9月議会に出された議会への請願については、議会で継続審議中です。町長は9月議会に おいて、民営化の先送りを表明されました。民営化についてはさまざまな議論がありますけれ ども、少し何点か整理した上でお尋ねをしたいと思います。

1つは、公立と私立の違いについてです。今菊陽町は8園の公立保育所とキャロット1園が 私立ということです。私立保育園は経営者の理念に基づいて運営される保育園です。公立保育 所は行政機関である町が地域全体に責任を持って保育に当たっているところです。それぞれ性 格も運営形態も違うものであります。それを公立か私立かと対比してとらえるのはどうかと思 います。問題は公立であれ私立であれ、菊陽町の保育をどう充実させていくかが一番大事なと ころであると考えます。私はこの立場でこの間も一般質問をしてまいりました。

それから、今回の民営化の出発点がそもそも何だったのかということも、議論に入る前に押さえておきたいと思います。

1つは、地方財政の厳しさから経費削減を目的として、その具体化としての公立保育所の民営化です。菊陽町では、平成17年12月6日に第3次行政改革大綱が出されました。それがまずの出発点でしたけれども、この民営化は民間でできることは民間で、官から民へという構造改革路線を背景に、安上がりの保育を目指すために具体化されたものです。子どもと地域の未来を守る立場からも相入れません。さらに、保育園が民営化され、その削減した予算を子育て支援の充実に回すという議論もこの間なされてまいりました。これは冷静に考えるとおかしいの

ではと私は考えます。なぜなら、お金がないので、財政が厳しいので、また町は小学校の耐震化などいろんな事業をこれからも進めていかなければならないので、そういうお金がないので民営化を進めているということですけれども、いろんな町の説明会を見てみますと、町長は子育て支援の充実も大切にしておられるので、どんな施策をされるのかは余り見えてこないんですけれども、妊婦健診とか、これから子どもの医療費の無料化の拡大とか、そういうことを指されているようでしたが、8園の公立を維持してこそ子育て、福祉を大切にしている行政と言えるのではないでしょうか。近隣の市町は公立がなくてもやっていけるという議論もされていますが、合志市は待機児童が公式には69人、潜在的には200人から300人を超しているのではと聞いています。菊陽町は若い世帯も増加している町です。今まで公立保育所で積み上げてきた保育士さんの経験を生かし、誇りを持てる公立保育所だと自信を持っていいと思います。先ほど言いましたように、公立か私立かの選択ではなくて、公立であれ私立であれ町の保育をどう充実させていくのかが一番大事なところだと考え、質問に移らせていただきます。

まず、第1の質問は、9月議会以降公立保育所6園の保護者向け説明会が実施をされています。議事録も配付していただきましたし、参加者の数、また参加者の率も各議員には郵送で配付をしていただきました。ただ、私が非常に疑問に思いますのは、町長が9月議会で民営化の先送りを表明されているにもかかわらず、公立保育所6園の保護者向け説明会、これは9月議会前と同じ資料だし、ほとんど変わりません。そして、説明会ももちろん行政の方が夜かなり努力されて行かれてるというところは大変だというふうに思いますが、各保護者数名の参加で50分ほど各場所で説明をされて、あと四、五分の質問というようなところもありましたけれども、もう少しこういう説明会だけで本当にいいのだろうかというふうに疑問を持ちます。インフルエンザがはやっている時期でもありましたし、9月議会の町長の民営化の先送りというのも表明されている後でしたので、町としてはこの実施をどういう取り組みをされたのかということと、内容はこちらでお渡ししていただいているんですけれども、その辺の9月議会の町長の配慮はこの説明会のときはどのように受けとめて実施されたのかについてお尋ねをします。

それと、2番の参加できてない保護者への説明を今後どうされていくのかということも一緒 にお尋ねをしたいと思います。

#### 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。

**〇福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君)** それでは、1番目と2番目あわせてのご質問にお答え をいたします。

まず、1番目の9月議会以降公立保育所6園の保護者向け説明会が実施されているが、どういう状況だったのかということで、議員にもその資料を、議事録をお上げしておりますので、 それを見られて質問されていると思いますけども、どういう状況かについてまずご説明をいたします。

9月議会の前に町立保育所8園の保護者会会長の連名で、民営化計画の見直しを求める請願と約2,400名の署名が議会に提出されましたが、この署名には民営化対象以外の保育所の保護

者も多数署名されているということもありまして、これまでは対象保育所以外の保育所には、 民営化についての説明については行っておりませんでした。対象園の第1園、それからさくら 園については、両園合わせまして8回ほどの説明会をやったんですけども、それ以外の園には 行っていなかったということで、署名が相当数参ったということで、当然我々としてはそうい った署名をされた方たちに対する説明責任があるというのが執行部としては当然でございます ので、去る11月9日から16日にかけまして6日間、民営化対象以外の6つの公立保育所の保護 者を対象に説明会を、これも各園ごとに夜の7時からそれぞれの町民センター等で開催をした ところであります。

説明会の開催は、6園の全保護者に一人一人文書で通知をしております。しかし、残念ながら各園2名から6名程度の参加でございまして、6園合わせて参加者は24名ということで、対象保護者の5.2%の参加率ということであります。

説明会の内容については、もう議員も言われましたように、議員の皆様にも説明を申し上げております民営化計画書、あるいは民営化のガイドライン、そういった議員の皆様に説明した内容について同じようなやつを説明をいたしたところであります。当然、署名が上がったということであれば我々も何かのアクションを当然するべきであるし、反対された方にご理解をいただくために説明会を開催したというようなところでございます。

それから、質問2の参加できない保護者への説明はということで、どうされていくのかということでございますけども、参加できなかった全保護者には、各保育所を通じてすべての説明会資料を送付させていただきました。お配りしました資料を読んでいただければ、保育所民営化の内容についてある程度のご理解はいただけるものと思っております。しかしながら、民営化について詳しい説明を聞きたいという要望等があれば、今は町のほうでも出前講座みたいないろんなものを、少人数でも行っております。連絡いただければはせ参じますので、どうぞ議員のほうからもそういう保護者の方がいらっしゃるのであれば、あるいは住民の方でも結構です、民営化について聞きたいというような要望等が寄せられているのであれば、町のほうにお電話いただければはせ参じて説明をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 福祉課長にお尋ねをします。この署名をされた方への説明責任ということですけれども、私は説明をするのが悪いとは言いません。ただ、ずっとこの間いろいろ第3次の行革大綱の中にも住民参加、住民との協働をずっと掲げてこられているわけですけれども、実際こういうふうに問題を進めていくときは、全くその視点はないがしろにしたまま進める。実際署名とか集まって、さあそれでは署名をされた方に説明をというのは、ちょっとやっぱりおかしいのではないかと思います。本来ならば、事業をやるときにきちんと、その2園だけではなくて、全8園、保護者全体に向けて町のこれからの理念、考え、そういうのをきちんと示されて進めるべきだというふうに思います。

それと、その後の説明も、やはりもっと保護者が参加しやすい時間帯、それまでの第1保育 園やさくら園ではそういう時間帯で設定されていますので、やや署名が出たので慌てて帳面消 しとは言いませんけども、それに近いような形でやるというのではなくて、本当にやっぱり議 論をする、先ほど言った、公立でも私立でもいい保育をどういうふうにこの菊陽町でやってい くんだという、その本筋の議論をきちんとしながら、財政上の説明もしていくというのが本来 ではないかというふうに思います。私はちょっとびっくりしたんです。これだけ議会で継続に なっているにもかかわらず、例えば11月10日のなかよし園のところの回答では、絶対民営化は 嫌と言っても民営化になるのか、署名とかもあったがという質問がありまして、町としてはご 理解をお願いしていく。将来的なことを考えると民営化は避けて通れないと思っている。町の 政策として進めている。これは今議会で継続になっている等々も何ら配慮がなされていないの ではないかと考えます。ほかにもいろいろありますけれども、保育の質のところでは質問が、 これは白鈴園の説明会ですけども、ある程度最低限の利益を出すために備品の削減をしたりし て子どもたちに影響が出るようなことはないのかという質問がありました。回答では、けがを しないように安全性を考えて備品を購入したり、保育内容が低下しないように運営をしてい く。また、保育内容が低下すれば募集等に影響するので、そういう削減はしないと思ってい る。また、民営化する場合に、現在の保育内容を基本的に継承してもらうので、保育内容が低 下するようなことはないと考えているということがありますけれども、この保育内容を基本的 に継承してもらうと言っても、今の公立の保育士さんたちにこの間いろいろ話を聞きますと、 十数年間も自分たちでお金を出して、自分たちの時間を使って自主的に子どもにどう対応して いくかということも、大学の先生と一緒に研修をしてきた、そういう積み重ねとか、いろいろ あると思うんです。それをこんなふうに基本的に継承してもらうので、保育内容が低下するよ うなことはないと言い切るのは、私は非常に無責任ではないかと思いました。

それから、民営化するときに施設の譲渡はどうなるのかという質問に対しては、園の建物については無償譲渡、土地については無償貸与ということになっていますけれども、私も各園を回りまして、この間菊陽町が税金をたくさん投入してきて保育園をつくってこられ、また実際の現場の保育士さんたちは、おもちゃ一つから愛着を持って当たられているわけです。非常にどこの園を見に行っても、私はきれいに、非常に工夫されてやられているというふうに思っています。こういう一つ一つの愛着のある保育士さんたちのものを、本当に無償譲渡で物を民間の方に渡すというのは心苦しいというふうにおっしゃっていましたし、私もそうではないかと思いました。そういうことで、これからどういうふうに町が今後進めていかれるかということですけれども、町長にお尋ねをしたいと思います。

町長は民営化の先送りを表明されていますが、今までの私の一般質問での議論等お聞きになって、また署名等の重みとかももちろんありますし、現場で働いている保育士さんたちの子どもたちに対する熱い思いも私は受けとめているわけですけれども、町長はどのように今後進めていこうとされているのか、この点についてお尋ねをします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) ただいまの小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

この保育所の民営化の件でありますけども、これは武蔵ケ丘第1園につきましては21年度中 に保育所の設置条例等の改正をしまして、それに基づいて22年4月から合同保育、そして23年 度から民営化の予定をしていたところでありますけども、この時期を見直すことにつきまして は、既に9月の折に申し上げましたように実施時期については見直すというところでありまし て、12月の広報の中でもこのお知らせをしたところであります。この民営化につきましては、 非常に小林議員さんの子どもたちに対する思いといいますか、公立であっても私立であっても 保育の充実にあるというところで、それはもう私もそのとおりと考えているところでありま す。そういった面で、今後につきましては、この件については今、議会のほうで請願について は継続審査されているところでありますけども、またこの議会の全員協議会や文教厚生常任委 員会におきましても、今言われたように土地や建物についてもこういった見直しが必要じゃな いかということでご意見があったところでありまして、そういうものについても十分見きわめ ながら、今後につきましては時間をかけながら、9月のときもお答えしましたように政権がか わって国の子育て支援策、保育所に関する取り扱い等のこれもきちんと動向を見きわめなけれ ばならないし、また来年の4月から新しく私立保育所もまた2つできるところであります。こ ういった状況等も十分検証しながら、慎重に今回この見直しの請願等が出まして、時期を十分 検討するということになっていますので、そうしますとどうしてもうまく進めても1年程度は 時間を十分費やしながら、その辺を対応していきたいというふうに考えているところでありま す。

#### 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

**〇12番(小林久美子君)** 町長も、やはり民営化は避けて通れないと思ってらっしゃるのかどうか、この点について一つお尋ねをします。

それともう一つですけれども、職員の構成です。臨時職員が8割にも上っている実態についてはもう十分ご存じだと思いますが、非常に改善が必要だと思います。各園を回ってみますと、園長先生を含めて休職の方、また正職員が数名、1名とか2名とか、数にもよりますけれども、園長先生たちも50歳半ばだったり、あと一、二年で定年だったりありますよね。そうすると、本当に先ほどから公立の保育の質ということで述べておりますが、これを維持していくのは非常に困難ではないかというふうに感じます。やはり正職員の数をふやしてやらないと、民営化するしないにかかわらず、先ほど言いましたように公立、私立、そういう議論にかかわらず、今の子どもたちに対して責任を持てないのではないかということを危惧します。その点についてどのようにお考えなのか。現在臨時の保育士さんがクラスを受け持って非常に頑張っておられるので、これまで維持してきていると思いますけれども、その点についてお尋ねをします。

#### 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

**〇町長(後藤三雄君)** 民営化について、この件につきましては私自身は民営化することによって 保育の質が落ちるというふうには考えておらないところであります。そういったことで、いろ いろご心配されよるような点につきましては、十分そういった問題が出ないように、現在考え ているところもいろんな合同保育等あたりでも十分そういうものを活用しながら進めていかな ければならないと思っているところであります。

そしてもう一つ、確かに臨時職が非常に多いような状況にありますが、これはもう正職にし ますと非常に人件費の関係で厳しいところがありまして、臨時職の対応でやっているところで あります。特に、この未満児あたりは3人に1人保育士をつけなければならないということ、 これをまた正職でやるということになりますと、相当の財政的な面でも厳しいところが出ま す。そして、この町立の場合につきましては、もう何度もこれまでも言ってきたように、一般 財源化されていますので、一般財源化というのはいわゆる普通交付税の中での需要額で見ると いうことでありますが、この交付税自体がほとんど不交付団体的なところまでなっているとい うことで、非常に厳しいような状況であります。これが民営化の場合につきましては、国の負 担あたりがまだきちんとできてないところもありまして、そういった面からしましても、本当 に臨時保育士さんたちに一生懸命頑張っていただいておりますけども、そういう面でも民営化 する中で、そこで正職として働きたいと言われる方については、この引受法人のほうに募集等 の条件等にも入れていきながら、正職の立場で働いてもらうようなことも考えているようなと ころであります。いずれにしましても、公立、私立、どちらであれ菊陽町の保育の現場ではそ の辺十分やっていけるのではないかと思います。そういった面で、現在私立が1園、そして今 度2園できるというところについては、そういうところに実際子どもたちが通っていきますの で、その辺の状況等も十分どういう状況にあるかというのは検証をしながら、民営化のほうに 当たっていきたいというふうに考えているところであります。

#### 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 町長の発言にちょっと私は唖然としましたけど、町長は民営化によって保育の質が落ちるとは考えていないとはっきりおっしゃいましたが、そうであるならば少しお尋ねをしたいと思いますけれども、この菊陽町内の公立保育所は、保育士さんたちが地域の方ともコミュニケーションをしっかりとりながら一体化して保育、子どもに当たりますよね。そして、子どもたちが小学校、中学校に行っても、また地域とのかかわりの中で、そのことも十分その後の成長やその後の親御さんの悩みとかも受けとめておられますが、そういう地域とのコミュニケーションなりコミュニティーづくりの中での保育という点でどういうふうに、私はその辺がやっぱり公立のよさであるし、今まで菊陽町の保育士さんたちが努力をされてこられたところだというふうに思います。

それともう一つは、子どもとのかかわりだけではなくて、これはもちろん私立でも一緒でしょうけど、今子どもたちは親御さんの経済的な状況や病気、失業、また母子家庭だったり、いろんな状況の中で非常に貧困が叫ばれていることも事実です。そういうときに、一緒に子ども

の目線で考え、また親御さんの悩みにもしっかりと答えておられる、それは私立では年齢構成を見ると、やはり一般的には公立のほうが年齢構成も高くてバランスもいいというふうに言われています。私立だとどうしても若い保育士さんたちが多いというところで、そういうところに十分親御さんの子どもとのかかわりも手助けをするといいますか、サポートするというところで、私はやはり今の公立の保育の質というのは非常に誇れるものだというふうに思って質問をしているわけですけれども、この点について保育の質が落ちるとは考えていないと一言に言い切ってしまっていいのかどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

#### 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。

(12番小林久美子君「町長にお願いしたいんですけど」の声あり)

後藤町長。

**〇町長(後藤三雄君)** 地域の中での保育ということにつきましては、私直接は見ておりませんけども、担当の所管のほうでは市内のほうの私立の保育所に行かれまして、そこでそういった面についても十分そういうことをやっておられるということを担当を通して確認しているところではあります。

それと、今言われましたように、非常にこういう不況の厳しい中で保育あたりをされておるといいますか、そういう面でありますけども、そういった面につきましても今町でやっておる保育の内容が私立になることによって低下しないというか、そういうことについてはもう十分ご心配されるようなことについては真剣に移管する中で取り組みながら、そして移管した後もいろいろ検証するような県のほうも保育関係の監査といいますか、そういったものはあるということでありますので、そういう中で低下しないようなことはもう十分注意していかなければならないということであります。ご心配される点、本当に子どもたちのために小林議員真剣に考えておられることでありますけども、そういった面についても今後についてもいろいろご意見を聞きながら対応していきたいというふうに考えているところであります。

#### 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 私がこの問題をかなりしつこくといいますか、粘り強くといいますか、あきらめないでといいますか、訴えるのはやはりこの間公立の保育所を支えてこられた保育士さん初めその関係者、保護者の方、そしてまた行政もその大きな役割を担ってこられたのではないかと思うからこそ、これだけ言っているわけです。保育士さんと話をしますと、やはり子どもたちを慈しんでるということをおっしゃいましたが、そういう中で育てられる菊陽町の子どもたち、私とても幸せだなというふうに思いました。ですから、町長の町政運営、もちろん子育て、この4,000万円を、例えばほかの子育て支援に、子どもの医療費無料化をもっと拡大して、それが子育て日本一というふうに考えておられるのであれば、私はそれは違うのではないかと思います。やはり、今働いている人たちの保育士さんや臨時の保育士さんたちの思いをしっかり受けとめて、そしてその公立の大切さをわかって運営をしていくということが、やはり町政の一番の基本ではないかというふうに思います。それが、子育て支援を大事にして

いくところだということで質問をさせていただきましたし、町長にもぜひそういう視点でもう 一度熟慮し、公立を宝として、また保育士さんたちの誇りを大事にして考えていただきたいと いうことを訴えたいというふうに思います。

菊陽町の保育内容をいかに高め、今まで培ってきた公立保育所のよいところをどう守り発展させていくかという理念がないと、この保護者、ましては現場の保育士さんたち、民営化というのは単純なコスト削減だけでは納得されないというふうに私は思います。

それでは、次の公的保育制度について質問をします。

厚労省は新たな保育の仕組みを検討しています。町長としては、その動向をどのようにとら えておられるかについてお尋ねをします。

- 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。
- ○福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) それでは、質問にお答えをいたします。

(12番小林久美子君「町長にお尋ねしてるんですけど」の声あり)

いや、私のほうで答弁させていただきたいと思います。

少子化が進む中、保育制度について検討している厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会が本年2月、新制度導入などを求める第1次報告をまとめたところであります。その内容につきましては、認可保育所の入所先を市町村が割り振る現在の仕組みを変更し、親が保育所を選んで直接申し込むようにすることや、待機児童の大幅減を目的にした新規事業者の参入促進などが盛り込まれております。

しかしながら、政権交代により現時点では制度改革の方向性は不透明な状況にあります。厚 生労働省が9月に発表いたしました全国の待機児童は約2万5,000人であります。増加数、増 加率の対前年比は、現統計方式で過去最高となっております。

第1次報告は、保育所がふえない理由として、認可機関や実施主体が行政側であることを上げております。現行制度では、私立保育所は実施主体である市町村から委託をされております。運営費は利用者の保育料以外は国、県、市町村が分担するため、支出は園児数に比例してふえます。そのため行政側の支出抑制が働きやすく、認可されにくかったり、入所要件を厳しくしたりする傾向にあるというものであります。新制度案では、新規参入をふやすために保育所の認可制を廃止し、最低限の基準を満たせば新規事業者の参入を都道府県、市町村など、行政機関が認める指定制を基本とする考えであります。従来実施主体だった市町村は監督業務を担い、保育の実施主体は保育所のほうに移されます。利用者は市町村とではなく、直接保育所と契約を交わすということになります。また、新しい制度はパートタイム勤務など、女性の就労形態の多様化に対応、市町村が……

(12番小林久美子君「すみません、簡潔に」の声あり)

ちょっと早口で言いますので。市町村が保護者の勤務時間、介護が必要な家族の有無などに 応じて保育の上限を決める要保育度の区分認定制度の導入をうたい、現行で原則1日8時間の 保育時間は子どもごとに変わるということであります。さらに、市町村が決める保育料につい ても、所得に応じて変動する応能負担から、利用時間に従った応益負担とし、利用料で保育料 の差を出す、そういった方針であります。

ただ、この新たな保育の仕組みについては課題も相当ありまして、この制度導入にはかなりの財源、言われておりますところが、約1.5兆円から2.4兆円の財源の確保が必要であるということで、この民主党政権下でどのような議論がなされ制度が確立されるのか、また保護者や市町村への影響がどのようになるのか、その動向を注視し検証してまいりたいということで、この第1次報告については2011年度から実施するというような報道の内容であったかと思います。こういった中で、今後国が定める少子化対策の動向を見ながら、我々もそういう方針であれば、当然国の法に基づいた市町村に対する指示でありますので、そういったものへの配慮はやっていきたいということで考えております。

以上でございます。

## 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

〇12番(小林久美子君) 公的保育制度についての動向は町長にお尋ねをしたんですけれども、 今少子化特別部会というのが12月9日にまた開かれているというふうに聞いています。厚生労 働省が目指す新制度、これから明らかになってくると思いますけれども、その大きな一つは直 接契約をするということです。市町村は保育所の入所に責任を負わない、公的責任を取り外す という方向性が検討をされています。

それから、応益負担というのは少しぴんとこられないかもしれませんが、介護保険制度で考えるとわかると思います。今までは、例えば保育制度では保育料は家庭の収入によって保育料が決まりますけれども、これからはどれだけ保育時間を費やしたかという時間によってお金が決まるというふうなことも考えられています。それから、指定制度の導入は、やっぱり事業者がどんな事業者でも保育の市場に参入できるというやり方で、利益を上げた分を株式に配当していいかどうかとか、その辺までも議論を一方では進められているということがあります。11月に長妻厚生労働相が示した方針では、都市部で保育室の面積基準の引き下げ、全国的に園庭や医務室の設置、耐火基準や避難設備の最低基準も撤廃して地方に任せる方向等々、今特別部会等で検討されていますが、これは非常に問題があると思います。今でも、先ほど最初のところで言いましたように、子どもたちを120%以上詰め込むと非常にいろんな問題があるというのは、現場の福祉課長さんは十分ご存じだと思いますけれども、そういう中で、こういうふうに基準を、もっと狭くてもいいですよということになると、子どもたちは寝るところも、食べるところも、遊ぶところも一緒、今でさえも基準は非常に低いにもかかわらず、まだこういう方向性が待機児童対策というかけ声のもとで進められようとしているところはきちんと見ておかなければいけないというふうに思います。

私は制度改悪と最低基準の緩和は直ちにストップして、やはり認可保育所の大幅な増設で待機児童解消を図ることが必要だというふうに考えています。この問題については、また今後とも取り上げていきたいと思います。

4番目の、孤独死の予防についてです。

孤独死の問題は、非常に今社会問題になっています。高齢化や核家族化が進み、単身あるいは夫婦だけで暮らす高齢者世帯が増加しています。菊陽町でも例外ではありません。菊陽町の武蔵ケ丘7町内、8町内は非常に高齢化率が高いという調査も出ていますし、武蔵ケ丘団地もいろんな家庭背景といいますか、経済背景を持った方が非常に多いという状況があります。

孤独死は高齢者だけでなく、中高年にも起きる問題です。孤独死の町の対策というのは、余り全国的にもまだ取り組まれてないんですけれども、今どういうふうに町としてされているかということと、今後はやっぱり実態調査等も必要だと思いますが、その点についてお尋ねをします。

- 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。
- ○福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) 今取り組まれている町の対策はということで、ご説明を申し上げます。

まず、孤独死、孤立死の現状について説明をさせていただきます。

孤独死する人は全国で約2万5,000人から3万人にも上ると見られ、熊本県内においては県警の調べによりますと、孤独死した人は平成10年に169人だったのが、平成15年に329人、平成19年に486人と約10年で2.9倍に膨れ上がっております。このうち、65歳以上の人、いわゆる高齢者が平成10年に113人、平成15年に211人、平成19年に317人が亡くなっており、その数は年々増加しているという状況にあります。

菊陽町においては、今年10月16日に県営武蔵ケ丘団地で父と子ども2人が死後数日から2週間経過して発見されるという大変痛ましい事件が発生いたしました。町内の孤立死の数を、これは大津警察署等の情報から集計しますと、平成19年はゼロ件であったのが、20年が1件、21年が先ほどの親子の死亡事件を含めて4件ということで、年々ふえているという状況でございます。

次に、介護予防の事業とあわせた高齢者の安否確認のための対策としましては、本町では 町、それから町社会福祉協議会、地域が連携して声かけ見守り活動を通じ、要援護者の健康状態や安否の確認を行うさまざまな取り組みを実施しております。

まず、具体的な町の取り組みを紹介しますと、民生児童委員、老人会、シルバーヘルパーによる要援護者に対する安否確認を行う友愛訪問活動、65歳以上の要援護高齢者を対象とした保健福祉サービス利用の世話や世帯訪問を行う在宅介護支援センター事業、昼または夕方弁当の配達時に利用者の安否を確認する配食見守りネットワーク事業、ひとり暮らし高齢者で発作など突発的に生命の危険な症状が発生する人を検討して、一人で起き上がることが困難な人を対象とした緊急電話を貸し出す在宅高齢者等24時間緊急通報体制整備事業、ひとり暮らし、または家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、週1回最寄りの町民センターのデイサービスに通う……。

(12番小林久美子君「時間がないので後でまた聞きます」の声あ

- 〇議長(吉村豊明君) 小林久美子君。
- **〇12番(小林久美子君)** 今日保育問題に力を割きましたので、後のほうが十分できなくなりましたけども、ぜひ武蔵ケ丘団地の痛ましい事故もありましたので、やはり町内では孤独死ゼロを目指した……。
- ○議長(吉村豊明君) 小林久美子君に申し上げます。 時間が参りました。直ちにやめてください。
- **〇12番(小林久美子君)** 孤独死ゼロを目指して取り組みをしていただくように要望しまして、 質問を終わります。
- ○議長(吉村豊明君) 小林久美子君の一般質問を終わります。 しばらく休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 休憩 午前11時0分 再開 午前11時14分 ~~~~~~

O議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○3番(石原武義君) 皆さんこんにちは。傍聴席の皆さん、雨天にもかかわらず傍聴に来られましてありがとうございます。

議席番号3番石原武義、12月定例議会の一般質問をこれから行います。

まず、先般松永副町長が辞職されました。松永前副町長は人望厚く、経験豊かな方で、菊陽町にとっても大きな損失であろうかと思っております。一日も早く健康を回復されんことを祈っている次第であります。

さて、今回も中部小学校の建てかえの問題について、3月議会、6月議会、9月議会、そして12月議会と4回連続で質問させていただきます。また、3月議会よりほかの議員も延べ20人ぐらいの方が質問されております。これは非常にこの問題が大きなことであるということのあかしでもあります。こうした大きな問題は、町長も議員も思惑を捨て、菊陽町の将来図をビジョンに照らし合わせ、そして大所高所から判断しなければならないと思っております。

それでは、項目順に従って、質問席にて質問を行います。

- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) 質問事項の順に沿って、1番目は行政における民意の反映の手続、方法を問うとしております。少々大げさに書いておりますけども、先般の9月議会で中部小学校の現地建てかえ案は断念されました。9月の断念された時点で残るは町民グラウンド、そして南側を想定されてと思いますけども、E案、新しい土地ですね、この2つが残りました。そして、11月16日の全員協議会で町長は、町民グラウンドに建設する意向を表明されました。

この唐突なといいますか、一方のほうは全然どういう検討をされたかということも私どもにはわかりませんし、またどういう資料が提出されたということも、また新たな資料も加わっておりませんが、ただ11月16日に全員協議会で町民グラウンドに建設するということを言明されました。じゃあ、ここでタイトルのごとく、民意の反映としておりますから、この町民グラウンドに建てることに関して、どういうふうに民意を酌み取り掌握されたか、その点を大変疑問に思っております。とりあえずは、その中部小学校の校区の方々ですね、そういう人たちの民意はどこにあるか、一人一人聞かれてというわけでもないでしょうけども、大方の全体的な民意はどこにあるか、それを私はちょっと疑問に思っておりまして質問をさせていただきました。また、もとより町長は町長職につかれる前のキャッチフレーズは、住民参加の行政と高らかにうたわれておりました。それはやっぱり民意はどこにあるか、これをつかむのが一番問題じゃないかという趣旨のもとにそういうキャッチフレーズをうたわれたんじゃないかと思います。

そこで、町長はどういう方法で、狭く言えば中部小学校の校区の方々の民意をどういう方向 で接触され、またどういうふうにして民意を掌握されたか、その辺のところをお聞きします。

〇議長(吉村豊明君) 学務課長。

(3番石原武義君「この中部小学校の問題は、この1年間論議を重ねております。しかも、風雲急を告げるごとく、もう最終大詰めの段階になっております。最終判断は町長であります。したがって、町長にご答弁いただきたいと思います」の声あり)

後藤町長。

○町長(後藤三雄君) ただいまのご質問でありますけども、この中部小学校の問題につきましては、今年の当初予算で現在地のところの案で議会のほうに予算措置を計上してお願いしたところでありますけども、現在地のほうが否定されたというところであります。その後教育委員会のほうで現在地の修正案、そして町民グラウンド案、そしてまた新しい土地での案というなものをつくりまして、地域のほうでの説明会、それからPTAあたりも説明会をしながら地域でも4会場で実施をしたところであります。そして、その後また全家庭のほうにアンケート等を実施して、その中でその結果が出たところであります。この件につきましては議会のほうにも報告したところでありますけども、その中で見てみましたら現在地案というのが一番低かったということで、その件につきましては断念せざるを得ないということで、9月の議会の段階でお答えしたところであります。

そして、その後2つの案が残ったところでありますけども、2つの案というのはどちらが絶対的、圧倒的に多いとは考えにくいような点がありましたけども、住民説明会の中では現在地案また新たな土地の意見もあったわけですけども……。

○議長(吉村豊明君) 静かにしてください。

〇町長(後藤三雄君) 保護者のアンケートも実施しまして、回収率は低いところはありましたけ

ども、町民グラウンドの案というのがその中で一番多かったということで、そういった面も判断の一つの基準ということで考えたところであります。

そういった中で、今回もグラウンド案というのは、その時点で把握しておりました内容によって判断したところであります。

〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。

〇3番(石原武義君) 8月の下旬にご承知の一連の住民説明会がありました。これは都合4回で すか、もちろん場所は変えてありましたけども、その際は町長はいらっしゃいませんでしたか ら生の感触は得てないかと思いますけども、一番多かったのは圧倒的に、1人の方ですか、現 地でもしようがないんじゃないかということをおっしゃいましたけども、圧倒的に南側のほう が多かったと、ちゃんと記録にも残っております。もちろん執行部の方も、町長、教育長、教 育委員長いらっしゃいましたから、その辺のことはそのとおりだとおっしゃってると思います けども、そして今のご答弁では、保護者のアンケートが町民グラウンドのほうが多かったから そう決めたんだとおっしゃっておりますけども、その保護者のアンケートの回収率も大変低う ございまして、私が知ってるところですか、記憶が正しければ23%じゃなかったかなと思いま す。そして、教育長からも答弁がありましたとおり、保護者の中でも4年生、5年生、6年生 の保護者はほとんどアンケートには答えておられず、1年生、2年生、3年生がほとんどであ ったと。そして、なおかつ今児童数の内訳を見ますと、バイパス沿い、緑陽台、緑ケ丘、あさ ひケ丘、それからひばりケ丘、宮の上も含めますと、圧倒的にバイパス沿いのほうが児童数も 多うございます。こういうわけで、自然の成り行きで近くなればいいんじゃないかという、そ のことでは町民グラウンドが多くなったという、これはもう自然の発想じゃないかなと思って おりまして、したがって何を言いたいかというと、そこが民意の反映では決してないというこ とを私は今申し上げているんです。繰り返しますけども、住民説明会では圧倒的に、これが全 く一般の人たちの公平な立場での判断じゃなかろうかと思います。これ、南側に持っていきな さいと、南側の場合は移転じゃなくしてほんのちょっと道側に、向こうに移る、まさしく移動 にすぎませんということを申し上げまして。

では、また民意の反映ということになりますが、11月16日まで中部小の校区の各区長さんの意見は何か聞かれましたか。その辺を一つお聞きします。そして、その意見の集約、全体的な意見はどうであったか、その辺のところを一つお聞きいたします。11月16日まで、その日に町長は町民グラウンドに持っていくと表明されましたから、そこまで何か確たるものがあったんじゃないかと思います。ほとんどの区長さんが町民グラウンドだとおっしゃったかもしれません。その辺のところを一つお聞きいたします。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 校区内の区長さん方に説明会を開いたところでありますけども、その中ではいろいろ意見が出ましたけども、特にもともと中部小学校の在来のほうの区長さん方々の意見としましては、新しい土地のほうでできないかというような意見もあったところであります。

けども、中には発言されない方々も大分おられましたので、発言された中ではそういった意見が多かったところでありますけども、ある区長さんについては下のほうの地区の区長さんでありましたけども、そういういろいろな事情があるけども、一番大事なことはやっぱり早く子どもたちのためにできるようなことで、そういう執行部から出とるものにつきましては、十分理解を示すべきじゃないかと、そのような意見が出たところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) 区長さん方との説明会を開いたとおっしゃいましたが、それ11月16日まで 開かれているわけですか。先ほど私の質問は、11月16日まで開かれましたかということでござ いましたが。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 失礼いたしました。それは、11月16日の前じゃなくて、その後でありました。
- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) そのとおりでございますね。今おっしゃいましたように、11月16日の後、そんなに間を置かないときでしたけども、なぜじゃあその11月16日以降慌てて区長さんをお呼びになって説明をされました。これは民意をその時点では酌み取っていない、まず一番最初に酌み取るべきは住民の代表である議員、そして次に酌み取るべきであるは地域住民の代表である区長、まずその方々たちが、ちゃんとどういう意見を持っているか、全部が全部100%同じ意見じゃないと思いますけども、ある程度どちらが多い、こちらが多い、相当多い、こういう判断は当然11月16日町民グラウンドで発表するという前に当然把握、掌握しておかなければならないことじゃないですか。それがまず、民意を酌み取る、それが第一歩だと私は思っております。

聞くところによると、これは後でちゃんとしたあれがありますからわかりますけども、その11月16日の住民説明会の後で行われました校区の区長さん方とのあれでは、ほとんどの方が南側、町民グラウンドはいかんということであったかと私はちゃんと聞いておりますし、資料もお渡しできますし、またなおかつ今でもほとんどの区長さんが、中部小学校の校区には十五、六人ですか、いらっしゃいますけども、1人、2人は別にして、ほとんどの区長さんが現在地の南側のほうが一番いいじゃないんかと言っておられます。町長も十分ご存じだと思いますが、私もその線がまさしく常識じゃないかと思います。いろんな理屈をこね回すよりも、まず南側に持っていくのがだれでも自然な考え、これこそ常識じゃないかと私は思っております。そこで、町長はかたくなに町民グラウンドにこだわって、そして推し進めていらっしゃいますけども、そこにはおれはもうこれで民意が十分反映されているというふうに思っておられますかどうか、また思っておられるとしたらその根拠は何か、この辺をまた一つお聞きいたします。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 民意を反映しとるかということでありますけども、この件につきましてはさっきも言いましたように行政のほう、教育委員会のほうで実施したわけでありますけども、さっき言いましたように3つの案ができた段階で、それぞれの地域の住民の方々を対象に4つの会場で実施したというところであります。そういった中で、参加者が少なかったということもあるかと思いますけども、そういうのを実施してきておるということであります。そして、その中で意見も聞きますし、会場に来られた方々にもアンケートをお願いしたというところでありまして、そういった面でさらには保護者へのアンケート、そういう中で十分そういうことも見ながら、とにかく長く伸びております、この一番危険度の高い中部小学校ということで、期間あたりも3カ年間で建設まで見込めるというグラウンドのほうの案といいますか、下のほうに行きますと、昨日もいろいろ反対の方々の代表の方とお会いしたんですけども、上津入礼のほうでは区長さん方がそういう熱い思いを持たれて、地権者の方に同意をできるかというところもまとめたという話がありましたが、実際この用地を取得していろいろ事務的な手続をするということになれば、いろいろ内部のほうでも検討させたんですけども、時間的な期間が非常にかかるということで、とにかく早くそういう場所をつくらなければならないというようなところで、ご判断を今お願いしているというような状況であります。

〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) 私がなぜ民意ということにこだわるか、これは町長自らが高く掲げられました住民参加の行政ということがありますので、私は住民参加の行政ということは、イコール民意の反映だと私は理解しておりますので、非常にこの点にこだわって質問させていただいたところであります。

この1年間のやりとりをずっと見ておりますと、私を含めて、他の議員とのやりとりも含めておりますと、どうも町長は、まず一番民意の反映をするには、どういう手順、広報が必要かといいますと、まず住民の気持ちを酌み取る、そしてその上で政策を決定、住民の気持ちを政策に反映する、そしてまた新たに住民への説明という、これが手順じゃないかと思いますけども、町長の場合はまずぽんと住民への通告、これが常にあるんですね。今回もそうです。11月16日、ぱっとこれは説明じゃなくて通告、何の資料も出さずどうしてどうして町民グラウンドにしたかという説明も一切なく、町民グラウンドで建設をしようという意向であります。そして、さっとその部屋から出ていかれましたけども、これは大変なむちゃくちゃな話であって、E案が残ってる、D案が残ってる、いわゆる町民グラウンドが残ってる、南側に想定するところが残ってる、私ども議員はそのどちらがいいか比較検討する資料も全然なくて、ただ与えずに一方的に町民グラウンドにしますというのはこれまた大変むちゃくちゃな話でありまして、独裁的とまでは言わないとしても、それに近いようなやり方、方法じゃなかろうかと私は非常に……。

〇議長(吉村豊明君) 傍聴人の方に申し上げます。静かにしてください。静粛にしてください。

○3番(石原武義君) 私は非常にその点を憤慨しているところであります。もちろん私だけじゃ

ないと思います。こういうまず通告、そしてから後を追っかけるようにして住民説明会、これ は手順が全く逆であります。

そして、先ほどの答弁でも一日も早く、長く延びてるから早くしなければいけない、それは そのとおりでございます。だれだって一日も早くと思っております。ここにいらっしゃる方、 傍聴席の方々も含めて、すべてが一日も早く、何をもたもたしてるか、早く解決しないかとい うのが同じ共通の認識であろうかと思います、気持ちであろうかと思います。

そしてまた、用地を買い上げる、それに対しても時間がかかるとおっしゃいましたけども、この点は長く延びてる、一日も早くという点と用地の件の時間のことについてはまた後ほどこの場で取り上げます。後ほどって2番目か3番目かの題目のところで。そういうことを今私が思ったところを述べさせていただきまして、第1番目の項目は終わらせていただきます。

2番目が、町民グラウンドにこだわる理由は何かというふうにしておりますけども、町民グラウンドにこだわる理由は何かといった、そんな大上段で振りかぶって私がこういう題目をつけたわけではありません。いろいろ考えたらこの題目のほうが格好いいかなぐらいの、そういう気持ちもありました。

そこで、気楽にですけども、仮定の話として町民グラウンド、そして南側、これが例えば南側が菊陽町の所有の土地であったならばと仮定してからの話ですよ。つまり条件は一緒であるというふうにするならば、町長はどちらを選択されますか。そこを少し一言でもいいですからちょっとお願いいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** どういう意味ですか。下のどこが町有地であったらと……。
- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) もう一度繰り返します。

今案が2つ残っております。町民グラウンド案と南側のE案、新しい土地ですね、多分南側、今ある小学校の南側です。今非常に用地を買い上げるとか交渉とか、それから農振の問題もありますから時間がかかると、これは確かに右から左へぱっとはいかないと思いますけども、そういうことが、南側が菊陽町の土地の所有であったならばと仮定して、そういう条件のもとであったら、町長は町民グラウンドのほうを選ばれますか、南側のほうを選ばれますか、そこをちょっとお聞きしたいと思いまして。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) もともと仮定と言われますけども、そういう土地が広々、そこの町有地であったということであれば、十分その辺は皆さんの意見も聞きながらすれば、可能性としては、すぐ建てられるということであれば、非常にその辺は有利な条件になるというふうには思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- **○3番(石原武義君)** とすると、町長自身も同じような条件であったらそういうことも、同じよ

うな条件でスタートできますから、南側を選ばれるんじゃないかと今感触を得ましたけども、 私も町長の立場だったらそうします。そこでですけども、どういう理由で南側のほうがふさわ しいと思われるか、そこも何か感じれるところがありましたらひとつお願いします。仮定の場 合でした場合ですよ、今の現実のあれじゃないんですよ。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** それはもう用地を取得せずに、すぐにできるというところでやる、そうい うのが一番の、何の手続等の問題もなくできるという意味では、非常に早くできるという意味 で、財政的な負担も町の所有地であれば。
- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- **○3番(石原武義君)** そうですね。だから、南のほうは、積極的に南のほうを選ばれる理由は何かありますか。もしそうでしたら。例えば、自由にもっと広くとれるとか、あるいは広々としているとか、見晴らしもいいとか。
- **〇議長(吉村豊明君)** 石原君に申し上げます。質問の順番に従って進めてください。
- **○3番(石原武義君)** 質問の順番がこれです。今、仮定の話で向こうとおっしゃいましたから、 これからちょっと入りますけども……。

しかし、現実には地権者がいらっしゃいます。これは菊陽町の土地所有のものじゃありませんからね。したがって、11月16日理由として財政の負担になると、それを買い上げなければなりませんから。それから、土地交渉の期間が必要である、したがってまたここでは時間が必要であるという理由で町民グラウンドをされたと、簡単に説明というか通告をされたんですけど。

それからもう一つ、この地域は農振地であるから、その点に関してもここは除外するのに時間がかかる、したがって町民グラウンドを選ばれたという、そこの農振地のことはちょっとおっしゃってませんでしたけども、ということを言われました。

以上の今申し上げた2点ですね、これが障がいになってなかなか具体的には金もかかる、時間もかかる、こういうことで町長は町民グラウンドに建設したい考えだろうと思います。そこで、この2つの障がいのうち、地権者もいらっしゃいますし、土地買い上げの話し合いもしなきゃいけないということが一つの障がいですね、この第1番目の障がい。ところが、知ってるところ、地区の地権者の方々は全員こぞって協力するとおっしゃっていますね。もう町長もご存じだと思いますけども、全員そろって協力すると、私どもが出た小学校だから全員協力するということになっております。これは町長もちゃんと上津久礼の区長さんからきちっと申し上げられておりますから、それは承知の上だと思いますけども。残るは農振地の除外です。これで何年かかかるという、先ほどの町長の答弁でしたが、そこで残る農振地の除外が一つの大きな問題になりますけども、県とこれまで交渉されたことがありますか、それをお聞きします。もし交渉されたというならば、いつ、何課と、いろいろ課があります、何課と、どなたさんと交渉されたか、その点もあわせてお願いいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** 事務的な部分ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今のご質問につきましては、私のほうでは直接的に県の機関等々へ出向いて調査をしたことはございません。ただ、私どものほうで、役場内で集められる情報、あるいは役場で不足する分につきましては電話等々で検討させていただいて判断をしたところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- 〇3番(石原武義君) 直接出向いて相談されたことはないということですけども、それはそれで いいとして、南側のほうがいいから、ただしこういう障がいがあるからやむを得なく町民グラ ウンドにしたんだ、財政の負担も買い上げなくていいから軽いというのが町長の意向でありま す。それならば、ひとつこの障がいを取り除くべく努力するのが当然じゃないですか。農振地 はどうしたら早くスムーズに解決ができるか、当然それはしなければならないと思います。実 務担当者がこれは全然行っておりませんでした、そんなことは知りません、とにかく行く前か ら、もう去年の12月以降は常におっしゃっていました。この問題が時間が長くかかるからとお っしゃっていました。出向くことをせずに、じゃあどういう手順方法でやったら思っている以 上にも早くできるか、手順方法は何かアドバイスを求めに行かれてもいいんです。そして、ど ういう感触であったかという、まずそこからしなければどうなりますか。必ずこれ短くなるん です。農振地の除外のことで県庁に行きました。行かれてないでない、これだけの資料をもら ってきて、私は熟読、玩味しながら、こうすればもっと大山課長が思っているよりももっと早 くスムーズにいくであろうと思っております。まず、そういうことをされてからですよ。ただ 電話一本でこう感触を得ました、こうである、それはちょっとばかり責任の放棄じゃございま せんか、実務担当者として、ということを申し上げています。いろいろすれば、アドバイスを されています。菊陽町から一回もそういう相談にいらっしゃることはございませんと、執行部 のほうからおっしゃって、今ならこういう手を打てばこういう方法があるあるということをち ゃんと聞いてまいりました。そこで、農振地の問題も皆さんが思っているよりも早く解決でき る。それから、用地の交渉も買い上げといいますか、これも皆さんが思っているよりも早く買 い上げができる、私としますと、町長が述べられました財政負担が軽い、それから期間が短く ていいという、そういう町長が町民グラウンドに持ってこられた理由は根拠をなくすわけで す。

とすると、じゃあ何がどうなるか。町民グラウンド案はもう一度考え直すということになりますよ、当然ながら。町長が町民グラウンドにこういう理由だから持ってきたと簡潔におっしゃいました。この2つの理由がなくなるんです。それならば、もう一度町民グラウンドでなくして、もとより仮定の話でしたけども、南側の方が広々とふさわしい、そういうニュアンス、ぜひいろんなことがあって、南側のほうがふさわしいと私は思うとおっしゃったけども、当然

そちらのほうに努力しなければならないと思いますが。町長、だからそういうふうな努力はいかがでしょうか。12月議会はまだ始まったばっかりです。最終日にまだ時間があります。考え直す時間、日数もまだあります。今申し上げた私の言わんとするところを酌み取って、いかがですか。今この場で言われなければまだ結構ですけども、総意をまず、じゃあちょっとでも用意があるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この新しい土地での取得関係については、これまでこの2案の残った中で内部のほうで6回ほどいろいろ協議を重ねた中で、そういった中で地元のほうで用地が協力できるという話があったんですけども、それをやりましてもいろいろ事務的なところで実際どれくらいかかるかということは大分詰めさせたんですけども、やはり時間的なもので所管のほうでいろいろやりましたが、やはり時間が上のほうと見た場合はかかるというようなところで、そういうものも踏まえた上で今回臨時会のほうで提案させていただいたところであります。

そして、農振の除外あたりも幾つか条件がありまして、そういったものをクリアしていくためには非常に厳しいところがあるようなことも内部的な中で意見が出たところでありまして、そのような状況の中で、この事業が非常に急がれるということで今回提案しておりますので、その辺十分議会のほうで議論いただいた中でご判断をいただきたいなと思っているところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) これが3回目になりますから。
- ○議長(吉村豊明君) もう3回過ぎました。次へ進んでください。
- 〇3番(石原武義君) 3番目に移りますけども、今も考え直す余地はないような感じですね。も う時間的なものがない、用地購入に対して時間的なものがない。そして、農振地の除外はクリ アしていくのにいろんな条件があって難しいというようなことをおっしゃいましたけども、ま ずこの時間的なものをクリアしていくためにはいろんな難しいことがあるとおっしゃいました けども、やらなきゃわからないじゃないですか。今まで何にもやらなくて、ついさっき慌てふ ためいて、地権者の方もああそうなってるのか、じゃあ喜んで協力しますとおっしゃった、何 もそちらから打診一つしないもんだから、そういうことがわからないんじゃないですか。農振 地の除外も、県庁に出向いていかれていろんなアドバイスを受けたらどうですか。一日も早く するにはどうしたらいいですか、何カ月でも早くするにはどうしたらいいですか、どういう書 類を用意し、地権者の同意した書面とか、そういうのを用意せんといかんのか、そういうのも 聞きに行っていろんなアドバイスを受けられたらどうですか。全然問題外しているような態度 で、どうしてそれが民意の反映になりますかということを申し上げまして、いやもう一つあり ます。一日も早く、一日も早くとこれを聞いてちょっとばかりありますけども、一日も早く、 一日も早くと去年の12月からおっしゃっております。ずっと、こういう質疑応答のときには必 ず。ただ1つだけ一日も早く、一日も早く、より安全、より安心の確保のためにと。じゃあ申

し上げますけども、3月25日に現地案が否決されました。そのとき、教育長は住民の意見は聞かなければなりません。それも聞いてみなければなりません。したがって、住民説明会を開きたいと思います。私はそのとき思いました。当然民主主義だから、住民の意見を聞くのが一番当然必要なことであります。ああこれは当然のことである、少々遅かったんですけど否決された後に慌てて住民の声を聞かんということになりましたから、先ほど申しましたとおり手続手順が逆になっておりますから。それはそれとして、ところがそのとき、私どもみんなが3月で否決されたならば、4月には住民説明会を開くであろう、4月になってもない、5月には開かれるであろう、5月になっても開かれない、6月の議会になっても開かれない、7月になっても開かれない、やっと開かれたのは8月の下旬です、ご承知のとおりです。5カ月間何にもしなかったということです。5カ月間ほうったらかしでおかれたんです。その点を考えると、一日も早く、一日も早くと、それをにしきの御旗にして、あるいは逃げ口上の御旗にして、そう思われてるようでなりません。

そしてもう一つ、ここでついでに申し上げますが、3月25日以来現地案が否決されました。 残るはD案の町民グラウンド、E案の南側、当然比較対照が必要ですねと私がこの9月の議会で申し上げました。当然比較検討しながら、議会と協議をしながら進めていくとおっしゃいました。ところが、いまだもって新しい資料は何ひとつありません。私どもがどうしてどちらがいい、こちらがいい、そして傍聴席の方々もどちらがいいなんてどうして判断ができますか。判断があるとすれば、町長の一方的な判断じゃありませんか。まず、ちゃんとした資料を出すこと、去年の12月に最初こういう問題がありました。そのときに資料が出されました。E案にすると資料が出してありました。それは机上の空論、頭の中で描いたような資料で、合理性、妥当性、客観性は一つも感じられませんでした。私が感じたのは、いや私だけではなく、そこには強い作為が感じられました。その作為というのは何か、現地に誘導するための資料ですよ、それは。これだけ時間が長くかかる、これだけ高くかかる、何の客観性の資料じゃありません。妥当性もない、合理性もない資料でした。いまだもってそれから抜け出していないんです、E案に対する資料は。それだけ何にも今までやってないということです。これをもって執行部の責任があるかと私は思います。進めていくのは執行部ですから。

〇議長(吉村豊明君) ③に進んでください。

〇3番(石原武義君) はい。

こっちがだめならあっちだ、あっちがだめならこっちだ、これはまさしく場当たり的な発想と申します。そこには信念もなければ信条もないし、ビジョンもありません。また、一言申し上げますならば、ちょっとこれは失礼かと思いますけども、ちょっとこの成り行き上ちょっとばかり言葉が出てしまいますけども、町長はいまだまだ職員の感覚でいらっしゃるんじゃないですか、これちょっと失礼なことですけども、長たる者は長たる者としての使命、役割があります。その長たる者の使命、役割は何か。こういった大きな問題は、町長が描かれるビジョンに照らし合わせて、高所大所から判断するのが長たる者の使命です。また、一つ思い出してい

ただきたい。町長が町長選に立候補をするときに、先ほども申しました住民参加の行政と高らかにうたわれました。確かに立派な言葉、当然そのとおりにやっていこうと町長自身も思われ、私ども議員もそう思っておりました。ところが、住民説明会に顔を出すこともなく、それは住民は参加しているけども行政は参加してないということです。全然説明会にもいらっしゃいませんでした。

- ○議長(吉村豊明君) ③へ進んでください。
- 〇3番(石原武義君) はい。

最後に申し上げます。議会は今始まったばかりです。まだ最終日まで考え直す日数があります。ぜひ、考え直せるならば考え直してほしいと私は思って、今少々感情も入りましたけども強く申し上げました。

一言申し上げます。名誉ある撤退という言葉もあります。そうすれば後年、ああ、あのとき の町長の判断は正しかったと賛辞が送られることになります。私はそういうことを願って、希 望して、この2項目めの質問を終わり、3項目めに移らせていただきます。

町民グラウンドに建設した場合の問題点はとしております。これは文字どおり問題点として どういうことが町長は想定されるか、そして生じるか、町長はどうお考えになっているかお聞 きします。

〇議長(吉村豊明君) 教育長。

(教育長赤峰洋次君「私でいいですか」の声あり)

(3番石原武義君「もう最終決断、判断の場を迎えております。したがって、決断権のある町長にお願いいたします」の声あり)

後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 町民グラウンドに建設した場合の問題点ということでありますけども、これはもう町民グラウンドの利用からの問題点を考えますと、現に今いろんな方が利用されておるということで、そういった面に非常にこちらの上のほうに持ってくるということであれば迷惑がかかるところであります。そういった面で、今後上のほうに持ってくるということになれば、新しい町民グラウンドを整備するということが急務になるわけでありますけども、完成までには数年かかるということであります。そういった面で影響を受けます種目、利用されている方々の活動の場を確保していくということが大事であると考えているところであります。そして、町民グラウンドを使っていろんな催し等も行われておりますので、そういった面での影響があるんじゃないかというところであります。一時的にしろ本町のスポーツの施設が減少するということは、スポーツの振興の停滞といいますか、後退することも心配されますし、今後それぞれの利用されている方々の協会、種目協会が撤退しないような対案を出していくことが大事じゃないかと考えているところでございます。こういった問題点につきましては、今担当のほうでいろいろ対案等について、その対策を講じておるところでありますけども、また先般体育協会の方や、そしてスポーツクラブきくようの方、それから体育指導員の方々の役員の

方々ともいろいろ話しながら、そういった面で停滞がないよう、そして新しい町民グラウンドのほうについての検討をすぐ、できるだけ早くしてくれということでありますので、こういった面については、迷惑をかける分については最大の努力を払っていきながら、努めていきたいというふうに思っているところであります。

〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) 今町長から答弁がありました。まず、利用者の方への迷惑ということで す。当然、だれが見てもそう思います。特にスポーツ関係者がいろいろ利用されているから、 これは迷惑をかける。したがって、町民グラウンドの代替地を早く探して、早くまた町民グラ ウンドをつくらなければならないという趣旨で今答弁がありました。それはそのはずですけど も、一つだけ大きなことを見誤っております。一つだけ、根底が一つだけ違います。いいです か、町民グラウンドをそこに建てた理由は、昔の方々が、町長はもう当然役場の職員だったと 思いますからご存じだろうとは思いますけども、一番大きな目的意識は何だと思いますか。こ ちらから言います。大きな災害があったときの緊急避難場所にこれつくってあるんですよ。た またまそれがないから、あいてるから、スポーツ関係者等が利用され、菊陽中学校が体育の授 業でも使い、放課後はサッカー部が練習で使うとそういった、本来の目的は災害のときの緊急 避難場所であり、災害が長引けばすぐに仮設の住宅を建てられる、そういう場所を提供してあ るんです。災害があったらどうなるか、今中部小学校が震度6以上の地震があったら、町長は 中部小学校は崩壊する、ぺちゃんこになる可能性があるとおっしゃってる、ですね。ずっとこ れも1年前から常に中国の地震を引き合いに出して、中国の校舎とこれとはまた全然わけが違 うんですけども、その辺は別にして、震度 6 以上の地震が来て中部小学校は倒壊のおそれがあ る、震度6以上の地震が来たら、その周辺の民家、菊陽町の民家、大部分は倒壊しますよ。そ れは当然ご理解できますね。そのために、そういうことが起きたときに、少しでもこういうあ れを残してあるんです。じゃあ、遠くに代替地をつくるからいいだろうと、とんでもありませ んよ。そういう大きな地震が来たときは、道路は陥没したり隆起します。淡路島の例を見れば わかるじゃありませんか。車は全く使えない、使えるのは自分の足だけです。だから、こうい う中心地に、旧菊陽町の中心地、光の森がまだ開発されてないとき、旧菊陽町の中心地、そし てその中心地の周辺は新興住宅でいっぱい、菊陽町の東部の最も人口密度があるところです。 そういう人たちに向けて、もちろん菊陽町全体に向けてもそうですけども、災害の場所を置い てあるのに、わざわざそれをなくすという発想はどういうことですか。ほかに総合体育館やグ ラウンドもつくっていいんです、これとこれとは、町民グラウンドをなくしてはいつくりまし ょうという次元の問題じゃないんです、問題が全然違うんです。本来の目的である、災害時の 避難場所を確保しなさいという、この中心地に今からこういう同じような面積のあるグラウン ドといいますか、そういう広場を確保できますか。じゃあ地域住民の人たちから、そういう避 難の場所を取り上げてしまうことになるんじゃないですか。町長はもちろん中部小学校もこう だから急がれ、大変心配され、今心労のきわみであろうと思いますけども、町全体の住民の 方々の安全と安心を確保するのも町長の使命であります。両方やっていかなければなりません。そういう意味からも、町民グラウンドはあそこに残しておかなければなりません。当然の理屈じゃないですか。グラウンドを新たにどこかに提供するからこれは仕方がない、我慢してくれという、そういう発想じゃないんですよ、次元が違うんですよということを申し上げておきます。町長、だからそういう今申し上げたところで、町民グラウンドを私はこういう理由で、ほかにも理由ありますけども、こういう理由で町民グラウンドに限定した場合ですよ、ほかに代替地を持ってくればいいんじゃないか、そういう問題じゃないと私は今申し上げました。どういうふうに感じられますか、どういうふうにお考えられますか。ちょっとその辺のところを。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この地震等があった場合に、町民グラウンドのほうが仮設の住宅とか何かに必要というためにもとっておかなければならないと言われることもわかりますけども、一方では、今の中部小学校が移転いたしますと、そこが校舎等も崩壊となるようなものは撤去等が必要になるかと思いますし、そういった運動場、さらには町の中では杉並木公園等も広いところを持ってますし、光の森のほうにも今度議会のほうにも相談し、そういった広場もできているところでございます。そういう面で、確かに今よりも条件的には問題点もあるかと思うんですけども、仮設の住宅がどれぐらいここに建つかということもあるんですけども、そういった面については、今持っておるような施設も十分活用しなければならないというふうに考えております。

そして、やはり新しくこちらのほうが、今のグラウンドが中部小学校の校舎が建つということになりまして、場所がなくなるということでありますけども、本当に大きな被害があって仮設校舎等があった場合についてはいろんな面がありますけども、やはり町が持っておるような施設、そしてどれぐらいのことかなかなか想定できないんですけども、そういった事態がおきたときは、全体的な大きな被害でありますので、その中できちんと町の中で位置づけて、そういう住まわれるような場所は確保しなければならないというふうに考えております。

〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) 今、ちょっとこれから申し上げますけども、そこに町民グラウンドに小学校ができた場合、中学校の体育の授業とかサッカーの放課後は今利用しておりますね、ご承知のとおり。そういうふうなのは制約される。したがって、中学校の運動です、クラブ活動です、月曜日は野球をしてしなさい。放課後ですね、クラブ活動として、火曜日はサッカーをやりなさい、こういうふうな時間割りみたいなことになるとおっしゃいましたけども、いいですか。30億円前後も使ってわざわざ今度はそういうしわ寄せが来るんです。何のために30億円も使ってんですか。一方はいいかもしれませんけど、菊陽中学校なんてわざわざ運動場が全部で活用できない、月曜日は野球、火曜日はサッカー、水曜日は何か陸上か知りませんけども、そういう30億円前後大金を使ってそういうしわ寄せが来るんです。これが1年か2年、3年なら

ば我慢できます。一回つくってしまえば、ほぼ建てかえまで100年かかります。建てかえといいますか、建設地をもし移転しようとする場合です、100年はかかります。それを100年間我慢せよということですか。これは大きな暴挙というか話にならないんじゃないですか。30億円使ってそういう窮屈なことになってしまうんですからということを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議席番号3番石原武義、一般質問を終わらせていただきます。

傍聴席の皆様、雨天にもかかわらず傍聴に来られまして大変ありがとうございます。今いろいろと質疑応答、これからもあと何人かの議員がされますけども、どちらが正しいか、十分検討していただきたく思います。ありがとうございました。一般質問を終わります。

○議長(吉村豊明君) 石原武義君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 休憩 午後 0 時10分 再開 午後 1 時 8 分 ~~~~~~~

**〇議長(吉村豊明君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

大塚昇君、一般質問を許します。

○8番(大塚 昇君) 皆さんこんにちは。

毎年12月も半ばになりますと、今年の重大ニュースが話題になります。

今年一番のニュースは、何といっても8月30日の衆議院選挙で民主党の圧勝によります政権 交代であろうかと思います。50年以上も続いた自民党政権から、まだ3カ月にも満たない民主 党政権の中で多くの改革や政策を発表され、国民は期待する反面、不安や不評が続出しており ます。95兆円にも及ぶ2010年度予算の概算要求から、不要不急な事業や過大な予算要求を洗い 出す事業仕分けがそうです。確かに予算の無駄をなくし、金の流れをただすことは大事なこと ですが、前政権下では正しかった事業が縮小されたり廃止されたりでは、国民は戸惑いますし 不安であります。政権交代になれていない日本では当然かもしれませんが、8月の総選挙前に 言われていたように、自民党政権への不満、民主党政権への不安が現実になった気がします。

しかし、県や町にしてみれば、補正予算や来年度予算が定まらず、不安や戸惑いがあるのは 当然だと思います。国の施策を見ながら住民の生活の安定と福利厚生の充実に努めることには 変わりありません。人口 3 万6,000人の菊陽町も、解決しなければならない問題が山積してお ります。今年は中部小問題で始まり、中部小問題で終わる感がします。そういう中に、いろん な問題にどう取り組むのか、また町としてどういったビジョンがあるかという思いで、今回も 私にすれば中部小問題と同じくらい大事な農業問題と地域間の格差是正について質問をしま す。 後、質問席にて行います。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) 最初に、農業問題についてから行います。農業は、人間が生活していく上で一番大切な食物を安心・安全はもちろん、安定して供給し、地下水涵養や治山治水等防災面からもまた自然環境保全など多面的機能を持った産業で、国民から最も理解されていると思っていましたが、ワーキンググループによる事業仕分け作業では、約450事業を対象にした中で農水省が97事業と一番多く廃止や削減、縮小の判定が行われています。事業仕分けとはいえ、これまでの常識が完全に否定されており、農業者が思っていることと国民、世間から見た農業、農村の間には格段の差があるようです。

緊急的に3兆円の予算削減を目標としているため、環境整備とか農村振興といった時間を要する事業が理解されていないようですが、農業とは時間のかかる分野で、ましてや農村になれば何十年、何百年を得てでき上がったものであります。これからも国の礎としてみなされなければならないと思います。菊陽町におきましても、都市部と農村地帯が共存共栄できるようなビジョンをつくっていくことが農業振興にもつながるものと思います。そこから農業者が地域に合ったものを選んでいくことが最も必要なことであると思います。

今、町では来年度予算の査定が行われていると思いますが、いわゆる菊陽町風事業仕分けに よって農業関係予算や地域間の格差是正につながるような予算の廃止、または削減が絶対にな いようにお願いして、農業問題について質問をいたします。

まず1番に、耕作放棄地の要因にもなる調整区域内の未圃場整備地は、今後どのようにする 考えかということから質問をいたします。

菊陽町においては、昭和43年から第1次農業改善事業として、圃場整備が鉄砲小路から始まり、空港建設とあわせて白水台地、昭和64年に原水地区の県営圃場整備事業、最後が平成6年に南方地区のモデル集落整備事業等が行われております。現在まで大方の圃場整備が進んでいますし、現在残っている地区は原水駅北側の水田、久保田台地、古閑原、入道水、柳水の畑地が主であります。基盤整備が行われていない田畑では、特に道路が狭く、畑地が変形して効率が悪く借り手がないため、耕作放棄地が多く見られるようです。樹木が大きくなり過ぎて日陰になったり、雑草が生い茂り周辺の田畑に大変迷惑をかけております。基盤整備をされていないこれらの地区にはそれなりの歴史的な問題があろうかとは思いますが、このまま放置していいものか、町としてどのように将来的に考えるかをまず質問したいと思います。

### 〇議長(吉村豊明君) 農政課長。

〇農政課長(荒木一雄君) お答えいたします。

町の圃場整備状況を申し上げますと、菊陽町内の圃場整備事業は今大塚議員さんが言われたように昭和43年から平成6年の間に実施されています。水田地帯が788へクタールのうち圃場整備済みが520へクタールで70%であります。畑地帯が794へクタールのうち圃場整備済みが520へクタールで65%実施されています。そこで水稲、露地野菜、施設園芸、畜産、酪農等が

営まれています。

お尋ねの耕作放棄地の要因となる調整区域内の未圃場につきましては、農業者の高齢化や未整備地への農業機械等の搬入が容易にできないことなどのために、徐々に未耕作地化していく傾向と思われます。それを防ぐためには農地として利用し、生産効率を上げるために農道の整備、または圃場整備事業が必要になると思われますが、圃場整備事業につきましては所有者の同意が必要になります。また、個人や任意の組合等によるミニ整備事業もあることから、農地の所有者である農家の意向などを聞きながら検討を図りたいと考えます。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- **○8番(大塚 昇君)** 今課長から言われましたが、事務的には確かにそうであろうかと思いますが、将来の農業を考えるときに、こういった未整備地というのは大変問題であろうかと思います。先々のことを考えて、町長としてはどういった気持ちでおられるか聞きたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 今大塚議員のほうから言われましたように、非常にこういった未圃場整備地区というのは今後の課題を抱えたところでありまして、この制度事業としては、面積の大きいものにつきましては、県営事業あたりでできるものもありますが、また団体になりますとちヘクタール以上の同意率3分の2以上ということで、採択基準に入るようなところでありますけども、実態としては私が住んどる地区にもこういったできていないところがありますけども、今農政課長が言ったようないろんな課題を抱えているところであります。そういうような状況の中で、今後の課題として思っているところでありますけども、地権者がどう思っているか、この辺の実態の把握あたりから努めて、把握しながらこの件については今後の課題として、まだ今私のところでも具体的な策についてはこれからの課題ということで、農家あたりがどういうような状況下にあるかの、それから意向あたりをまず把握してみたいというように思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) 先ほど課長も言われましたように、地権者の同意といいますか、考えも重要だと思いますけれども、耕作放棄地から見ますと大変周囲は迷惑をしますし、借り手がないというのが一番の問題であろうかと思いますので、借り手が喜んで借りるような田畑、区画整理をすることが一番の課題であろうかと思いますので、今後十分に検討していただきたいと思います。それにつきましても、来年度の予算から耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのが、予算計上が見送られたということになっております。大変大事な事業でありますけれども、予算の計上が満たされていないということは町にしても大変であろうかと思います。予算的にそういった場合、補助等、また町独自でそういったものができるか、質問をいたしたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

- ○町長(後藤三雄君) こういうのは非常に制度事業であったものが政権が変わったことでなくなるというようなことは、町としては非常に取り組みにくくなるわけでありますけども、町としてそういった場合に、町の場合はどういうことができるかということは十分検討しながら、新年度の中でどれぐらい取り組めるか、まだ全然状態を見ておりませんので、ここでは明確なお答えができませんけども、十分今言われたことについては、農業というのは非常に町の中でも農産物を生産するということで重要な町の産業でありますので、その辺を十分検討してみたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) その耕作放棄地をなくすということを一番の目標というのは、周りの所有者に迷惑をかけないようにするということが一番であろうかと思いますし、現政権下でも自給率50%を目標にしておりますので、今の耕作地、全国で463万へクタールあるそうですけれども、1万へクタールとて減らすことができないということで、そうしなければ50%を維持する目標に達することができないと聞いておりますので、ぜひその点を踏まえて今後検討していただきたいと思います。

次に、2番に農道や町道の一部、いわゆるのり面を長年にわたって慣習的に除草、草刈り等を行ってきている農家をどう認識しているかとしております。農道、町道の一部、のり面を当然のように管理している農家ですが、基盤整備等が行われまして長さ100メートル、土手の高さが2メートルとしますと、200平米、2畝を毎年管理してきているわけでございます。大変無駄な作業といいますか、自分の家の経営からすれば大変無駄な作業でありますけれども、景観やその他自然環境を見るという面で大事なことであったかと思います。それを何の障がいもなく、長年やってきたものと思います。また、農道補修にしましても、区役といいますと皆さんご存じと思いますけれど、労働奉仕を農業者だけでやってきたということです。環境整備とか景観維持でなく、やはり農家は自分の畑を守るために、食っていくために、生きるために畑や水路を大事に管理してきたことであろうかと思います。この美しい自然、この美しい田畑を守るということは、菊陽町におきましても大事なことであろうかと思います。大変町長気の毒ですけれども、こういったことに関して農業者が今までやってきたことに関してどう認識しておられるかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 農地についております農道等ののり面でありますけども、この中には平成19年度から始まりました農地・水・環境向上活動支援事業によりまして、対象区域内の農道等ののり面の除草作業について取り組むことができる活動費あたりが出ているところでありますけども、対象区域内の、できるところはいいんですけども、以前からのり面について、農地に草が繁茂するための防止や景観等の目的から、地区ごとで区役として農地を守っていくという考え方から行われていることだと思いますけども、こういった面について今の制度事業が生かされればいいんですけども、できないところでありますけども、現時点では町としての対応が

できてないのが現状であります。また、町道に係る分につきましては予算化して予算の範囲内で実施しておりますけども、今言われた面につきましては、今のところは町として対応できてないというのが現状であります。こういった面、農村集落のほうも農家のほうも高齢化されていくところでありまして、これもまだ今のところ対応できてないということで、さっきの件とも重なりますけども、これも大きな農地を持つ、菊陽町の中での課題というふうなところで認識しているところであります。

## 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。

○8番(大塚 昇君) ただいま質問しましたのは、農業や農家の大切さをぜひ認識してほしいという思いで質問をしたつもりでございます。今からは農家の減少や農業者の高齢化で水路の維持管理、農道の補修を農家だけではやっていくことが大変困難になっております。先ほど言われましたように、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策という国、県の事業の中で、地域と農業者が一体となってやっていかなければ農地や農業用水などの資源を守ることができなくなっております。

先ほどの農地・水・環境向上対策というのは、水田面積が10アール当たり4,400円、畑が10アール当たり2,800円、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の予算で、町が昨年度で約4,400万円ほど予算化をされておりますので、総額で1億2,000万円をかけてそういった農道や水路といったものを管理しているわけではございます。

しかしながら、この制度も平成23年度で一応終わります。その後が大変心配になってくるわけでございます。地域一体となって、農地・水・環境を守ること、これからも大事なことでありますし、そういった農地・水・環境を農業者自らがそういった事業に頼らずにしていくことが、今後の本来の農業に対する姿であろうかと思います。そういう意味で、ただいまの質問をしたわけでございます。

次に、3番に入ります。

6月議会で、農業を守り育てていくために検討委員会等を立ち上げてはとの質問に、部長も聞いている、直ちに取り組みをさせるとのことでありましたが、その後の状況についてはどうなっているか質問をしたいと思います。

### 〇議長(吉村豊明君) 町長。

○町長(後藤三雄君) ただいまの件につきましては、この検討委員会等を立ち上げて取り組むようなことということであったかと思います。この件につきましては、もう大塚議員ご存じのとおり今制度として持ってるのは、菊陽町担い手育成総合支援協議会というのがありまして、これは参加委員というのは町の行政、それから農業委員会、JA、認定農業者連絡会、さんさん出荷協議会を初め、農業に関係する団体が参加されているところであります。この中には助成団体の農業助成アドバイザーや生活研究グループ、農産加工グループ等の代表も参加されまして、いろんな意見をいただきながら菊陽町の農産物のPR、そして地産地消の推進を図っていただいておるところでありまして、当協議会では担い手推進大会等の研修会も開催していると

ころであります。さらに、農政課の中に営農指導員を1人配置しまして、農家の訪問や来庁者に対して農産物の栽培、農薬の使用、害虫の駆除等についての指導を行い推進を図っているところでありますけども、ところで今言われた件でありますけども、これにつきまして先ほど小林議員さんも予定されておりましたけども、緊急雇用対策ということであったところでありますけども、今この事業を使って、この中でふるさと雇用再生特別基金事業というのがありまして、その事業を生かしながら今取り組んでいるのを何件かご紹介しますと、これは商工振興課のほうで取りまとめながらやっておりますけども、まず1つ目が農商工連携強化と促進事業ということでありまして、農畜産物等の地域資源を活用して、地域経済の中核をなす農業者と中小企業者が連携して新商品の開発や販売促進等に取り組むことによりまして、双方の経営の発展を図るため、企業及び農業者の意識調査の実施や農商工連携に関する情報の収集を行い、農商工連携を促進するというようなところです。これに取り組むことによって雇用者を1人雇っとるというような状況であります。

それから、菊陽町特産品開発及び販路開拓事業ということで、農畜産物を活用した特産品を開発し、販路を開拓するということであります。町のほうでは、今商工会のほうともいろいろ連携しながらニンジンしょうちゅうの開発等もやっておりまして、これは来年の4月あたりには本格醸造したものが販売できるようになるようなところへ今進んでいるところでありますが、こういったことも含めまして、まず町でできる農畜産物に付加価値をつける。そして、それをまた特産として売り出すようなことで、この関係で2名の雇用を図っているところであります。主管課は農政課のほうでやっております。

次に、農産物加工販路開拓拡大事業ということで、農産物、ニンジン等を主原料としたドレッシング等の消費拡大を図るために販路の開拓をするということでありまして、これは本町にある製造業のところの会社のほうで取り組んでおられますけども、こういった面で菊陽町でできた野菜等をそれに使っていただいて、そこで採算のとれるようなところにとってもらうというようなこと、そしてさらには販路を拡大するというようなところの取り組みがあっております。

それから、農産物直売所活性化事業ということでありまして、これは生産者と消費者のニーズを一致させる農畜産物の流通形態を確立するために、企業の食堂等への販路の拡大や町内外への宅配等を実施しまして、地産地消を推進するということであります。これは「さんふれあ」の中で1人雇用して、張りつけて今やっておりまして、学校給食等にも町でとれた新鮮な野菜等をとっていただくようなところも取り組みが始まったところであります。

この事業につきましては、このふるさと雇用再生特別基金事業というのは3カ年の事業でありまして、平成23年度までこの雇用関係で雇うことができるということでなっておるところであります。取り組まれておるところにつきましては、この制度が終わっても、その間にできるだけ軌道に乗れば、そのまま雇用のほうもつながっていくんじゃないかというところで取り組んでいるところであります。

それともう一件が、これも商工振興課のほうで取り組んでおりますけども、昨年企業、それから事業者の交流促進研修会ということで、町内の企業者の方々に参加していただいて、この中には議員の皆様も参加していただいたところでありますが、今回はこの中に、そのときも意見が出ておりましたけども、農業者のほうも参加させたらどうかという意見があったところであります。

そういうことで、農商工連携による新たな産業と今日の経済環境情勢に対応する経営体質の 改革ということをテーマにしまして、これは1月28日に図書館ホールでその研修会を開催した いということで、今準備を進めているところであります。

そういった面でいろいろな取り組みが必要でありますけども、まず菊陽でできた農産物の、 菊陽ももう人口もやがて4万近くになっておりますけども、まず菊陽の生産者と消費をされる 町民の方々がこういったものを、できたものをぜひまず菊陽町内で消費するというところが一 番大事で、それをまた町内、県外あたりまで広げていくようなところまで持っていければとい うところで考えておりますが、この件につきましては、大塚議員さんも農業委員会のほうの委 員長さんされておりますので、そういった面でいろいろご意見、またいろんな農業委員会の中 でもいろいろ出てくる問題について、また建議という方法もありますので、よろしくお願いし ておきたいと思います。

## 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。

**〇8番(大塚 昇君)** 大変詳しく説明をしていただきまして、これは、ただいま言われましたのは、菊陽町の第4期菊陽町総合計画の中に活力と潤いのある農業・農村の形成とあり、現況と 課題や基本方針と主要施策ということで多分述べられたと思います。

私が本当に聞きたいのは、そういった中で担い手育成推進会議等現在行われておりますし、 それなりの効果を上げていると思いますけれども、そういったものでなくて、本当に現場、畜 産、園芸、そういった現場の人、それと若い後継者、そういった方々を、本当に菊陽町の農業 をどうするかという基本的な話、そういったものの立ち上げをお願いしたいと思っておるとこ ろであります。

行政がすること、いろいろ一生懸命されておりますけれども、地域からすると何だということもありますので、実際地域の人と本当に10名ぐらいでいいと思いますので、それを早く立ち上げていただきたいと思います。

農政課長、先に町長が言われましたので、何か補足するようなことがありましたら、申し述べていただきたいと思います。

## 〇議長(吉村豊明君) 農政課長。

○農政課長(荒木一雄君) 今言われました菊陽町担い手育成総合支援協議会というのがありまして、これにはやはり菊陽町の農業関係者の方の代表者の方が入っておりますので、こちらのほうを先に、こちらのほうから意見を聞きながら農業について推進していけたらと思います。

# 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。

**〇8番(大塚 昇君)** ぜひそういうのも進めながら、私が言いました本当に具体的なビジョン、 そういったものも考えて、菊陽町の農業をどうするか、本当に頑張って考えていただきたいと 思います。よろしくお願いをいたします。

次に、これもまた今まで何回となくやっておりますし、これからも機会があればやっていく 問題であります。地域間の格差、是正についてを行います。

この地域間の格差是正は、菊陽町において私は一番解消しなければならない問題であろうかと思います。先ほどの中部小の問題もそうですけれども、100年と言われましたけれども、農業は何千年と続いておるわけでございますので、国民の食料を守る、そういう立場から絶対必要であろうかと思います。また、町においてこの地域間の格差、是正というのを解決してこそ、真の菊陽町の発展であるかと思います。

まず、そういうことで1番の集落内開発制度の運用で道路整備のために区画整理等が必要になるが、どのように考えているかとしております。

熊本市の都市圏、嘉島町、益城町、合志市、菊陽町の1市3町による都市計画法の線引きで、市街化区域と調整区域に分けられ、大きな差がついております。旧5町によります市街化調整区域活性化連絡協議会を平成9年に立ち上げられて、それらの問題について取り組んでこられた結果、平成20年、昨年の4月より集落内開発制度の運用が開始されているものと思います。既存住宅を除きます町内123へクタールが適用されたと聞いております。その後の、それから1年以上たちますけれども、その活用、またはそういった建築がされておると思いますので、その状況をまずお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 都市計画課長。
- 〇都市計画課長(坂本恭一君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま議員おっしゃいましたとおり、平成20年4月30日に集落内開発制度の運用が開始されておりますけども、4月30日から昨日までに34件、133戸分の宅地開発が行われております。このうち12件の99戸分は、いわゆる宅地分譲の開発と申しますか、業者のほうが開発して分譲で売り出しておるという箇所が12件の99戸でございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) ただいま課長から言われましたように、業者が開発したのが133戸分のうちの99戸とありました。これがほとんど市街化区域のある地域でのことであろうかと思います。業者が手がけるというのは、やはり商売的にも合うような地域、利用者が多いような地域であろうかと思います。一番この集落内開発制度が必要なのは、こういった市街化区域がない、市街化調整区域内の集落内開発制度の運用であろうかと思います。

その市街化調整区域内のこういった業者もなかなか手をつけないようなところというのは、 面積もまあまあ広くて、先ほど言いましたように圃場整備等もできておらず、道幅が狭く、区 画も変則で、面積も小さくなっておると思います。そういったものを地域間の格差是正のため に運用して、集落内開発制度を運用していく中で、市街化区域でないところの運用をするため に、そういった農地の区画の整理とか農道の整備とか、そういったものができるかどうか。そ してまた、どういった考えをされているのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 都市計画課長。
- 〇都市計画課長(坂本恭一君) お答えします。

確かに議員今おっしゃいましたとおり、これまで、昨日まで出ております34カ所で、ほとんどが本町の西部地区でございます。それは、今議員もおっしゃいましたように、生活の利便性、そういうことかというふうには思っております。

ただ、先ほど言われましたように、熊本都市計画区域につきましては、市街化区域と市街化 調整区域の線引きはございますけども、聞いてみますと、線引きのない市町村、熊本都市計画 区域以外の都市計画区域の市町村でも、やはりそういった利便性がいいところだけ発展して、 農村部と申しますか、その辺はやっぱり過疎化してるというふうにも聞いております。

市街化調整区域内の集落内開発制度で指定された区域内におきましても、今おっしゃるとおり、何らかの手を加えて造成をしなければ家が建てられないような区域も確かにございますけども、それはできるだけ広い区域を県知事から区域指定を受けて、そういう市街化調整区域でも将来的には家が建てられるような道を開いたと申しますか、そういうことでできるだけ広い区域を指定していただきたいということで、何回も県のほうにお願いしまして指定していただいた結果、そういう現象も確かに起きております。

ただ、市街化区域におきましても、今議員ご指摘のとおり何らかの開発の手を加えなければ 建たないようなところも確かにございます。その辺を町のほうで区画整理というのは非常に難 しい面もございますので、将来的にそういった市街化調整区域でも家を建てられる区域ができ たというふうに認識していただければというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) 熊本都市計以外でもそういったことであるということでありましたけれども、菊陽町においては市街化と市街化調整区域というのは、過去においても経済的にも大変な差があるわけです。その差を少しでもなくすことが地域間の格差の是正だと思っておりますので、やはり集落内開発制度がうまく運用できるようにするには、そういった菊陽町に今できないと、課長のほうからできないという答弁でありましたけれども、それをしなければ地域間の格差の是正には決してつながらないものと思いますので、菊陽町だからできるそういった集落内開発制度の運用を目指して、今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番ですが、鼻ぐり公園内のトイレ設置、建設はどうなっているかとしております。 この問題には、昨年の鼻ぐり祭築造400年、そしてまた今年の鼻ぐり祭の折も大変皆さん多 く集まられまして、トイレが一番不便さを感じておられたかと思います。それも昨年から、ま た今年のそういった祭りにおいても十分認知といいますか、わかっておられたと思いますけれ ども、なかなか建設ができず、ようやく9月の補正で800万円ですか、予算がついたと思いますけれども、その後そういった、いつごろにできるのか、またどういったものであるかをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 農政課長。
- 〇農政課長(荒木一雄君) 今大塚議員さんがおっしゃられたとおり、9月の議会で予算措置をお願いしまして、現在設計段階で、年度内には完成予定です。簡易水洗トイレで、男女別々で、男子トイレが大1、小1です。女子トイレが和式、洋式各1基の計画です。以上です。
- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- **〇8番(大塚 昇君)** 今も予算がついて、来年の3月までには完成するということで、大変地域 の方、また公園を利用される方にとってはよかったことであろうかと思います。

しかし、農政課長には大変悪いですけれども、農政課長が答えたということは、土地改良区内のただ単一的なトイレの建設事業であったかと思います。私が期待したのは、総合政策課長が答弁できるような、総合的な事業の中でのトイレ建設を期待していたわけであります。ただのトイレ建設でなくて、そういった地域の活性化、地域ぐるみの何らかの活性化につながるような施設、そういったものはあるかないか。そしてまた、どういった構想をお持ちか、通告にはしておりませんけれども、町長だったら答えられると思いますので、答えていただきたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この件につきましては、前からこの鼻ぐり井手を中心に、南校区の方々が去年の築造400年祭をきっかけに、実行委員会を立ち上げていただいて、鼻ぐり祭を開いていただいて、また今年もあったわけでありますけども、これはまだ、今政権もかわって、また今調べ直しをやっとるんですけども、南校区の活性化の中では鼻ぐり井手、これはもともと県営事業でありまして、当初の事業費は9億円ぐらいの予定であったのが、半額の4億1,000万円ぐらいで終わっているような状況でありまして、ぜひそういった面で、当初あったようなところまで持っていけるのならということで、今いろいろ検討をしているところでありますけども、構想的には、やはり今のあの状態では非常に土地も狭いということで、大きな観光バスあたりも入ってこられない状況でありまして、それから駐車場等も整備しながら、いろんな直接なかなか下のほうに入れませんので、資料館的なものを整備するのならというところであります。

これはもう鼻ぐり井手というのは歴史的、文化財的な資料を展示するような、仮称展示館あたりができないかなということでありまして、そしてこの中で、鼻ぐりだけじゃなくて、熊本県内におけます加藤清正公のいろんな治水事業をされましたものが鳥瞰できるような、そういったものまで広げたところで、そこに来ればいろんな清正公が取り組まれた治水、利水事業関係のことがよくわかるような施設といいますか、それを自然との共生、そして水を活用した学

習の場とか、そういったところへ広げたようなところができないかということで、まだこれから構想を練るような段階でありますけども、そういったことを想定しながら検討させているような状況であります。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

いろいろなそういった施設ができますと、いろんなところから人がやってきます。人がやってくれば、そういった市街化のない、寂れた、どことは言いませんけれども、そういった地域が見直されて、人が住むようになるかもしれませんので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に行きます。2番の3番です。

市街化区域を持たない地域においての住宅建設には、税の優遇措置、固定資産税等はできないかとしております。

決して南校区とは言いませんけれども、市街化区域を持たない地区の農家の長男、仮定しますけれども、が、家族を連れ、子どもを連れて帰ってきたのを機会に、自分の土地に家を建てる、50坪で住宅価格が約3,000万円と仮定します。そういった住宅を新築した場合、その納める税金というのはどのような計算方法か、まず教えていただきたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 税務課長。
- ○税務課長(廣野豊徳君) まず、私のほうから確認の意味で、固定資産税の仕組みについて簡単にご説明いたします。

固定資産税は、毎年4月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している人に対して課税するもので、その土地、家屋、償却資産の適正な時価に対して標準税率の1.4%を乗じて固定資産税が決定されるものであります。

また、固定資産税には免税点がありまして、土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。土地が30万円、それから家屋が20万円、それから償却資産が150万円であります。

そこで、今大塚議員のほうから質問がありました50坪の住宅を建設した場合はどういった税金がかかるかというご質問ですが、まず国税としては、住宅を登記するときに登録免許税がかかります。住宅価格の1000分の4になります。

次に、県税としましては、不動産取得税がかかります。不動産の価格に税率3%を乗じた額が税額になります。

最後に、町税としまして、住宅に対して固定資産税がかかります。50坪の場合、大体165平 米になります。これに木造の住宅の場合、1平方メートル当たり町の評価額が大体およそ6万 5,000円程度になりますので、6万5,000円と仮定した場合に、それに、165平米に6万5,000円 を乗じますと、評価額が1,072万5,000円となります。この評価額に税率1.4%を乗じますと、 15万150円となりますが、税額の場合100円未満は切り捨てますので、税額としては15万円とい うことになります。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- **〇8番(大塚 昇君)** 税の仕組みがよくわかりました。1戸を新築した場合、標準の住宅を新築 した場合で、大体十四、五万円の固定資産税が、何年かの猶予期間を除いた後はかかるという ことだろうと思います。

私が質問するのは、この15万円を、市街化区域を全然持たない地域で、活性化のために人が ふえるようにするためには、ぜひ家を建てなければ人が住んでいきませんので、そういったも のに優遇措置を講じてもらえないかという質問でありますので、そういった面では可能かどう か、質問をいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 新築の家屋を建てた場合は、3年間につきましては、これはどこに建てられてもですけども、新築家屋の軽減ということで軽減措置があるところであります。

今言われたような件につきましては、非常に税、町税というのが町の収入の場合でも、今20年度の決算で見てみますと、町税が59億6,000万円で、歳入の56.8%を占めておるというような状況であります。その中で、固定資産税というのが約36億円ほどあるわけですね。町の自主財源の78%ほどを占めておりまして、本町にとって町民税と並んで基幹税であります。

このようなことから、固定資産税を市街化区域でないところに建てられた場合、それを税の 面で優遇措置というのは、これはもう実施してるところがあるかまだ調べておりませんけど も、非常にそういう面ではなかなか優遇措置を設けるというのは厳しいなということを考えて おります。

ただ、言われるように農村部のほうに入ってこられる人たちが、そこに本当に住みたい、そしてその中で子どもを育てたいと思われるような環境をつくるのが非常に大事じゃないかと思いますので、そういった面で別な意味での魅力ある何か、地域づくりのための何かそういった別な方策で、そういうものであればいいんじゃないかと思うところであります。

これは、大塚議員も知っておられるかもしれませんけども、鹿児島にあそこは、普通柳谷という、やねだんというので新聞等出てましたけども、そこで地域の方々が、高齢化して家が空き家になったところをきれいに整備し直して、そこに迎賓館という名前をつけて、若い芸術家の方とかそういった方をお呼びして、地域の方がそこが経済的に安定するまで野菜とか何かみんなが届けて、非常にそういう地域ぐるみでされとって成功されとるようなところがあります。そういった面で、農村部のほうにおいても何かそういう、税を減免するんじゃなくて、今言ったような何か取り組みでできるものがないか、そういうところを、そういう制度をつくるならというふうに考えております。

ここのやねだんのほうにはうちの若い職員あたりが毎年2人ほど研修にも行っておりまして、そういった若い職員の中から何かアイデアとか発想があって出てくればなと、期待してい

るような状況であります。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- ○8番(大塚 昇君) ただいま町長から大変厳しいような言葉ではありましたけれども、そういった市街化区域、ここでは特に南校区といいますけれども、町営の住宅も一戸もありません。 二百五十何戸、町営住宅がある中で、西は三里木から、東は古閑原までありますけれども、南校区には一戸もありません。

町営住宅というのは、やはり低所得者の方々のために国や町や県が補助をして入居していただく措置であろうかと思います。そういった優遇措置をされておりますし、市街化区域、ただの自分たちの責任でなくて、公的な線引きでそういった差をつけられておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、少し申し上げますけれども、中山間地域等直接支払制度というのがあります。山間部の急傾斜地など、条件不利地域へ補助または耕作放棄地防止活動を支援する制度で導入から9年になりますが、中山間地域が7割を占める熊本県は、適用を受ける農地が約3万2,000へクタール、11万へクタールが農地ですので、約4分の1を中山間地で占めております。それは、全国で第2位とのことです。

美しい棚田の風景は、今では写真でしか余り見られませんが、美しい風景を残すために猫の 額ほどの畑を耕してきたのではなく、生きるためであり、何人もの子どもを育てるためであっ たはずです。血のにじむような苦労があったと思います。

民主党のワーキンググループの一人は、里山がなくなってだれが困るのですかと言ったと報道されました。農村や農業をよく理解されず、非常に残念であります。

この中山間地域に当たるのが菊陽町では、市街化区域が全くない地域ではないでしょうか。 急傾斜地はありませんが、条件不利地域の該当に当たるものと思います。市街化区域がない地域、条件不利な地域であろうかと思います。

条件不利地域の優遇措置というのは、他の町民の方々、市街化区域に住んでおられる方、また市街化区域が一部にある町民の方々からも、これはやはり理解をされるものと思いますので、ぜひそういったことを踏まえて検討をしていただきたいと思います。

最後ですので、町長、それを踏まえて、同じ答えでしたら結構ですが、質問をいたしたいと 思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この件につきましては十分勉強をして、全国的ないろんな取り組みがあっとるかと思いますので、そういう面を十分勉強した上で、課題としてとらえておきたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 大塚昇君。
- **○8番(大塚 昇君)** ぜひ検討をしていただきたいと思います。この地域間格差をなくすことが、菊陽町の発展につながる思いと、農業を大事にすることをこれからも訴えていきたいと思

っております。

今日は時間がありますので、前に立って最後の締めを行います。

それでは、最後の締めでございますけれども、12月9日、昨日は夏目漱石という方が大正5年12月9日、昨日亡くなられた日であります。大変夏目漱石、熊本とは関係の深い方であります。「坊ちゃん」等を書かれた方でもあります。五高にも2回ほど赴任されておりますし、そのとき書かれた「草枕」という最初の書き出しを少しアレンジして、最後の言葉として申し上げたいと思います。他意はございません。

私は、町長のいすに腰を沈めながら、こう考えた。意地を通せば角が立つ。情にさおさせば流される。とかくに政治とは難しい。

終わります。

○議長(吉村豊明君) 大塚昇君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 休憩 午後 2 時 5 分 再開 午後 2 時 21分 ~~~~~~~

〇議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番(甲斐榮治君) 皆さん、こんにちは。甲斐榮治、11回目の一般質問をいたします。

先ほど大塚議員が非常に優雅に一般質問を締めくくられました。後を継ぎたいと思います。 智に働けば角が立つですかね。情にさおさせば流される。とかくに人の世は住みにくい。住 みにくいとどっか住みよいところに引っ越したくなる。どこに引っ越しても同じだとわかる と、そこに詩が生まれ、歌が生まれると、それが草枕の結びですね。

町長さん、どうか苦しいでしょうけれども、居直るんじゃなくて、最後にやっぱり歌や詩が 生まれるぐらいの、そういう心境になっていただきたい、切に願いたいと思いながら一般質問 に入らせていただきます。

私も今日は3つ質問を用意しておりますけれども、3つとも願う気持ちは一緒です。こういうことがあればいいなというふうな、特に今の菊陽町の政策の実現の手法を、これがどの問題にも共通してあらわれておりますけれども、今一番熱いのは中部小学校の建設問題でございます。この中部小学校の建設問題の中に、今の菊陽町の問題点がすべて出てるんじゃないか。これは、だれかを責めるというんじゃなくて、みんながよく考えなくちゃいけない、そういう問題として指摘をしたいというふうに思います。

本来、中部小学校の建設問題、高校の建設でもありません、中学校の建設でもありません、地域に一番近い身近な小学校の建設問題であります。この一番身近な学校、これをつくるときに、もめてもめてもめ抜いて、何かを強行して後に恨みを残すような、そういう建て方をして

は絶対にならないんじゃないか、これがまず第1点です。そのためには、リーダーの本当に緻密な発想、気配り、手配り、そういったものが必要ではないかというふうに思います。

それからもう一つは、グランドデザインです。まちづくりにしても、どっかの事業にして も、全体的にどういう事業になって、今はどういう位置づけになってるのかと、この辺がわか らないとなかなか理解しづらい。この2つのことが今菊陽町の場合には、執行部も議員もとも に考えなくてはいけない問題があるんじゃないかと、そういう立場で申し上げます。

先ほど申し上げましたように、中部小の問題が一番端的にあらわれておりますので、今の状況で町長にいろんな質問をしても、大体出てくる答えはもう予想ができてるような感じで、質問をしても同じかなみたいな、失礼ですが、そういう気持ちをちょっと持っております。

それで、今日は傍聴者の方もいらっしゃいますので、これまでの流れです、これをごく簡単にちょっと整理をしたい。名づけて中部小建設問題七不思議ですね。7つちょっと不思議なことを申し上げたい。

60年生きましたけれども、私もかつては小さな組織ではありますけれども一組織を運営して、いろんな経験をしましたが、こんなことがあるのかな、珍しいというか、不思議というか、不可解というか、そういう事態が今菊陽町では進んでおるというふうに思います。

まず1番目です。最初、これAからEまで5案ありました。A、B、C案というのは、執行部によってC案に集約をされて、3案が残りました。皆さんご存じのとおりです。3つのケースを正確な資料に基づいて比較検討して、最も妥当な案に決めるというやり方が一番おさまりがいいというふうに私は思います。自然でもあります。

しかし、町長はあくまでもアルファベット順に案を出してこられる。例えて言うなら、客に出す料理を今から試食会をするから決めなさいという、それに例えますと、目の前に3つ最初並んでおります、料理がです。そっから自由に選ばせずに、試食者には左のほうから順番に食えと。試食者にしてみると、これは1皿目は実にうまくなかったので結局やめたということになりましたですね。あと2皿残りました。今度こそ長所、短所を吟味しながら両方比べて選べるかなと、こういうふうに期待をしておりましたけれども、そのまた左から食えと言う。そうすると、もうそこで決めてしまえば、これはもう3皿目は食わずじまいということになります。そうしますと、これは食の恨みというのは強いと言われますけれども、一生恨みが残るんじゃないか、そういう気がしますですね。悔いを千載に残す、そういうことをしちゃいけないと思います。しかも、まだ率直な感想を言わせてもらえば、うまくない順番に食えと、こう言われて、非常に戸惑っております。

そして、この2皿目も調理が非常に不十分ですね。食えない。消化不良を起こすんじゃないかな、ないしは下痢をするんじゃないか。代替地の問題、今の説明では全然わかりません。資料もありません。口頭だけです。どこでいつ幾らかかってどの辺にできるのかさっぱりわかりません。保証の限りではありません。それから、菊陽中の部活の問題も何の答えも出てません。それから、緊急避難の場所、先ほど石原議員のあれに出てきましたが、これも何の答えも

出てない。そういったままに食えと言われても、これは食えません。そういう問題であると思います。

2番目、すみません、ここはちょっと長いですけれども、後の質問はもう下のほうで端的に さっと済ませますので、しばらく我慢してください。

なぜ、どのケースであれ仮設校舎が必要か、これまた不思議な話です。必要な場合と必要でない場合と私は当然あると思うんですが、どの場合でもというのがずうっと言われ続けてきた。非常に不思議。9月の時点では、一たんもうそれは場所が決まってからというふうなことで落ちついたかと思ってましたら、11月22日、12月1日の熊日新聞の紙上に、事業費は仮設校舎も含め28億9,000万円という表現がございました。なぜ仮設校舎を含めてというのをわざわざ書かにやいかんのか、私は理解ができません。普通ならば、総事業費何億何千万円と、これで済む話ですね。なぜここにまた仮設校舎が出てくるのか。

その仮設校舎については、執行部のおっしゃる理由は地震がいつ起こるかわからないからと、こうおっしゃいますね。主として四川省の地震もよく例に出されます。だけど、可能性を言うならば、今日今のこの時間にここに隕石が落ちてくるかもしれません。だれもわかりません。飛行機の何か、ガソリンタンクか何かぼんと落ちてくるかもかもしれません。可能性の問題を殊さらに大きく言うというのは、いい手法ではないんじゃないか。いたずらに不安をあおるだけです。

3番目です。それから、地域への説明や意見聴取が、議会が現地案を否決した後に行われております。パートナーシップによるまちづくりというのがお題目でないなら、意見聴取というのは事前に行われるべきではないか。いろんなところから意見を吸い上げてきて、それをいろいろ検討を加えて、多方面から検討を加えて議会にかけてくると、これが普通の手法じゃないか。どうも議会の現地案の否決後ですから、先ほど石原議員も示されたように、世論を現地案に誘導するための現地説明会ではなかったか。私は絶対そうだったろうというふうに思います。

それから、4番目です。この現地案が生きていた段階では、執行部は町民グラウンド案というのを否定しておりました。申し上げます。町民グラウンドに建設が困難な理由として、町民グラウンドは非常に利用頻度が高うございますと。これはちゃんと利用頻度まで表を出して、集計を出して示されました。それから、湛水防除排水溝が埋設されております。だから、難しいんですと、こういうことでした。議員の皆さんはよくご存じだと思いますが。それから、夜間照明施設がありますと。これを壊さなくちゃなりません、よそに移さなくちゃなりません。それから、野球場の代替施設がほかにはとれないでしょうと。それから、菊陽中の部活の場がなくなります。それから、町民グラウンドの代替施設をつくるためには3.6ヘクタール、16億5,000万円が別途必要です。つまり、今の28億何千万円かかるなら、それ以外に16億5,000万円また必要なわけです。総工費幾らになります。簡単な計算だと思いますね。こういうことを言って、現地案を推進してきたと。この経過は、よもやそういうことはなかったとは言われない

だろうと思います。

5番目です。学校建設になぜ地域や教師の声が反映されないのか。地域です、それから学校の先生方、これ一番学校をつくるについては大事なところです。その辺で検討委員会を、そういった人たちを含めて、区長さんとかいろんな方を含めて、検討委員会を立ち上げて、いろんな面から複眼的に検討をして、案をつくって提出をする。これが普通の自然なやり方であると私は思います。益城町や合志市です、益城中央小学校、合志の小学校ではそういう手法がとられております。ですから、小学校建設という祝うべき事業が、本当にお祝いの事業になっております。菊陽町は、祝うべき事業がこのままではけんかの種の事業になってる。非常に不幸なことだと思います。

それから、6番目です。自ら提案したにもかかわらず、なぜE案を真剣に検討をしないのか。今みたいに何の調査もしないなら、E案を出す必要ないんです、これは。出してあるでしょう。当然それについて正確な資料を出すべきなんです。ところが、何の資料が出たか。物すごく建設するまで時間がかかりますよ。私はこれはうそっぱちだと思います。行って調べてきました。それはいずれまた申し上げる機会があるかと思いますが、調べもせずに、よくこういうことが言えるということですね。

それから、費用ですね。これも一番高く設定してある、E案がです。ちょっと簡単に私の今のあれで申し上げます。28億円が仮設校舎を含めた事業費というふうに書いてありましたですね。この中の約3億円ぐらいが仮設校舎です。これ引きますと25億円ですね。もしも新しい土地を求めるとすれば、3億円ぐらいかかるでしょう、ひょっとしたらですね、常識的に。そうすると、これ大体28億円、見合うじゃないですか。ところが、ここにつくれば、また16億5,000万円余計かかります。総合スポーツ公園であればもっとたくさんかかります。根拠がないそういう資料ばっかり出てきて、それで誘導されてきたといいますかですね。

7番目、最後です。なぜ全体計画がないの。先ほど石原議員もおっしゃいましたが、非常に場当たり的です。私が聞くところによりますと、体協などの町民グラウンド使用者への説明に当たって、町長は代替施設として総合スポーツ公園を3年以内に実現させるかのような発言があったと聞きます。事実かどうかちょっとわかりませんよ、そう私は聞きましたが、町民の請願が通っている事業だけでも上げてみますよ。光団地、請願通ってます、十数億円です、十数億円かかります。それから、町立体育館、これも請願通ってます。これもやっぱり何億円かかかる事業です。それから、菊陽中の大規模改造、これはもう執行部ははっきり言っておりますが、15億円ぐらいかかるだろうと、この次にですね、そう言ってます。それから、光の森の公共用地の活用計画、これはもう金額わかりませんけれども、これもやっぱりかなりの金がかかると思います。こういった多大の費用を要する事業がメジロ押しに後に控えてます。これはグランドデザインがないと、町の財政、その他にすべて支障が生じるんじゃないかと大変心配をしております。

まとめます。こういう状況の中で、非常に不思議なことばっかりでしたが、これは私の意見

ですけども、D案、E案ですね、これがやっぱり併存した状況で、初めて公正な交渉と議論ができると私は思います。例えばD案が、今の町民グラウンド案が否決されたとします。そうしますと、あとはもう新しい土地のE案しか残りません。土地の価格の交渉、それから農振の除外、農地転用、こういったものが、もうそういうことはないと思いますが、もしも不調の場合です、もうかえるべき案がありません、D案を否定してしまったらです。新しい土地については、これは古くからそこに住んでいらっしゃる人たちの子息が行く学校ですから、それなりの妥当な価格に落ちつくとは思いますけれども、ただやっぱりD案も存在している中でそういった可能性をきちっとやっぱり確かめるべきだ。

それから、今度は逆です。D案が可決された場合です。町民グラウンドでいいという結論になった場合、2,055名、これは1週間ぐらい前の数字です、今はもっとふえていると思いますが、多分もう3,000か4,000ぐらいになってると思いますけれども、署名が集まってます。その署名にあらわされた意思ですね。それから、地権者、協力しますよと値段のことは別にして一応協力するという姿勢を示してらっしゃる地権者、こういった方たちの協力の意向は無視することになります。これを、ですからこの状態のままで採決をした場合に、後の争いの原因になりはしないか。どっちになってもですよ、今の状態のままならです。仮に、町長がおっしゃるように町民グラウンドが多数決で決まって、多数を占めたといたします。この多数の署名の意思はどこに行きますか。それから、地権者、随分やっぱりこれは悩んで考えられたと思います。これは一体どこに行きますか。

そういったことを考えたときに、今度の基本設計の予算が仮に認められたとしても、次は今度は本予算がございます。それから、工事の施工とか、業者の決定、さまざまな場面があります。そこでまたもめるでしょう、恐らく。禍根を残します。ですから、今非常に大事な時期に来ているということは、私から申し上げれば、この中部小の建設問題というのは、単に小学校の建設問題にとどまらず、町の当局と議会と町民の団結、今後の団結ですね、これを左右する問題だというふうに思います。

政策を実現するときに、これは全部です、決して執行部だけに言っているわけじゃありません、議会も、それから執行部も、そのやり方に、手法については十分な配慮をしないと、事業の本質が失われてしまうんじゃないかと、そのことを非常に心配をいたします。

そういった立場で今日は3つ共通すると思いますが、質問を出しております。それは自席で させていただきます。ちょっと長くなりました。

〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

〇4番(甲斐榮治君) 今の中部小の問題は2番目に用意をしておりますので、今日は1番目の光 の森公共用地利用のグランドデザインについてということから入りたいと思います。先ほど申 し上げましたように、質問は端的に申し上げます。端的にお答えいただきたいと。

当該地での事業の実施です、それから債務返還の関係です。つまり、一般的に私たちが、私 のレベルでいうと、本格的な事業をやると全部返さにゃいかんということになってると、その 辺のところをわかりやすくちょっと説明いただきたい。

- 〇議長(吉村豊明君) 総合政策課長。
- 〇総合政策課長(松本東亞君) お答えいたします。

当該地は、平成19年3月23日に仮称菊陽町多目的グラウンド及び複合施設用地として熊本県の住宅供給公社から取得したわけでございます。購入費は、21億4,597万2,000円でした。その際、財源として公共用地先行取得等事業債というのを借りまして、それが21億4,590万円、残りは一般財源で7万2,000円で対応したわけでございます。

この公共用地先行取得等事業債といいますのは、議員が今おっしゃいましたが、本格的な公 共用の施設の整備にかかるまでのつなぎ資金というような性格を持ちまして、10会計年度以内 に本格的な事業の用に供することとされております。

償還期間は、原則として10年以内となっておるということで、菊陽町は償還の平準化ということで、最長の10年にしております。半年賦元金均等償還を行っております。年2回払ってるということです。元金は2億1,459万円です、これが10カ年続きます。それに利子がつきまして、平成19年度は利子と合わせまして約2億3,887万円、20年度は約2億3,835万円償還し、今年になりますが、約2億3,563万円の予定です。それで、元金残高は15億213万円となります。

ここで、本格的な事業用に供する際、借り入れたときの条件によりまして、残っている元金を繰り上げて償還しなければならないというふうになっております。それから、そういうことで新たな事業整備をやる場合は、その事業費が必要となります。その他の事業の関係や、町全体の財政状況等を勘案して、総合的な観点から判断して、本格的な整備にかかるということになります。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** 債務の性質上、そういうことになってるということですね。

現在15億円残っておって、もしも本格的な事業を始めるということであれば、残債を全部一括で償還しなけりゃいけない、こういうふうに理解していいですかね、はい。

2番目に移ります。本格的な事業計画というのは、あるいはまだないのかもしれませんが、 何か伝えられるものがあれば、この場でお答え願いたい。現在の検討状況等も一緒にです。南 側、北側、2つの土地がありますけれども、その辺合わせてよろしくお願いします。

- 〇議長(吉村豊明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(松本東亞君) 北側については、当該地はこれまで年3回程度の除草などをする感じでございましたが、このままの状態では管理上や防犯上問題があるから、また有効活用できないかというような要望の中で、当面広場的に利用しようということで、平成20年、去年から今年にかけて整地等の工事を行いまして、現地のような状態になりました。現在、植栽工事を施工中であり、仮設のトイレなどを設置する工事を準備しています。工事の完了後は、個人ではウオーキング、ランニング、キャッチボール、サッカーのパス、フリスビー、地域ではレ

クリエーション大会、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどに活用できるようになります。また、将来の武蔵ケ丘中学校の運動場の拡張工事の際の使用、これは体育の授業なんかに使うわけでしょうから、それから緊急、災害時の避難場所としての活用を想定をしています。

南側については、町職員によるプロジェクトチームにより検討を進めているところでございます。内容としましては、支所機能を含めまして会議室、予防接種、健康診断、子育て支援、教育相談、軽運動、生涯学習課の講座、そういったのが可能な複合施設を検討しております。 以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** その北側については、広場的利用ということですが、供用開始はいつになってますか。
- 〇議長(吉村豊明君) 総合政策課長。
- **〇総合政策課長(松本東亞君)** 北側、広場につきましては来年の1月中旬ごろを予定をしております。
- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** それでは、その南側ですが、ちょっと聞き漏らしましたんで、支所ですね、想定しておる施設、支所と会議室ですね。

(総合政策課長松本東亞君「はい」の声あり)

それから、軽運動場。それから何とおっしゃいましたかね。

(総合政策課長松本東亞君「健康診断、それから子育て支援、教育相談、そういったのを予定しております」の声あり)

健康診断、子育て支援。それから、もう一つ何ですかね。

(総合政策課長松本東亞君「教育相談」の声あり)

教育相談。じゃあ、この会議室というのは、これはどういう種類の会議室ですか。

- 〇議長(吉村豊明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(松本東亞君) 今予定しておりますのは、大会議室と小会議室で、兼用になりますが、生涯学習活動の各種講座に使いましたり、町のほうで税の申告がありました際の会場に使うということを考えております。
- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- ○4番(甲斐榮治君) 光の森地区には、公民館用地というのが何カ所かは確保してありますが、 50坪かその程度で、駐車場もないし、現在の公民館としてはほとんど機能をなさないような感 じがするんですが。とすると、今のその会議室です、これは地区の住民の方々が集まって会議 を開けるとか、そういったふうに使う、それは考えていらっしゃいますか。
- 〇議長(吉村豊明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(松本東亞君) 十分可能だと考えております。
- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君、今は何番目ですか。

- **〇4番**(甲斐榮治君) 今は3を終わったところです、③。
- ○議長(吉村豊明君) ③を終わったところですね、はい。
- **〇4番(甲斐榮治君)** 次です。今は大体のイメージをおっしゃいましたけれども、もちろんこれはもう予算が伴わないとできないことですから、確定ではないと思いますが、大体今言ったような施設をどのぐらいまでに完成させようというふうに考えていらっしゃるか、めどですね、めど。ここで言ったからって、それに縛られるわけじゃありませんので、大体のことをお答え願えませんか。
- 〇議長(吉村豊明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(松本東亞君) ③のBに当たる質問でございますか。

(4番甲斐榮治君「いや、④です」の声あり)

わかりました。

先ほど先行取得債の性格をお示ししましたけど、一応10カ年ということで、19年からスタートしてきておりますので、平成28年までがリミットだということになります。南側のほうをお尋ねでしたけども、南側については、やはり住民の皆様のニーズ、要望が高いところから、やはりここ、総合計画のもう来年からちょっと策定に入りますが、そういった中で早目にやりたいと考えております。年度については、今から総合計画の中で位置づけまして、なるだけ早目に対応したいと考えております。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- ○4番(甲斐榮治君) 最後です、5番目です。現在の仮整備も、地元の方たちとお話をすると、若干町の相談が遅かったと、そういう意見を聞きます。この辺が、先ほどから私申し上げておりますように、住民の意見の集約というのを大事にしないと事業の本質も曲がってしまいますので、その辺はきちんとやっていただきたいというふうに思いますが、どのように考えていらっしゃいますか、今後。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 今の南側の土地の活用についてということでありますけども、この件につきましては、今申し上げたのは、いわゆる行政の内部でそれぞれ関係するところでたたき台としてまとめているところでありまして、今後につきましては、やはりそれを利用される方々、特に町民の方々の意見交換やその検討委員会等を立ち上げまして、その中でこれに不足しとるような施設もあるかと思いますし、または逆にこういった活用ということもあるかと思います。また、これまでも各町民センターをつくっておりますけども、その中に必ず地域の方々が活動される場というのは設けてきたところであります。特に、光の森につきましては、まだ自治会も立ち上がって間もないということで、そういった活動をする拠点がないということで、その辺は十分地域の方々等の意見も聞きながら、そこになじむような施設になるところを持っていかなきゃならないというふうに考えております。

- 具体的には、さっき言いましたように、来年度から、いわゆる新しい10カ年間の構想を立て

て、その中で取り組んでいくことになりますので、財政的な面も見ながら位置づけをしなけれ ばならないというふうに考えているところであります。

〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) この住民の意思の、意見の集約ですね、これにはくれぐれも今おっしゃいましたけれども、検討委員会等を立ち上げて、十分吸い上げて、本当に前向きの祝えるような事業にしていただきたいと、よろしくお願いをしておきます。

次に移ります。町立菊陽中部小学校建設について、今日はこの業者の関係だけに絞って質問 をいたします。

過去、現在、将来における業者採用について。

まず、①です。基本構想作成まで採用されていた業者、これはライト設計ですけれども、変更された事情及び入札参加資格者名簿から外れていた期間を確認したいと思いますが、今から私が申し上げることについて、イエスかノーかだけで結構です。違うところがあれば、それは違いますと言ってほしいんですが、事実関係をちょっと申し上げます。

これは、9月議会の答弁から確認をするんですけれども、ライト設計というのは、今日は傍聴者の方もいらっしゃいますけれども、菊陽中部小学校に限って言えば、耐震診断をした設計業者です。それから、同時にその後にこの耐震設計を受けて、どのような校舎をどのような場所につくればいいかという基本構想を担当してきた業者です。平成20年から21年度分の指名願については、平成20年2月8日から3月21日までその入札資格の受け付けを行ったと、これ1点です。

それから2番目、平成20年2月8日にライト設計は指名願を提出をした。

3番目、担当者がライト設計のみをパソコンに登録するのを怠った。したがって、名簿から 外れたんですね。

名簿から業者の名前が欠落していた期間は、平成20年4月1日から7月3日までであった。 この4点の確認をお願いしたいのが一つ。

それから、ちょっとこの前の質問の中で訂正すべきことがありますので、申し上げておきます。

業者が、この名簿から落ちているという事実に気がついた経緯ですけれども、課長補佐がそのライト設計に何か指摘をしたみたいな、そういうことにこの前の議事録ではなっておったと思いますけれども、現実にはこの課長補佐、学務課長補佐は、ライト設計が名簿にないのを知っておったと。知っておったところ、同業者が、つまりライト設計が営業に来庁したので、あなたの会社は名簿にはありませんよと指摘をしたと、こういうふうに私にこの課長補佐が言ってまいりました。そのときに、業者が自分がその名簿から落ちているということを認知するに至ったと、こういうことであると。ちょっと私のほうは時間がなくて、ライト設計には確認しておりませんが、まず間違いなかろうというふうにそれは思っておりますので、つけ加えておきます。

その前の4点、これについて関係者、ご答弁をお願いします。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** ただいまの①番として、お話があったことにつきましては、すべておっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** 4つ申し上げましたが、全部ということですか。一番最初の受け付け期間 だけということですか。
- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **〇財政課長(實取初雄君)** 申しわけありません。まず、第1番目にということでおっしゃいました件については、2月8日から3月21日の間、それと2月8日という点。

(4番甲斐榮治君「はい」の声あり)

それから、4月1日から7月3日までの間という点について、そのとおりでございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** 担当者がライト設計のみをパソコンに登録するのを怠ったのもそのとおりですね。
- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** 実際といたしましては、指名の登録につきましては、パソコンに入力しておりますけども、具体的な作業につきましては、臨時職員を雇用いたしまして、その職員により入力いただいて、それを担当のほうで最終的にチェックし、私のほうが最終的な管理者でありますので、そこで確認するという流れということでございます。ですから、担当者が入力という点では、若干実際と違いますので、申し添えます。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** じゃあ、このパソコンに入力の作業を行ったのは、臨時職員だったということですか。

(財政課長實取初雄君「はい」の声あり)

はい、それは事実の確認だけにとめておきます。

ところで、特にこの中部小学校の耐震診断、約700万円ちょっとかかってます。それから、それを基本構想、これはもう基本構想では何が一番適格というふうに書いてあるかといいますと、実は今のE案ですね、県道南側のところが一番ベストであるという基本構想が既にでき上がっております。これは学務課にもあると思いますけれども、私コピー、縮刷版です、コピー持っております。これには、もう基本構想として南側が一番適切であるという結論が出てるんですね。それを出した業者ですね、それが名簿から欠落していることをだれも気がつかなかったか、ちょっと信じがたいんですけれども、気がつかなかったんですか。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **〇財政課長(實取初雄君)** その点につきましては、私のほうが直属の管理者でありますので、私のチェックが不十分であったという点のみでございます。
- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

以上でございます。

- **〇4番(甲斐榮治君)** また、今は認められましたけれども、どういうふうに謝罪をされたのか、 謝罪をしただけだったのか、その辺もお答えいただきたい。
- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** ただいまの件につきましては、実際問題といたしましては、平成20年度に入りまして、具体的には指名すべき業務委託が何件かございました。今R設計さんということについて、いろいろのご質問が来ておりますけども、その前に耐震関係につきまして、指名を行う場合の考え方でございますけども、基本的には今おっしゃってる登録が一番基本でありますので、その点を漏らしてたということについておわび申し上げました。

ただ、具体的な指名に当たりましては、その耐震関係で取り扱ってる業者さんの講習会の受講とか、専門員の所属とかという点も考慮しながら指名しておりますので、また甲斐議員も先ほどちょっとおっしゃった中で、中部小学校については、指名に上って落札されたというようなお話がありましたけども、菊陽町では今までにも武蔵ケ丘小学校あるいは菊陽中学校等々の耐震関係で業務委託を16年、17年等々で行ってきておりますけども、ここでR設計さんのみについてこの場で議論申し上げますと、何か変な流れになってしまいますので、余り申し上げたくないんですけども、すべての業務に対して指名してきておったわけではございませんで、そういう流れも含めますと、平成20年度において先ほど漏れておりました間の業務については、過去においても指名してきておりませんでしたし、登録があっても指名することはなかったであろうということも踏まえまして、その時点の登録の誤りについてはおわび申し上げたところでございます。ただし、今申し上げた点をR設計さんに、具体的なこととして申し上げた内容はございません。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君、4回目ですか。

○4番(甲斐榮治君) はい。

〇議長(吉村豊明君) 次へ進んでください。

○4番(甲斐榮治君) じゃあ、次へ進みます。

それでは、このライト設計が平成20年4月1日から7月3日までは名簿にないという状態が続いて、そして議員の方々はごらんになりましたけれども、構想といいますか、簡単な設計図をごらんになりましたね、あれをつくった業者を採用された経緯について、今度は学務課のほうにお尋ねをしたいと思います。

事実の確認をいたします。菊陽中部小学校の基本構想見直し業務を、平成20年度の予算で執

行したと学務課長が答えられておりますね。それから、平成20年6月25日に、その作業が50万円以内だったので、随意契約で頼んだと、はい。それから、武蔵ケ丘中学校の耐震工事の実施設計に、県内大手6者が指名されていたので、その中から3社を抽出し、1社を指名、契約したと。これ間違いございませんね。

もう一回言いましょうか。武蔵ケ丘中の耐震工事の実施設計に、県内大手6者が指名されていたので、その中から3社を抽出し、その3社の中からさらに1社を指名、契約をしたと。これは議事録にそう載ってます。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- ○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) お答えいたします。

最初の2問につきましては、ご発言のとおりでございます。

3番目の点でございますが、3社を抽出いたしまして、これは随意契約という方法になるんですけども、いわゆる3社の見積もりを徴取いたしまして決定をしたということでございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** それはわかりました。事実を今確認をさせてもらってるだけで、どうのこうのと言ってるわけじゃありません。

簡単な質問ですが、ライト設計が入っていなかったことを奇異に思わなかったかどうか、財 政課に問い合わせか何かしなかったかどうか、その辺をお答えください。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** 特に問い合わせをすることはありませんでした。 以上です。
- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- ○4番(甲斐榮治君) 3番目に移ります。基本設計を担当する業者の選定について、今後です、 今度は、今後です。もし仮にどっかの時点で、建設地も決まって、そして基本設計に入ります ね、その場合に、基本設計、もちろんそこを担当した人がずうっと担当するだろうと思います けども、その業者の選定について、今度は50万円超えますので、これ入札の対象になりますで すよね。そういうときに、業者の選定の方針についてどういう方法をとられるのか、その辺を お答え願いたい。
- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- ○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) お答えいたします。

入札方式になるかと思っておりますが、業者の指名につきまして、いわゆる指名の部分の業務につきましては、私どものほうで所管するんじゃなくて、指名審査会というのがございまして、そちらのほうで担当しておられます。私どものほうから、もしお許しをいただければという話になりますが、やはり学校建設に実績のあるところをぜひ入れていただきたいということで、その実績の中からご指名をしていただきたいということでお願いをまずしたいと思ってお

ります。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** 学校建設に実績のあるところ、それも一つの基準でしょうが、例えばコンペ方式ですね。コンペ方式をとられる考えはありませんか。
- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- ○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 今ご質問ありましたコンペ方式でございますけれども、これはまず1点目が、期間的に半年から1年を要する形になるかと思っております。コンペ方式と申しますのは、いわゆる中部小学校の学校を例にいたしますと、学校の模型をつくっていただくような形になります、具体的な。ですから、この場所にこういった形の、例えば2階建て、3階建てあるいは平家建ての建物を、学校を、校舎をつくりますということで提案をされます。その指名、コンペの方式になるかと思いますが、いわゆる一般のコンペのちょっと数が多くなりますので、10社とかそういう形の数を抑える形での指名のコンペになるかと思いますが、その10点なりの作品の中からどれを選ぶかということになります。それを住民の方々とか、そういった方々の中で選んでいく形になる、作業になるかと思いますが、そこで問題なのが、それが一番いいだろうということで選びます。それを実際、その模型をもとに協議をしていくわけですけども、例えば学校の先生がここは使い勝手が悪いねとか、あるいは保護者の方々からここは防犯上ちょっと大丈夫というご相談があったとしても、それはもう作品としてでき上がっておりますので、その修正というのはなかなか難しい現状にあるかと思います。そういう意味で、今回につきましては、コンペ方式については考えておりません。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- ○4番(甲斐榮治君) そういう考えを聞きおくにとどめたいと思います。

それから、4番目です、④ですが、これはもう何度も何度も申し上げましたので、省略をいたします。ぜひいろんな事業を進めるときに、各方面の意見の集約ですね、これについては十分配慮を尽くしていただきたいと、要望だけしておきたいと思います。

時間が余りありませんが、行けるところまで行きます。

3番目の町立保育所の民営化計画について。

これ、現在は町長がしばらく見合わせるということをおっしゃってますので、そういう状態なんですが、いずれまた再問題化するであろうというふうに思いますので、現時点での町の考え方を確認しておきたいと、そういう意味で質問をさせていただきます。

簡潔に、時間がありませんのでお答え願いたい。

①民営化の理念を簡潔にお願いします。

- 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。
- **〇福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君)** 余り時間ないようでございますけども、ちょっと早口

で説明をさせていただきたいと思います。

まず、民営化の理念ということでございますけども、本町では今日の少子・高齢化社会において、将来における社会の基盤を支える子どもたちの健やかな育成と女性の社会進出や就労支援などを図るため、待機児童の解消や新たな保育サービスへの対応、地域子育て支援の充実、それから町立保育所施設の老朽化への対応などの課題を解決することがまず急務であるというふうに考えております。

この本町の厳しい財政状況の中、これらの課題を踏まえた菊陽町次世代育成支援行動計画に 掲げている施策を実現していくためには、限られた財源を効率的、効果的に運用することが必 要不可欠であると思っております。特に、一時保育や特定保育、休日保育など新たな保育サー ビスの実施をするには、職員配置の対応などに柔軟な運営が必要であり、私立保育所における 利用者の多様なニーズに柔軟に対応した積極的な保育サービスの提供から見ても、民間活力の 活用を図ることも有効な手段であると考えております。

このため、公民の役割分担の観点から、町立保育所を一部民営化し、民間活力を導入することにより、地域で求められる保育ニーズに柔軟かつ速やかな対応を図ることといたします。

一方、今後も存置する町立保育所は、経験豊かな人材の有効活用などにより、地域の子育て拠点施設としての役割や、配慮や適切な対応を必要とする保育の先導的な役割を担うとともに、保育現場の情報を保育行政に反映するための情報収集拠点としての役割を担うとともに、私立保育所において実施が困難な夜間保育や障がい児保育、地域における子育てネットワークの基幹施設としての役割を担うことといたします。

このように、町立保育所の民営化は単にコストの削減のみを目的とするものではなく、町立保育所と私立保育所、それぞれの役割が十分発揮され、結果として菊陽町全体の保育水準を高め、子どもにとっての保育環境の向上に寄与することが民営化の基本的な理念であると思っております。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 読まれました。正確を期するためには、やっぱりちゃんとした文章でやるというふうなのはわからないではありませんけれども、ハートが伝わりません。エッセンスを、課長なら課長の言葉で伝えてもらったほうがよっぽどわかると思いますので、今後の答弁よろしくお願いします。文章だけならば、いずれ課のほうにもらいに行けば、それで済みますので、そういうことではなくて、本当に民営化がどういうことかと。

私が言いたいことは、単に、例えば財政的な事情もあるでしょうけれども、単にそれであってはならないと、やっぱり先ほど小林議員の質問にもありましたが、公立であれ私立であれ、保育というのはどういうものか、そういったことを踏まえた精神的なところを示していただければ結構です。

2番に移ります。新聞発表が先行しました、この問題もです。これまでの進め方をどう今評

価していらっしゃいますか。これは、町長かあるいは課長、どちらでも結構です。

〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。

○福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) これまでの進め方をどう評価しているかということでございますけども、民営化の推進につきましては、平成19年2月から保育所運営検討委員会、これは9人の委員さんを組織して、1年間議論を重ねて、平成20年3月に報告書をいただきました。その報告書の内容につきましては、もう議員の皆さんにも6月10日でしたでしょうか、全員協議会においてその報告書の内容をご説明を申し上げ、その報告書については、公立保育所については、一部民営化についてさらなる検討を要するというような提言書でございましたので、平成20年9月に新たに公立保育所民営化検討委員会を設置し、約半年をかけて本年4月に検討委員会からの提言書を受けたということで、ご存じのとおり、対象園としては4つの保育園を対象とするということで、その対象4園の中から4月末日にさくら園と第1園を民営化するというような経過をたどってきたわけでございまして、それ以降については、民営化計画書の策定を行いまして、議員の皆様にもご報告を行いまして、さらには第1保育園の保護者、それからさくら園の保護者に対する説明会を合計8回行いました。

さらに、臨時職員についてもさくら園、第1園、相当数おります。臨時職員の不安も相当なものであったということで、第1保育園については2日間、さくら保育園については3日間だったでしょうか、臨時職員に対しても民営化の内容についての説明を行ったということになります。

それから、9月議会において請願書が公立保育所8園の保護者会長代表による請願と2,000名以上の署名が出されたということで、改めて11月に入りまして、それぞれの対象園以外の保育所の保護者の皆様にも6回説明をさせていただいているというのが現状況でございまして、そういった内容、この進め方の評価というのは、執行部が評価するんではなくて、我々が今まで行ってきたものに対してどう住民の皆様あるいは保護者の皆様が評価されたのかというのは、なかなかわからないところではありますけども、二千数百名の署名があった割には、なかなか説明会を開いた際の出席者の割合が5.2%、24名ということで、非常に少なかったということで、それに対して我々が会議開催の時期あるいは時間、そういったものにも若干影響があったのかというような反省もしております。

現在、新年度に向けた入所も行っておりますけども、随時で来られた保護者に対しては、第 1園、それからさくら園については、民営化計画を進めているというような説明の中で入所を 図っておりますし、来年度の入所に対しては、1月から面接を行うということで計画しており ますけども、担当のほうにはさくら園と第1園の入所希望をされた保護者に対しては、十分民 営化の方向、内容について説明をした上での入所を確定しろというような指示も出しておりま すし、4月から新たに新規の子どもさんたちが入所されます。そういった中で当然保護者に対 しても、4月以降には説明会をする必要があるということで、そういった形でいろんな状況、 場面に応じて説明会のほうを進めていければというふうに思っております。 以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番(甲斐榮治君)** あと 2 分ですので、あとの質問は省略をしますが、一生懸命取り組んでいらっしゃるのはわかります、いろんな資料が送ってきますですね。ただ、参加者が多かろうが少なかろうが、その辺はやっぱり熱意の問題ですから、やっぱり粘り強く説明を続けていただきたいと、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、公有財産の処理、それから引受法人の選考基準、選考委員会の人選、この辺の公正さ というのは、今後問題になると思いますので、しっかり考えていただきたい。

最後に、現在今回の民営化計画の見直しを求める請願が継続審議になっております。町長が 請願の署名を踏まえ、新政権の性格を見きわめ、また来年開園する2私立保育所の状況も検証 した上で再検討したいと表明していらっしゃる以上、この請願採択のこれ以上の遅延は意味が ないと思います。各議員のご賢察を期待をして、私の一般質問を終わります。

以上です。

〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

散会 午後3時21分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成21年12月11日(金)再開

(第3日)

菊陽町議会

# 1. 議 事 日 程(3日目)

## (平成21年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成21年12月11日 午前10時開議 於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| 1番  | 坂 | 本 | 秀 | 則 | 君 | 2番  | 北 | 山 | 正   | 樹  | 君 |
|-----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|----|---|
| 3番  | 石 | 原 | 武 | 義 | 君 | 4番  | 甲 | 斐 | 榮   | 治  | 君 |
| 5番  | 芝 |   | 和 | 長 | 君 | 6番  | 岩 | 下 | 和   | 高  | 君 |
| 7番  | 佐 | 藤 | 竜 | 巳 | 君 | 8番  | 大 | 塚 |     | 昇  | 君 |
| 9番  | 福 | 島 | 知 | 雄 | 君 | 10番 | Щ | 俁 | 鐵   | 也  | 君 |
| 11番 | 吉 | 本 |   | 堅 | 君 | 12番 | 小 | 林 | 久美子 |    | 君 |
| 13番 | 酒 | 井 | 良 | _ | 君 | 14番 | 上 | 田 | 茂   | 政  | 君 |
| 15番 | 梅 | 田 | 清 | 明 | 君 | 16番 | 鍋 | 島 | 有記  | ま男 | 君 |
| 17番 | 永 | 野 | 輝 | 全 | 君 | 18番 | 吉 | 村 | 豊   | 明  | 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

12番 小林 久美子 君

13番 酒 井 良 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| 町                      | 長          | 後 | 藤 | Ξ | 雄 | 君 | 教育委員長               | Ξ. | 島 | 誠 |   | 君 |
|------------------------|------------|---|---|---|---|---|---------------------|----|---|---|---|---|
| 教 育                    | 長          | 赤 | 峰 | 洋 | 次 | 君 | 教育次長                | 田  | 中 | 真 | 治 | 君 |
| 総務 部                   | 長          | 宮 | 本 | 義 | 次 | 君 | 福祉生活部長              | 大  | Ш | 育 | 男 | 君 |
| 産業建設部                  |            | 服 | 部 | 貞 | 夫 | 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 大  | 野 | 秀 | 治 | 君 |
| 総務部審議員兼総務<br>兼選挙管理委員会書 | S課長<br>書記長 | 吉 | 岡 | 典 | 次 | 君 | 総合政策課長              | 松  | 本 | 東 | 琵 | 君 |
| 財政 課                   | 長          | 實 | 取 | 初 | 雄 | 君 | 税 務 課長              | 廣  | 野 | 豊 | 徳 | 君 |
| 人 権 教 育<br>啓 発 課       | ·<br>長     | 渡 | 邉 | 幸 | 伸 | 君 | 福祉部審議員<br>兼 福 祉 課 長 | 眞  | 鍋 | 清 | 也 | 君 |
| 健康・保険調                 | 果長         | 阪 | 本 | 修 | _ | 君 | 環境生活課長              | 吉  | 野 | 邦 | 宏 | 君 |
| 町 民 課                  | 長          | 堀 | Ш | 正 | 信 | 君 | 武蔵ケ丘支所長             | 村  | 田 | 保 | 孝 | 君 |
| 農政課                    | 長          | 荒 | 木 | _ | 雄 | 君 | 建設課長                | 松  | 村 | 孝 | 雄 | 君 |
| 都市計画調                  | 長          | 坂 | 本 | 恭 | _ | 君 | 下水道課長               | Ш  | 﨑 | 謙 | 三 | 君 |
| 商工振興課                  |            | 平 | 野 | 誠 | 也 | 君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長   | 服  | 部 | 誠 | 也 | 君 |
| 教育審議員図書館               | (兼<br>長    | 帆 | 保 |   | 勇 | 君 | 教育審議員兼<br>学 務 課 長   | 大  | 山 |   | 晃 | 君 |
| 中央公民館                  | 自長         | 堀 | Ш | 俊 | 幸 | 君 | 生涯学習課長              | 佐  | 藤 | 清 | 孝 | 君 |
|                        |            |   |   |   |   |   |                     |    |   |   |   |   |

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 山川 真喜子 君

~~~~~~ () ~~~~~~~

開議 午前10時0分

○議長(吉村豊明君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 一般質問

○議長(吉村豊明君) 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。 佐藤竜巳君、一般質問を許します。

**〇7番(佐藤竜巳君)** 皆さんおはようございます。

平成21年度第4回菊陽町議会定例会の一般質問に対して、議長からお許しが出ましたので、 町民を代表しまして質問させていただきます。

今回の質問の事項は4項目であります。

1番目に、町道原水団地線道路改良工事について、2番目、中部小学校の建てかえについて、3番目、新規清掃工場の建設について、4番目、独身男女のお見合い事業について、この 4点を質問させていただきます。

あとは質問席のほうから質問します。よろしくお願いします。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** 質問事項の第1、町道原水団地線道路改良工事についてですが、これの計画をやめた理由をお尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 建設課長。
- **〇建設課長(松村孝雄君)** お答えいたします。

計画をやめた理由ということですけども、この道路につきましては、平成17年度から21年度までの5カ年の計画で、ふれあいの森研修センターや原水団地の建てかえ等の整備を行っておりますまちづくり交付金事業の対象事業の道路でございます。安全な通学路の整備路線として計画したものでございますけども、当道路につきましては、平成18年10月に測量設計を発注し、平成19年6月と8月に地権者の説明会を開催しております。

その中で、用地提供に難色を示された方がおられまして、その方と個別の交渉を何回となく 重ねてまいりましたけども、交渉には地元の区長さん、また地元の有志の方にもお願いをいた しまして交渉いたしてきましたけども、同意が得られなかったということで、この状態が続き ますと、まちづくり交付金事業の期限内であります平成21年度までに事業が完了することが困 難と判断しまして、原水団地線の整備から原水駅裏、北側の原水駅線の整備に事業を変更した ものでございます。

以上です。

〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。

- **〇7番(佐藤竜巳君)** ただいまの説明によりますと、そういう補助年度内の完了ができないということですけども、2番目に、その計画を再度実施計画が立てられるか、お尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 建設課長。
- ○建設課長(松村孝雄君) 安全な通学路の整備としてこの団地線の道路の計画をいたしましたけども、用地の協力が得られなかったということで整備路線を変更しております。当初計画しておりました原水団地線の概要をちょっと申しますと、延長が約440メーター、車道幅員が5メーター、歩道幅員が2.5メーターの、全幅員7.5メーターで計画しておりまして、全体事業費を約1億円と見込んでおります。そのうち、原水団地に隣接します約80メーターにつきましては、原水団地建てかえの際に整備をしておりますので、残り延長約360メーターで、事業費が約8.000万円程度必要かと思います。

先ほど申しましたように、地権者の同意がとれずに補助事業を取り下げた経緯もあり、すぐ に再度の計画ともいかないと思いますが、将来的には必要な道路と認識しております。しか し、現在原水駅線に事業を変更しており、財政的に厳しい状況にあり、他の制度等の事業がな いか検討していきたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** その点はよろしくお願いしたいと思います。

先祖の大事な土地ですから、反対意見ということはわかりますけども、それに対しての努力 をよろしくお願いしておきます。

次に、3番目に移ります。

この計画が将来原水駅周辺の発展につながると思うが、町長の考えはとしておりますけど も、予算関係も難しいという発言でありましたけども、将来の夢であります道路づくりのため に、町長から何かあれば一言。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この地区の現況でありますけども、個人住宅とそれからアパート、そして町営の原水団地があるわけでありまして、ほかはこの農振の農用地区域の中の農地でありまして、一部集落内開発制度の対象になるという土地もあるということでありますけども、現行制度の中ではこの農用地区域の開発というのはすぐにはできませんけども、将来的には原水駅を中心としたこの整備が必要ではないかと考えておるような地域であります。

そういった中におきまして、この道路はそういう面から見ますと必要な道路でありまして、 地域住民の利便性にもなりますけども、原水駅周辺の発展のためにも大事な道路ではないかと 考えておるところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** ぜひ町長、前向きに検討いただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

次に、中部小学校建てかえについてお伺いいたします。

①の建設予定地(町民グラウンド)の代替地の進め方についてですが、先般、私たち体協とスポーツクラブのほうで11月20日に会合を執行部抜きでさせていただきました。その中で、簡単に申しますと、最初は町民グラウンドになぜしたのかということで反対しようじゃないかという意見もあったし、3年以内に新しい町民グラウンドができればそれにそって従ってもいいんじゃなかろうかということと、それが伴わないならば体協とかスポーツクラブが解散という、そういった意見がありました。

ところが、11月24日に町長、教育長、学務課、生涯学習課、そして文教常任委員会の委員長を初め、また委員長には質疑応答なしという条件で参加いただき、いろいろ協議をした中に、歩み寄るところは歩み寄っていくということの話も出ました。しかし、みんな一致したのが、町長の思いでありますように、一日も早く子どもの安全を守りたいということから始まっていろんな意見が出ました。

その中で、ちょっと皆さんが聞いてくれということで、お尋ねがありましたもんですからお 尋ねしますけども、今まで決定していない土地に不動産鑑定委託をされた例があったのかが1 点と、この設計、設計から入札の期間、大体どのくらいかかるのか。そして、農地法改正によ ってどのように変わったのか、その経過措置法はどうなるのか、3点お尋ねいたします。

## 〇議長(吉村豊明君) 産業建設部長。

○産業建設部長(服部貞夫君) まず、1点目についてお答えいたします。

用地を取得する場合には、まずその土地が幾らになるかというのは当然鑑定をとるわけでございますけど、その場所がまだ確定しないところに鑑定をとるというのは、今までもなかったと思っております。

- **〇議長(吉村豊明君)** 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** 一般論として申し上げます。

設計期間でございますが、設計に行き着くまでには、今服部部長が申しましたとおり、場所の決定を行う必要がございます。それに伴って用地を取得して設計に入るわけでございますが、設計が大体、まず基本構想的な部分の設計をやります。その後、基本設計、実施設計といくわけでございますが、実施設計につきましてが大体半年程度の期間が必要かなと思っております。

基本設計につきましては、おおむね3カ月とかが予想されるんでございますが、これは議会でもお話をいただいております、例えば住民の方を入れて検討委員会をつくるとかという作業になると、半年とかあるいは長ければ1年とか、その期間は議論の進みぐあいあるいはそういう形でなかなか読みづらい部分になるかと思います。

それで、基本構想、そういった部分をまとめるのがやはり何カ月か要るということで、設計期間、一般的な、建物の大きさによって若干違うかもしれませんが、おおむね1年で、繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたとおり、それに加えまして住民の意見を聞きながら、あるいはご相談しながら、あるいはご意見を聞きながら、じゃあどういう施設にするかという

ことで、例えば先進的な施設を見ながら、また参考にしてってことになれば期間が要るということで、その辺はなかなか読みづらいところでございますが、そういう状況でございます。

(7番佐藤竜巳君「町民グラウンドを新設した場合は、規模はちょっと違うと思いますけども、大体どのくらいの期間と、設計は」の 声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- ○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 町民グラウンドにつきましては、今のような流れになるかと思いますが、町民グラウンドになりますと、今体育協会の役員さん方、あるいはスポーツクラブきくようの代表の方とか、あるいは体育指導員の代表者の方、それから一般の代表の方とか、そういう形の検討委員会をつくる形の中での作業の進み方になるかと思います。そういうことになりますと、その皆さん方のご意見を賜りながらということになりますので、先ほど申しました基本構想あるいは基本計画部分が時間を要するというふうに考えております。

その期間につきましては、具体的にどれくらいかというのはちょっと現時点ではお答えしづらいとこでございます。それにより時間をかけてじっくり検討していくことがひとつまた使いやすい、あるいは利用者にとって望ましいといいますか、そういった部分ができる形の設計に入っていけるんではないかという気がいたしております。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(志垣敏夫君) それでは、3点目の農地法改正に伴うことについてお答え します。

農地法の改正につきましては、本年6月に改正され、6カ月以内の施行でということで決まっておりましたが、12月15日に施行ということで連絡が入っております。

この農地法改正で、今まで土地収用法に規定する各種事業に伴うものについては、許可不要、許可が要らない事業となっておりましたけれども、改正によりまして学校教育法、社会福祉法、医療法の3事業に伴うものにつきましては、許可制に移るということになります。

そこで、この施行に伴う運用というのが示されまして、一定の条件を満たせば5月までの期限を設けて旧法の許可不要届け出ということが適用できるということになりました。この条件といいますのが、まず農振除外が見込めるものであること、それから開発行為の許可が見込めるものであること、それから5月末までに公共工事の公表、それができることとなっております。

農振除外につきましては、細かく申し上げますと、公告縦覧、異議申し立て期間が経過しておることということであります。それから、開発行為につきましては、審議会で承認されたもの、それから5月までに公共工事の公表といいますのは、その5月末の時点で予算確定しており、その年度の何月に発注しますという公表のことでございます。これらがそろいますと、許可不要届け出という形で承認ができるというふうになっております。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** ありがとうございました。

体協としてもスポーツクラブとしても、新たな町民グラウンドということの夢を持ってお尋ねしているんですけども、町長、この間の会議で町長も賛同されていましたけども、体協のほうから町長に、できるだけ、この議案が通ればのことで話があったと思いますけども、その点で間違ったところは町長も直していただいて、そのときに、まずこの案が通れば協議会をすぐに立ち上げて、グラウンドは1年ぐらいは使えるだろうということで1年間の、すぐに協議会を立ち上げてそれに協会とか体協とかスポーツクラブ、その他の多くの協議人を入れて、一年一年で協議してやりたいということをお聞きしましたが、間違いありませんでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この件につきましては、今佐藤議員のほうから言われましたとおり、11月 24日の体育協会との役員方との説明の場でお話ししたとおりでありまして、今言われたとお り、菊陽中部小学校の建設場所が町民グラウンドということで決まりましたら、仮称でありま すけども、新町民グラウンド建設計画検討委員会等の組織づくりにすぐに取り組んでまいりた いと思っております。

そして、今年度内に検討委員会の設置要綱、それから検討委員の選考等も進めまして、また 今後の進め方にしましては、教育委員会のほうに菊陽町スポーツ振興審議会というのがありま すので、そういうものに諮りたいというふうに考えているところであります。

そして、22年度でありますけども、22年度につきましては、まだ今のグラウンド、現状のまま使えますので、そういった中でその検討委員会の中で運用しながら、新しい町民グラウンドにつきまして、いろんな点でそこで詰めながら、できるだけ早く実施に向けて取り組めるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- 〇7番(佐藤竜巳君) 次に移ります。

町民グラウンドに移転した場合、グラウンドを使用する人たちの対応や、体育協会、スポーツクラブ等への町が果たす役割としておりますが、私の調べたところによりますと、前グラウンドに対しては約10万人程度の利用者、昼、夜に対してあると思いますけども、それに対してこの土地が、グラウンドがなくなればどういった対応ができるかをお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(佐藤清孝君)** ただいまの質問にお答えいたします。

町民グラウンドに中部小学校が移転した場合に、一番影響を受けますのが、現在町民グラウンド、Aコート、Bコートの利用者の方になります。町民グラウンドAコート、Bコートの利用者は、合わせてですが20年度の利用者数でいきますと、年間、日中の利用者は3万

6,587人、ナイターの、夜間の利用者は2万8,387人で、合計6万4,968人となっています。

グラウンドを利用する人への対応や体育協会、スポーツクラブ等へ町が果たす役割として、 今後新しい町民グラウンドを整備していくことが急務ですけれども、まず町民グラウンドAコート、Bコートを利用されてる軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、少年野球などの 活動の場を、可能な限り確保していくことが必要だと考えています。

予定では、中部小学校の建設工事が始まり、町民グラウンドのAコート、Bコートが使用できなくなる平成23年7月までに、武蔵ケ丘中学校グラウンドの拡張、杉並公園スポーツ広場への野球場の改良、また内外既存施設の活用、そして利用申込方法の改善、町外施設利用者への補助制度など、対策を具体化させていきたいと考えています。

また、グラウンドの利用者や野球協会、ソフトボール協会などの種目協会の活動が後退しませんように、体育協会やスポーツクラブ、体育指導員と一緒に協力し合いながら、可能な限り個別的な対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** 今の課長の答弁によりますと、対応が可能ということだと思いますけど も、いろんな方の憶測でいろいろそこは無理ではないだろうか、いろんな憶測が飛んでます。 しかし、この案が通れば協議会をつくって、そういう方々と協議してやるということで理解し ていいでしょうか、再度お尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(佐藤清孝君)** 今できる限りの考えを、今現時点で考えている部分を申し上げましたけれども、確かにすべてを今の計画でカバーできるとは考えておりませんが、ただ、これから1年半の間の中に個別的に対応しながら、できるだけ対応していくということを申し上げておきたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** この案が通ればのことでございますので、それと、いろんな郡市大会もいろいろあります。その点に対しても、その辺の対応も郡市対抗の場所決めが年々回ってきておると思いますので、その辺の対応もよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

今まで採択された請願の中に、総合体育館という計画等が織り込まれておりますが、請願が 出ましたが、町長、これは莫大な資金が要るとは思いますけども、請願でございますので、ど ういったお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 今の総合体育館の建設につきましては、19年の12月の定例議会の中でこの 請願が採択されているところであります。現在、新しい総合体育館の建設に取りかかれる状況 かといいますと、これはもうご承知のとおり、ここ数年間、いわゆる学校関係の耐震のほうを

集中的に先行させておるような状況でありまして、中でも中部小学校の耐震対策の移転改築、 さらには菊陽中学校の耐震対策及び大規模改造など、大型事業が続く予定であります。

こういった中ではありますけども、この新町民グラウンド建設検討委員会といったものを立ち上げ、またスポーツ振興審議会等もありますけども、大きな課題であります、この総合体育館の建設につきましては課題でありますけども、この件につきましても、どういった方法で進めるか、そういった中で、十分練っていただきながら、来年からの、第5期基本構想の策定時期に来年がなりますので、そういった中の10カ年計画の中で反映させていきたいというふうに考えているところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **○7番(佐藤竜巳君)** 課題は町長いっぱいありますけども、ぜひその点はよろしくお願いしたい と思います。

次に移ります。新規清掃工場建設についてに行きます。

私がちょっとお尋ねした状況がわかりませんので、ある程度聞いたところですが、ちょっと わかりにくい点がありましたもんですから、状況をまずお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(吉野邦宏君) 新清掃工場の建設に伴います進捗状況につきましてお答えいたします。

新清掃工場の建設につきましては、ご承知のように、菊池環境保全組合で進められているわけですが、新清掃工場の建設計画を進めるに当たりましては、菊池市のほうから菊池市全域を処理区域に含めてほしいというような依頼がありまして、検討されていたところでありますけれども、昨年10月に菊池市さんの産業廃棄物処理の埋立期間短縮に伴います協定についての報道がありまして、このことについてほかの市町には何も知らされていなかったというようなことで、組合議会のほうでは、本年10月まで待って新清掃工場建設に伴う処理区域について、組合議会としての一定の結論を出していこうというふうにされておりました。

このために、組合議会では11月7日の日に全員協議会が開催されまして、全員協議会では、 組合の意向としましては、期間的に大丈夫ならばできるだけ菊池市さんに配慮していきたいと いうようなことも説明があったわけですけれども、現行の処理区域で新清掃工場の計画を進め ていくという組合議会の一定の結論が出されております。

それに伴いまして処理区域につきまして、現行のまま進めていこうというような組合議会の 結論もありましたので、新清掃工場建設について11月24日の組合議会の全員協議会で、来年度 予算についての方向性というような説明がなされておりますけれども、内容につきましては、 用地選定についてのいろんな意見が出されておりまして、まだ一定の結論には至ってないとい うような状況にあります。

以上が現在までの状況になっております。

#### 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。

**〇7番(佐藤竜巳君)** 現行のままというとは、旧5町ですかね。

(環境生活課長吉野邦宏君「はい」の声あり)

ちょっと、これに対しては場所は決定せんと幾らという大体憶測で200億円とか二百何十億円とかという建設予定の金額だと思いますけども、菊池市をかてない場合のときと、菊池市が平成26年度までが何か契約があるということをお聞きしましたけども、26年度以降から考えれば、その1市を入れなかった場合の予算と入れた場合の差額ですたいね、そういう検討もあったわけですか、お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(吉野邦宏君) 菊池市さん全域を含めますと処理人口あるいは処理量もふえてまいりますので、菊池市さん全体の、菊陽町あるいはそれぞれの市町の負担額というようなのは、割る分母というようなのが大きくなっていきますので、負担額は減少されていくと。そういうこともありますので、処理区域全体の中で菊池市さん全域を含んだほうがいいのではないかというような議論も十分されておるかというふうには思います。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** 次に移ります。

町長も、私も一般質問して今組合長から言われてるのが、大津杉水から合志の専売公社までの区間となってますけども、これはまだ決まってないということでございますけども、先般、私が一般質問したときに、費用対効果、合志市と菊陽町は出した経緯があると思いますけども、町長、ここに私もちょっと腑に落ちらない点が書いてありますので、ちょっと読ませていただきますと、「今の組合長から話がありましたけども、どういうエリアを設定するというのは、範囲を余り広くするとまた問題がある」ということですよね。ここがちょっとわかりませんけども。

それと、「あるということですので、そういう検討委員会の中から十分検討していていただいて、絞り込むという方式をしないと、なかなかどういうふうにするかというのは、慎重にやらないといけないということで、エリアもある程度決められた範囲の中でということでお願いしたい」ということですけども、ちょっとこの意味が町長、わかりませんけども、町長の思いは、まず私どもが聞いた範囲内だけは、ここの範囲は決めてほしくないという思いだったと思いますけども、ちょっと私がわからんもんですから、その点にちょっと疑問がありますので、お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この件につきましては、実際具体的に決まっていく中で、環境保全組合の 事務局からはいろいろ環境調査等をしなければならないということでありました。これには、 いわゆるこの全体的なエリアですべての中からそれを調査するということになると、非常に莫 大な金がかかるということで、この処理エリアをだんだん絞ってこないと、そういう金がかか

りますので、そういう必要性があるんじゃないかということであります。

絞り方としましては、最初からそのエリアを決めるということは非常に、何でそこに決まったかということで、その対象になるような地域の方々への理解が難しいということで、これはもううちの議員さん方も出ておられますけども、全体のいわゆる処理区域はもう現行の処理区域の中でなってますけども、そういう中で、ちょっと開発可能なようなところを事前に十分チェックしながら、そしてその検討委員会の中からだんだん絞り込みをして、エリアを決めていくという意味であります。そういう意味で、そこに私が発言しとるのは、そういった段階を踏んでエリアを決めた中でしないと、その調査費もかかるということで、そういった発言をしたところであります。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- 〇7番(佐藤竜巳君) わかりました。

何かこれを見ると、ちょっとおかしな文章なもんですから、すみませんでした。

私もいろいろ勉強させていただいて、どこに設定していいのか今わかりませんけども、皆さんのお考え、また一部組合のほうでお考えがあると思いますけども、どこにしろ必要であるかと思います。今、我が町もごみ問題で減量化していただきまして、かなりの成果が出ると思いますけども、やはりそこの中に見えない部分が、新しいものと古いものの経費というのがかなり本当はせっぱ詰まっていけば、早く期間を短くすると要らぬ経費があると思います、町長。その辺でやっぱり協議していただきたい点と、私たちも町長がいつもおっしゃるよう、財政とおっしゃるから、そういう点から見て町長、やっぱり財政のことでありますから、早く進めていただきたいと思いますけども、その辺の考えをお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) これ、環境保全組合の中で、2市2町の中でそういう組織を持って進めていきますので、いろいろ一つの自治体の中での意見だけが通るということはありません。そういうことはありますけども、確かに今言われますように、早く、スピードアップしながら進めていかないと、現有施設がどこまでもつかとかいろんなことがありますけども、そういう中で、今回は建設用地の絞り込みもありますけども、その処理方式についても、この検討委員会の中で専門家の方々も入っていただいて進めていくような話が進んでおりますので、そういった面については、またうちの議会のほうからも2人の議員さん出て真剣に議論されておりますので、そういった中で、合意すべき点については合意しながら、できるだけ早く進むような方法で取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** 2人の議員さんもおられますので、その辺は十分にもう町長、お話しいただいて、前向きにいただきたいと思います。

次に移ります。

4番目に、独身男女のお見合い、婚活事業についてということでございますけども、今私たち議会から、大塚議員と私が推薦で出していただいておりますけども、大塚議員さんのほうも会長をされて、今この独身男女のお見合いについていろんなところで勉強会をさせていただいております。

まずもって町長、こういった視察研修に対しての予算をいただきましてまことにありがとう ございます。また、今後ともぜひうんとつけていただきたいと思いますけども、その独身男女 のお見合いの婚活という事業ですけども、今は、先ほど述べた農業委員会が主となって、こう いった来年度に向けて、お金はちょっとこのたびはありませんけども、町長、ぜひこれもつけ ていただきたいと思いますものですから。平成22年3月20日土曜日ですね、こういうことで、 募ろうという提案があってます。

私たちもこれに向けては、一生懸命、皆、農業委員とともに頑張ってやりたいと思いますので、お力添えのほど、いただきたいと思いますけども、そして町長、研修の結果、この間、農業委員会で日置市と霧島市のほうにお伺いさせていただきましたけども、霧島市では、町全体でというお考えでありましたもんですから、ああそうかなと、私もある人たちからいろんなことを言われてました。農業ばっかりじゃなく、後継者ばっかりのお見合いじゃなく、やはり商業、企業、また言っていいのか悪いのかわかりませんけども、女性ばっかりの跡取りに来ていただく婿探しも、いろいろな点から考慮していただけんでしょうかという意見がありましたもんですから、町の中心になっていく考えはありますか、お尋ねいたします。

#### 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

〇町長(後藤三雄君) この件について、少し町の考えといいますか、現況あたりも、佐藤議員、 農業委員ということで十分、自分たちが取り組んでおられることでご存じでありますけども、 少し述べさせていただいて、その後に考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、農業委員会の関係でありますけども、JA菊池菊陽支所の農業後継者青壮部に対しまして、独身交流会補助金として年20万円を補助しておりまして、今年が9月に2泊3日で沖縄で実施をされております。その参加者は、青壮年部約40名のうち男性が9名、募集した女性が12名、計21名であったということであります。その後もそのメンバーで2回ほど交流会を実施されているということであります。今後に期待するところであります。

また、来年3月には、これも農業委員会のほうで30代、40代を中心とした農業後継者独身交流会を「さんふれあ」のほうで地産地消をもとに実施するということでありまして、菊陽産の農産物を生産する後継者の自信につながり、この中でぜひ、佐藤議員さんも関係されとるということでありますので、こういった中でカップルの誕生ができればと期待しているところであります。

先進事例につきましては、今言われましたように、昨年は人吉、球磨女性農業委員ネットワークということで、そちらのほうも研修されてきておりまして、そのノウハウも農業委員さん方、十分知っておられるのではないかと思います。

今話がありましたように、今年の11月には鹿児島県の日置市において担い手農家結婚支援協議会を41クラブ、独身担い手農家、認定農業者、女性農業者、地域婦人会、連絡協議会、そういったいろんなところが一緒になって構成された中で、これについてはかなり市のほうも105万円ですか、そして補助10万円と団体の協賛金等を合わせて年間120万円の事業費で運営されておるようなことを聞いておるところであります。

それは農業後継者の結婚問題ということであるかと思いますけども、農業委員の方々が熱心に、本町におきましてもこの農業委員の皆様方の熱意にこたえるというような形で、農業後継者の結婚に対する意識改革を図るべく、事業費を予算化して支援していきたいというふうに考えております。こういった中で、農業後継者の方々がよき伴侶を得られますと、安心して、また安定した農業経営の環境整備のほうにも非常につながっていくものではないかと考えているところであります。

町では、この農業と離れますけども、西部町民センターに勤労青少年の本部がありますけども、この中では、働く若者が余暇を利用していろんな教養を身につけたり、スポーツを楽しみながら仲間との交流を深めるような機会を持っておられるところでありますけども、登録制でありますけども、現在男性が23名、女性が70名の93名が登録されているということであります。

内容的には、書道、テニス、料理等の主催講座を9講座設けまして、サークル活動としてソフトバレーを月2回程度開講しているところであります。そのほかにもジャンボリー大会、スポーツ交流会等にも参加していただいているところでありまして、このような活動を通じて、昨年と本年で会員間で結婚に至ったという事例が出ているような状況であります。

また、商工関係におきましては、商工会の青年部の会員が22名、うち20代が1名、30代が5名の未婚の方がおられると聞いておりますし、本町としましては、このように交流の機会を農業後継者に限らず、商工業の後継者にも広げることも必要ではないかと考えているところであります。

こういったことで、結婚に至るケースが、交流会、こういう機会をつくってやるというのが 一番大事であって、そういった中で結婚に至るケースが出てくる可能性が非常に大きいという ことになるかと思います。農業後継者や商工業の後継者が交流の機会が少ないのであれば、こ ういった機会を行政が設けるということはやぶさかではないと考えておるところであります。

後継者が未婚であればその代で経営が終わる可能性が非常に大きいところがあるわけであります。また経営につきましても、一人の力では、家族を、特に親を頼るというなことになりますと、親が年寄れば、例えば農業だけじゃなくて、親のこの介護あたりの支えも本人にかかっているということで、非常に重要なことであります。そういう意味で、伴侶を得ることによって仕事に対する意欲もより以上に出てくると思われますし、経営の安定化も図れるということで、ご質問のような産業後継者の育成はもとより、産業そのものの育成、活性化にもつながるということで、力を入れていきたいというふうに思います。

そういった中で、なかんずく、農業関係等々が非常に深刻な状態であるということで、ぜひ 農業委員会も、会長も大塚会長として佐藤議員もこのメンバーの中で世話をされる立場である かと思いますので、その点よろしくお願いしておきます。

- 〇議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。
- **〇7番(佐藤竜巳君)** この問題はいつも議会でも、この間北海道研修に行ったときにもありましたけども、やはり本人の意思というとが一番だと思いますけども、やはり手を差し伸べることも大事だと思いますので、ぜひ町長、前向きに検討いただきたいと思います。

2番目は、もう町長が産業後継者のことで育成に対しても先ほど触れられましたので、もう このことは触れないと思いますけども、やはり私たち、本当にこの間も町長のおかげで一人の 後継者の方がお嫁さんをいただいたということで、町に対しても深く感謝申し上げます。

また、これからも議員、また傍聴席の皆さんに対しても、いろんな面からこういったお願い をしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いして一般質問終わりたいと思います。

いろいろ私も述べましたけども、いろんな予算関係のこともあるかと思いますけども、まず 町長、信念を持ってやっていただいて、住民にわかりやすく、そして理解ある答弁で、そして また自信を持って今からもぜひ進めていただきたいということを要望して終わりたいと思いま す。ありがとうございました。

○議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 休憩 午前10時41分 再開 午前10時56分 ~~~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○15番(梅田清明君) おはようございます。

早いもので、今年も残りわずか、師走の慌ただしい一日一日が過ぎていきますが、菊陽町の 大事な議会、一般質問、日ごろ相談を受けたことや、常日ごろ疑問に思っていることを質問し ていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、1番、障がい者福祉について、2番、信号機設置について、3番、選挙投票日の投票時間について、4番、財政運営についてでございます。

まず障がい者福祉について、人工内耳についてお伺いいたします。

人工内耳とは、耳かけ式のマイクでとらえた音声を体外の信号処理装置で電気信号に変えて、耳の後ろに埋め込んだ受信機に送り聴神経に伝える仕組みです。この手術は、中途失聴者も含め、完全に音を失った人でも耳の裏側近くを手術し、人工内耳の機械を埋め込み、補聴器みたいな体外器で信号を音に変え、それで言葉を取り戻せるということです。

難聴の人は家族とのコミュニケーションは手書きで対応したり、引きこもり状態でございましたが、人工内耳を埋め込む手術が約400万円ほどかかっていたのが、保険適用になって手術した人は、全く聞こえなかったのに音がよみがえったときは涙が出ましたと喜んでおられました。こんなすばらしい科学技術といいますか、医療技術が進んで、障がい者福祉の面からも難聴者に勧めていただきたい。

そこで、菊陽町人工内耳装用者は何名ほどおられるのか、また準ずる難聴者は何名ほどおられるのか、お伺いいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 福祉課長。
- 〇福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) おはようございます。

人工内耳につきましては、議員のほうから内容の説明がございましたので省きます。若干補 足説明させていただきたいと思いますけども、人工内耳の適用疾患でございますけども、成人 の場合は進行性の感音難聴、それから突発性難聴、内耳炎、メニエール病、薬剤性難聴が該当 いたします。それから、小児の場合でございますけども、内耳奇形、ウイルス性内耳炎、先天 性難聴、PDS変異、こういったものがございます。

それから、人工内耳の適用基準を申しますと、これは成人、小児とも両側が90デシベル以上 で補聴器の装用効果が乏しいことが対象になるということでございます。

それでは、質問の人工内耳装用者に準ずる対象者ということで、現在菊陽町におきましては 人工内耳装用者は1人いらっしゃいます。個人情報でございますので、詳しくは申し上げられ ませんけども、就学前の男のお子様ということで、最近手術をされたということでお聞きして おります。

それから、準ずる方はということで、人工内耳の適用基準は満たしているが、装用していない人の把握ということでございますけども、現在、そういった方のご相談はあっておりませんし、現在、難聴者の方で多くの方は補聴器の装備ということでされておりますので、それ以上の状態の人であれば、当然この人工内耳の装用ということで町のほうにもご相談はされるかと思っておりますので、現在、町で把握している方は、装用者の1名ということでございます。以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

○15番(梅田清明君) 今課長のほうから答弁がございまして、1人手術をされたと、あと準ずる人はわからないということですけれども、今朝、町民課あたりに耳マークが置いてあります。いわゆる筆談で相談に来られたのは年間何人ぐらいおられるか聞いてきたんですけども、年間二、三人はおられると。ところが、役場に来てそういう筆談で物事を相談されるという方は割と元気な方で、どちらかといえば引きこもりがちなんですよね。なかなかそういったことで、何人おられるのか把握は難しいと思いますけども、これは平成6年に保険適用になって、これをまだ知らない方がかなりいらっしゃると思うんですよ。もう今まで全然聞こえなかったのがはっきり音が聞こえて、手術した人はもう涙を流して喜んどんなっとですね。

そういった形で、なかなか人口は把握できないけども、菊池市が6人と宇土市が3人いらっしゃいます。当然菊陽町にもそれに準ずる方がいらっしゃると私は見ているんですけれども、今後とも筆談で相談に来られた方は、恐らく、要するに耳が聞こえんから筆談されると思いますので、どうかそういった人たちにもこういう保険適用があることを教えていただきたいと、このように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

2番の人工内耳装用者に対する体外器買いかえに、町の助成制度設置をと通告しておりますけれども、この人工内耳装用者にとっては、体の一部であって日常生活には欠かせないもので、命の次に大事なものですと、またこの体外器は永久に使えるものではなく、5年以上たてば聞こえが悪くなってきます。1回目は保険適用がありますが、2回目からは保険適用がなく、高額な機械のため、お金に余裕がなければ買えません。体外器とは、埋め込んだ人工内耳から音を変換させ、補聴器みたいに耳にかける機械で、スピーチプロフェッサーといいまして、買いかえには140万円ほどかかりますが、100万円ほどを限度に補助していただきたいと思うわけです。

来年の4月まではこれが140万円が70万円でできるわけです。そういったことで、該当者がいないということですけれども、こういった制度、要綱でもいいですので、築いていただきたいと、このように思いますけれども、障がい者自立支援のためにも助成制度を設置していただきたい、このことについては町長のご所見を賜りたいと思います。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

〇町長(後藤三雄君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この制度につきましては、梅田議員よく勉強されまして、いろんな情報も持っておられるとお伺いしたところでありますけども、平成6年4月1日から、今言われましたように保険適用になって、人工内耳手術も更生医療の対象とされ、自己負担については大きく軽減されたところであります。また、身体障がい者の手帳を持っておられる1級または2級の人には、重度心身障がい者医療費助成が適用されますので、さらに負担の軽減がされておるようなところではないかと思います。

しかしながら、人工内耳には最初の手術や入院費、人工内耳の体内外装置は更生医療が適用されますけども、装置後における部品の購入については一部の人工内耳部品、いわゆる保険適用を除いて費用のすべてが自己負担になっておるということでありますよね。そのため、この部品購入の際に補助制度を設けている自治体でありますけども、この人工内耳用の電池に対して助成を行っている市町村でありますけども、今年の10月現在で全国で、担当課の調べによりますと20市町ございまして、熊本県内では9市町と全国の半分を占めているというような状況にあります。菊池郡市、菊陽町も入っておりますけども、2市2町もこれ助成をしているところであります。ちなみに、月額2,500円を助成しているところであります。

それから、質問の体外器の買いかえに対しての助成を行ってる市町村でありますけども、これはまだ全国的にも非常に少なくて6市ということでありまして、しかしながら、熊本県内で

は既に宇土市が助成制度を設けられているということであります。聞くところによりますと、 菊池市が本年度中に制度化するようなお話も伺っているところであります。

菊陽町でも助成制度ということでありますけども、聴覚障がい者を含めた障がい者福祉対策につきましては、障がいのある方にとって社会参加、社会復帰が最大の願いであることに配慮しまして、障がい者の皆さんが住みなれた地域で安心してできる社会の実現を目指して今この障がい福祉、障がい者自立支援法に基づいた中で障がい者福祉の推進を図っているところであります。

町独自の施策といたしまして、授産施設通所等の利用者に対しての利用者負担の一部を助成するとともに、在宅重度心身障がい者介護者手当や福祉手当を交付するなど、町独自の施策も展開しているところでありますけども、また菊池郡市の2市2町の協議によってやっている事業としまして、相談支援事業、地域活動支援センター、地域療育センターコミュニケーション支援事業、日中一時支援事業などがあります。

こういった中で、こういう制度については2市2町の中でいろいろ連携をとりながら進めております。そういった中で、菊池市のほうが、先ほど言いましたように、この制度化を進められるということでありますので、菊池郡市の動向を見ながら、この辺は本町におきましても実施の方向に向けたような取り組みが必要ではないかと今考えているところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- ○15番(梅田清明君) 今の町長の答弁で、電池等の月2,500円ですかね、補助しているということですけれども、今年のこの12月議会、菊池市は218万3,000円、3人分この補正でのせて出しているわけです。やはり2市2町は呼吸を合わせて、やっぱし何で菊池市ばっかりしたかと思ったけども、要綱でも3月議会で4月から実施できるように、これはもう毎年じゃなくて5年か6年に1回とか、しょっちゅうはないんですよ。その人間が何人おるかによっても決まるし、そういったことで、こういった、本当に厳しい人に制度を設けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 今申し上げたように、菊池市はそういうことで始められたことであります ので、大津町や合志市のほうの動向も見ながら、そういったところと歩調を合わせて進めてい きたいと考えております。
- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- ○15番(梅田清明君) そこに対象者が何名おるかによっても町の取り組みが違うかと思いますけれども、たとえ一人であってもそういった人たちがおればそれに準じた、今熊本県では宇土市と菊池市だけですけれども、できるだけ前向きに考えていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、信号機設置についてお伺いいたします。

場所は、光の森の県道住吉熊本線で、熊本市と光の森1丁目と武蔵ケ丘1丁目の境目ですけ

ど、4本の道路がちぐはぐの交差点になっていて、また道路がカーブしていて非常に見通しが 悪く、危険でありますし、事故も発生しておりますので、信号機を設置していただきたい。県 道のほうは、黄色の点滅で光の森のほうからと武蔵ケ丘のほうから県道に出るほうは赤色の点 滅、いわゆる一たん停止ですね、の信号をつけていただきたいと思います。

執行部も事前に地図をコピーされ、見られたと思いますけども、大変にちぐはぐな交差点に なっておりますので、事故がかなりあっております。何とぞ、ここに点滅信号を1本つけてい ただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

〇議長(吉村豊明君) 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長(吉岡典次君) ただいまの質問にお答えいたします。

お尋ねの交差点の信号につきましては、平成19年度において要望が上がっているものだというふうに理解しております。この交差点につきましては、車の往来が絶えず、歩行者の横断が 危険な状況にあるということで要望が上がっておりまして、19年度末に大津警察署に対しまし て町のほうから要望は上げているところでございます。

信号がなかなかつかない状態でございまして、何らかの対策が必要であるということで、一時停止の設置、それからカーブミラーの大型化、それから路側帯一帯のゼブラゾーンの設置等を、警察あるいは町、それから熊本県といった道路管理者等、それぞれの立場によって設置をしているところでございます。

信号機につきましては、先ほど申しましたように、19年度末に要望を上げまして設置ができておりませんので、20年度末にも要望を行っております。現在もついていない状態でございますので、今年度末にもまたさらに要望したいと思っております。ここに設置されるまで、町のほうとしては引き続き要望を続けていきたいというふうに思っています。

大津警察署のほうでは、既に信号機の設置、ここの場所の設置について県公安委員会のほうにもう書類のほうは回して要望しているということでございます。信号機についてはかなり多い要望がございます。大津署管内でも4市町村分を取りまとめて要望しているような状況でございますので、緊急性ですとか、その危険度、こういったものを考慮して設置をされているというふうに思っておりますので、これについてはそういった順番を待たざるを得ないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

○15番(梅田清明君) 市民相談がありまして、早速総務課に行って言っとったけれども、信号機がそう簡単につかないことも知ってますし、私もそのことをちょっと忘れていたと言ったらちょっとおかしいんですけども、もう返事がないということでおしかりを受けて、総務課に行ったところ、パソコンにちゃんと入力してあって、ちゃんと承っておりますということだったんですよ。けれども、やはり住民はすぐにでもつけていただきたいという願望があるわけです。私もその努力を見せるためにも一般質問せにゃあいかんかなと、今度取り上げたわけなん

ですよ。そういうことで、一日も早くできるように頑張っていただきたい、要望していただき たいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

次に、選挙投票日についてお伺いいたします。

2時間繰り上げて従来どおり午後6時に終わることができないかと通告していますが、来年も参議院選挙、町長選挙がございます。その後、統一地方選挙、県会議員選挙、市会議員選挙、町会議員選挙と続きますが、今は選挙が大分緩和されて、期日前投票が夜の8時までいつでもできるようになりました。選挙当日は従来どおり6時に終わって7時から開票に入れば、その日のうちに終了いたします。役場職員も明くる日は仕事ですので、疲れを残さないようにすべきです。また、財政的にもいいのではないかと思いますが、選挙のことだから選挙管理委員長か事務局長に答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 選挙管理委員会書記長。
- **〇選挙管理委員会書記長(吉岡典次君)** それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

投票時間につきましては、公職選挙法第40条において定められております。内容につきましては、投票所は午前7時に開き午後8時に閉じる。ただし書きがございまして、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において、繰り上げもしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるという規定となっております。

選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合の投票時間の繰り上げ、繰り下げにつきましては、農繁期における農家の仕事の状況、あるいは工場地帯における就業期間、地域的な日没時間等、地域の実情を踏まえてこれらの場合に該当するかどうかを判断する必要があるということでございます。なお、単に投票箱を早く開票所へ送致するためを理由として閉鎖時間を繰り上げることはできないというふうに、ということは言うまでもないというふうに解釈されているところでございます。

どういったときに繰り上げ、繰り下げを行っているかといいますと、その特別な事情としましては、山間部で日没が早い地区で、有権者の大半が高齢者であって、ほとんどの人が日没までに投票を済ませているという状況。それから、日中に投票する人が大半で、午後7時以降に投票に来る人がいないといったような状況の場合には、繰り上げてもいいのではないかというふうに考えるところでございます。

本町の場合におきましては、山間部というのがあるわけではございませんし、午後6時以降に投票に来られる方というのも結構いらっしゃいます。こういった状況でありますので、特別の事情というのは見当たらない状況であるというふうに考えているところでございます。したがいまして、現時点で投票時間を繰り上げて閉じるということは、できないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- 〇15番(梅田清明君) 現時点では町ではできないんじゃないかという答弁だったんですけれども、今年の10月の玉名市長選挙、市会議員の選挙がございまして、あそこが投票日には7時に終わって8時から開票をして、本当、早く済んだわけです。これはいいなと思って、私も通告には、1時間繰り上げて7時で終わることはできないかと質問通告出したんですけども、議運で検討するときに、それはぜひ2時間繰り上げてくれと、みんなの総意で2時間になったんですよ。そういったこともありますので、各市町で検討すればできることですので、何とかよろしくお願いします。
- 〇議長(吉村豊明君) 選挙管理委員会書記長。
- 〇選挙管理委員会書記長(吉岡典次君) 何とか考えてほしいということでございますが、投票の時間ごとの、1時間ごとの投票者数というのをこの前の衆議院議員総選挙のときにちょっと調べておりますが、これで18時から20時までの間に約1,600人ほどが投票においでてる状況にあります。といいますと、大体10%の方、全体の投票率のですね、ということは結構多いと考えざるを得ないということです。投票の便宜を図るために6時から8時に延ばされている状況がありますので、本町にてこういった状況がある以上は、玉名の件をおっしゃいましたけども、本町ではそんな早くこれを繰り上げるということは、考えるわけにはいかないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- 〇15番(梅田清明君) 考えるわけにはいかんじゃないかということですけれども、そういった 事例もございますので、それは玉名市はかなり広範囲で、うちみたいに人口密集地じゃないん ですよ。けれども、そういったことでやっとられます。どっちがいいかと一概に言えませんけ れども、ぜひ研究して前向きにとらえていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い します。

最後に、4番の財政運営について、ちょっとわからない点がございますので伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初、公債費比率についてです。

菊陽広報11月号において、平成20年度の決算の概要が掲載されたが、今回は町の貯金と借金についての状況が示され、町民への情報の提供が進んだことについては評価しています。今後も住民にわかりやすい表現でわかりやすい内容となるよう努めていただくようお願いいたします。

ところで、今回の一般質問では、広報に掲載された指標を中心に、平成20年度の町の財政状況について再確認させていただくとともに、平成22年度予算編成に向けての考え方と将来の構想について質問させていただきます。

本町の財政力指数は0.893と非常によく、もうすぐ不交付団体になりはしないかと思われるような数字でございますが、自主財源も75億1,216万7,000円で、全体の71.5%と、他町村もうらやむような数字でございますが、今回、きくよう広報11月号において菊陽町の健全化判断比率の実質公債費率が12.9%と掲載されていた。また、町議会の9月定例会において監査委員さんの提出された決算報告書では、公債費比率14.7%と示されていた。そこで、まずそれぞれの内容とその違いについて説明していただきたい。よろしくお願いします。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

〇財政課長(實取初雄君) おはようございます。

それでは、ただいま質問がありました、菊陽広報紙掲載の実質公債費率とそれから決算時に 監査委員さんのほうから報告いただいた公債費比率につきまして、概要と違いについて申し上 げたいと思います。

まず、公債費比率というものがございますが、これは普通会計、すなわち通常の一般会計と 特別会計のうち、土地取得特別会計、それと住宅新築資金等貸付事業特別会計、この3つを合 わせた決算につきまして数値を求めるものでございます。

具体的には、専門的な表現が多くなりますけども、ご勘弁いただきたいと思いますが、公債費、すなわち町の単年度の借金の返済に充てられます一般財源、この一般財源というのは用途が特定されていない財源というものでございますけども、その額を分子といたしまして、分母に標準財政規模、これは通常の地方公共団体の一般財源の標準的な規模、通常であれば普通交付税と地方税が主なものになりますけども、それを分母としまして割合を求めるものでございます。あくまでも単年度の比率でございまして、この比率が平成20年度の決算で14.7%という、先ほどのご質問の中にもありました数字でございます。

次に、実質公債費比率というのがございます。以前は今申しました公債費比率を財政の指標としてチェックする形がございましたけども、現時点におきましては、地方債制度の許可制度が協議制度に移行しましたことに伴いまして、その公債費比率や起債制限比率といったものにかわりまして、これは公債費による財政負担の度合いを判断する資料といたしまして、18年度から新たに導入された指標でございます。

これは、先ほど申しました普通会計の公債費だけではなく、さらに下水道などの公営企業が負担しております公債費、借金の返済金への一般会計からの繰出金あるいは一部事務組合の環境、広域等ありますけども、一部組合の公債費への町からの負担経費、これを分子といたしまして、先ほども申し上げました標準財政規模で割るものでございます。この場合には、単年度では財政指標として見づらいということで、過去3年間の平均となっておりまして、この比率が20年度決算で12.9%になっているということでございます。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

〇15番(梅田清明君) 20年度単独が14.7%で、実質公債費比率のほうは下水道とか、いわゆる

特別会計を入れた3年の平均ということですかね。

普通、我々議員が町の公債費比率は、覚えとくのに2つあると思う。どっちが本当だろうかと、この間、熊日に12.9と載ったもんだけん、そういった感じで、日ごろ記憶にとどめておくのはどっちのほうがいいんですかね、その点、よろしくお願いします。

また、第3次行財政改革大綱では、公債費比率を15%以内に抑制するということであったが、このことに対する町の今後の対応、考え方を説明していただきたい。また、町の財政の健全な運営を図るための一般的な目安について、これも確認のため説明いただきたいと思います。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

○財政課長(實取初雄君) まず、先ほど公債費比率と実質公債費比率につきまして申し上げましたが、先ほども若干触れましたように、以前は地方債制度の許可制度の中で、公債費比率あるいは起債制限比率といった、単年度での比率についてチェック機能を持っておりましたけども、18年度からは実質公債費比率、町の通常の決算ベースだけではなく、公営企業あるいは一部組合への負担の分の公債費も含めたところで、町の公債費の割合がどの程度になっているかというものを見るために、実質公債費比率というのが財政健全化法の中で定められましたので、今後の行革大綱の中では、その当時公債費比率しかありませんでしたので、それのみしか定めておりませんけども、今後の指標のポイントといたしましては、公債費比率も見ながら基本的な部分といたしましては、実質公債費比率についてチェックいただくようにお願いしていきたいというふうに思っております。

また、本題の質問にありました行革大綱で定めました、公債費比率を15%以内に抑制するといった部分への町の現状でございますけども、その前に地方債の基本的な考え方をここで申し述べさせていただきますが、これは投資に対する長期にわたっての、納税者である町民の皆さんの負担、それと経費が必要になりますので、その単年度で大きな投資によりますサービスを提供するための財源の確保、この2点を中心とした考え方から、地方債を有効かつ効果的に活用していくことになります。しかしながら、これは借金でございますので、将来にわたって公債費が歳出を圧迫していくということが考えられますので、これが圧迫しないような考え方を常に持っておくということになろうかと思っております。すなわち、それが先ほどにありました実質公債費比率等によってチェックしていくということでございます。

これらのことから、第3次行革大綱におきましては、町の財政の健全な運営を図りますために、公債費比率が15%を超えないことを目安といたしました。なお、一般的にはこれは通常言われてるものでございますけども、10%を超えないことが望ましいということにされているところでもございます。

また、もう一方の実質公債費比率につきましては、これは18%を超えると地方債の許可団体 となりますし、またさらに25%を超えるような状況になりますと、単独事業の起債が認められ なくなるなどの制限が課せられ、財政健全化法による早期健全化団体となるというようなこと もございます。このように、実質公債費比率等によって起債の許可等によって制限が加えられ ていくということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- ○15番(梅田清明君) この財政のこと、なかなか難しくて理解しがたいこともあるんですけれども、いわゆる15%以内に公債費比率を持っていきたいということだったかと思います。そういった説明があったんだが、今後、中部小全面建てかえ、菊陽中の耐震対策などの事業が控えている状況の中で、ただいま説明のあった目標などに対し、町の財政が硬直するような状況にならないのか、その見通しについて町長のご所見を賜りたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** 町長にということでありましたが、事務的なことがベースになっておりますので、私のほうから答弁させていただいた後に、町長のほうから補足があればと思いますが、まず私のほうから答弁させていただきたいと思います。

公債費比率につきましては、その年の普通会計での公債費が増加していけば、すなわち、先 ほど例として中部小学校あるいは菊陽中等々の耐震対策などの事業を起こす場合に、当然補助 金等の活用もしながらも、単年度ではその補助金の残りの財源を確保することは厳しくなりま すので、可能な範囲で起債を起こしていくこととなるかと思います。そうなりますと、それが 将来の各年度の公債費として負担していきますので、その各年度の公債費が増加すれば公債費 比率等も高くなっていくということでございます。

ただし、地方債の元金償還、利子と元金の返済が出てまいりますけども、元金の返済期間というのは、事業によって異なりますが、短いもので10年、これは公共用地等先行取得事業債の中で説明したとおりでございますけども、長いものでは建物の耐用年数等々で判断されるものなんですけども、25年というものがあります。町としてはこの範囲で元金償還期間を定めることになりますが、この償還が長期に及びますことから、その発行とこれまでに発行した地方債の元利償還金は、当然元金を毎年戻していきますので、減っていきますので、その減っていく動向を見据えながら、先ほど申された中部小、菊陽中等々の今後の地方債の発行額のバランスに気をつけていくことによりまして、行財政改革大綱で目標としている15%以内としていくことは可能と思っております。

ただし、一般的な指標として10%を超えない範囲に抑えるということにつきましては、これは毎年の地方債発行額を抑えていくような努力をしない限り、それに向けた達成は困難かと思っているところでございます。

もう一つ、実質公債費比率は3年平均でありますことから、先ほども梅田議員のお話にもあったところでございますけども、平成20年度の12.9でございますが、これは3年平均ということもありまして、21年度決算、これはあくまでも概算の見込みでございますけども、14%を超えることとなっていくものと思っております。

ただし、これは公債費比率であります普通会計のみではなく、普通会計に特別会計の繰出金、一部事務組合への公債費分の負担金の数値も加えたもので比率を求めてまいりますので、町の基本的な姿勢といたしましては、普通会計のみならず、特別会計や一部組合を含めた今後の元利償還金というものを見据えていく必要があるものと思っております。

なお、基本的には実質公債費比率についても14%台を確保できるよう、それぞれの分野での 事業推進に当たっては、公債費がその範囲におさまるように進めていくべきものと考えている ところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

○15番(梅田清明君) 地方債の残金を毎年返して、事業をするのをその可能な限り15%以内ぐらいに抑えていこうということで、21年度は14%以上になるんじゃないかということだったですかね。

それもいいんですけども、基金残高とか町債のこととかずっと聞いていきますので、続けていきます。

菊陽広報11月号において、菊陽町の貯金である基金残高は38億1,442万円で、町民1人当たり10万7,346円ということであった。そこで、この数値は一般会計での数値と思うし、また町議会9月定例会にて監査委員さんから提出された決算監査報告書にもあったが、特別会計も含めた基金の状況ですかね、43億7,200万円とありますけれども、その状況について説明していただきたいと思います。

次に、第3次行財政改革大綱では、財政調整機能を持つ基金については、標準財政規模の20%を確保するということであった。そこで、このことに対する現状について伺いたい。また、特定の目的を持った基金の運用について、町の考え方を説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

○財政課長(實取初雄君) まず、平成20年度決算におきます基金残高についてでございますけども、一般会計での基金残高が、今申されましたように財政調整基金というものが約15億円、それと減債基金が約5億円、その他の特定の目的を持った基金が約18億円でございまして、合計がおっしゃいましたように約38億円ということでございます。これを広報紙に掲載したところでございます。なお、その他特定目的基金につきましては、公共施設整備基金、学校建設基金、それから土地区画整理事業基金が約3億円などございます。

さらにもう一点、別途特別会計というお話がありましたが、一般会計と違いまして、特別会計におきましては、それぞれの特別な事業を進めるに当たって歳入歳出を計上していっておりますけども、その特別会計の中で必要な基金を積み立てているというような状況がございまして、その分の特別会計といたしましては、土地開発基金が約3億円、現金が3億円ですね、療養給付支払等基金が約2億円、下水道運営基金が約7,000万円などがございまして、特別会計

を含めた基金残高の総額といたしましては約44億円ということでございます。一般会計と特別会計のそれぞれの基金の趣旨が違いますことから、通常、一般会計での基金残高を広報紙に掲載させていただいたところでございます。

次に、第3次行財政改革大綱の中では、財政調整機能を持つ基金につきましては、標準財政規模の20%を確保するということで数値目標を掲げておりました。財政調整機能基金というのは、先ほども申し上げましたが、財政調整基金15億円と減債基金5億円の20億円であります。町の平成20年度の標準財政規模は約74億円でありますことから、20年度決算であれば26%を確保している状況でございます。20%というものを逆に計算してみますと、財政調整基金と減債基金を合わせて15億円以上は必要ということでございます。

もう一つ、特定目的を持った基金の運用についてのお尋ねがありましたが、この中には取り崩し型、必要な額を取り崩す考え方と、果実型、利子を運用して事業を推進するものがございます。ただし、現時点では利子利率が低くなっておりますので、現実には果実型の考え方というのは現実に合わない状況もございますけども、基本的にはそのような2種類の考えを持って運用しておりますが、条例にそれぞれの特定目的を定めておりまして、それぞれの目的に沿って確実かつ効果的に運用しなければなりません。

なお、基本的には各特定目的基金の名称にその概要を示しておりまして、すなわち申し上げますと、公共施設整備、あるいはふるさと創生、人材育成、社会福祉振興、土地区画整理、学校建設、表彰、スポーツ振興、これについては今度条例改正があっておりますけども、これに今度は文化も加えたいという部分のものでございますけども、現時点ではスポーツ振興、ふるさと水と土保全、町営住宅建設のために基金を積み立て運用しているというような状況でございます。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

○15番(梅田清明君) ただいま財政課長から詳しく運用について説明がございましたけど、基金の中で公共施設の整備に活用できる基金がどの程度あるのか、また土地区画整理や下水道事業などの継続事業があり、今後学校の耐震対策、町営住宅の建てかえ、光の森の公共用地への施設整備、町民体育館や町民グラウンドの整備などの事業が控えている状況の中で、町ではどの程度の基金を確保しようと考えておられるのか、またその可能性についてお伺いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

〇財政課長(實取初雄君) ただいま質問がありました、基金の中で公共施設の整備に活用できる基金はということであったろうかと思います。この部分につきましては、まず公共施設整備基金が約3億円ございます。また、若干その目的を絞っていきますと、学校建設基金が約3億円、住宅建設基金が126万円、それから土地区画等整理事業基金が約3億円、それぞれの目的の中での基金でございますけども、さらに緊急に実施することが必要となった大規模な土木、

その他の建設事業の経費に充てるために財政調整基金の一部を活用することは可能と考えております。

なお、財政調整基金と減債基金と合わせた財政調整機能を持つ基金については、先ほども申 し上げましたように、標準財政規模の20%以上は確保したいということで考えておりますの で、その部分との兼ね合いはあろうかと思っています。

どの程度の基金を確保しようと考えているかというようなご質問に対しては、これはなかなか基金の標準的な定め等もありませんが、考え方として申し上げますと、今後、質問の中でもおっしゃいましたように、公共施設を整備していくという部分が課題として多くありますので、その中でその事業計画に応じた一般財源というのがどうしても必要になってまいります。先ほども説明しましたように、補助金があれば補助金を活用し、残りについては可能な範囲で地方債を起こしていくと申し上げましたけども、それを起こしてもどうしても不足する一般財源が毎年度必要になりますので、その一般財源の分については、どうしても基金に頼る分が重たくなってくると思います。したがいまして、当該財源への充当も視野に入れまして基金の確保に向けて、これは毎年度の決算の状況を見据えながら、可能な範囲で積み立てるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。直接の答えになってない部分がございますけども、そういうことでございます。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

〇15番(梅田清明君) ただいまの財政課長の答弁では、大変だけれども補助事業等を探し、またその事業計画に応じた基金を積み立てていくということですかね。そういうことですけども、今までもそうしてこられたと思いますけれども、健全な財政運営をよろしくお願いいたします。

次に、町債残高についてお尋ねいたします。

きくよう広報11月号において、菊陽町の借金である町債残高は104億8,600万円で、町民1人 当たり29万4,930円ということであった。そこで、この数値は一般会計での数値と思うが、そ の内容と特別会計を含めた状況について説明していただきたい。よろしくお願いします。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

(15番梅田清明君「簡単にお願いします、時間がありませんから」の声あり)

〇財政課長(實取初雄君) 時間もある程度少なくなってきまして、すみません。

菊陽町の借金であります町債残高は、平成20年度末現在で、先ほどおっしゃいました一般会計で約105億円でございます。この数値が広報でございますが、先ほども特別会計の趣旨について申し上げましたように、特別会計で約117億円ございます。ということで、全会計では222億円ということでございます。

一般会計を目的別に見ますと、土木災害債が約42億円で最も多く、次に交付税の財源不足分

を借金として借りております臨時財政対策債が約26億円、教育債が約15億円となっております。

特別会計では、下水道特別会計が約97億円、それから土地取得特別会計が約17億円となっている状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- **〇15番(梅田清明君)** ちょっと早口で聞き取れなかったけれども、普通会計で120億円、下水道、農業集落排水で222億円ということだったですね。

(財政課長實取初雄君「合計で222億円です」の声あり)

はい。

その町債残高の状況について説明が今ありましたが、この数字を町としてはどのようにとら えているのか、今後の見通しとかも入れて説明していただきたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** 町として今の町債残高をどのように考えているか、また将来の見通し ということでございます。

これは、なかなか、先ほども実質公債費比率という部分で申し上げたのが一つの指標でありますので、それを見据えて考えていくということが一つあります。

もう一つは、町債残高については、各年度のその時点での残高は将来の住民の負担に大きくかかわってくるというような考え方がございますので、これを普通会計ではありますが、見てみますと、平成10年度末、10年前ぐらいなんですけども、の町債残高が約98億円でございました。その後、先ほどもちょっと触れましたけども、平成13年度から普通交付税の財源不足分を臨時財政対策債として借り入れているものがございまして、これが平成20年度末で約26億円にまで膨らんできております。それで、この20年度末でこれを除く町債残高を計算してみますと約96億円ということでありますので、この10年前と比較しましても、町債の発行額を抑制している努力の成果と思っているところでございます。

また、標準財政規模に占めますこの町債残高の割合というものを見るものがございますけども、菊陽町では164.5%ということになっております。これは、この部分についての適正水準についての明確な基準等は定めもありませんが、一般的には他町村との比較等をすることによって、菊陽町がどの程度の位置づけになっているかというものが見られるようでございます。

そこで、県内市町村の20年度の数字を見てみますと187.0%、これは県内市町村の数字でございますけども、その数字と比較いたしますと低い数字となっておりますので、菊陽町におきましては、この部分につきましても将来の負担を抑えるように努力しているというような状況にあるかと思っております。

また、将来のことについてのお尋ねがありましたが、基本的には、何回も申し上げることになるかと思いますけども、今後の町債の発行、新たな発行が将来の町の財政を圧迫しないよ

う、あるいは将来の住民の皆さんへの大きな負担とならないよう、毎年の元利償還金が徐々 に、できれば減少するような取り組みをしていければというふうに考えております。

そうするためには、継続事業や新規事業につきまして将来の財政運営を考慮しまして、長期 的、総合的な展望のもとに、基本的な部分といたしまして単年度あるいは一時期に財政負担が 集中しないよう、事業の平準化を図れるような施策の推進を図ることが重要と考えているとこ ろでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- 〇15番(梅田清明君) ただいま財政課長が言ったように、将来に余り負担にならないように、 健全財政運営をよろしくお願いいたします。

基金残高の質問の際にも申し上げたが、土地区画整理や下水道事業などの継続事業があり、 今後学校の耐震対策、町営住宅建てかえ、光の森の公共用地への施設整備、町民体育館や町民 グラウンドの整備などの事業が控えている状況の中で、公債費比率とも関係すると思うが、町 では今後の町債の発行についてどのように考えておられるのか、また将来の住民への大きな負 担となるようなことはないのか、町の財政を圧迫するようなことはないのか、町長のご所見を 賜りたいと思います。これは町長、よろしくお願いします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) ただいまのご質問でありますけども、もういわゆる平成22年度に向けた予算編成の中にも入っておるような状況でありますけども、財政課長が申し上げましたように、これまで普通会計の中で公債費比率また起債制限比率といったことでありましたけども、実質公債費比率と申しますと、この普通会計に特別会計の繰出金等も入ってきますし、特に一部事務組合、広域連合の負担金等の中での公債費を起こした分についても、そういうものも入ってくるということでありまして、非常に大きな、町としては急速に都市化が進む中でやらなければならない事業、一方、学校の耐震化と、大きな課題を抱えているところでありますけども、そういった中で、22年度が第4期基本構想の最終の年にもなるところであります。

そういうことを控えておりますけども、やはりこの行財政改革大綱に基づいた事務事業の見直し、そして行政評価もやっているところであります。こういった面で、できるだけ組織、機構等の簡素化等も進めながら、効率的で効果的な行財政運営を積極的に進めなければならないというところであります。

そういうことで、一つの事業で大きな、特に今教育関係のほうも、昔は補助事業といいますと教育関係、施設で2分の1、一番出よったころは3分の2の補助があって、起こした起債も交付税の中で見るというような措置がありましたけども、そういったものが今ほとんど縮小されてしまって、非常に厳しい中でのこういった耐震化事業あたりも進めなければならないということでありますので、できるだけ事業等につきましても、どこにどう金を使うかということは十分に精査しながら、抱えとる問題を十分把握しながら、そしてハード事業だけではなく

て、ソフト事業でも進めなければならないものがいっぱいあるところであります。

そういう面で、これからの行財政運営、ただ、ここから来年までが今の構想でありますが、 新規になる中では、非常に財政的な運用で厳しい時期があるかと思います。景気がどう回復す るかということもあるかと思いますけども、そういった面で、慎重にこの行財政運営は詰めて いきたいというふうに考えております。

〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

〇15番(梅田清明君) 時間がちょっとありませんけれども、もう最後に行きます。

平成22年度予算編成に当たり、徹底した行財政改革、財政体質の健全化に重点的に取り組むために、どのような方針で町長は臨まれるのかと通告しておりますが、今回の一般質問では、公債費比率、基金及び町債の残高の現状と、将来に向けた考え方について確認したが、その状況を受けて、町長は大綱策定後5年目に当たるが、平成22年度予算編成の中で行財政改革に対する取り組み、財政健全化に向けた重点的な取り組みがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

また、22年度は町の第4期基本構想及び後期基本計画の最終年度になるが、町長は予算編成の中でこの点をどのように示されるのか、その方針を伺いたいと思います。

先ほど佐藤議員の質問に、町長は新たな町民グラウンド、体育館等、早急に建設したいという答弁があったかと思いますけれども、新たな町民グラウンド、体育館、野球場とか、そういうのを整備するならば、最低でも私は50億円はかかりはしないかと。また中部小学校でも30億円前後、菊陽中学校が15億円とか、いわゆるここ数年で100億円近くの事業になり、財政的に硬直しないかと思いますけども、町長の方針と申しますか、今後の考え方を伺いたいと思います。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 22年度の予算編成方針でありますけども、基本的には第4期基本構想の最終年ということであります。そういった中で、後期計画の中での諸施策に取り組みますけども、行財政改革大綱に基づいた行政評価を踏まえた事務事業の見直し等を実施しながら、この行政全般にわたる改革を進めなければならないと思っているところであります。具体的には、この行財政改革大綱の中に定めました財政指標としての目標数値がありますけども、そういった面を達成することも一つの課題であります。

事務事業につきましては、行政の責任分野、行政評価、効果、そういった観点から厳しく見直しを行いながら、事務の廃止、縮減あたりについても徹底的に整理合理化しなければならない。新規事業につきましては、真に緊急不可欠なものに限るということでありますけども、そういった必要な財源は振りかえながらやっていかなければならないというところであります。

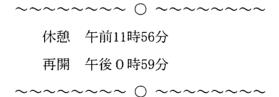
そういう中で、学校問題、非常に大きな問題であります。そして、町民グラウンドのほう も、こちらのほうにつくりますとそちらのほうの対案については、そういったものについては いろんなやりくりをしながらおさめていかなければならない。そういうことで、来年策定いた します10カ年計画の中でそういった財政問題も含めながら慎重にこの事業はどの時期にするというようなことも配分しながら取り組んでいきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 梅田清明君。
- **〇15番(梅田清明君)** 最後の結びも用意しておりますので、時間ですけれど、終わるまでよろしくお願いします。
- ○議長(吉村豊明君) 時間が来たら終了いたします。
- ○15番(梅田清明君) 今回は財政運営について質問いたしましたが、国は今年夏の選挙で政権 交代、政権交代と言って、鳩山政権が誕生しましたが、事業仕分けでさまざまな評価がなされ ていますが、国の税収が今年度37兆円しかないのに来年度95兆円規模の要求をしています。不 況だから経済対策をとらんとわからんでもないが、個人の家を例えるならば、夫の収入が年間 370万円の収入で銀行から580万円借りて年間の950万円で生活しておるのと同じでございま す。
- **〇議長(吉村豊明君)** 梅田清明君に申し上げます。時間が来ましたので、直ちに終了してください。
- **〇15番(梅田清明君)** 議長からありましたので、途中ですけれどもこれで終わります。
- ○議長(吉村豊明君) 梅田清明君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。



○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

〇11番(吉本 堅君) 皆さん、こんにちは。吉本でございます。

今回は、中部小学校一本に絞っての一般質問であります。12項目を準備しておりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

それから、町民の方々に中部小学校の今までの流れをご説明したいと思いますので、平成 16年度の中部小学校建てかえについての流れから順次説明をしたいと思っております。

まずは、平成16年度に町が耐震診断を行われたと。続きまして平成17年度、前町長のときに 現在の中部小学校南側に建てかえるための基本構想をまとめられたと。続きまして平成19年 度、次は後藤町長の代になりまして、中部小学校南側に建てかえの基本構想の見直しをされま した。次の平成20年度3月議会に、現在の中部小学校の場所で建てかえるための基本構想予算 が賛成多数で認められたと、執行部の話によりますと、現在地を中心としてというふうな話で ありましたが、そこはどうでもいいと思います。

次、平成20年度6月議会で、他の場所も含め検討することを町長が約束をされました。続きまして、平成21年度3月議会で1億円の設計予算なんですが、現在地で建てかえるための設計予算を議会が否決しながらも、500万円の不動産鑑定予算等を修正計上いたしました。8月にやっと執行部からの4回にわたる住民説明会が行われ、ほとんどの方々が現在の中部小学校の南側を要望される意見でありました。9月議会において、町長が、現在の中部小学校においての建てかえを断念され、町民グラウンド案と新たなところの案が残ったという状況であります。

続きまして、10月5日に町長が議会全員協議会を要請され、中部小学校の建てかえ場所として町民グラウンドか新たな場所か、議会で決めていただきたいという提案がありました。そこで私が、議会で決めてくださいとはどういうことですかと、予算もわからないしどこがいいか何もわからん、議会で検討する資料もない中でどうやって決めますかと、いわば議会のほうで鉛筆を立てて倒れたほうであればどっちでもいいんですかと言った記憶があります。そういうことがありまして、11月16日、町長がさらに議会全員協議会を要請されまして、中部小学校建設地として町民グラウンドを11月30日の臨時議会に提案をしたいということでありました。

そこで、私は中部校区の区長さん方にすぐさま連絡をとりまして、特に上津久礼の区長さんには11月16日の議会全員協議会で町長が11月30日の臨時議会を予定され、町民グラウンドに小学校を建設されることを提案され、そのことが議会で認められればそこで決まりますと。中部校区の住民の方々のほとんどが現在の中部小学校の南側を望んでおられますが、今となってはもうどうしようもありませんと。しかし、住民の方々の意向がそうであれば、場所的には上津久礼区だと思います。区長さんの任期中、できるかどうかわかりませんが、今となっては上津久礼区の方々、関係者も含めて全員協力するという態勢まで整えていただかなければ、もう町民グラウンドに決まってしまうでしょうという話をしたところでした。そこで、上津久礼の区長さん、区長代理さんの方々が一生懸命、これじゃいかんという危機感のもと、住民の方、関係者の方々、回られて説得されたといいますか、快く関係者の方々の了解を得られたという流れであります。

また、昨日の石原議員に対する町長の答弁では、10月5日から11月16日までは何の検討もされなくて、11月16日に町民グラウンド案を議員全員協議会に発表されたことになります。

また、ある方が中部小学校の将来を思いこう言われました。中部小学校を現在の小学校の南側につくり、近くの畑を借りて子どもたちが野菜を植え収穫して、それを給食のとき食べるような体験型の小学校ができれば、子どもたちのゆとり教育ができるのではないか、そのようなことは小学校を町民グラウンドに持っていったらなかなかできないのではないかということでした。その意見には私も大賛成であります。

そして、11月30日の臨時議会では、委員会付託、継続審議となって現在に至っておるところであります。12月9日、町長と町民グラウンドを守る会、中部小学校を現在の中部小学校の南

側に移転を願われる方々2,055名の署名を提出された代表の方々3名の方と、上津久礼区区長さんたちとの意見交換があったということでした。しかし、これら代表の方々が納得される町長の説明はなく、何も聞き入れていただけず、話し合いは決裂であったとお聞きしております。

このことを踏まえ、質問席からの質問に移ります。なお、答弁は簡潔に願いたいと考えております。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** じゃあ、中身に入っていきます。もちろん大見出しの1番で、中部小学 校建てかえ計画を問うと、①に入ります。

町長は、菊陽町体育協会に対し、町民グラウンドに小学校を建設することが決まり次第、直 ちに総合グラウンドの検討に入ることを約束されたということですが、その検討期間は何年ぐ らいを考えておられるのか。先ほどの答弁で3年以内に総合グラウンドを建設したいというこ とを言われたようですが、総合グラウンドの竣工時期はいつごろと考えておられるのか、町長 にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 吉本議員のほうからいろいろ質問に入る前に経過ということで言われましたけども、私のほうは、議会の全員協議会のほうに、いわゆる教育委員会のほうで3つの案ができたときに、それをもとに地域の説明会のほうに入るということのときに、その説明会を開いて、その結果によってまた議会のほうとも相談しながら進めていきたいということを話しておりました。そして、その結果が出て、いろいろ議員さん方のご意見も伺えればということでありまして、議会のほうでどちらかに決めてくださいということは私は発言しておりませんので、その点、申し上げておきます。

それでは、早速今のご質問でありますけども、町民グラウンドに中部小学校の建設が決まったら直ちにということでありますけども、この件につきましては、現在、町民グラウンドに建設するということがまだ決まっておりません。そういった中でこの新しい町民グラウンドについての検討期間、建設竣工時期については、現在はまだ申し上げられるような状況にありません。さっき3年以内にと言われましたけども、あれは佐藤議員のほうが体育協会等の、その中で私と説明する協議を持った場ではなくて、前のそういう段階で協会のほうでは3年以内という話があったということでありますけども、私のほうからは具体的に3年間で新しい町民グラウンドをつくり上げるという、そういう具体的な内容までは話ししてはおりません。

〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 話がちょっと、私の受け取り方が違ったのかもしれませんが、この総合グラウンド建設は菊陽町にとって何よりも最優先の事業と考えておられるのか、また中部小学校の用地取得には時間がかかると言われましたが、総合グラウンドの用地取得はそんなに簡単なのか、ほかの要素でおくれるようなことは考えられないのか、町長にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 今言いましたように、この検討委員会を立ち上げた中でいろいろ協議をしながら、そしてスポーツ審議会等もありますので、下のいわゆる中部小学校のそちらの土地のほうよりも早いとか、そういうことは、それはやってみなければわからないことでありまして、検討委員会を立ち上げた中で、その中でいろいろ詰める中で決まっていきますので、今の時点では早いとか遅いとか、そういうことは申し上げられるというか、そういう状況にはないということであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 町長、ということは、いつになるかわからないと、3年間というのは白 紙ということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 白紙というよりも、そういう中でもうできるだけ早く進めていきたいということであって、3年間というきちっとした、その中ででき上がってしまうというようなことは、今のところはそういう言える状況ではないということであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** どうも3年というのは私の聞き違いだったかしもれません。そういう、 先ほどの佐藤議員への答弁も3年という数字は出たと思います。

次に移ります。

2番ですけど、総合グラウンド建設の概算事業費を問うとしております。

ちなみに、大津町のサッカー場ですけど、建設事業費が50億円を少し切る事業費であったということですが、後藤町長が考えておられる菊陽町の総合グラウンドの事業費、まず全体事業費あるいは面積、施設整備内容ということでお尋ねをいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(佐藤清孝君)** ただいまの質問にお答えします。

今、総合グラウンドの位置、規模とか施設とかが本当にまだ決まってない状況でございます。 す。そのために事業費というものはまだわからない状態であります。

ただ、今の規模、これは住民説明会のときにご説明があったように、今の規模をつくった場合としては16億5,000万円というような数字が出ておりますけれども、これはまた実際、位置とか規模とか施設が決まってきますと変動してくるものというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** どうもあやふやな感じがします。

中部小学校建てかえ時期に合わせて、この総合グラウンド建設事業に取りかかっても町の財 政運営上は十分やっていけるのか、先ほど梅田議員のほうからも心配をされての質問がありま したが、事業費が幾らかかろうとも体協が求められる施設建設をされる考えか、またその検討 はどの程度されたのか、お尋ねいたします。町長のほうにお願いします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 検討については、今申し上げましたように、まだその町民グラウンドにつくるというのが決定してないような状況でありますので、決定した後に話を進める中でいろんな、いわゆる財政的な問題等もあるかと思いますけども、そういったものについてもその中で内容を詰めていきたいというふうに考えているところでありますので、今の段階で、今議員が言われるような内容については、まだ答えられるような状況ではありません。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- 〇11番(吉本 堅君) 次に移ります。

3番目ですね。武蔵ケ丘中学校グラウンド、技術短期大学のグラウンド、肥後銀行グラウンドを総合グラウンドが完成するまでの期間、一般町民が1年中いつでも自由に使用することができるということか、その辺がどうなのか、町長にお尋ねいたします。

〇議長(吉村豊明君) 生涯学習課長。

(11番吉本 堅君「町長に、今日は町長一本やりでいきます」の声あり)

後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 武蔵ケ丘中学校グラウンド、それから技術短期大学のグラウンド、そして 肥後銀行のグラウンドについての使用ということでありますけども、現在、ナイター設備があ ります社会人向けの野球場の広さに拡張できる武蔵ケ丘中学校の拡張工事、これについてはも う早く実施したいと考えております。

この武蔵ケ丘中学校の拡張工事につきましては、これは将来計画の中で位置づけてあったものでありますが、建設年度についてはまだ具体化してなかったものを、今回、将来計画の中で拡張工事が必要ということでありまして、それを先取りでこの件についてはいずれは実施しなければならないということで、この拡張工事については早く実施したいと考えております。

それから、そのほかの県立技術短期大学のグラウンド、また肥後銀行のグラウンドにつきましては、熊本県あるいは民間会社の所有でありますので、町主催の野球大会、子ども会のソフトボール大会等の一時使用の借用につきましては、教育委員会のほう、担当課のほうで既に理解をいただいているところを返事をいただいているところであります。

ただし、種目協会からの利用については、まだそこまでは話ができておりませんで、今後いろいろご協力いただけるものならば、お願いをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) 今武蔵ケ丘中学校のグラウンドと技術短期大学のグラウンドということに関しては町長答弁をされたようですが、例えば、肥後銀行のグラウンドが銀行の福利厚生施設の一環としてできておるということであれば、簡単に民間への貸し出し、民間といいますか

一般への貸し出しというのが本当にできるのかどうか、その辺は相手方の責任者レベルでの確認をされたのかどうか、町長にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 肥後銀行のグラウンドにつきましては、これは町の主催のそういう大会等で使う場合については、既に理解をいただいたということで担当のほうから聞いておりますので、間違いはないと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) やっぱり町主催のという場合と、一般の利用という場合には、町民の 方々の利用の仕方は全く違うんではないかなと思うんです。その辺のところが本当に今言われ るように、一般の利用に問題がないのかなと、今言われましたように、総合グラウンドがいつ できるかわからんような状況であれば、相当の期間、長引くおそれがあると考えております。 時間が余りないかもしれませんので、このくらいで4番に移ります。

町民グラウンドの代替候補地の考えを問うとしております。

町長は、総合グラウンドを完成させるまでの期間、もちろん使用できる代替グラウンドとして肥後銀行グラウンド、武蔵ケ丘中学校グラウンド、技術短大グラウンドを提案されたことと考えます。しかし、これらのグラウンドを使用するとしても、余りにも北に寄り過ぎであったり、西に寄り過ぎであったり、使用できない施設であれば代替グラウンドとしてこのような考えでよいか、町長にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 確かに今の町民グラウンドが使えないということになりますと、大変利用者の方には、また場所がかわるということで不自由をかける面があるかと思いますけども、その点につきましては、十分こういった小学校の耐震化でつくる措置に同意するということで、その辺はご理解をいただきながら、不自由はかけますけども対応していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** ということは、総合グラウンドがいつ完成するかわかりませんので、当分の間、町民の方々には不自由をかけると、辛抱していただくという考えのようであります。 5番目に移ります。

中部小学校校区を対象とした町民説明会が今年の8月に4回行われました。説明会に参加された方々のご意見は、現在の中部小学校の南側での学校建設を要望される意見がほとんどのようでした。これらの貴重な意見は、中部小学校建てかえにどのように生かされたのか、町長にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 中部小学校校区を対象にした説明会でありますけども、この説明会の中でのいろいろご発言があった内容、そしてその説明会後のアンケート、そして保護者等のアンケ

ートの結果から見ましても、説明会の中では現在地を否定するような意見が非常に多かったということであります。そして、新しい土地のほうの意見が多く、また町民グラウンドでの意見も出たというところでありまして、そういう面から、どういうふうに生かされたかということでありますけども、そういうことを踏まえまして、現在地での建てかえというのが難しいならということで断念したところであります。

〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

〇11番(吉本 堅君) 断念されたということですが、これ以上このことに関して町長に答弁を 求めても同じかなと思いますので、次の6番に移ります。

「さんふれあ」の東隣のスポーツ広場、あるいは武蔵ケ丘中学校グラウンドを一時的に野球場にする場合の事業費としてどのくらいの事業費を考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 杉並木公園のスポーツ広場に一部ナイターの野球場を改修するとした場合ですが、具体的な設計等はできてもおりません。大まかな概算ですけども、そういうことを概算の試算をさせましたところ、1億2,000万円程度の事業費になるのではないかという報告を受けているところであります。

また、武蔵ケ丘中学校の拡張、こちらのほうについては、教育委員会のほうで学務課のほう から答えさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** 武蔵ケ丘中学校グラウンドの拡張についてご説明させていただきたいと思います。

現在の学校用地が3万4,527平米、うち運動場の用地が約1万2,572平米ございます。ここに 土地区画整理事業、いわゆる武蔵ケ丘東ニュータウン、いわゆる光の森の部分でございます が、その事業によりまして寄附を受けました部分が8,882平米ございます。この部分を学校用 地として編入したいと考えております。

編入いたしますと、学校用地が約4万3,000、うち運動場が約1万8,000になると見込まれまして、こういうふうに土地を有効活用するために実施をしたいというのが私どもの計画です。あわせまして、現在ナイター照明がございますので、それを充実させる形で工事が実施できればというふうに考えております。その工事が終わりました後、開放するという形で考えております。

事業費でございますが、概算でございます、約2億1,400万円でございまして、この単価はただ平成18年度の単価でございます設計単価でございますので、単価の見直しがまた必要になってくるというふうに考えております。なお、工期は約1年というふうに考えておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) 例えばですけど、現在のスポーツ広場にナイター設備を備えた野球場とした場合、周囲の関係者の同意が得られるのか、町長にお尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) その件につきましては、建設するようになった場合については、最近のナイター施設、かなり今のナイター施設よりも光度の高いような内容になっておるということも聞いているところでありますけども、そういう面につきましては、具体的に実施するようになった場合につきましては、十分検討した上で、迷惑がかかるようであれば十分ご理解をいただくように対応していきたいというふうに考えているところであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 7番目に移ります。

50年、100年続く小学校の建設を地域住民の意見も聞かず、アンケート対象者503人ですね、 それでアンケート調査回収率23%、そのうち町民グラウンド希望者数72人の小学校保護者の意 見だけで決定することが果たして妥当か。地域住民の意見集約は必要ではないかと思います が、町長はどういうふうなお考えなのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この保護者アンケートにつきましては、保護者の方々の貴重な生の意見であります。しかし、今言われましたように、この回答者が回収率117名ということで、23%というのは低い結果であったわけでありますけども、このため、このアンケートの一つだけで建てかえ場所を決定したというんではなくて、これにつきましては、さっきも言いましたように、地域住民の方々への説明会の結果、そしてまたこの建てかえの期間、時期の問題それから経費等、総合的に判断した上で決めたものであって、このアンケートについては判断材料の一つとして参考にさせていただいたところであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) 今年8月の町主催住民説明会に参加された方々が、町の説明を聞かれ、ますます不信感が高まったことが考えられます。一方、保護者の方々へのアンケート調査では、保護者の方々が理解できるような資料の提供がされてなく、町民グラウンドがなくなることによって町民の憩いの場がなくなり、緊急時の避難場所がなくなることなどの説明、工期的なこと等、判断を誤らせやすい情報となったことが考えられないか、町長にお尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。

(11番吉本 堅君「町長です」の声あり)

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 私のほうから……。

(11番吉本 堅君「町長でいいです」の声あり)

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

〇町長(後藤三雄君) この件につきましては、実際アンケートを実施したのは教育委員会のほうでやっておりますので、まず教育委員会のほうの答弁のほうも聞いていただきたいと思います。

(11番吉本 堅君「町長、最終的には町長の判断と思いますので、 ずっと今まで私は教育委員会のほうは我慢しながら、教育委員会の ほうにお願いをしとったんですから、ここに来てはやっぱり町長の 答弁をお願いしたいと思います」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) このアンケートの内容の趣旨、どういう目的でしたかということが大事であります。そういうことで、まず教育委員会のほうから答弁させた後でまた私のほうでまた答えていきたいと思います。

(11番吉本 堅君「じゃあ簡潔に」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** ご説明いたします。

まず、この建てかえの問題の説明会のほうでございますが、保護者の方につきましては、本年2月の段階で説明会を開催いたしております。このときは現地案ということで説明をいたしました。その後、3月議会で私どもの案が否決をされました。それを受けまして8月の説明会を開催したわけでございますが、8月の説明会、4回開催いたしました。その中で、全体の参加者が大体166名程度ではなったかと思います。その中に、保護者の方が参加が少ない状況がございましたので、アンケートを改めて保護者全員にお配りさせていただいてございます。

そのアンケートの中には、説明会で使いました資料を同封させていただきまして、それでご 理解をいただいたというふうに考えておるところでございます。

以上です。

(11番吉本 堅君「私が言いたいのは、判断を誤らせるような情報 の提供ではなかったかということをお尋ねしとるところでありま す。そこはいかがですか」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- ○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 説明会にご参加が少なかったために直接的に保護者の 方々に説明する機会がなかったのは大変残念というふうに考えております。そのために説明会 で使いました資料を同封させていただいたというところでございます。

以上です。

(11番吉本 堅君「町長」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** そのアンケートにつきましても、単にマル・バツ方式ではなくて、それぞれ回答される方のご意見をきちんと聞きたいということで記述方式にもなって、いろんな意見

が書いてあったというような内容であります。そういった意味で、回答された方々は一つ一つ の3つの案について真剣に考えられた上で回答されたものと、私はそういうふうに見ておりま す。

〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

〇11番(吉本 堅君) 町長も課長のほうも、私の質問に対する適切な回答ではなかったと思います。

実際、私自身役場周辺の方々に電話を入れまして、町民グラウンドに建設したほうがいいのか、現在の中部小学校の南側に建設したほうがいいのか、旧津田村の上の方々に何人か連絡を入れてみました。そのとき、どっちがいいですかと言いますと、町民グラウンドがいいですねという話をされました。しかし、私が、ちょっと私なりの説明をしますと、ああそうですかと、そうであれば町民グラウンドはまずいですねと、やっぱり畑のほうがいいですねというふうな話もされた状況でした。いずれにしましても、執行部の調査不足、説明不足ということは明らかなようであります。

次、8番に移ります。

平成21年度予算の中で500万円の不動産鑑定等の調査費が含まれていますが、この不動産鑑定予算は調査が必要であると議会が判断し、特別に予算をつけたことでした。いつまでたっても予算執行されないのはどうしてか、町長にお尋ねいたします。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この件につきましては、この不動産鑑定費等の調査費と言われますけども、予算書の中には調査費というふうに書いてあったかと思います。そして、私が思いますのには、こういう修正動議にかかわるということでありまして、できましたなら自治法の97条の2項の、そういった修正する場合の町との協議事項等も規定した分がありますけども、そういった分についてのところできちんとお聞きしておけばよかったかと思いますけども、そういう事情もあります。

そして、町でいろいろ位置を決定する場合でありますけども、位置を決定するために不動産 鑑定というのは、その時点ではとったことはありません。これは位置の決定のために幾つかの 場所の地価を比較検討する場合におきましては、不動産鑑定をとらなくても地価公示、それか らそれまでの町がいろんな買ったところを、そういったところからも一つの判断等ができるよ うなところがあります。

そして、位置の決定をする前に地権者に売る意思があるかどうか、事前に打診することもないようなわけじゃありません。これは町の職員が地権者にお伺いすると、大事な土地の売買ですから、やはりこちらから訪問したということであれば、家族の会議または土地の場合にいろいろ権利等があって、親族会議等も開かれ、検討されるようなこともあるかと思います。そういう場所が、もうぜひその場所ということで決めてない段階でお伺いしていろいろ話を聞くということになれば、その用地が後で要らなくなったというようなことになりますと、大変なご

迷惑をかけますし、申しわけないような事態になるかと思います。そこで、町としましては、 そういうことをしますと町としての信用をなくして、以後の用地買収をする場合、真剣に信用 されなくなってしまいますので、そういうものは事前になかなかできないということでありま す。

また、そういうものも鑑定等を持っとって、その価格でどうかこうかというようなことを、 売る意思があるかどうかを聞くこと自体が、そういうことはなかなか地権者にはできないこと であって、そういう意味で、鑑定等は事前にはなかなかとれないということであります。

そして、事前に地権者に打診する場合、土地の価格を提示しないと事前同意を得られないので価格が必要だ、地価公示等の価格ではあいまいというようなところは確かにあるかもしれませんけども、正確な価格でないといつまでたっても事前同意が得られない。だから、不動産鑑定をとって地権者に当たったらどうかとの話、そういうことも考えられるわけでありますけども、これは民民、一般の個人、民民のときはそういうこともあるかと思いますけども、町の公共用地の取得の場合については、事前に比較検討するような、位置をぜひそこにということになって決定に至ってない段階ではそういうことはできないということであります。

そしてまた……

(11番吉本 堅君「町長、簡潔にお願いします」の声あり)

そして、学校用地の場合は、売っていただくようになりますと5,000万円の税控除があるわけでありますけども、これは事前協議が終了した後に価格を提示してから6カ月以内に契約した場合で、この税控除の対象になるわけであります。そのためには、税務署のほうと事前協議を始める前に価格等を提示して、また予算の措置がちゃんとできておるかとか、そういうものがなければ、そういうものを踏まえた中でしかその税控除も対象にならないということで、税務署と協議する前に価格を提示して、そういうことが税務署のほうに知られるということになった場合については、これも税控除の対象にはならないというふうに内部のほうでいろいろ、これまでも経験、いろんな用地取得はしてますけども、そういった状況にあるということであります。

そういう意味で、この予算のほうは組まれましたけれども、執行のほうはしていないというような状況にあります。

〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 最近では、大分不景気になりまして、土地の価格の変動も相当なものであります。今用地を含む価格ということで6億円から12億円ぐらいまでの、倍ぐらいの予算が出されておると思います。6億円なのか12億円なのか、倍違うんですね。その辺の見方によっても議会の判断としても町民の方々の判断としても、非常に難しいところがあると思います。

また、3案あるんであれば、3案を同時並行していろいろ調査することが当然のことではないかなというふうに考えております。そういう思いがするところです。

次の9番に移ります。

先月の11月30日臨時議会では、町民グラウンドに中部小学校を建設することに対し、反対の立場の2,055名の署名が議長に届けられたと報告されました。この署名は主に中部校区住民の方々を対象としたもので、町民グラウンドは残すべきという署名、中部小学校建設は現在地の南側での建設を願う署名、合わせて2,055人の署名の重みを町長はどのように受けとめておられるのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この件につきましては、学校が場所を移動するということになると、非常にいろんなところで影響することになります。そしてまた、その移転先が町民グラウンドのほうということになりますと、そこを利用されておる方々のいろんな思いがありまして、そういう点から、この署名活動が広がっているとこだと思いますけども、そういう新しい土地での建設、町民グラウンドを残してもらいたいという皆さん方の思いというのは、そしてまた上津久礼におかれましては、ぜひ地域の中でということで、区長さんと区長代理さんが、自分たちがこの辺が一番いいんじゃないかと思われるようなところの地権者の方まで同意まで得られたということをお聞きしたんですけども、その皆様方の心情というのは、本当に理解できるところであります。

しかしながら、今回の中部小学校の……。

O議長(吉村豊明君) 傍聴人の方に申し上げます。 私語は禁止します。

○町長(後藤三雄君) 建てかえというのは、もう一番理解していただきたいのは、これが本当に 地震の心配がなくて老朽化で建てかえということであれば、その辺じっくりいくところであり ますけども、もう耐震化事業でいろんなところへ行っておりますけども、中部小学校が震度6 強、6.5以上ですかね、の地震が来た場合に崩壊、倒壊のおそれがあるということで、そうい った診断結果も出ておるということであります。

そして、もう昨年の6月だったと思いますけども、国のほうからも県の教育長そして文部科学大臣のほうからも、中国の四川省の地震を出しながら、そして一刻も早く、もともと24年度までの5カ年間ということで出とったものを1年早く23年度までには終えるようにと、そういう提唱もあってるところでありまして、中部小学校がそういう中で一番危険なところであります。

そして、今児童もふえとるということで、非常に手狭になって、このままかなり年数的にたちますと、今度も12月の補正でもまた教室が足らないということで、そういった予算もお願いしているところでありますけども、これが2年、3年となると、そういう仮設の場所も運動場のほうにまた建てなくちゃならんというような事態も出るというようなことを、教育委員会からも聞いているところでありまして、そういう非常に危険な状態、そして教育環境のほうもいっときも早く改善するためにも、一日も早く子どもたち、保護者、先生方に安全で安心される教育環境の整備をするというのが私たちの使命ということでありまして、どうかその辺、ご理

解いただくならばと思っているころであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 町長、今になって急ぐ急ぐと言われても、先ほど一番最初に説明しましたとおり、役場の対応のまずさというのはどうしてもそこを言われても仕方がないところではないかなと思います。

この町民グラウンドがなくなったら多くの町民の方々が不便を感じるのは目に見えております。また、緊急時の避難場所がなくなります。このように、町民グラウンドは残すべきという方々の思い、さらに小学校建設場所として、現在の中部小学校の南側が望ましいという方々の思いはこれで終わりを見ることは考えにくいことであります。

10番目に、時間の都合で移ります。

町の公共事業である程度まとまった用地を買収するとき、通常、不動産鑑定をして保証物件 の価格算定を行い、用地買収に入られるのか、それとも、町長が不動産鑑定をされずに、反当 たり幾らということで価格の設定をされるのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** 私のほうからお答えをさせていただきます。

(11番吉本 堅君「するのかせんのかだけでいいです、時間の都合で」の声あり)

不動産鑑定につきましては、実は公共事業のときには、とります時期が土地売買契約締結を、その締結のめどが立った時点でとっております。それ以外の場合は地価公示価格あるいは路線価格、そういったもので、あるいは取引事例等々でしておるところでございます。

それから、不動産鑑定だけではなくて、実は土地の部分だけではなくて、ハウスの耕作物 等々もございます。そのためにいわゆる補償金等、これも専門の業者さんになるかと思います けども、補償基準による評価によってその分も加えてお支払いをさせていただくという形をと っております。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 今の課長の答弁を聞きますと、いずれにしてもはっきりした場合には不動産鑑定をとるということのようでありますね。そこだけ確認しときます。

よろしいですか、立ってからはいと言うとっていただけますか。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** はい、そうでございます。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 次に移ります。

11番ですね。新たな土地、E案とありますが、いまだに町長から建設地の提示はありません。議会としては建設場所がわからないことには、これまた検討のしようがありません。町長

が提示された新たな土地、E案の建設場所とはどこなのか、お尋ねいたします。町長です。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

吉本君に申し上げます。11番は飛び越えてよかったですかね。

(11番吉本 堅君「議長、ちょっといいですか。11番と12番、ちょっと変更になります。よろしくお願いします。言うのを忘れとりました」の声あり)

はい、わかりました。

- **〇町長(後藤三雄君)** 新たな土地の場所はどこかということでありますけども、さっきも言いましたように、新たな土地で取得するということをまだ決定しておりません。そういったことで、新たな土地のところの案につきましては、県道南側一帯を想定し、具体的な場所については想定していないというような状況であります。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) 議会に提案されるのにですよ、いまだかってまだ新たな土地、E案の場所をどこかも提示せず、そういうやり方が果たしてどうなのかなと、そういうふうに思うところですね。平成21年6月24日、法改正前の農地法では、小学校建設において問題なく事業を進めることができました。しかし、今となっては新農地法の適用を受けるとのことです。その建設場所は農地法的にも他の法律的にも、小学校建設において条件を満たす場所ということでの提案ということで受けとめてよいか、町長にお尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** この件につきましては、ちょっとすみません、吉本議員さん、もう一回言ってください。今の件について内容が少し把握できておりませんでしたので。

(11番吉本 堅君「座ったまま言います」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) はい。
- **〇11番(吉本 堅君)** 立ちましょうか。

平成21年6月24日、法改正前の農地法では、小学校建設において問題なく事業を進めることができました。しかし、今となっては新農地法の適用を受けるとのことです。その建設場所は農地法的にも他の法律にも、小学校建設において条件を満たす場所ということでの提案ですかということです。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 21年6月に農地法の法改正があって、そういう中で県道南側一帯というのがその条件を満たすかということでしょうか。

(11番吉本 堅君「私は……」の声あり)

この県道南側の一帯といいますと、これは農振法でいういわゆる甲種農地ということで、一番圃場整備もされて、水田であって、そしてその中で農業を展開されておるということで、農 振のほうの除外というのが非常に条件的に厳しいようなところがあるということでありまし て、そういった件で、もともと出してあった新しい土地での案というのも、その期間がかなり かかるんじゃないかということで、担当のほうで見とったような状況であります。

そういうことで、新しいほうにかわった場合でありますけども、新設する場合に……

(11番吉本 堅君「町長、申しわけありません。時間の都合で簡潔にお願いします」の声あり)

はい。それで、その辺は実際新しい土地のほうで進んでいくということになりますといろい ろ課題はありますけども、そういった、前よりも、以前よりも厳しくというような状況になる ということではないかというふうに考えているところであります。

〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

〇11番(吉本 堅君) 今のところはちょっとばかりどうも、小学校建設について、小学校の南側を望むという方々の思いは、中部小学校の道南側というふうな思いが強かったと思います。 どうもその辺が町の事業の進め方のまずさで、変な方向に移ってきたのかなと、今の町長の答弁を聴きますとそういうふうに思います。

時間がありませんので、入れかえました12番に移ります。

事業計画の考え方を問うと、工程、用地交渉期間としております。

町が示された今回の中部小学校建設の工程表の中で、新たな土地E案では、用地確保の期間 として1年から2年、完成までの期間として6年とされております。これらの資料を見られた 町民の方々が期間的に長くかかり過ぎると判断されることは当然のことです。

昨日の石原議員への答弁の中で、新たな土地取得に関して検討したが、時間がかかると、農 振除外の厳しさもあり、11月30日の臨時議会に提案したと答弁されました。しかし、農振除外 は平成21年6月24日に農地法の改正があることを町長は理解されていたはずです。それ以前で あれば農振除外申請は必要なかったことです。

また、用地取得に時間がかかると言われますが、町民グラウンド建設案を議会に発表された 11月16日の時点では、確かに土地取得に時間がかかることが考えられましたが、現時点での上 津久礼区のこの場所であれば1年から2年の用地交渉の短縮になり、開発工事、建築工事を同 時着工すればさらに工期短縮ができるということではないか。答えだけ、できるかできない か、町長、お尋ねします。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

- **〇町長(後藤三雄君)** この件につきましては、この工程等に事業計画、前回の説明会で出したものについては、教育委員会のほうで積み上げておりますので、そちらのほうから説明をさせます。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 私はあくまでも町長の答弁ということで求めたところであります。教育 委員会のほうで求める必要はありません。益城町の小学校建設におきましても、関係者への説 明は1回きりであったが、土地地権者の方々が小学校建設のためであればということで、快く

ご協力をいただいたということです。

今回、菊陽町でも同様に、上津久礼区の区長さん、区長代理さんが、上津久礼区の関係地権者の方々に対し、わずか1週間、10日で中部小学校候補地として申し分のない地域の全面的な協力を取りつけられたことを町長主催の津田校区区長会の席上発表されたとのことでした。本来行政がすべきことを、住民の意向を無視した小学校建設事業が進んでいくことへの危機意識を持たれ、区長さん方が行動をされたことであります。

上津久礼区長さん、区長代理さんの話では、上津久礼区の土地関係者の方々は、菊陽町の小学校としての利用であれば喜んで協力しますと言われた方ばかりであったとのことでした。私自身、用地交渉がそんなに簡単にできることではないということは理解しております。しかし、難しい難しいだけ言って何の対応もとられなかったことが、このようにおくれた原因の一つではないかと考えております。

今となっては、中部小学校校区だけの問題にとどまらず、菊陽町全体の問題となりました。この中部小学校建設に向けての町民説明会へ町長は一度も出席されることなく、今年10月5日、議会全員協議会で町長が小学校の建設場所は議会で決めていただきたいと発言されたと私は受け取っとるんですが、先ほど町長から弁解がありました。このことを思い浮かべてみますと、議会答弁にしましても、町長が政治生命をかけられての答弁あるいは行動と受け取ることができませんでした。昨日もまた、新たなところは時間がかかるという答弁がありました。今回の中部小学校建設において、町長がこれだけ町民グラウンド建設に固執される理由とは何なのか、何かほかに特別な理由があるのかどうか、簡潔に1分でお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

〇町長(後藤三雄君) これも、私の思いというのは、一番大きな地震があった場合に崩壊、倒壊のおそれがあるということで、そういう診断結果が出て、それはまた公表もされてるところであります。そういった中で子どもたち、そして保護者の不安を解消するためにも、一日も早く安全な場所に教育環境を整備したい、その思いだけであります。

以上です。

〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

O11番(吉本 堅君) 執行部は、菊陽町一般会計100億円の予算のうち、約半分、48億円にも 及ぶ事業を、議会が判断するために必要な資料の提供がない事業の進め方には、大きな疑問を 感じます。

また、現時点で町民グラウンドをつぶすことは、余りにも大きな課題を残すことになると考えます。できますならば、中部校区民2,055人の署名、上津久礼区の関係者の方々の思いを汲み取られ、時には軌道修正されることも首長に求められることではないかと考え、私の質問を終わります。

○議長(吉村豊明君) 吉本堅君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

休憩 午後 1 時58分 再開 午後 2 時15分

~~~~~~ () ~~~~~~~

〇議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君、一般質問を許します。

O2番(北山正樹君) 皆さん、こんにちは。12月議会最後の一般質問をさせていただきます。今回もまた1時間、時間をいただきましたので、執行部の皆さんには真摯に答えていただきまして、菊陽町の未来について多くの議論を重ねていきたいと思います。

今回、私のほうの質問は、落札企業の下請の関係について、そして入札関係の総合評価方式の状況について、3番目に再三皆さん方が質問されている中部小の問題について、以上3点について質問をさせていただきます。

この質問に対する背景ですが、一言だけ、今回の政権をとった民主党という立場をちょっと 説明をさせていただきたいと思います。

先月、地方議員が東京に集められまして、私も参加いたしまして、党のこれからの、国の方針ということをレクチャーを受けてまいりました。一口に言うと地方主権という考え方で参ります。国からさまざまな指示や補助金という形で縛りを受けて自治体を運営していく、そのことに別れを告げていこう、一口に言うとそうなります。

国の出先機関とか、そういったものは順次廃止をして、都道府県のほうに移していきます。 財源や権限も同じように、国のほうから県やそちらのほうに移していきます。そして、県も権 限の縮小をして、最終的には基礎自治体である市町村のほうに権限と財源を移していく。ひも つき補助金といういろんなものがありますが、今日新聞に載っていて皆さん方も読まれたかも しれませんけれども、私立保育園の運営費の補助、国が半分補助しておりましたけれども、そ れも一括交付金化をしていく方向で今検討が進んでおります。

すべての補助金が一括してなくなるというわけではありませんが、多くの補助金がなくなっていく方向にあります。その分は、地方交付金という形に反映されていきますので、若干ですが交付金の額はふえるかもしれません。しかし、さまざまな補助事業がなくなりますと、最終的には差し引きどうなるのかなという感じです。国からの出どころが一緒ですので、恐らくは差し引きすると同じ金額になるということになるだろうと、僕自身はそのように考えております。

一括交付金化をしてしまえば、ひもつきから外れます。したがって、町自身、市自身といいますか、その基礎自治体の中で自由にその町のあり方というものを自分たちの考えで決めることが可能です。福祉に厚い町、もしくは教育に専念できる町、あるいは商業や工業を誘致していく町、道路が広い町、あるいは田園風景のいいところを残した静かな町、いろんな町のあり方があるでしょう。そういうものがすべて地方において、そのことを考えて実施できるという

面では、高度な自治が基礎自治体の中で築かれていく時代を迎えようとしております。

さて、このことが進むと何が起こるかということです。隣の町はこんなことをしている、あちらの市はこんなことをしている、我が町ではどうしてできないのか、そういう議論が有権者の皆さんからも、議員もそうですけれども、いろんなところでさまざまな評価を受けることになります。我が町はこのようにする、しかしこちらについてはできない、そういう選択と集中ということが行われる可能性があります。有権者のほうは、自分の町はこれをやってるのだからいいという評価をする反面で、隣の町のほうがいいという評価をする場合も出てくるでしょう。有権者が、その行政の首長や議員のやり方、あり方、その考え方、そのことに対してより厳しい目を向けていく。

実は、国民主権と言われている本当の意味は、行政上、立法上の問題、失点はすべて主権者 たる国民が負う、その考え方からすれば、すべての制度を決めるのは投票行動によって決ま る。有権者がすべてを握っている。そのことが確立されていく制度だと思って、私は積極的に 評価をしているところであります。

この地域主権ということになってしまえば、この菊陽町の運営は、私たちにゆだねられていくということになります。町が発注していくさまざまな公共事業や、そして今話し合われている学校問題についても、国や県とか、そういうところに助けを求めていくという時代は早晩別れを告げることになります。したがって、落札されたものの工事がどのようにして行われていくのか。そして、私たちの税金でつくられた社会資本が、どのような制度のもとに、品質のもとにつくられているのか。そのことに対して、やはり我々の目でこのことを厳しく見詰めていく、その先鞭たるものを議論をしたいと思いまして、3項目を取り上げました。

まず、最初の質問ですが、落札業者の下請関係についての①番、落札業者はわかりますね。 わかりますが、その落札業者が工事を100%するわけじゃありません。下請の業者さんが結構 入ってくると思いますが、その下請業者の把握は、本町ではどうなっているのでしょうか。こ こから質問して、残りは質問席から行います。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

〇財政課長(實取初雄君) ただいま下請業者の把握についてのご質問がありました。

菊陽町におきましては、建設工事契約の際に約款を定めておりまして、その第7条におきまして、下請負人があります場合には、請負者に対しまして下請負人の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができることとしております。

そこで、下請負人がある場合には、町のほうでの定めはありませんが、熊本県の下請契約報告事務取扱要領がございまして、この要領にのっとりまして、建築工事一式であれば1件の下請負契約金額が100万円以上になるとき、またその他の建設工事にあっては、1件の下請負金額が30万円以上になるときは、下請報告書あるいは下請契約書の写しなどの提出を求めることとしております。

なお、下請報告書には、下請についての契約日、金額、工期、業者の名称、許可番号、許可

業種、工事概要、主任技術者氏名、代金の支払いなどの項目がございます。さらに、下請契約の総額が3,000万円を超えるときは、施工体制台帳あるいは施工体系図及び工事担当技術者台帳などの提出を求めております。

以上のように、下請の内容につきましては、この下請報告書等の提出により把握していると ころでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** 後で聞こうと思っているところまで答えていただきましてありがとうございました。

建設業法のさっきは24条の何でしたっけ、そういったところまでちょっと答弁していただき ましたけども、それは後でまた質問いたします。

本町外、県外の企業が落札したものについて、本町の業者さんがどのぐらい採用されている のか、下請としてですね、その辺のところはつかんでいらっしゃるでしょうか。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** ただいま質問のありました内容につきましては、県外の企業が契約者 となった場合に、町内の下請がどの程度使われているかというようなご質問であったろうかと 思います。

現在、私のほうで把握しております内容では、21年度の状況について調査しているものがございまして、まず全体の、本年度発注の指名競争入札の分だけでの工事件数が66件ございますけども、そのうち下請のあったものが21件で、さらにそのうち町内業者での下請が11件、それと一部の工事の町内業者利用が1件ということでございます。

今ご質問がありました件につきましては、最後に申し上げました一部の、建築工事でございますけども、そのうちの一部に町内業者さんが下請として入られて、そのほかは町外業者さんが下請に入っておられるというような事例が1件ございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- ○2番(北山正樹君) 質問の1番と2番のほうはちょっと関連しますので、また後で伺いたいと思いますが、2番の下請業者の技術力、施工力の把握と管理についてというところに入りますが、あくまでも町内の業者さんの技術力、施工力というものがあるということが前提ですが、あくまでもね、それがあるということが前提ですけれども、下請業者のそういったものについて、元請企業についてはいろいろと先ほどのようなことで管理はできると思いますが、下請企業のそういう技術力や施工力というところについては、どのように管理されているでしょうか。
- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **〇財政課長(實取初雄君)** 建設業法についてまた出てくる箇所がございますけども、その辺もご

了承いただきたいと思いますが、ただいま北山議員のほうからおっしゃったとおりの数字が基本的な部分だと思っております。

ご説明申し上げますと、先ほど下請報告書の項目について申し上げましたが、その中に業者の商号または名称、許可番号、許可業種、主任技術者氏名及びその者の有する資格などについて記入してもらっており、この部分で下請業者の内容について、それぞれの工事において把握しておりますが、さらにその中で元請工事に占めます下請の工事の箇所あるいは工種、数量等についての工事概要を示してもらっておりまして、いわばその下請の占める部分、それから元請が施工する工程表及び施工計画書、下請報告書などに沿った元請を中心とする施工ができるように町のほうでは指導しているということでございまして、北山議員のほうからもおっしゃられましたように、直接下請業者を指導するということではございません。結果といたしまして、元請業者の現場代理人等において適切に管理がされているということで、指導していってるということでございます。

また、建設業法第24条の4に元請負人と下請負人の間の検査及び引き渡しについての規定が ございまして、これは下請に出した分の当該検査確認、引き渡しなどがなされた上で、元請人 からの工事完成の通知が町のほうにありますので、それを受けた完了検査を町のほうで行っ て、適正かどうかということで判断しておりますので、基本的には契約している町と請負人と の間で把握をしているという状況でございます。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- O2番(北山正樹君) 元請を通じてしか管理がやっぱりできないと思いますけども、厳密には提出はされていないんでしょう。3,000万円を超えるような工事って、菊陽町の場合は余りないですから、体制台帳を出してくださいというような、その法律にのっとったような工事ってなかなかないと思いますので、基本的には努力目標みたいな形にどうしてもなってしまうと思うんですよ。

ですけど、建設業法という、ここにありますけども、公共工事の入札及び契約の適正化の推進云々という、この法律の精神からすれば、やはり透明性の確保であるとか、公正な競争の促進であるとか、あとは適正な施工の確保もして、最後には不正行為の排除の徹底という形になるので、最終的にはでき上がった工事、建物にしろ何にしろですけど、そういったものが非常にすばらしいものであるということが最終目標なんですよね。別にその法律を守るっていうことが、その目的は。だから、提出をしていただいて、元請と下請さんの技術力とかっていうものをデータベースとして持っているという、もしくは持っていくという考え方はありますか。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **○財政課長(實取初雄君)** ただいまのご質問の中にありましたのが、いわば町の指名競争入札を 行うための登録台帳を整備しておりますけども、その下請業者さんが指名業者さんと同じ場合 であれば、今申されたように当然データがありますので、管理できているということでござい

ます。

ただし、それ以外の町に登録のない業者さんが下請に入られる場合には、現状としては全く管理しているものがございませんので、先ほど申し上げましたように、3,000万円を超えるもの以外の30万円、100万円、義務的なものについてもある程度町のほうで管理するような方向性というのは、検討をしていく必要はあるんじゃなかろうかとは思いますが、基本的にやはり契約関係が町と請負人、それと請負人と下請負人ということで、それぞれの契約の中で進んでいきますので、それを明確に町と下請負人という関係の中で進めることは、今の法律の中ではなかなか難しいんじゃなかろうかとは思っております。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** やっぱり、企業からすると、報告義務がないものを町が出してくれって言ってもなかなか出てこないと思います。やっぱり今課長言われるように、そこは法律上の規定という形で話をしていけば難しいというふうになってしまうと思うんですよ。

ですから、これはあくまでも菊陽町の方針としてとらえていくという、肯定的に考えているがという、「が」を今後抜かせていただきたいなと、そう思いますけども、それで3番に行きます。

元請が県外で、もしくは県外とか九州外のような会社の場合ですけれども、本町に在住する 下請業者さんの実情というものは、どのぐらい知っていると理解していらっしゃいますか。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- ○財政課長(實取初雄君) ただいま質問のあった内容については、一般的に今の質問でお答えできる内容としては、当然登録台帳の公表はしておりますので、閲覧は可能なんですけども、先進の事例ではホームページのほうに登録者を公表しているところもございますので、今その辺は検討しているところなんですけども、現状におきましては、財政課管財係が配置しております登録台帳を町外の業者さんが見られない限りは把握できないということですから、町外の業者さんが受けられたときに、町内の業者さんに下請がある場合はお願いしてほしいというようなことをもしも言う場合には、財政課の台帳を見ていただいてというような流れしか今のところはできてない状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** そこなんですけど、申し出があれば見せると、それはそうですよ、向こうから言われれば。結局、県外の業者さんですと本町の業者がどのぐらいのどういうものがいて、どのぐらいの技術力があるかっていうものは、向こうの企業が調べない限りは難しいですよね。

ですから、僕はどうしても商工振興っていうところにも頭がどうしても流れていくんですけれども、2年前にもちょっとこの問題で質問をさせていただきました。健全な社会資本というのは、この町内に住む人がこの町内の工事に関与して、おお見ろ、この橋は、この家は、この

建物はおれがつくったんだって言える環境が、僕は一番よい、品質のよいものができ上がる、 そう思っているわけです。

ですから、法の精神は法の精神として、いろいろとそういったものを元請に管理してもらうとしても、菊陽町は菊陽町としてもう一つ次のステップをやっぱり踏んでもらって、できるだけ多くの町内の業者を、もちろん技術力や施工力があるっていうことが前提ですよ、あるっていうことが前提ですが、あるっていうことが前提として、それがクリアされてるとして、県外の元請の業者さんが知らないんだったら、菊陽町の業者にこういうのがいっぱいありますよっていうことを知らせる方法がいっぱいあるのではないかと、そういうふうに思ってます。

今経済が非常に厳しいところですし、いろんなところで公共事業に一縷の望みをかけている、そういう県内のというか、町内の業者さんもいっぱいいます。県内の業者さんっていうと、どちらかっていうと小さい業者さんが多いと思いますけども、そういった方々に対しても菊陽町というのはきちっとそういう仕事が入ってくるというところを踏まえて検討をして、活動してますよ、そのかわり、あなた方には施工力を磨いてください、そういうような形で、地場産業の育成ということにもつなげていけるんじゃないかなと思うんですが、これはちょっと商工振興課、どう思いますか。ちょっと答えてください。

- 〇議長(吉村豊明君) 商工振興課長。
- **○商工振興課長(平野誠也君)** ちょっとお答えしますけども、それは北山議員が今言われたように、当然地場におられる、これはもう建設業者、同業者さん関係なく、やっぱり地域におられる異業種、たくさん工務店もありますし、たくさんの事業所もあります。だけど、そういうのはやっぱり地産地消じゃないんですけども、地域でやっぱり活用していきたいというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** 課長、いい言葉ですよね、こういう工事関係の地産地消。やはり、地元の 業者さんが、本当に潤って仕事に励んでいければ、やはりそこの中に雇用が生まれ、税収が生 まれていくわけですよ。

ですから、菊陽町の発展ということからすれば、発注した先がどっから工事が来て、そして要するに工事するものが残るということで満足しないで、できるだけお金の管理というたら変ですけども、その元請に出した工事代金が最終的には本町のほうに戻ってきて、皆さん方の暮らしに役立つと、そういうことについてはひとつちょっと課を超えた戦略というものを練っていただきたいなと、そういうふうに思います。

3番目の質問の言葉そのものにちょっと戻りますが、下請業者を指名することは可能でしょうか。

- 〇議長(吉村豊明君) 財政課長。
- **〇財政課長(實取初雄君)** ただいま指名というお言葉がありましたが、これは下請業者と町が何

らかの形で指名に基づいて契約をできるかということであろうかと思います。

(2番北山正樹君「違う、違う。元請企業に対して、町内の下請企業を雇ってくれるように」の声あり)

わかりました、すみません。

一応その点の部分で、先ほどの契約関係で少し触れながら、今の部分で申し上げたいと思う んですけども、元請人と下請人とは、そこの2社の関係でありますから、そこに町が入る、契 約の中で入る余地はないというのは先ほど申し上げましたところでございます。

そこで、今北山議員がおっしゃいましたように、下請の工事等、元請業者さんが下請を使う 必要がある工事の場合に、町内業者を利用いただくことができないかということでありますけ ども、これについては、現状といたしましては、お願いすることにとどめております。

ただし、これは先進の事例ではありますけども、県やあるいは大きな市レベルで、仕様書あたりを定めて、その中に前もって下請や資材調達等については町内業者を選択するように努めるというような文言で、文書として入れているものもございますけども、これはなかなか難しい部分も含んでおりまして、私どもの菊陽町の3万6,000の中に、建設工事業者さん、土木建築、いろいろおられるかと思いますけども、この町内業者さんは、先ほどおっしゃったように優良であることがまず前提というようなお話もありましたけども、その中でいろいろな工事を下請に持っていく場合に、町内ですべてカバーできるかというのもなかなか難点がある場合もございますし、その時々の下請のできる、町内の業者さんができる状態であるかどうかというのも課題があると思いますし、なかなか実際の問題としては町が文書として規定してしまうことによって、できないものを無理をしてしまうというようなことも考えられますので、現状としてはやはり口頭でのお願いに限るのかなとは思っておりますけども、やはり先進事例もあるということでもございますので、その辺は十分慎重に検討していく課題であると思ってます。

〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

〇2番(北山正樹君) さっきの仕様書に載せるっていうのは、特殊な技術、技能を持ってるところだったら仕様書に載せられるでしょうけども、一般的な施工の内容だったら、例えば左官屋さんとか、そういうのはなかなか仕様書に載せるということは難しいと思いますけども、お願いをするということでしょう。

これ、2番に入ります。総合評価方式の実施状況についてということですけど、この1の3番のお願いにとどめるというところを踏まえて、実は総合評価方式ということで、町独自の指針がつくれるのではないかというところに実は続いて質問をしていきたいと思うんですが、まず最初に、2年前にこれも私の質問で20年度、去年ですが、20年度は一回ぐらい試しにやってみますという状況だったんですけど、さまざまな理由で実施ができませんでした。その後総合評価方式、入札についてですが、そのことについてどのように取り組んでいかれる、現在の状況についてお答えください。

〇議長(吉村豊明君) 財政課長。

〇財政課長(實取初雄君) 20年度の実施状況については、今お話がありましたとおりでございますけども、傍聴の皆様もおられますので、簡単に総合評価についての内容についてお話ししたいと思います。

これは、国、地方公共団体におきます入札の課題や背景といたしまして、談合問題あるいは 低価格入札への対応の必要性、あるいは北山議員も強くおっしゃっておりました技術力の低い 業者による不良工事に対する危惧といったものなどがありますことから、価格競争だけではな く、入札価格に加えまして、品質や技術力といった価格以外の要素も含めて落札者を決定する という、これは総合的にすぐれた調達方式として総合評価方式というものがあるものと思って おります。

なお、本町におきまして試行的に取り組もうとしている評価項目といたしましては、いろいろな総合評価の方式があるんですけども、試行的なものといたしましては、簡易な施工計画、すなわち工程管理とか材料等の品質管理、課題や排除すべき事項、安全対策などについて、文書的なものを提案してもらう。それ以外に、企業の評価、すなわち工事実績や成績など、配置予定技術者の評価、企業の地域貢献度等としてこれからが北山議員さんの質問と関係しますが、地域精通度あるいは災害時の協力やボランティア活動、下請の利用や材料調達における町内業者等の活用といった項目が予定されるものと考えております。

また、実際にはこれらの項目の中から工事の目的や、いろいろな工事がございますので、目的や内容によりまして、必要となります技術的要件等に応じまして、適宜設定していくことになるということでございます。

先ほど質問のあった分につきましては、20年度にできませんでしたが、これはいろいろな課題等も少しは感じておりまして、入札手続の期間が長くかかる、それと事務手続がふえる、あるいは公共工事を経済対策として実施している状況もございまして、迅速な事業の実施を求められているというような状況の中で、難しい別な部分があったんですけども、北山議員のときも答弁をさせていただきましたように、20年度にはできませんでしたけども、公共工事の品質の確保を図るという重要な課題の解決に向けまして、今後手続等のスケジュールなどの調整は要りますけども、21年度において試行の実施ができるよう考えて、進めていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

○2番(北山正樹君) ごめんなさい、最後聞こえません。21年度、今年度。

(財政課長實取初雄君「はい」の声あり)

実施する。

(財政課長實取初雄君「はい」の声あり)

ああ、本当ですか。

(財政課長實取初雄君「頑張りたいと思います」の声あり)

はい。総合評価方式を、いろいろちょっと僕も一生懸命調べていくと、大変ですよね。何をポイントにするのかというところで。減点にするのか零点にとどめるのかとか、それから新規参入者と既存の企業と関係において持ち点をどうするのかとか、さまざまな点で非常に大変な点があるかと思います。

ただ、冒頭言ったように、この総合評価方式で僕は一番得をするのはどこかっていうと、一番大変なことをやる本町といいますか、発注者側だと、そういうふうに思っているわけです。 何をもってよしとするか、何をもって拒否をするのかということの、本町が自分のところで決めるということですから。

また、決めてしまうと、それは業者さんのほうから菊陽町っていうのはこういう評価をして、これはもう理にかなってないとか、いろんなそういうバッシング的な反応もあるでしょうし、ほかの自治体からは菊陽町はやり過ぎだということもあるかもしれませんし、手ぬるいという評価もあるかもしれません。いろんな意味で、一つ何かやろうとすると、さまざまな反応がいっぱいに広がっていくと思いますけども、今實取課長が言ったように頑張りたいということですね。ぜひ頑張っていっていただきたいと思います。

これは、本当に菊陽町の今後の町政運営と、先ほど梅田議員が言いました財政であるとか、 そういったものに関係して、基本的な菊陽町の企業運営といいますか、行政運営といいます か、その辺のところの財政運営のほうにも密接に絡みついていくことだと思っておりますの で、ぜひ21年度というと、あと3カ月余りしか残ってませんが、ぜひやっていただくようによ ろしくお願いをして、2番目に行きます。

2番目に、商工業振興と良質な社会資本の確立を両立させる方策ということで、商工業と言ってますが、とりあえず今は商業を省いて、工業ということにちょっと絞ってお話をさせていただきますが、1番目の落札企業の下請ということに関連してきます。

ですから、町内には結構いろんな業者さんがいます。これも2年前に私のほうで質問をさせていただきましたが、大津菊陽水道企業団の工事の企業ですよね。あれは、菊陽町と大津町の業者が参入してきますけれども、大津町が菊陽町の企業の倍以上います。その当時でしたけども、2年前でしたが、本町内で行われている工事の大津水道企業団で行われている工事のすべてが大津の企業に全部とられていると、そういう状況ですよね。現在どうなってんのか、ちょっと状況だけ教えてください。

〇議長(吉村豊明君) 産業建設部長。

〇産業建設部長(服部貞夫君) 北山議員さんの質問に対しましてお答えします。

企業団というのは、水道工事をやっとるわけでございまして、菊陽の場合は、町にはございません。それで、菊陽と大津でつくっておる水道企業団でやっとるわけでございますけど、そこはそこなりの、やはり町と同じように業者の指名願を出して、そこで選定をしております。

今言われてましたように、大津の業者は大体19ぐらいで、菊陽町に管工事だけというのはも う4業者しかございません。ただし、最近はうちの土木工事の方におきましても、約8業者ぐ らいまたふえておりますので、そちらの方も今指名願は出しておられますので、数的には余り変わりませんけど、やはり先ほど言われたように、地域貢献度というか、大津の中で組合つくられとって、その中でやっぱり水道はもう24時間、どの工事も一緒でございますけど、何か特に冬場などは凍ったりいろいろして突発的な事故があったときに即対応ができると、そういうところをある程度重視しとるという特殊なところがございます。

それと、指名を出された中で、工事費にもよりますけど、耐震、こういうちょっと大きい工事については、その耐震の講習を受けてるとか、そういうので指名をされとるようで、うちのほうがそのあたりはちょっとまだ足りないかなというところがございますので、ぜひうちのほうも技術力の底上げをやっていただこうと思っております。

〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

〇2番(北山正樹君) 2年前の建設部長も、そういう研修制度があるので、その研修制度を活用 して、本町の技術力の底上げが上がる、そういうふうに答弁されてるんですよ。

ですから、あとはもう企業さん一人一人が勝手にやるでしょうということではなくて、そうは思ってないと思うんですよ、ちょっと言葉がきついかもしれませんが、要するに企業を育てていくっていうような形をしていただかないと、企業さんは目の前の仕事に一生懸命になってるときもあると思いますので、あくまでも本町の企業の技術力を上げていって、そして元請の企業であるとか、あとは本町内で行われたさまざまなものに堂々と技術力で勝負できると、そういう工業振興というのを町主導でやっていただくようにお願いをしていきたいと思うんです。

先ほども言いましたように、本町に住んでいらっしゃる方が工事をして、その工事の自慢をすると。その自慢している人が、一人よりも10人、10人よりも100人いたほうが、私たち納税者にとっても非常にメリットがありますし、その方々等もメリットがあると。今も緊急雇用対策で何人か雇っておりますが、あれもその期間が切れて、すみません、これでおしまいですっていってやめるということではなくって、その間までに本町の中のそういう事業関係が成熟をして、継続的に人が雇われていく、幸せに暮らせる人が本町に一人でも多くふえていく、そのために特に服部部長、産業建設部長はやることがいっぱいあると思うんですけども、そのことについてどのような方策がありますか、ちょっとそれを。

〇議長(吉村豊明君) 産業建設部長。

O産業建設部長(服部貞夫君) 今北山議員さんが言われましたように、うちの場合は商工振興課のほうで、そういった事業が6つぐらいございます。中でも農政のほうがもう一番多ございますけど、そういう事業をやっとるという状況でございまして、これが3年間ということでございますので、今言われましたように、終わった後もその方がそこにずっとまた続くような、それは行政によるかもしれませんけど、特に昨日町長が言われましたように、「さんふれあ」あたりでしたら、現在仕事をなされている方が、地元でとれた食材を各学校とか、そういうところにも配っておられまして、さらにそういう宅配といいますか、それなどを充実されて、今後

も「さんふれあ」というのは続けていきますので、今度は単独でも「さんふれあ」のほうでずっと頑張っていただけるならと思っているところです。

〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

〇2番(北山正樹君) いろんなところがあると思いますので、ぜひ振興と、それから本町が発注 する工事の品質を上げるというところで、いろんな課、連携して取り組んでいただきたいな と、そういうふうに思います。

3番目の中部小学校にじゃあ移っていきます。

もう私がこの12月の議会では4人目ということです。3月以来、この質問でもう何回もしております。延べ人数ですともう十数人に至ったかと思いますが、そのぐらいしておりまして、なかなか前に進んでいかないと、そういうふうに思ってますが、町民グラウンド案を提案した経緯についてというのは、この質問趣旨を出した後に、この間代表者の方々、署名を集められた代表者の方々と町長が会見をされて、話をされたというところで、このことについてはもう前の方の質問でも答えてますので、これはもうわかったとして、この内容についてちょっといろいろとお尋ねをしてまいりたいと思います。

この件に対しての答弁は、もう教育委員会のほうは終わったと思ってますので、すべて町長のほうにお答えをしていただきたいと、そのように思います。

11月30日の臨時議会があって、そのときにこのグラウンド案が提案されて、そのときに可決をするという状況でありました。可決っていいますか、採決がされるという状況でありました。

しかるに、全員協議会がそのときに行われまして、我々議員たちがいろいろ話し合って、まだこの状態で採決をするのは早いのではないかということに意見が一致をして、継続審議ということで、文教委員会のほうに付託をされた。

その採決をするのが早いというのは、先日どなたでしたっけ、甲斐議員かな、町民グラウンドはC案が生きている、現地案が生きているときには、教育委員会も町長も町民グラウンドは適当ではないと、そのように答えていたはずであります。そして、その全員協議会が開かれたのが11月16日でしたね。そのときに町民グラウンドに提案をするというときに、じゃあ代替地はどうするのですかと私のほうで確認をしたところ、代替地はとりあえず考えないと、つくるのは考えないということでした。武蔵ケ丘中学校とか肥後グラウンドとか、いろんなことが出てきましたけれども、そういう話でした。町民グラウンドは考えないということでした。

ところが、16日にスポーツ協会のほうから納得が得られないのではないかと、そういう指摘があって、16日以降にこの説明会が一つの団体に対してのみ行われた。これがまず一つ理解できない。学校の建設地に対して、町民グラウンドが使える、使えない、なくなる、なくならないということについては、町民全員に対して説明する義務があるはずですよ。それがなぜ一つの団体に対してのみ説明会が行われたのか、まずそこだけ伺います。

町長です。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** この町民グラウンドを使うということによりまして、そこを実際に使っておられる方々が影響を受けるということで、そういった利用者の方々ということで説明会をやったところであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** じゃあ、その協議内容は全員に公表されましたか。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 協議内容といいますか、そこで代表者の方々と話をしましたことにつきま しては、全体に公表したかということですか。

(2番北山正樹君「そうです、全町にということです」の声あり)

そこまではやっておりません。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- ○2番(北山正樹君) いや、そこがおかしいんですよ、何かこそこそってやってるっていう感じですもんね。30億円を使う事業ですよ。先日の代表者の方も、30億円ぐらい使うんだったら、町全体でアンケートをとったらどうだろう、僕もそう思いますよ。何で体育協会が反対するから、じゃあ体育協会でない人が反対したら、その人は無視するわけですか。そういう物事の考え方が非常に穏当でない。この問題を深刻化してる、かえって。

私たちは、もう3月以来ずうっとこの話をしてきておりますので、詳細はもういいですが、 先日30日の後、12月1日です。熊日新聞に、町長は新聞の中に、委員会、議会が求める判断材料を提供するとあります。私は、まだその判断材料を受け取っておりません。いつもらえるのか。

そしてもう一つですよ。私たちがずうっと一貫してD案ならD案、E案ならE案がだめな理由、D案提案してるんですから、E案がだめな理由として、客観的な判断に基づくデータを出してくださいと、そういうことを言ってきてます。

客観的なデータっていうのは、今まで教育委員会が出していた概算の概算とかって、そういうもんじゃないですよ。不動産鑑定などをした、またそういう正式なものじゃないかもしれませんが、そういうものをした、第三者が診断した数字のことをいうんです、客観的なデータっていうのは。そういったものが一切示されておりません。16日が今回の12月の会期末です、いつ提出される予定ですか。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 客観的なデータと今言われますけども、これにつきましては、先ほども答 弁したように、町のほうがいろいろ進める場合に、不動産鑑定等につきましては、その土地で もう決定して進めていきたいということができて、そういった段階になった場合で、いろいろ 手続をふむ中での不動産鑑定をとる段階が来たときにとることであって、この新しい土地の案 というのを出すときに、今の段階でそういう不動産鑑定あたりをとってお示しをする、そうい

うことができないということであります。

(2番北山正樹君「いやいや、あともう一つ。熊日で委員会が求める判断材料を提供する、まだ受け取ってません、いつ出る」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** それは、委員会のほうからどういう具体的な判断材料というのを求められるかということによって、それで対応できるものについては提出していきたいというところで答えたところであります。

(「わからん」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- O2番(北山正樹君) 町長、今日何日ですか。もうまともじゃないですよ、言っちゃ悪いけど。 会期末さっき言った16日ですよ。あのときに継続審議っていうことは、12月のときに結論を出 すっていうことでしょう。委員会としては言ってますよ、こういう判断材料を出せって。わか らないんだったら、委員会に来ればいいじゃないですか。今このごろになってそんなことを言 う、いや、ちょっと想定外の答えが来ましたんで、ちょっとびっくりしてますけども、ちょっ と異常ですね。3月以来ずうっとこの問題やってるんですよ。ちょっといいかげん過ぎると思 いません、ご自分で。ちょっと答えてください、もう4回目になります。
- ○議長(吉村豊明君) 4回目です、これで。
- ○町長(後藤三雄君) この事業を進める中で、新しい土地での案ということにつきましては、これまでの経緯の中では、もともとは現在地というところで出しまして、それが否決されてということでありまして、その後教育委員会のほうで3つの案をつくりまして、その説明会をやって、いわゆる9月のその説明会の中で、それまでにつきましてはもう現在地のところでぜひ進めたいということで思っとったということでありますので、その新しいE案についての具体的な、今言われるようなところまでの資料というのは、町としてはそこの場所でもうぜひ進めると決定した段階でないと、言われるような不動産鑑定までとって、それを示すというようなことは……。
- ○議長(吉村豊明君) 静かにしてください。
- **〇町長(後藤三雄君)** しないということであります。
- ○議長(吉村豊明君) 北山正樹君、②へ進んでください。
- **〇2番(北山正樹君)** はい、じゃあ②のほうに行きます。

困ったな。じゃあ30日の臨時議会のときの町長の提案理由です。D案にするということで、補正予算という形で提案されました。そのときの提案理由が、町長は、町民グラウンドにした理由に、安く上がると、そういうふうに発言されました、提案理由でね。今までは、町民グラウンドに中部小をつくると、新たな町民グラウンドをつくらなければいけないので、予算額としては大きく膨らみます。よって、町民グラウンドは適しませんと、そういう言い方でした。

そして、そこの11月30日の前に、スポーツ協会のほうで、新たな総合グラウンドを建てることを検討するというようなお話をしてました。ということは、町長の提案理由というのは、中部小と総合グラウンドを合わせても安く上がるというふうに判断してよろしいわけですか。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 安く上がるというのは、中部小学校の建設費について、新しい土地であれば土地を求めて、そこの開発費が要るということであります。

そういった面で、学校の建設費につきましては上の方に持ってくれば安くつく。ただ、町民グラウンドを新しくつくる場合につきましての費用というものは、当然そこをつぶすということになりますので、今度は学校といいますか、学校の経費じゃなくて、新しい町民グラウンドの経費については出ますけども、それは中部小学校の経費だけで見た場合は安く上がるということで、町民グラウンドというのは新しいところにまた求めていくということでありますので、そういう内容で質的に違うものということで判断しているところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- O2番(北山正樹君) それは町長、ないと思いますよ。C案が生きてて、D案はなぜ検討されないのかというときに、学校と新たな町民グラウンド案がセットして適当でないと答えてるんですよ。町民グラウンド案を提案するときには、学校とグラウンドをセパレートにして安く上がるっていうのが提案理由ですか。あなたの発言は信用できるのかということを僕聞いてるんですよ。もう一遍答えてください。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) 中部小学校の建設をする場合に、新しい土地ということであれば当然土地代も要ります、そして開発費も要るわけですよね。建物につきましては、建て方によって若干違うことが出るかもしれませんけども、町民グラウンドのほうに持ってくれば、中部小学校の建設費自体は安く上がるというところであります。

そして、ただ町民グラウンドの代替的なものにつきましては、これはもう提案理由のところでも言いましたように、今の現状から見ますと、人口も当時よりもふえとるということでありまして、新しい町民グラウンドを求めていくということになりますけども、そちらのほうの経費については、将来のための経費ということで、学校のそれ自体とは違うというような、その経費を将来的なところのほうに持っていきたいという考えで言ったところであります。

- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** そのC案が生きてるときは、町民グラウンドと小学校が一緒になってて、 今度D案にするときには、人口がふえてきたから、新しいグラウンドが必要だから、それを分 けて、それはもうつじつまが合いません、こういう話は。

町長は、今までもE案がどうしてだめですかという話をすると、時間がかかると言ってたで しょう、教育委員会もそう言いますけども。熱意がないんですよ。県に行ってないでしょう。 私も県に行って聞いてきましたし、ほかの議員もいますよ、県に行ってどうなってますかっ て。法律っていうのは、確かに法律で縛りがありますよ。しかし、運用とかそういうもので必ず可能性は残ってるんですよ。県に行って話をすれば、相談してくださいっていうことでした。

だから、県に行って菊陽町で子どもたちの命が大事だ、一日も早く造んなくちゃいけない、 だからここに用地を決めるから、県、よろしくお願いしますって言えば、県は動くんですよ。 皆さん方がそういう気持ちがないから、机上プランで、やれ法律が変わった、やれ、あれがだ め、これがだめ、それがだめ、もう検討に値しませんよ。

こんなことばっかり言ってるから、一日も早くといってもだれも納得しないから、この話が 半年以上も続いてるんでしょう。先日の代表者の皆さんだって、町長の説明で納得して帰らな かったじゃないですか。このことをわからないと、この問題は進まないと思います。

3番目に行きます。

E案が調査、検討されなかった理由の本当の理由は何ですか。

いや、町長ですよ。町長、答えてください。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) E案につきましては、北山議員が言われるように、不動産鑑定までとって検討はしたかということでありますけども、そういったことは公共事業をする場合につきましては、そこの場所に決定、そこの場所で進めるという段階になったときにとることでありまして、今回は町民グラウンドのほうに持っていきたいということでありまして、具体的な内容まで突っ込んで比較したようなところまではやってないというのが現状であります。
- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** ライト設計の基本設計がありましたね。あれはなぜ消えてしまったんですか。初めに、私たちはライト設計の基本設計があるというのは知りませんでした。昨年の12月にこの中部小の建設が進んでいるっていう最初の段階では。いろいろ話をしている中で、それがあるということがわかった。

そして、先日甲斐議員もこのことについて質問をしておりますが、なぜライト設計が指名入 札のそこから漏れていたのか。私からすると、何かの意思が働いて握りつぶしたとしか思えな い。ライト設計は、道の前に、南側に学校をつくるのがいい、そういう答申をした。それは前 富永町長の時代の話ですよ。後藤町長は、富永町長に何か、その後を消し去りたい意図でもあ ったんでしょうか。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 今言われるようなことは一切ありません。そして、ライト設計を握りつぶしたとか言われましたけども、そういうことにつきましては、昨日の甲斐議員の質問の中でそれぞれ担当のほうからきちんと答えた内容が事実であります。
- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** ライト設計が、臨時職員が入力するのを忘れましたとか、そういうのはあ

るかもしれませんよ、可能性としてはね。しかし、非常におかしいですよ。今回のこの話をずうっとしていて、かたくなにE案については何にも出てこない。ある段階から、ライト設計の状態が過去にあったということを聞いたときに、後藤町長はひょっとしたら、ある条件のもとにはこのE案絶対出さない、僕はずうっと思って見てたら、案の定出てこない。

後藤町長、もう一回聞きますが、ご自分の来年の町長選挙と今度の小学校の建設に何か関連はありますか。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** そういうことは一切ありません。
- 〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君。
- **〇2番(北山正樹君)** そういう答えしか今のところないから、とりあえずそういうことで聞いておきますが、この問題は、後藤町長が今D案を詳細な判断材料を示さず、委員会が要求したら出しますよと言いながら何も出てこない。

そういう中で、今子どもたちをそこに出している保護者は、本当に今地震があったら子ども たちどうなるんだろうって心配してるんですよ。今私たちの議員の中でも、中部小をほっとけ なんて言う人は一人もいません。一日でも早く学校をつくるっていうことに対しては、恐らく 全員が賛成ですよ。

しかし、言ってる町民グラウンドを使ったら、菊陽中学校の生徒たちの部活動をどうするんだろうとか、そういうさまざまな問題の一つ一つを片づけることなくして、ただ認めてくれ、ただ認めてくれ、そんなやり方って通じると思いますか。有権者の皆さんには、30億円という税金を負担してもらうんですよ。そして、その学校は50年から100年使うんです。もうちょっと真摯に答えることが必要じゃないですか。

時間がなくなりましたので、そのことを指摘して終わりたいと思います。

〇議長(吉村豊明君) 北山正樹君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

来週14日は各常任委員会を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

~~~~~~ () ~~~~~~

散会 午後3時14分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会

平成21年12月14日(月) (第 4 日)

午前10時00分~午後4時00分

菊陽町議会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成21年12月16日 (水) 再開 ( 第 5 日 )

菊陽町議会

### 1. 議事日程(4日目)

(平成21年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成21年12月16日 午前 10 時 開議 於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第65号 菊陽町部設置条例の制定について
- 日程第3 議案第66号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 菊陽町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第6 議案第69号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第7 議案第70号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第71号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第72号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第73号 平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第74号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第75号 熊本中央広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第13 議案第76号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約 の一部変更について
- 日程第14 議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び 規約の一部変更について
- 日程第15 議案第78号 菊池広域連合規約の一部変更について
- 日程第16 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第17 委員長報告(付託案件)質疑・討論・表決
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程
- 日程第1 議案第80号 町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについて
- 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 発議第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)
- 2. 出席議員は次のとおりである。
  - 1番 坂本秀則君 2番 北山正樹君
  - 3番 石原武義君 4番 甲斐榮治君

5番 芝 和 長 君 佐 巳 7番 君 藤 竜 9番 福 島 知 雄 君 吉 本 堅 君 11番 13番 酒 井 良 君 15番 明 君 梅  $\blacksquare$ 清 17番 永 野 輝 全 君

6番 岩 下 和 高 君 8番 君 大 塚 昇 10番 Ш 俣 鐵 也 君 久美子 12番 小 林 君 茂政 14番 上 田 君 鍋 16番 島 有志男 君 18番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

12番 小 林 久美子 君

13番 酒 井 良 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 Ξ 雄 君 育 長 赤 峰 洋 次 君 教 総務部長 宮 本 義 次 君 産業建設部長 服 部 貞 夫 君 総務部審議員 吉 畄 典 次 君 兼総務課長 財政 課長 實 取 初 雄 君 人権教育 • 渡 邉 幸 伸 君 啓発 課長 健康·保険課長 阪 本 修 君 町民 課長 堀 Ш 正 信 君 農政課長 木 雄 君 荒 都市計画課長 本 恭 君 坂 平 商工振興課長 野 誠 也 君 教育審議員兼 保 君 帆 勇 図書館長 俊 中央公民館長 堀 君 Ш 幸 農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君 教育委員長 島 君 Ξ 誠 教育次長 中 真 田 治 君 福祉生活部長 川 男 君 大 育 会計管理者兼 大 野 秀 治 君 会計課長 総合政策課長 松 本 東 亞 君 税務課長 廣 野 豊 君 徳 福祉部審議員 眞 鍋 清 也 君 兼福祉課長 環境生活課長 邦 宏 君 吉 野 武蔵ケ丘支所長 村 田 保 孝 君 建設課長 雄 君 松 村 孝 下水道課長 Ш 﨑 謙 三 君 総務課長補佐 服 部 誠 批 君 兼庶務法制係長 教育審議員兼 大 Щ 晃 君 学務 課長 生涯学習課長 孝 佐 藤 清 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君 書 記 山 川 真喜子 君 ~~~~~~ 0 ~~~~~~

## 開議 午前10時0分

〇議長(吉村豊明君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(吉村豊明君) 日程第1、諸般の報告を行います。

今回受理し、お手元に配りました要望第17号、陳情第18号及び陳情第19号は配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~~

### 日程第2 議案第65号 菊陽町部設置条例の制定について

- O議長(吉村豊明君) 日程第2、議案第65号菊陽町部設置条例の制定についてを議題とします。 総務課長、内容の説明を求めます。
- ○総務部審議員兼総務課長(吉岡典次君) それでは、議案第65号菊陽町部設置条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚開いていただきますと、部設置条例を掲載しております。

今回は、地方自治法第158条第1項の規定により、町長の事務を分掌させるため、次の部を設けるということで、菊陽町部及び課設置条例の全部を改正するものでございます。部としましては、現在あります総務部、福祉生活部、産業建設部の3部を設けるもので、変更はありません。地方自治法の規定には、158条、今申しましたとおり、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については条例で定めるものとするということで、直近下位の内部組織ということで、本町におきましては部が該当するところでございます。

その解説といたしまして、直近下位のその下、よりも下位にある組織、本町におきましては 課でございますが、これにつきましては長がこれを定めることになるが、その形式について は、内部組織の設置と任務に関する定めは地方公共団体の組織運営の全体にかかわることであ り、住民に対する一覧性、外観性の確保も必要であるから、規則によることが望ましいという ふうな解説となっているところでございます。したがいまして、今回、本町においては部と課 を条例で設置しておりましたけれども、部のみに変更するものでございます。

それによりまして、今全体的に国におきましても権限移譲が行われております。それぞれの 権限が本町にもおりてきているところでございますが、そういった事務の分掌に当たりまして は、4月1日の人事異動に伴いまして、課の内部的なものというのも、事務分掌あたりも検討 しているところでございますが、条例で制定されておりますと、3月の議会に提出して条例を変更するということになりますが、提出が、2月には議案の変更等に係ることになりますけども、人事異動につきましては、年明けてから各課等の長の意見等を聞いた上で、3月に人員の配置等についてこれまでは行ってきたところでございまして、ちょっと議会の開催とそういったものが整合性がとれない状況にございまして、課の分掌事務については条例で定めずに規則で定めることによって、迅速な変更ができるようにというようなことを目的としているところでございます。

権限移譲に伴いましては、現在の事務にないものがおりてくる場合がございますので、それも課に配置しないといけない状況がありますので、そういった分掌を変更する場合に迅速にできるようにという意図もございます。そういったことで、今回条例については部のみを規定するということとしたところでございます。

第2条につきましては、部の分掌事務ということになっておりますが、これは現在それぞれ に部で行っている事務をそのまま継承しているところでございます。

第3条の雑則としまして、部の内部事務分掌その他、この条例の施行に関し必要な事項は町 長が別に定めるということとしております。

附則で、この条例は平成22年4月1日から施行するということにしているところでございます。

以上でございます。

〇議長·(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

- **O11番(吉本 堅君)** 説明はわからんでもなかですけども、もうちょっと具体的に、部を設置 ということですが、実際どういうふうになるのかということで、担当課があって、部長さんが どういうふうに、今までの組織とどこがどぎゃん変わるのか、ちょっとばっかそこをご説明い ただけませんか。
- 〇議長(吉村豊明君) 総務課長。
- ○総務部審議員兼総務課長(吉岡典次君) ただいまの質問ですけども、組織そのものは、現在ではまだ変わらないということになります。ただ、これ今後、そういった事務分掌の見直し等を行った際に、課の統廃合あるいは新設というのがもし出てくるとしましたら、それは規則の中で設置するということで、迅速にそういったものができるということになります。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 議案第66号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(吉村豊明君) 日程第3、議案第66号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

〇建設課長(松村孝雄君) それでは、議案第66号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定 についてご説明申し上げます。

提案理由は、町営住宅入居申し込み及び入居者決定方法を変更し、入居者資格要件を追加することに伴い、条例を一部改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、現在町営住宅の入居申し込み待機者が多数おられ、申し込みから入居まで待機期間が5年ないし6年と長期化しております。また、入居者選考方法及び決定方法は、町営住宅のあきが出る出ないにかかわらず、募集期間を定めず、随時入居申し込みを受け付けており、実際にあきが出た場合は、申し込みの早い者から順番に入居者を決定する方法をとっております。この状況を改善するため、入居者資格に住所地要件及び市町村税等の納付要件を加え、入居者選考方法及び決定方法を、町営住宅にあきが出た都度、募集期間を定めて申し込みを受け付け、その都度公開抽せんにより入居者を決定する方法に改めるものです。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。

まず、公募の例外、第5条の(3)の「完了」を「終了」に。

次に、入居者の資格、第6条第1項のアンダーラインの括弧書きの次条第2項において「老人等という」を追加、及び3号から第6号までに、その2行下の第3号の後に「及び第6号」を追加、(3)の後に(4)、(5)を新たに挿入し、(4)が町内に住所または勤務場所を有する者であること、(5)市町村税等を滞納していない者であることをそれぞれ挿入し、(4)を(6)に繰り下げるものです。

次に、入居者資格の特例で、第6条の2第1項及び第2項を新たに追加するもので、第1項 は、町営住宅の建てかえ等で他の町営住宅に入居申し込みした場合の特例、次のページの第2 項は、災害等で住宅を減失した者が町営住宅に入居を希望する場合は、災害発生から3年間は 収入の裁量階層になるということです。

次に、入居申し込み及び決定の第7条第1項の「前条」を「前2条」に、第2項を新たに追加し、「前項の規定による申し込みは、募集の都度、1世帯1戸限りとする」を追加します。第2項を第3項に繰り下げ、「前項」を「第1項」に、「入居の申し込みをした者を町営住宅の入居者と決定し」を「入居者の申し込みをした者のうちから町営住宅の入居者を決定し」に、第3項を第4項へ繰り下げるものです。

次に、入居者の選考、第8条第2項の「町長は、第1号各号に規定する者について、住宅に 困窮する事情を調査し、住宅の困窮する度合いの高い者から入居者を決定する」を「町長は、 前項第1号の1に該当する入居申込者数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合におい ては、公開抽せんによって入居順位を定めることにより行う」に改正し、第3項「前項の場合 において、住宅困窮順位の定めがたい者については公開抽せんにより入居者を決定する」を 「町長は、前項の順位に従い入居者を決定する」に、次のページの第4項の第2項に規定する 「住宅困窮度の判定基準は、町長が別に規定で定める入居者選考委員会の意見を聞いて定め る」を「入居決定者が入居を辞退し、または入居の決定を取り消された場合は、第2項の規定 により定めた入居順位の高い者から繰り上げて入居決定者とする」に変更します。

次に、第5項、炭坑離職者の炭坑の「坑」の文字を鉱山の「鉱」へ。

次に、入居補欠者、第9条を削除します。

次に、督促ですけど、第16条の2を新たに追加し、督促の条文を明記するものです。

次に、第40条「準用の第35条」を「及び35条に」、次のページの「使用手続」を「第38条第 2項」に、「使用可能日」を「使用開始可能日」にそれぞれ改正するものです。

この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 議案第67号 菊陽町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

O議長(吉村豊明君) 日程第4、議案第67号菊陽町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

生涯学習課長、内容の説明を求めます。

**〇生涯学習課長(佐藤清孝君)** 議案第67号の菊陽町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例 についてご説明を申し上げます。

この件につきましては、これまで菊陽町スポーツ振興基金条例において生涯スポーツの振興を図ってきたところでありますが、住民の文化に対する関心が高まり、文化活動の振興及び文化団体の育成をも図っていく必要があります。そのため、スポーツ及び文化の振興に要する経費に基金の財源を充てるため、本条例を改正するものであります。

ページをめくられまして、参考資料の菊陽町スポーツ振興基金条例新旧対照表をごらんください。

まず、題名を「菊陽町スポーツ文化振興基金条例」に改めます。

次に、第1条文中、「スポーツの普及、振興及び健康の増進に要する経費」を「スポーツ及び文化の振興に要する経費」に、「菊陽町スポーツ振興基金」を「菊陽町スポーツ文化振興基金」に改めるものでございます。

また、6条中、「スポーツの普及、振興及び健康の増進に要する経費」を「スポーツ及び文化の振興に要する経費」に、「基金の全部又は一部」を「基金の全部又は一部」に改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

**〇議長(吉村豊明君)** 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第68号 菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

〇議長(吉村豊明君) 日程第5、議案第68号菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

生涯学習課長、内容の説明を求めます。

〇生涯学習課長(佐藤清孝君) 議案第68号の菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を 改正する条例についてご説明申し上げます。

この件につきましては、これまで学校施設の開放を行い、町民のスポーツ及びレクリエーション活動を増進してきたところでありますが、菊陽中学校音楽室に冷暖房設備が完備されることに伴い、学校施設の使用料を規定する必要がありますので、本条例を改正するものであります。

ページをめくられまして、3項の菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の新旧対照表をごらんください。

ページの下の欄になりますが、別表の2、文化・学習活動の場開放の表中、菊陽町中学校音楽室の欄、「冷暖房(1時間)」の欄に100円と規定するものでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について

〇議長(吉村豊明君) 日程第6、議案第69号平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長(實取初雄君) おはようございます。議案第69号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

この件につきましては、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不用額が見込まれるものまたは不足額が生じましたものがあり、さらには状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要が生じましたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ 担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,891万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,873万5,000円と定めるもので、この額は、ただいま継続審査中となっております補正予算案を提案する前の額でございます。

また、第2条で債務負担行為の追加による補正を、さらに第3条で地方債の変更による補正を計上しているところでございます。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税1億9,670万7,000円の増額は、町民税の減額はありますが、それ以上の固定資産税の増額によるもの、16の国庫支出金1,138万6,000円の増額は、主に国庫負担金の増額によるもの、17の県支出金2,455万円の増額は、主に県補助金の増額によるもの、18の財産収入1億1,130万円の減額は、財産売払収入の減額によるもの、20の繰入金4,400万円の減額は、基金繰入金の減額によるもの。

下の3ページをごらんいただき、歳入の合計といたしましては、補正として7,891万1,000円 を増額し、歳入総額を109億3,873万5,000円としております。

4ページをお開き願います。

歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

3の民生費4,839万1,000円の増額は、主に児童福祉費の増額によるもの、4の衛生費6,844万円の増額は、主に保健衛生費の増額によるもの、6の農林水産業費1,050万9,000円の増額は、下の5ページで、主に林業費の増額によるもの、8の土木費1億3,135万9,000円の減額は、主に都市計画費の減額によるもの、10の教育費3,396万7,000円の増額は、主に小学校費の増額でございます。

6ページをお開き願います。歳出合計といたしましては、補正として7,891万1,000円を増額 し、歳出総額を109億3,873万5,000円としております。

下の7ページは、第2表の債務負担行為の補正でございます。

菊陽中部小学校の学童保育施設につきまして、平成22年度におきます借り上げ料を債務負担 行為として限度額540万円を定めるものでございます。

8ページをお開き願います。第3表の地方債の補正でございます。

北小学校原水駅線道路改良事業における地方道路等整備事業債につきましては、限度額でございますけども、630万円を減額し1,260万円とするもので、その結果、地方債総額は7億9,470万円としております。

9ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。新たに計上したもの、補正額の増減額の多いものを中心にご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目1個人、節区分の1現年課税分を4,282万4,000円増額し15億5,491万5,000円としておりますが、説明欄で、所得割を3,987万4,000円増額し14億9,466万8,000円に、均等割を5万円減額し4,724万7,000円に、退職分を300万円増額し1,300万円としており、また節区分の2滞納繰越分については、300万円を増額し1,600万円としております。

次に、目の2法人、節区分の1現年課税分を6,899万円減額し2億7,654万円としておりますが、説明欄で、法人税割は7,431万8,000円を減額し1億6,812万7,000円に、均等割は、632万8,000円を増額し1億841万3,000円としております。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税、節区分の1現年課税分を2億787万3,000円増額し35億8,390万円としておりますが、これは説明欄で、土地を1,880万7,000円増額し7億8,154万円に、家屋を9,122万5,000円増額し12億2,399万6,000円に、償却資産を9,784万1,000円増額し、15億7,836万4,000円としており、また節区分の2滞納繰越分を700万円増額し2,450万円としております。

次に、下の13ページで、項の4たばこ税は、500万円を増額し2億6,274万円としております。

14ページをお開き願います。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金で、節区分の3市町村道改良費交付金1,100万円の減額は、北小学校原水駅線道路改良事業に伴います説明欄の交付金を減額するものでございます。

次に、目の8消防費国庫補助金で、節区分の4防災管理費国庫補助金770万円は、全国瞬時 警報システムの整備に係る説明欄の交付金を新たに計上するものでございます。

下の15ページで、款の17県支出金、項の2県補助金、目の3衛生費県補助金で、節区分の2 予防費補助金1,064万7,000円は、新型インフルエンザ対策に係る補助金を新たに計上するもの でございます。

16ページをお開き願います。

目の4農林水産業費県補助金で、節区分の7林業振興費補助金638万6,000円は、私立保育所におきます県産材利用に対する補助金を新たに計上するものでございます。

款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入で、節区分の1土地売払収入 1億1,130万円の減額は、第2地区保留地処分金を減額し、1億5,940万1,000円としておりま す。

下の17ページで、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、 4,000万円を減額し2億4,000万円としておりますが、今回の歳入歳出補正予算額総額の増減の 中で調整を行うものでございます。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目4雑入、節区分の4その他の雑入で、説明欄の後期高 齢者医療市町村療養給付費超過負担金返還金は、平成20年度分の確定によります返還金でござ います。

次に、款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。 18ページをお開き願います。

歳出でございますが、人件費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、職員の人事異動等に伴います組み替えなどでありますが、総額について申し上げます。

一般職の職員の給料は、今回244万2,000円を減額し7億7,508万2,000円に、時間外手当及び 退職手当を除く職員手当は、1,123万3,000円を減額し3億4,723万4,000円に、社会保険料を除 く共済費は、100万円を減額し1億9,726万2,000円としております。

下の19ページで、款の2総務費、項の1総務管理費では、目の5、下のほうの財産管理費で、節区分の18備品購入費270万円は、マニュアル操作の町有車、これは軽自動車でございますが、通常は新年度に計上するところでございますけども、経済対策の点も踏まえ、前倒しでの更新を図るものでございます。

2枚めくっていただいて、24ページでございます。

24ページをお開きいただきまして、下の25ページでございますが、款の3民生費、項の1社会福祉費では、目の1社会福祉総務費で、節区分の28繰出金30万8,000円は、介護保険特別会計への繰出金を増額し、2億4,751万円としております。

次に、目の3障害者福祉費で、節区分の20扶助費1,950万1,000円は、説明欄の扶助費につきまして、対象者の増加等による不足分を増額するものでございます。

26ページをお開き願います。

一番下の目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費で、節区分の13委託料及び下のページの15工事請負費の施設改修工事は、老人福祉センターの空調設備改修費の不用額を減額し、また老人福祉センター駐車場への街灯設置工事費38万9,000円を予定しております。

次に、目の11後期高齢者医療費で、節区分の28繰出金32万2,000円は、後期高齢者医療特別会計の繰出金を増額し、6,211万9,000円としております。

28ページをお開き願います。

項の2児童福祉費、目の2児童措置費で、節区分の20扶助費は、児童手当の対象者数の増加により1,116万円を増額し、3億6,687万5,000円としております。

次に、目 4 保育園費で、節区分の 7 賃金2,978万1,000円は、保育士等賃金の不足分等を増額 等により調整し、2 億3,157万5,000円としております。 30ページをお開き願います。

款の4衛生費、項の1保健衛生費では、目の2予防費で、節区分の13委託料1,290万円は、これは季節性インフルエンザ等の予防接種委託料を増額しており、この目でのそれ以外の時間外勤務手当、事務補助賃金、補助金は、新型インフルエンザ予防接種関係で、補助金としては、1回当たり1,000円の負担で接種いただけるよう、1人当たり4,150円の1万3,500人分として予算を計上しております。

次に、目の3環境衛生費では、下の31ページで、節区分の19負担金補助及び交付金390万円は、太陽熱温水器設置補助金を既定予算の50件分に今回30件を追加するもの、また太陽光発電システム設置費補助金は、既定予算の70件分に今回40件分を追加するものでございます。

次に、項の2衛生費、目の1清掃総務費で、節区分の11需用費400万円の減額は、ごみ指定 袋の購入費用の不用額の減額でございます。

32ページをお開きいただき、下の33ページをごらんください。

款の6農林水産業費、項の1農業費で、目の1農業委員会費の補正額28万円は、農業後継者 結婚対策事業分で、独身農業後継者50人分を含む100人による交流会を予定しております。

34ページをお開き願います。

目の15、真ん中ぐらいですけども、目の15農業集落排水事業費で、節区分の28繰出金57万 2,000円は、農業集落排水特別会計への繰出金を増額し、3,170万1,000円としております。

次に、項の2林業費では、目の1林業総務費で、節区分の12役務費は、5年ごとに契約して おります町有林災害保険料を計上しております。

また、目の2林業振興費で、節区分の19負担金補助及び交付金638万6,000円は歳入がありましたが、県からの100%の補助金を財源とするもので、私立保育所のうちの1園において設置されます県産材を利用した木製の外構及び遊具に対して補助金を交付するものでございます。

38ページをお開き願います。38ページでございます。

款の8土木費、項の2道路橋梁費で、目の3道路新設改良費の748万7,000円の減額は、これは横道合志2号線道路改良事業分で1,164万2,000円を増額し、北小学校原水駅線道路改良事業分で2,000万円を減額するものなどでございますが、節区分の13委託料で、説明欄の工事委託料は、JR委託分の横道合志2号線跨線橋鋼上部工の仮設工事委託料につきまして、地盤強化当の関係で協定額を変更する必要が生じましたので、2,200万円の増額をお願いし、また節区分の15工事請負費で道路改良工事としておりますが、そのうち横道合志2号線歩道橋新設工事分で1,100万円を減額して調整を行っており、また北小学校原水駅線道路改良事業分で1,824万5,000円を減額しております。

次に、下の39ページで、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費の減額は、菊陽第2土地 区画整理事業関係で、保留地処分金関係事業を1億1,130万円減額するものなどで、節区分の 13委託料を413万5,000円増額し3,913万9,000円に、節区分の15工事請負費を1,404万3,000円減 額し2億46万3,000円に、節区分の22補償補填及び賠償金9,969万2,000円を減額し8,796万 2,000円とするものなどでございます。

40ページをお開き願います。

目の3公共下水道費で、節区分の28繰出金1,586万9,000円の減額は、下水道特別会計における不用額を調整し、4億3,080万1,000円としております。

次に、下の41ページで、款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費で、節区分の15工事請負費840万円は、国の交付金を受けて行います説明欄の全国瞬時警報システム整備工事を 予定しております。

42ページをお開き願います。

款の10教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費は、中学生海外派遣事業を中止したことによりまして493万1,000円を減額したものが主なもので、財源として充当しておりました人材育成基金繰入金400万円をあわせて減額しております。

次に、下の43ページで、項の2小学校費では、目の1学校管理費で、節区分の15工事請負費2,100万円は、中部小学校の普通教室が来学期におきまして2クラス不足しますことから多目的ホールを改修するための工事費を、節区分の18備品購入費275万1,000円は、中部小学校、武蔵が丘小学校及び西小学校の児童数及び学級数の増加等により机等の管理用備品を購入するもの、目の2教育振興費で、節区分の18備品購入費39万8,000円は、中部小学校及び武蔵が丘小学校の児童数及び学級数の増加等により、オルガン等の教材備品を購入するものでございます。

次に、4の学校給食費で、44ページをお開きいただき、節区分の7賃金469万7,000円は、給 食調理員の賃金を増額し、3,095万3,000円とするものでございます。

次に、項の中学校費では、目の1学校管理費で、節区分の18備品購入費277万5,000円は、武蔵が丘中学校の生徒数及び学級数の増加等により管理用備品を購入するものでございます。

次に、目の4学校給食費では、下の45ページで、節区分の7賃金189万8,000円は、給食調理 員の賃金を増額し、1,331万円とするものでございます。

48ページをお開き願います。最後のほうでございます。

最後に、款の14予備費を3,063万9,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

O議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

〇11番(吉本 堅君) ページの12ページです。款の1町税、項の2の固定資産税、目の1固定 資産税ですけど、この中で償却資産9,784万1,000円とありますが、今までにこの償却資産に関 しての申告漏れといいますか、町のほうの取り損ないといいますか、そういうのがなかったの か、これが1点。

それから、ページ38ページです。款の8土木費、項の2の道路橋梁費ですが、節区分の13の 委託料の中で工事委託料、今課長の説明でJR合志横路線というふうな話があったんですが、 産業建設委員会のほうでも説明は確かにありました。何度も何度もJRとの契約でもって、随 意契約をされておりますが、追加契約、追加契約ということで続いておるようであります。そ このところをもうちょっと、町として払えるものは払えるというふうなことで、もうちょっと すっきりした契約の仕方ができんものかなというふうな思いがしております。その2点、お尋 ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 税務課長。
- ○税務課長(廣野豊徳君) 償却資産の申告漏れですが、これにつきましては、過去のやっぱり、あくまでも償却資産につきましては申告ということでしたので、申告漏れがありました。
 以上です。

(11番吉本 堅君「過去、どのくらいまであったのかと」の声あり)

申告漏れにつきましては、昨年度まで、今年からはそれにつきましては、税務署等のほうに 課税資料を収集に行きまして、申告するように通知を上げて、その課税把握をやったところで あります。

- 〇議長(吉村豊明君) 建設課長。
- **〇建設課長(松村孝雄君)** 38ページの土木費の13の委託料のJR委託分でございますけども、増額に対しては、何回もじゃなくて、今回が初めてでございます。

それと、JRとは協議を再三重ねておりますけども、なかなかこちらの思うようにいかない 点もございますけども、できるだけお互いが合意の上で協定のほうは進めたいって思いますけ ども、2,200万円の内訳を、ほかの議員さん、ちょっとまだおわかりじゃないと思いますの で、ちょっと説明したいと思います。

今回のJRに工事委託しております工事については、大型クレーンでつり上げて仮設しますけども、県道とJRの間に仮のベントというやぐらみたいなのを組みますけど、県道側と公園側にそれぞれ仮のそのベントというのを組みますけども、当初の設計では、50センチ厚さのコンクリートを基礎としておりましたけども、実際地質調査をしましたところ、想定した地質じゃなかったということで、何らかの工法で補強しないといけないということになりまして、日銅のくいを県道側で4メーター50のくいを30本と、公園側で長さが5メーターのくいを20本打って補強することとしております。これが変更と、それと大型クレーンでつり上げて仮設いたしますけども、大型クレーンについては、台車は一般の道路を自走してきますけども、その台車に乗せます旋回台、それとつり上げます、ブームと言いますけども、ブームについては別途運んできて、現場で3つのやつを組み立てるわけなんですけども、組み立てるのにも、大型のクレーンでその旋回台とブームをつり上げて組み立てる関係から、ちょっと広いスペースが要

るということで、県道側におきましては、実際の作業する場所から南側160メートルぐらいのところでその組み立て作業を行いますけども、そこで組み立てた後、作業する現場まで自走しますけども、その自走する区間に大きな鉄板を120枚必要ということでございます。それから、同じく公園側に86枚が必要ということで、その鉄板のリース料と設置・撤去費用、運搬等の経費、それにさらに追加工事として跨線橋の雨水排水管の設置の手間です。それと、けたとけたの間に、将来的に点検の通路、そういった設置の手間、それと夜間通行どめの際の交通誘導員の増員です。それとまた、先ほど言いましたベントの基礎の検討を行う期間中が、工事が中止をかけておりましたので、その工事中止期間における仮設台のリース等によって増額をお願いするものでございますけども、これについても、JRと協議を重ねた結果、どうしても必要ということで今回お願いしているものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 今廣野課長のほうから、償却資産についての徴収漏れが、去年までですか、今年までですか、あったというふうなことなんですが、その増額分といいますか、年間幾らぐらいになるのか。

それからもう一点は、あちこち企業の進出があっておりますが、なかなかどの品物がどれなのかというのは、役場でもなかなかわからんと思いますが、その辺のところの現地調査というのは最近ではされておられるのかどうかお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 税務課長。
- ○税務課長(廣野豊徳君) 償却資産の申告漏れの金額ですが、これは12月頭現在で約600万円程度でございます。

それから、償却資産の現地確認につきましては、職員体制の関係で、現在は大企業関係分の 償却資産について現地確認をやっているところです。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) やっぱり今言われました12月で600万円とかという数字なんですが、過去にわたって、何十年というふうな状況で来ておるということですから、もう一回その辺の見直しもされて、これは堂々といただける町の財源ということでしょうから、その辺もしっかり目配りをしていただきたいなと思います。よろしくお願いしておきます。
- ○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

〇12番(小林久美子君) 議案第69号平成21年度菊陽町一般会計補正予算について反対討論を行います。

反対の一つの理由は、11月30日の臨時会でも、人件費の削減がありましたけれども、私は人件費の削減に反対をして討論を行いました。その理由で、今回の補正に反映されているということで反対をするものです。

また一方では、障害者福祉費の扶助費が1,950万1,000円、また児童措置費の扶助費も1,116万円の増、また衛生費の予防費、インフルエンザの予防は5,603万4,000円の増で、1回当たり1,000円で予防接種ができるということで、これは住民の方にとって非常にいい予算だというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、人件費の問題で今回の補正には反対するものです。

以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[替成者举手]

〇議長(吉村豊明君) 賛成多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。 お諮りします。

ただいま補正予算案が可決されましたので、11月30日の臨時会で継続審査となっておりました補正予算案は、補正予算額そのものの変更はありませんが、第何号としております補正の回数及び補正前、補正後の計数整理が必要となります。つきましては、会議規則第45条の規定によって、その計数整理を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 異議なしと認めます。したがって、番号、数字その他の整理は議長に委任 することに決定いたしました。

なお、計数整理後の議案は後ほど配付いたします。

~~~~~

日程第7 議案第70号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

〇議長(吉村豊明君) 日程第7、議案第70号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

**〇健康・保険課長(阪本修一君)** おはようございます。議案第70号平成21年度菊陽町国民健康保 険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げたいと思います。 予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の補正についてですけども、第1条で歳入歳出の予算の総額にそれぞれ4,362万3,000円を追加し、歳入歳出総額を29億8,656万1,000円と定めております。

今回の補正につきましては、歳入については、歳出の一般高額療養費の増に伴う国庫支出金の増、それから支払基金からの通知に基づきます前期高齢者交付金の補正増を行っております。

それから、歳出につきましては、保険給付費の補正増を行いまして、財源の超過分について は予備費で調整を行っておるところでございます。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容について説明を申し上げます。

款の5の国庫支出金、目の1の療養給付費等負担金、節の1の療養給付費等負担金、現年分でございますけども、こちらを1,414万8,000円の補正増を行っております。これにつきましては、歳出の一般高額療養費の増に伴う歳入の増でございます。一応34%の相当分でございます。

それから、款の7前期高齢者交付金、目の1の前期高齢者交付金、現年分で2,947万5,000円の補正増を行っております。これは、平成21年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額の計算書が支払基金のほうから通知がありまして、その差額分についての補正増でございます。

下の段の9ページでございますけども、歳出についてご説明を申し上げます。

款の2の保険給付費、目の1の一般保険者療養給付費でございます。補正の増減はありませんけども、歳入の前期高齢者交付金の補正増により、財源の入れかえを行っております。

それから、項の2高額療養費、目の1の一般保険者高額療養費で4,161万3,000円の補正増を 行っております。当初予算におきまして、月1,400万円程度計画しておりましたけども、実際 の実績がこの予算よりか若干オーバーしてきているということで、支払いのほうに支障を来す ということで今回補正を行っておるところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

款の1予備費、目の1の予備費201万円の補正増を行っております。これは、財源調整のために予備費のほうで補正増を行っておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

# 〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

### ○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

**〇議長(吉村豊明君)** 全員賛成です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。 しばらく休憩します。

> ~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第8 議案第71号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について 〇議長(吉村豊明君) 日程第8、議案第71号平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2 号)についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長(阪本修一君) 議案第71号平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算の補正についてですけども、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万 8,000円を追加し、歳入歳出の総額を16億8,011万1,000円と定めております。

今回の補正の主な内容なんですけども、歳入については、一般会計からの繰入金について補 正増を行いまして、歳出につきましては、総務費関係の補正増及び保険給付費の予算組み替え 等により補正予算の増減を行っております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の内容について申し上げます。

款の9の繰入金、目の2のその他一般会計繰入金ということで、節の1の事務費繰入金で30万8,000円の補正増を行っております。この繰入金につきましては、歳出の総務費関係の事務費予算の財源に充てております。

下の段の9ページをお願いいたします。

歳出ですけれども、主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1の総務費、1の賦課徴収費15万5,000円の補正増を行っております。内容は、説明欄のとおりでございます。

それから、項の3介護認定審査会費、目の1の介護認定審査会費で4万円の補正増を行って おります。こちらも、内容は説明欄のとおりでございます。

それから、目の3の認定調査費ということで、11万3,000円の補正増を行っております。こちらは、事務用備品でございますけども、パソコンの調子が悪いということで、新たに購入するものでございます。

10ページをお願いいたします。

款の2保険給付費、目の1の介護サービス等諸費予算ですけども、100万円の減額をいたしまして、これを高額介護サービス費等の、高額のほうに100万円を組み替えを行っておるところでございます。

それから、項の3高額介護サービス等諸費ということで、100万円の補正増でございます。 こちらのほうに予算の組み替えでございます。一応高額介護サービス費が不足するということ でございますので、今回100万円の補正増を行っております。

それから、下の段の11ページでございます。

款の4の地域支援事業費、目の1の介護予防特定高齢者施策事業費ということで、予算額は 0なんですけども、16万円の組み替えを行っております。

それから、項の2の包括的支援事業・任意事業費ということで、目の2の総合相談事業費 60万2,000円の補正増を行っております。

それから、目の3の権利擁護事業費ということで、減額の60万2,000円の補正減でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第9 議案第72号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に

ついて

〇議長(吉村豊明君) 日程第9、議案第72号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

〇健康・保険課長(阪本修一君) 議案第72号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算の補正についてですけども、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万 2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億4,618万9,000円と定めております。

今回の補正につきましては、歳入につきましては一般会計からの繰り入れを行い、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金の補正増を行っております。

8ページをお願いいたします。

歳入についてご説明を申し上げます。

款の4の繰入金、目の2の保険基盤安定繰入金32万2,000円の補正増を行っております。

それから、下段の9ページになりますけども、歳出でございます。

款の2の後期高齢者医療広域連合納付金、それから目の1の後期高齢者医療広域連合納付金 32万2,000円の補正増を行っております。

補正増の理由は、歳入で説明しました内容で、熊本県の後期高齢者医療広域連合へ納付金分の補正増でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10 議案第73号 平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)について

○議長(吉村豊明君) 日程第10、議案第73号平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

**〇下水道課長(山崎謙三君)** 議案第73号平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)に ついてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,191万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を18億4,147万4,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を1,191万8,000円増額し6億4,017万9,000円としておりますが、これは水道企業団の委託徴収分に当たりますが、光の森地区第2区画整理地内において新築住宅などの増加により処理人口の増加によるものでございます。

次に、款の2分担金及び負担金、目の1下水道事業受益者負担金、節の1現年度分でございますが、これも光の森地区や第2区画整理地内の新築住宅が増加したことにより、1,586万9,000円を増額し4,031万8,000円としております。

次に、款の3国庫支出金、目の1土木費補助金、節の1公共下水道補助金でございますが、 これは対象事業の組み替えでございます。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を1,586万9,000円減額 し、4億3,080万1,000円としておりますが、これは受益者負担金の増額により、一般会計から の繰入金を減額したものでございます。

9ページをごらんください。

歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費、節の8報償費を260万7,000円増額 しましたのは、受益者負担金の一括納付がふえたことによるものでございます。

次に、款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の19負担金補助及び交付金の負担金 2,413万2,000円の増額は、処理人口増加による北部流域下水道維持管理負担金の増額によるも のでございます。

次に、目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費、節の19負担金補助及び交付金の負担 金の1,290万円の減額でございますが、企業の業績悪化による流入量の減に伴います北部流域 下水道維持管理負担金の減額でございます。

10ページをごらんください。

次に、款の3事業費、目の2流域関連公共下水道事業費につきましては、補正額は0でございますが、節内の組み替えと財源の組み替えを行っております。節の11需用費を71万2,000円、節の13委託料を40万円、節の22補償補填及び賠償金を333万4,000円それぞれ減額

し、節の3職員手当等に21万2,000円、節の15工事請負費に423万4,000円をそれぞれ増額しております。委託料の減につきましては入札残、補償補填及び賠償金につきましては、区画整理地内の水道管移設工事の補償費でございますが、事業の進捗状況から減額するものでございます。工事請負費の増額につきましては、区画整理地内の雨水・汚水工事分を減額し、道明地区内の汚水工事と地震対策のマンホールぶた改築工事を来年度以降予定していたものを前倒しして実施するものでございます。

次に、款の4公債費、目の2利子、節の23償還金利子及び割引料の109万1,000円の減でございますが、前年度事業借入分の利子が確定したため減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第11 議案第74号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)に ついて

〇議長(吉村豊明君) 日程第11、議案第74号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算 (第1号) についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

〇下水道課長(山崎謙三君) 議案第74号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万 2,000円を追加し、歳入歳出の総額を4,078万9,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金

を57万2,000円増額し3,170万1,000円とし、款の6繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金を、 前年度繰越額が確定したことから、3万円を増額し103万円としております。

9ページをごらんください。

歳出でございますが、款の2維持費、目の1維持管理費、節の12役務費を72万円増額しております。これは、白水浄化センター内の一部機器の修理に伴い、タンク内の汚泥を引き抜く必要があるため、手数料を増額したものです。節の13委託料につきましては、入札残の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

〇議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第12 議案第75号 熊本中央広域市町村圏協議会の廃止について

**○議長(吉村豊明君)** 日程第12、議案第75号熊本中央広域市町村圏協議会の廃止についてを議題 といたします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

〇総合政策課長(松本東亞君) 議案第75号熊本中央広域市町村圏協議会の廃止についてご説明いたします。

地方自治法第252条の2第3項及び252条の6の規定により、熊本中央広域市町村圏協議会を 平成22年3月31日限りで廃止することについて協議を行うため、議会の議決を求めるものでご ざいます。

熊本中央広域市町村圏協議会を廃止するに至った背景といたしまして、総務省は、近年の市町村合併の進展に伴う広域市町村圏の市町村数の減少、それから広域市町村圏の機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況が大きく変化したからということで、これまで県知事が圏域を設定しまして行政機能の分担を推進してきました広域行政圏政策を平成21年

3月31日をもって廃止しました。今後につきましては、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むようになりました。

そのため、本協議会は、より広い圏域で協議等を、これまで進めてきていました熊本都市圏 及び政令都市についての研究会という組織に組織体を統一し、その中で引き続き広域圏計画に 基づく事業実施についての連絡調整や広域的な行政課題についての検討などを行っていくこと を予定しております。

現在の熊本中央広域市町村圏協議会の構成市町は、熊本市、合志市、大津町、菊陽町、益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町の2市7町であります。先ほどの新たな組織体といいますのは、ほかに、宇土市、宇城市、玉東町、西原村、さらに美里町が加わりまして、4市9町1村で構成される予定でございます。

なお、本議案は、熊本中央広域市町村圏協議会の構成市町においても12月の定例議会において同時に上程される手続になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

**〇議長(吉村豊明君)** 全員賛成です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第13 議案第76号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

〇議長(吉村豊明君) 日程第13、議案第76号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

〇総務部審議員兼総務課長(吉岡典次君) それでは、議案第76号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

1枚開いていただきたいと思います。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約をつけております。これにつきまして

は、構成団体の同文議決を必要とするものでございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年熊本県指令市町村第16号)の一部を次のように変 更する。

第8条第1項中、副組合長「3人」を副組合長「2人」に改める。

別表第1及び別表第2中「城南町」及び「植木町」を削る。

附則、この規約は平成22年3月23日から施行するということになっております。

副組合長3人を副組合長2人に改めることにつきましては、市町村総合事務組合の規約の中で、副組合長につきましては、熊本県町村会副会長をもって充てることとなっております。町村会の副会長が、今まで3名でございましたが、町村会規約を改正することによって2名になっておりますので、必然的にこの総合事務組合の副組合長の数を2名とするものでございます。

それから、城南町及び植木町を削ることにつきましては、来年3月に城南町及び植木町が熊本市と合併することとなっておりますので、この構成団体から削るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〇議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第14 議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減 少及び規約の一部変更について

〇議長(吉村豊明君) 日程第14、議案第77号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共 団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

〇健康・保険課長(阪本修一君) 議案第77号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共

団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

これは、構成団体の同文議決を必要とするものでございます。

ご承知のとおり、後期高齢者医療につきましては、広域連合を組織し、運営を行っているところでございまして、この構成団体の一つであります城南町、それから植木町が平成22年3月23日をもって熊本市と合併することになり、広域連合を組織する地方公共団体から削除するものであります。

1 枚をめくっていただきますと、規約の一部変更する規約を掲載いたしておりますが、別表第1中、城南町及び植木町を削るものでございます。

それでは、参考資料をお開きいただきたいと思います。

新旧対照表をつけておりますけども、改正前の表の中の城南町、それから植木町を削除する ものでございます。

施行日は、平成22年3月23日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

**〇議長(吉村豊明君)** 全員賛成です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第15 議案第78号 菊池広域連合規約の一部変更について

O議長(吉村豊明君) 日程第15、議案第78号菊池広域連合規約の一部変更についてを議題といた します。

総務課長、内容の説明を求めます。

〇総務部審議員兼総務課長(吉岡典次君) それでは、議案第78号菊池広域連合規約の一部変更に ついてご説明を申し上げます。

1枚開いていただきまして、規約をつけております。

菊池広域連合規約の一部を変更する規約。

菊池広域連合規約(平成10年熊本県市指令町村第3号)の一部を次のとおり変更する。

別表、消防費の項中、「組合割40%」を「均等割10%」に、「基準財政需要額割60%」を「基準財政需要額割90%」に改め、同表備考第5項中「消防費に係る組合割の計算基礎は再編前の構成市町村数での按分による」を削り、「数値による」の次に「が、市町村合併が行われた市町については、合併算定替の特例期間中に限り、旧市町村の基準財政需要額によるものとする。ただし、負担割合については毎年度見直すこととする」を加える。

附則、この規約は平成22年4月1日から施行するということにしております。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

別表の消防費の項の中の改正後、左につけておりますが、均等割10%、基準財政需要額割90%、改正前が組合割40%、基準財政需要額割60%ということでございます。

この改正につきましては、消防組合が合併したときの協定の中に、合併後4年後に1人当たりの消防費の負担額を見直すということになっておりまして、21年度で合併5年が経過しますので、22年度の負担金からの適用に当たって、この算定基礎を変更するものでございます。

これにつきましては、これまで担当課長会議あるいは正副連合長会議等によっていろいろ議論をされてきまして、今回合意に至りまして、改正をするということとなったところでございます。

この議案につきましても、構成団体の同文議決を必要とするものでございます。 以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〇議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第16 議案第79号 町道路線の認定について

O議長(吉村豊明君) 日程第16、議案第79号町道路線の認定についてを議題といたします。 建設課長、内容の説明を求めます。 **〇建設課長(松村孝雄君)** それでは、議案第79号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご承認をいただきたいのは、北沖野2号線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によりご説明申し上げます。

北沖野2号線は、沖野公民館の西側に位置しまして、集落内開発制度によりまして設置されたものであります。両側側溝の幅員6メーターのアスファルト舗装道路でございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第17 委員長報告(付託案件)質疑・討論・表決

○議長(吉村豊明君) 日程第17、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長 において報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の順といたします。

総務常任委員長大塚昇君、付託案件についての報告を求めます。

〇総務常任委員長(大塚 昇君) 皆さんこんにちは。総務常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

今回総務常任委員会に付託されました付議事項は、請願第5号「境の松公民館に隣接する土地購入」に関する請願について、請願第6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願について、以上2議案が付託されました。

12月14日、委員会室におきまして、請願第5号は紹介議員であります福島議員から、請願第6号は紹介議員であります川俣議員から詳細な説明を受け、関係課等からも説明を求め、質疑

応答を行い、慎重に審議をいたしました。

なお、請願第5号に関しては、境の松公民館及び隣接地の現地調査を行いました。

まず、請願第5号「境の松公民館に隣接する土地購入」に関する請願について、経過と結果 を報告いたします。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が議員各位に配付されておりますし、昨日 全協でも説明し、議論をしていただきましたので、簡潔に申し上げます。

目的としましては、子どもたちの日常的な遊び場所であったり、住民の憩いの場といった公園としての機能や防犯・防災訓練の会場や夏祭りの会場など、広場としての機能があり、目的、意義については何ら問題ないと思います。

ただ懸念されることは、新興住宅地の都市公園とは別で、既存集落とのつり合い、整合性の問題であろうかと思います。既存集落の土地取得も公民館建設も区民の積み立て等で行ってきた経緯があり、また今後、ほかに幾つかの区で広場や公園の取得に関しての要望や請願がないとも限りません。しかし、地域住民の活動の拠点となる施設を整備することは、これから菊陽町のまちづくりには必要なことであります。広場にするか、都市公園にするか、また管理負担の面や税制上の問題など、今後議論して解決していかなければならない問題はありますが、町の財政を圧迫しないように勘案しながら実現していただきたいということで、委員会で全員賛成で採択と決しました。

次に、請願第6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願について、川俣議員より趣旨 の説明を求めております。

要旨について申し上げます。 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること、 2、自治体での 多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の 拡充を支援すること、 3、個人及び中小企業向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実 させること、 4番、ヤミ金融を徹底的に摘発することということで、早期に実施してほしいと いう意見書であります。

審議に関しましては、特に質疑はありませんで、意見としまして、町としては、2番の自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援することを要望されております。

その後、採決によりまして、全員賛成により、請願第6号は採択されました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長(吉村豊明君) 総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行いますが、まず初めに請願第5号「境の松公民館に隣接する土地購入」に 関する請願書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

〇1番(坂本秀則君) 境の松公園に隣接する土地購入に関して質問いたします。

この件に関して、全協の中で福島議員が申された中で、隣接する区の、町が所有する公園を 夏祭に使用したいと申し出た際、総務課のほうに使用していいかと伺い立てたときに、総務課 からその公園を管理する、管理を委託している区に聞いてくれと。区にそれを問い合わせたと きにその使用許可が出なかったと。この経緯を少し、総務課長、教えてもらえませんか。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚総務常任委員長。
- **〇総務常任委員長(大塚 昇君)** これは委員会に付託されました案件でございますので、課長でなくて私のほうから答弁をさせていただきます。

この件に関しましては、福島議員からの説明のとおりだと思いますし、それを確認すること はまだできておりませんけれども、そういうことであろうかと思います。委員会への付託です ので、私のほうから答えました。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。 坂本秀則君。
- **〇1番(坂本秀則君)** それでは、町が所有する公園ですけど、その許可は今後も管理を委託する その行政区の許可が必要になるわけですか。
- 〇議長(吉村豊明君) 大塚総務常任委員長。
- 〇総務常任委員長(大塚 昇君) 答えます。

その件につきましては、今回の請願には何ら関係ないといいますか、今後の課題であろうか と思いますので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

- O議長(吉村豊明君) ほかに質疑はありませんか。 上田茂政君。
- **〇14番(上田茂政君)** 境の松区の現状について、委員会では全員賛成で採択したということで お尋ねします。

委員会付託ということで、委員長答弁が基本ですけれども、どうしても答弁できない場合は、委員長権限で執行部に答弁させることはできますので、どうかそのときは執行部よろしくお願いいたします。

境の松区の土地の奥のほうの土地を買って、そして公民館を奥のほうに建てて前を広場にしたいということだったですけれども、実際そういうことが可能なのか。もし可能とするならば、入道水区の公民館は車が1台しかとまりません。今農地・水・環境で、農家の人たちが軽に草刈り機をいっぱい積んでから車で来て、公民館の前は車と人間でごった返しております。そういった感じで、横に空き地があいておりますけども、入道水も買っていただけるのか。それができなければ、例えば境の松の場合でも、例えば町が借り受けて、その家賃と申しますか、土地代を払って提供することができるのか、また入道水においてもそういうことができる

のか。いろんな各地域からの要望があるかと思いますけども、それについてのどのようにお考 えでしょうか。

- 〇議長(吉村豊明君) 大塚総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(大塚 昇君) 先ほどから何回も言いますように、これは常任委員会に付託された案件です。請願です。議員ももうベテランですのでわかっておられると思いますけれども、請願は委員会で採決して、採択するかしないかを決める問題です。先ほど執行部からも答弁していいのではないかというような質問がありましたけれども、総務においてはそういうことを答える必要はないと思います。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 現地あたりを見ますと、何かすばらしい工作物といいますか、あるのかなと。町としては、委員会としては議論があったかどうかわかりませんが、土地の購入ということに関しては、更地ということで購入の考えかどうかお尋ねいたします。
- 〇議長(吉村豊明君) 大塚総務常任委員長。
- ○総務常任委員長(大塚 昇君) 更地と思いますし、今の工作物といいますのは、仮の植木が植えてありまして、あれは多分すぐ撤去されるものと思います。
- ○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

〇12番(小林久美子君) 「境の松公民館に隣接する土地購入」に関する請願について賛成の討論を行います。

私も総務常任委員会に属しておりますので、この総務常任委員会の議事の要旨を見ていただくとわかるかと思いますけども、その発言してることを少し紹介して、賛成討論にさせていただきます。

公民館用地に対する隣接する土地の購入については、やはり町民の方の要望が非常に強く て、また菊陽町は、今までお住まいの方、そして新しく転入されてきた方の交流をどう図って いくかっていうところで広場の設置をという要望が出てるのかなというふうに理解していま す。

ただ私がちょっと懸念するところが2点ほどありますので、そこは発言をしておきたいと思います。

その一つは、ここの土地をということで、詳細な図面を配付してありまして、そこの724平

米のところを購入したい、実際条例で認められています88平米は公民館用地として、その除く635平方メートルのところを購入ということですけれども、今回そういうふうに出されてきていましたが、私が思いますに、やはりこのように指定された土地を要望する、本来なら、要望としては、やはり広場として町が購入を検討してほしいということをできれば出してほしかったなというふうに思います。実際現地を見てみまして、もっと道路に面してるところとかもありますので、本当にトータル的に見てどうなのかっていうのをこれから判断を、執行部が考えられる場合はぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、やはりほかの区から同様の要望が出た場合にどのように考えるかっていうのは、 非常に、恐らく今回私も請願を採択をした立場として、やはり各地域から出ることは十分考え られると思います。ですから、町としては、今公民館の条例とかは整備をされていますが、今 後このような区の広場や、また都市公園等々、要望があった場合に、町として基準をどういう ふうにつくっていくかっていうことが今後求められるのではないかというふうに思います。や はりそういうルール、優先順位等も早急に整備していただきながら、この境の松の町民の方の 要望を酌み取っていただくよう述べて、賛成討論といたします。

以上です。

〇議長(吉村豊明君) ほかに討論はありませんか。

吉本堅君。

〇11番(吉本 堅君) 「境の松公民館に隣接する土地購入」に関する請願書に対して賛成の立場で討論いたします。

今小林議員も言われましたように、地域によっては墓地用地を公園として利用されていたり、地域によっては、圃場整備のとき、それぞれの区民の皆さん方が負担をされて、各行政区で公園を確保されているような現状もあります。境の松区のこのような土地購入の仕方は、菊陽町では初めてのことと考えます。しかし、この境の松区には、現在も区民が集まられてグラウンドゴルフをするようなちょっとした広場もないということのようです。今そのような用地がないということは、今確保しておかなければ、将来の確保は非常に難しいということを考えますと、最低限の広場、敷地の購入が必要ではないかと考えました。

町内56行政区ありますので、今後は町として、公民館に隣接する土地購入ではなく、行政区 に必要な広場あるいは公園という土地購入に関する条例等の早急な整備を願いまして、賛成討 論といたします。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第5号「境の松公民館に隣接する土地購入」に関する請願書について、委員長の報告は 採択であります。 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択する ことに決定いたしました。

次に、請願第6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書について質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書について、委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択する ことに決定いたしました。

昼食休憩といたします。

午後は1時から始めます。

~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 休憩 午前11時58分

再開 午後 0 時59分

~~~~~~ () ~~~~~~

〇議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生委員長川俣鐵也君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) 皆さんこんにちは。いよいよ12月議会も最終局面を迎えておりますが、今回文教厚生常任委員会に付託された案件、2つとも非常に重要な案件でございます。私のほうも、この2つについて、文教厚生常任委員会、6名の委員がおりますが、これ以上能力が発揮できないというぐらい努力をしてまいりました。その結果報告をさせていただきます。

まず、文教厚生常任委員会に付託された案件は、請願第4号の菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願について、2番目に議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)についてであります。この議案第64号というのが小学校問題でござい

ます。

まず、請願第4号の菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願について、議員の皆様方には委員会での質疑内容の取りまとめ、レジュメを差し上げてありますので、一応それを見ていただきたいと思いますが、傍聴に来とられる方もございますので、この件について若干前置きをさせていただきたいと思います。

これは、町の基本構想にのっとって、平成18年度から第3次菊陽町行財政改革ということで、平成18年から27年の10年間にわたって行財政改革をやりましょうということで計画がなされております。

そのうち、平成18年から22年までの前半の5年間を集中的に改革に取り組むということで、 議員定数の問題とか、いろいろもう実際実行されてきたことがございます。その流れの中で、 この保育園民営化についても、平成20年3月に保育所運営検討委員会から、民間活力が十分活 用できる事業については、私立保育所への委託または民営化を図りつつ、公立としての特性や 専門性を生かせるような事業を積極的に推進していくことが望ましいという答申が出ておりま す。この答申にのっとって、町が9月議会に保育園民営化計画を出す予定で新聞発表をしまし た。

それで、この発表は、議会はもちろん、その関係保護者、保育園、その他について十分な説明がないまま行われたということが混乱の原因としてあったと思います。早速、その8月27日に保護者の反対運動、署名が起こりまして、二千数百名の請願者で、紹介議員が小林議員外3名で9月議会に出されてきました。町は、この動きの中で、実際9月議会に民営化の具体的な提案はございませんでした。

その提案のない議案に対して、私たち文教常任委員会で検討をしろという、これも非常に難しい問題でしたが、一応9月議会においては、この請願を結論を出すのは尚早じゃないかと。やはり重大な民営化移行ということを決断するためには、やはり関係部署への周到な説明、また議決機関である議会に対する説明、その他やっぱりもろもろ手続を踏むことが必要じゃないかという皆さん方、文教委員の気持ちがあったと思います。それで、9月議会においてはこの請願は継続審議としました。その理由が、1、請願の趣旨が、町が進めている民営化の必要性について保護者の理解が十分得られていないという点が1つ、それと2番目、この請願に菊陽町立保育所の民営化計画、今回の公立保育所民営化計画については見直しを行うことと、「今回の」ということで、請願には今回の民営化計画は見直してくれということで、この請願が出たことによって行政からの提案がなかったということで、この請願は十分に町に対する反省材料を提供したのじゃないかということで、今度の継続で、この12月議会でもこれについては委員のほうからでもいろんな意見がありました。将来とも、じゃあ民営化はだめなのかと、不適切なのかと。いや、そうじゃないんじゃないかと。やっぱり手続さえきちっとすれば、この町が1年近くかけて、保育所民営化検討委員会までつくった、勧告に基づいてそれにやっとる、その勧告の内容も、やっぱり将来的には8園あるやつの一部からでも民営化すべきじゃないか

という勧告に基づいてやっとること、それも評価すべきじゃないかと、いろんな意見が出ましたが、最終的に将来の民営化がいいとか悪いとかということじゃなくて、この請願についての採択、不採択ということで意見の集約をしようということで、そうであれば、この請願ということは、9月議会に町が民営化計画を出す、それが請願によって議題として出されなかったということで、この請願自体十分に有効に機能しとると。だから、この請願についてはもう特別意味がないといったらおかしいですけど、有効に機能したと。だから、それを採択にするも、不採択にするも一緒の意味合いじゃないかと。しかしながら、後ろにおられる二千数百名の請願者に対して、やっぱりこの動き、この思いを尊重しようということで皆さんの意見集約をしました。結果的に、この問題については、賛成多数で採択としました。しかしながら、この請願を採択したことによって、町が将来計画しているであろう保育園の民営化の足を縛るものではないということで、皆さんの同意を得ました。

そういうことで、この民営化計画についてはご報告をいたします。

次、議案第64号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)についてですが、これは、これを読む限りにおいては、小学校を、どこに小学校を建てて、どこにその予算を組むということは出とりませんが、暗にといいますか、町の行政の考え方としては、菊陽町総合グラウンドに小学校を建設したいからこの予算をつけてくれという提案だと、これはもう暗黙の了解で、その町長提案として出とりますので、それについて審議をしました。

この問題に関しては、もう議員の皆様はもう頭が痛くなるぐらい議論に議論を重ねてきましたので、経過報告は必要じゃないかもしれませんが、傍聴に来られとる方にも、嘱託員、区長さんたちもおられますので、簡単に経過、そして委員会の動きもちょっと説明させていただきたいと思います。

この小学校の問題は、平成17年ぐらいから、もう前町長時代から議論を闘わされてきた経緯があります。後藤町長になってから、前町長時代の議会と執行部との議論ということはちょっと違った状態になって、後藤町長が自分の政権として、やっぱり現地での小学校建てかえが一番ベターじゃないかと、その根拠はやはり安全な小学校を少ない予算で早く建てたいという思いだったと思います。もうそれは非常にわからんことではありません。ただし、そのやり方についても、やはり議会に対する十分なる説明もなかったし、地域住民に対する説明もなかった、保護者に対する説明も不足しとったんじゃないかということで、議会としては、敷地が狭い、将来40年、50年の小学校建設をするのに、もう少し理想的な小学校をつくるべきじゃないかというようなさまざまな意見がありまして、3月議会で否決になりました。

当初、その中で出てた案が、あとグラウンドと、小学校の前の新しい土地を確保してやるということでした。3月議会で否決の後、確かに自分たちがやろうとしとったことが否決をされた、確かに次はどうしようという考えはなかったかもしれませんが、その中でかなりの時間が経過した。議会としては、否決した以上は新しい方向で提案がなされるべきものだという思いでおられたと思います。そこらのところが、行政の中身については私たちもよくわかりません

が、かなり時間がかかったと。それで、そこのとこも、やっぱり一番大事な関係者、住民、保護者、そこらあたりに対する説明が不足しとったのじゃないかと。特に小学校は、単なる小学校という機能にとどまらず、昔の津田村の伝統的な七、八十年のやっぱり先進的な支柱であると。そこを新しく新築をするとなると、やっぱりかなりいろいろ出てくる、それはもう当然だと思います。そういう流れの中で、住民説明会も4回開かれました。その中で、意見もいろいろ出ました。保護者に対する説明もあったと聞いております。保護者の出席者が少なかったから、保護者五百数名に対するアンケート調査もしたと。しかし、返ってきたのは、20%ぐらいしか返ってこなかったと。

それに基づいて判断をされたのがグラウンド案ということで、11月16日、提案がありました。11月30日、臨時議会を開いて、方向性を決めてくれという提案だったと思います。これにまた猛烈な反発が起きました。それに呼応して、議会としても猛烈な反発がありました。それに呼応して、地域住民、保護者のほうから、11月30日に向けて猛烈な反対署名運動が起こりました。これは議会に出されましたし、町長のほうにもそれは伝えられていると思います。

そういうことで、私たち文教委員会としても、やはり議会も二分する、地域住民の感情も穏やかに済まないという状況の中で、臨時議会の11月30日にこれを決めると。たとえ可決したとしても、今度は総合グラウンドの代替の問題、地域住民の反発、そこらあたりまで考えないといけないと。また、たとえ可決しても、今後行政が議会に提示する案件については、議会が二分しておりますから、すべて争いのもとになると、やっぱりこれはまずいんじゃないかということで、そういうお気持ちを議員の皆さん方が感じ取っていただきまして、11月30日は全員賛成で継続審査ということになりました。

継続審査になっても、この会期中、私たちも文教に付託された以上、何とか一番いい方法で結論、私たち、付託をされとるやつは結論を出さないといけません。何回も会合を重ねて、せめて今の反対運動されとる方に、行政のほうとしてどうしてもグラウンドにつくるということであれば、納得をさせてくれと。納得はされんかもしれんけども、そこらあたりの動きは、この会期中、昨日まで、判断の材料にできるぐらいの努力はしてもらいたいということで、反対代表者の方と町長以下執行部の方で話し合いの場を設けていただきました。しかし、やっぱり町長のかたい思いと、それと反対運動の地域住民の方との意見は相入れませんでした。かえって、会合を開いてもらったことが争いを増幅するというふうな雰囲気の中で終わりました。私たち委員会としても非常に困りました。

そういう中で、昨日、おとつい、文教、その常任委員会を開く予定の日、その日に町長のほうから、通常は私たち文教常任委員会の主管の長は教育委員会、教育長ですけど、町長のほうから出席をさせてくれという申し出がありました。内容的には、私たちもほとんど何もわからない状態で、本当に文教の委員会を開くのも、どういう議論になるかと、私たち自身も自信がない状況の中で、町長からの申し入れがありました。冒頭、町長のほうから、やはり今のこの動きの中で、自分としてもやっぱりグラウンドにつくるということが、一番町の、総合的に考

えたら町としてはいいと思って進めてきたと。しかしながら、この反対の運動の中で強行することはまずいと思われたんでしょう、これはもう断腸の思いだったと思うんです。それで、出てこられての話が、もう少し時間をくれと。そして今反対されとる方、新しいE案という小学校の前の土地の取得、価格、取得面積、それと農地法、農振法が変わって、12月15日、今日から施行されて、今まで文教施設であれば調整区域の農地であっても届けで済んどったのが許可制になったと、今日からですよ、施行は。だから、非常に厳しい。厳しくとも、農業委員会の事務局長あたりが県と交渉して、そこらあたりの学校ができる可能性を探ると。具体的に文教付託で判断できるような材料を、時間はないけど、1月ないし、2月いっぱいぐらいまででそういう動きをさせてくれという申し出がありました。

私たちも、変な話ですけど、内心ほっとしました。この状況で、文教では受け切らんというつもりでした。ですから、そういう流れの中で今日の結論を導いております。あくまでも地域住民や保護者から見れば、議会が引き延ばしとると、議会が混乱しておかしいじゃないかと。これは責任逃れじゃないですけど、そう思われないためにも、ぜひ行政が議会に申し入れて、検討させてくれということですよと、町長には厳しいですけど、念を押させていただいて、町長の継続の申し出に委員会としては委員全員で継続審査の結果を得ました。

そういうことで、この2案件とも、皆さん方のお手元にレジュメは届いておりますので、皆さん方はもうよき判断がしていただけると思いますけど、傍聴席の方も、そういう流れの中で非常に、やっぱり主役は子どもですから、早く安全な、それに理想に近い新小学校建設というのを望まれているかもしれませが、こういう流れの中で、一刻も早く新しい小学校が実現できるように私たちも努力をしていきますし、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。質疑がありましたら自席でお答えいたします。

〇議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行いますが、まず初めに、請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直 し保育内容の充実を求める請願書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

〇12番(小林久美子君) 川俣委員長の請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育 内容の充実を求める請願書は、審査の結果、採択ということで、私も賛成討論を行います。

今委員長の報告では、保育園の民営化の足を縛るものではないという報告がありましたけれども、今回は8園の保護者会長さんが請願を出され、行政も民営化を先送りにしていただいて、請願の役割は果たされたと思います。行政が進める場合、保護者、保育関係者、地域住

民、議会への説明責任等、説明だけではなくて合意形成まで図らなければいけないということ がこの一連の動きの中ではっきりしてきてのではないかと思います。

もう繰り返し述べませんが、一般質問でも行ったとおり、公立、私立を問わず、いかに菊陽町の保育を充実させていく、そのために私たち議員が働かなければならないというふうに思っています。また、国のいろんな動きもありまして、私立保育園の運営費の補助金も今後廃止をされ、一般財源化、交付税に算入される動きも始まっています。私自身、「今回の」ということでしたけれども、かなりの数の保護者、保育関係者の方が、今の公立を守ってほしいという気持ちはいっぱいです。また、保育士さんたちも誇りを持って働いておられます。今後、行政として総合的に考えていただき、私自身は今後とも公立保育所を守り育てていただきたいということを要望して、賛成討論とします。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第4号菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し保育内容の充実を求める請願書について、委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(吉村豊明君) 賛成多数です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)については、委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この案件について、質疑、討論、採決を行います。

なお、念のために申し上げます。この議案に対しましては、11月30日の臨時会で継続審査の 動議が出され、継続審査と決定しましたので、その際、執行部からの説明と執行部への質疑の 時間がとれませんでしたので、本案に限り、執行部への質疑もあわせて認めます。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長(實取初雄君) それでは、先ほどお配りいたしました補正予算でございますけども、 11月30日に提出いたしまして、継続審査となっておりますものでございますけども、今回議案 第64号として計数の調整をしたものをお配りしたものでございます。

平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

計数の整理につきましては、先ほど採決いただきました議案第69号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)の補正後の額を今回の補正において補正前の額として計数の整理を行っております。

内容といたしましては、先ほど委員長のほうからもありましたが、菊陽中部小学校耐震対策 として、菊陽中部小学校を新設するための建設の準備に必要な経費について急を要するものが 生じましたので、補正をお願いしたものでございます。

内容の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からお答えしていきたいと思います。 1ページでございますけども、第1条で歳出予算の補正としておりますが、今回の補正にお きましては、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

2ページをお願いいたします。ということで、歳出のみでございますが、款の10教育費を 2,973万8,000円増額しておりまして、これは小学校費の増額でございます。なお、教育費で増 額いたしました補正額を予備費の減額により調整を行っております。

4ページをお開きください。

その下の明細として歳出つけておりますけども、款の10教育費、項の2小学校費で、目の5 学校建設費は2,973万8,000円を増額しておりますが、すべて菊陽中部小学校の建設に向けた経 費でございます。まず、節区分の1報酬、それから節区分の9旅費は、これにつきましては建 設を予定している中部小学校の建設検討委員会の費用として、合わせて23万7,000円を、また 節区分の13委託料では、基本設計業務委託料といたしまして2,611万1,000円を、また調査委託 料としておりますが、当初予算に計上いただいた500万円に今回補正をお願いいたします339万 円を加えた額をもって地質調査を行うための予算として計上しております。

次に、款の14予備費を2,973万8,000円減額しておりますが、教育費の増額分を減額により調整したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

〇4番(甲斐榮治君) 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について、町長に質問をいたしたいと思います。

先ほど委員長から非常に詳しい説明がございました。文教厚生常任委員会の各委員の皆さん 方の努力並びに委員長の努力については深く敬意を表したいと思います。

ところで、今日の質問の趣旨ですけれども、非常にこの問題は多大の時間を費やしております。 異例中の異例と言われるような町長からの継続審査のご提案がありましたので、これについて、それが仮にここで可決されるとすれば、その可決されたその結果を今度は本当に生かし切って、次の会議のときにはきちんとした解決ができるようにお互いに努力しなければいけないと、そういう思いの中で質問を行いたいと思います。

こういう問題ですから、非常にいろんなうわさが飛んだり、あるいは菊陽町のホームページ の掲示板の中にいろんな、ちょっとこれはどうかなというふうな意見が載ったり、大変ですけ れども、1つは、今のこの中部小学校の建設問題というのが、単にという言い方は悪いですけ れども、小学校をどこに建設するかという問題だけではなくて、政策を決定していくについて、執行部についても、あるいは議会についても、その将来のあり方を問われる問題になっておると、私はそういうふうに認識をしております。したがいまして、これをどういうふうに処置していくかということは大変大事な問題であるというふうに思います。

1つ申し上げておきますが、11月16日に町長から全員協議会で、口頭でD案を採用すると、町民グラウンド案を採用するという表明がございました。幾つかのそれについての条件整備の提案もありましたけれども、あくまでもこれは口頭でありました。文書でも何でもありません、口頭でありました。したがって、その内容については、私は何の保障もないというふうに考えております。討議に値しない内容であったと。その後、住民の意思表示もいろいろありまして、非常に難しい場面を迎えたんですけれども、今度こそ、もしこの継続審査がこの議会で可とされるとするならば、後出てくる資料を、これはやはり正確で、客観的で、討議するに値するような資料が出てこなくてはいけない、これ1点です。

それからもう一点は、今非常に意見の統一が失われている議会あるいは町民のこのコンセン サス、これができるだけ統一されていくと、そういうことをねらって、あとのこの継続審査に なるとすれば、その期間を活用しなくてはいけない、そういうふうに思います。

したがいまして、今から質問ですが、大項目で5つございます。それから、小さな項目で8つ、たくさんあります。答えはイエスかノーかで簡単にできると思いますけれども、ちょっと複雑をきわめますので、今朝ほど町長のほうには、メモしながら聞かれるのも大変だろうと思いまして、要点を整理してお渡しをしておりますので、それでひとつお答えをいただきたいと思います。

なお、傍聴者もいらっしゃいますので、一応質問については一々ずっと読み上げて、そして それに対して町長のお答えを伺いたいと思います。

まず、大きな1番目ですけれども、菊陽中部小学校建設用地を現在の町民グラウンドとした場合、解決すべき問題点が今から述べるとおりに出てまいります。それぞれについての措置を具体化して、明文化していただきたいということです。これはイエスかノーかのお答えで結構かと思います。

まず、1番目に、小さな1番として、町民グラウンドの臨時の代替措置について明確にすること。例えば町長の口頭による説明の中には、「さんふれあ」横のスポーツ広場を臨時に代替措置として使うというふうな表明がありました。そういったことをきちっと明文化していただきたいということです。その代替施設名をきちんと書いてもらう。

それから、それを改造する必要があるかと思います。その改造が完成するまでの期間、それ から費用、これも今答えてもらうというんじゃなくて、明示していただきたいという質問で す。明示できるかできないかです。

それから、代替施設になることによって、その施設が抱え込む課題とその解決方法を明確に しなくちゃいけないと思います。例えばスポーツ広場を町民グラウンドの代替施設にするとす れば、夜間照明の問題とか出てまいります。そういったことについて、きちんと明文化して示していただきたい。

それから、菊陽中学校の部活動、教育の大事な一環なんですが、これをどういうふうにされるのか、これも示していただきたい。

それから、2番目、今度は現在の町民グラウンドにかわる恒久的な町民グラウンド建設に言及されておりますが、それについてはこれから述べることを明確に示してほしい。もちろんこれは次の議会までということです。その規模、わかれば場所、それから設置に取りかかる時期、恒久的なグラウンドの建設に取りかかる時期、それから完成に至る工期と総工費、幾らになるのか。

それから、3番目に行きます。菊陽中学校の大規模改造が次に来るというふうに明言されております。それとのかかわりを明確にすること。例えば菊陽中学校を大規模改造するとすれば、今度こそやっぱり仮設校舎をある程度考えなくちゃいけないんじゃないかと。そうしますと、それから中学校の運動場、こういったことにどういう対処をするのか明示していただきたい。

それから、4番目、災害など非常時の際の人や物資の集積、緊急避難テントなどの設営場所を明示していただきたいと。現在は町民グラウンドがその場所としてありますけれども、それがなくなるということであれば、ぜひこれは考えなくてはいけない。余り離れたところでは機能しないと思います。大災害となれば、電気が切れる、水道もだめになる、電話もだめだ、そういった中で、センターとなる役場と極めて近いところになければこれは機能しない、そういったことを明示していただきたい。

大きな2番に行きます。もしも今度は菊陽中部小学校を県道南側に建設するとした場合、次の資料を提供していただきたい。

まず、1番目です。これだけはこの場でちょっと後で答えてほしいんですが、不動産鑑定を するのかしないのか。これはこの場で答えていただきたい。

不動産鑑定をするとなれば、場所の確定、地権者との同意、それからその所要期間、こういったのがありますが、その辺についても考え方を聞かせていただきたい。もしも不動産鑑定をやられたら、当然その結果を文書にして示していただきたい。

それから、小さな2番目、農振除外、農地転用、開発行為などの可能性、今農地法が変わったということが先ほどから言われましたけれども、可能性の問題。それが許可されるまでの所要期間、県と交渉をされると思いますけれども、その結果をきちんと聞かせていただきたい。これも、非常に困難だという話が巷間にささやかれておりますけれども、できないという資料の収集の仕方でなくて、困難であっても、どうすればできるかという方向での調査をお願いしたい、こういうことです。

それから、3番目です。地権者の方が基本的に協力するというふうに意思表示がされていますけれども、この用地買収について話し合いをされるのかされないのか。結果としては、用地

買収費等について客観的な資料を提示していただきたい。

それから、4番目です。想定される工期、この南側に建設するとした場合、前の資料ではおざっぱに6年というのが出ておりましたが、とてもあれは正確な資料だと私は言えないと思います。同時にスタートできる部分もあるし、その辺を科学的に詰められて客観的な資料を提示していただきたい。基本構想、基本設計、それから本設計、開発設計、そういったものは同時進行できる可能性も含んでおるかと思います。

以上が大きな2番目です。

3番目、これはもう1つだけです。出される資料、先ほど申しましたように、今度は結論を 出さなくてはいけません。資料はすべて根拠を明確にしてほしい。推量ではなくて、できる限 り科学的な根拠、それから客観的、しかも具体的なものであると、そういうことを求めたいと 思います。

それから、大きな4番目です。町民グラウンドに建設するとした場合も、あるいは県道南側に建設するとした場合も、その事業に係る費用、総費用と町の財政計画との整合性を示していただきたい。町の大きな財政計画の中でどういうふうに位置づけられるのか。いろいろ、菊陽中学校の大規模改造とかいろんな問題が、光団地の建て直しとかいろんなものが、大きな事業を控えておりますから、その辺をくるめてやっぱり示してほしい。

最後です。当然、1月の終わりぐらいまで調査という町長の方針でしたが、2月あたりに例えば臨時議会が開かれると仮定すれば、その資料が出てから、議員が十分に検討できるだけの相当な期間、十分な期間、これを保障してもらいたいと。こういったことについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) ただいまの質問にお答えいたしますけども、まず今回中部小の補正予算を継続審査として文教厚生委員会のほうに付託されておりますけども、その中で、またこれまでの全体的な流れの中で、E案の資料不足のためのこういった状況の中で、詳細な資料を出したいということで、これ、町の方針といたしまして、そのときも述べましたように、町が事業を進める場合は、特に建物等建てる場合は、その位置を決定した後に、詳細な、今言われたような詳細な調査に実際入っていくわけでありますけども、今回はそういったような段階ではなくて、今出してあります案に対してこの新しい土地での案が非常に不足しておるということで受けとめまして、その可能な限りの調査に入りたいというところでお願いしたところであります。そのためには時間がかかるということで、継続審査をお願いしたところでありますけども。

今甲斐議員のほうから大きな項目で1番から5番まで出されたわけでありますけども、この中で、取り組めるものと、また大きな課題で、今後どうするかというところがありますけども、この辺につきましては、今回継続審査を認めていただければ、また内部のほうで早急に会

議を開きまして、早速その取り組みに入っていくわけでありますけども、その中で、具体的に どこまで出せるかというところもありますけども、この点については十分検討させながら取り 組みをさせていただきたいとは思いますけども。

その中で、この場で答えてもらえないかと言われましたこの不動産の鑑定につきましては、 この件につきましては、価格等の問題で、これはとらなければならない内容といいますか、ど ういったあれかわかりませんので、この不動産鑑定のほうはとらせていただきたいと思いま す。

そして、どういう形で確定していくかということにつきましては、文教厚生常任委員会のほうの継続審査になっておりますので、そういったところに相談をしながら、こちらが取り組めるところにもこういうような形でということをやりながら、また意見を聞いて、取り組んでいきたいと思っているところであります。

それで、今日の時点では、この具体的な内容、かなり内容的なものも、客観的な資料と、いろいろ書いてありますけども、その辺、どこまでできるかは十分検討しながら、文教厚生常任委員会、あるいは、場合によっては委員長のほうからいろいろ全協的なところが中間的な中でも必要ということであれば、そういうなものは報告をしながら取り組みをさせていただきたいと思います。

それで、今言われたすべての内容について、ここに書いてあるとおりのことは、非常に期間的なこともありますし、この辺はまた実際事務担当者あたりの意見も聞いてみないと、どこまでできるかというのがありますので、そういうところで、ここは書いてありますけども、一つ一つについてはちょっと今の段階では答えられませんので、ご了解いただきたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- **〇4番**(甲斐榮治君) もう一点、地権者との話し合いについてはいかがですか。
- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) この地権者との話し合いについても、これも非常に、もうそこで決まったということであれば非常に交渉しやすいところもありますし、またこういうものは、大きな税控除あたりをとるためには税務署等あたりの事前協議あたりも要りますので、その辺については、慎重に委員会のほうにも相談しながら、その辺の取り組みを、どういう形でできるかというところは詰めさせていただきたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。
- ○4番(甲斐榮治君) これで3回目ですね。
- 〇議長(吉村豊明君) はい。
- ○4番(甲斐榮治君) 私は、ここで、先ほど申し上げましたように、この1つについて答えをくれと言っているわけではありません。こういった、ここに列挙したようなことが、口頭じゃなくて、きちんとした資料として出せるように努力をしてくださいと、こういうことでございますので、どうぞそこ辺よろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一点だけ。先ほどの補正予算の中に検討委員会の予算がありました。これは どういう種類のものであるかをお聞かせください。

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- **〇教育審議員兼学務課長(大山 晃君)** 事務的な部分でございますので、私のほうからご答弁を させていただきたいと思います。

今回お願いしております分でございますが、これは継続審議になっておりますけれども、中部小学校を町民グラウンドへ建設をするというところでのお話になります。その際に、当然基本設計に入っていくわけでございますが、基本設計の業者が決まりましたら、あわせまして業者さんと一緒に、地域住民あるいは学校の先生方、保護者の方々を、あるいは議員の代表の方もあるかもしれませんが、そういった方々にお集まりいただきまして、歴史と伝統ある中部小学校をこれからどういう形でつくっていくか、つくり上げていくかというご意見を賜りながら、設計に反映させていきたいということで、その具体的なイメージをつかまえるためにこういった検討委員会を設置したいというところでございます。

以上でございます。

(4番甲斐榮治君「場所を決定した後の検討委員会ということですね」の声あり)

はい、そうでございます。

〇議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

〇11番(吉本 堅君) 私は、昨日の熊日さんの新聞記事に基づいて、あるいは文教委員会の議論を踏まえての質問ということでいたします。

不動産鑑定は、今町長のほうからすると、されるというふうな話でした。地権者全員の同意をとられるのかと、何かそういうふうなこともちょっと書いてありますので、補償金額を提示した上での地権者全員の同意をとられるのかと。また、地権者全員の同意とは、今甲斐議員のほうも言われますが、どこの地権者の方々なのかと、これが1点です。

それから、農振除外の県の審議は年に2回ということで、5月と11月ということです。工程的にいけば、もう今から既にある程度場所を決めて、いろいろなことを決めながら進めないと、5月の県の審議ということにはなかなかスムーズにいかんのではないかなと。農振除外の判断が1月末ぐらいまでに本当に可能かと、これが2点目です。

3点目が、町長のほうで候補地を十分に比較検討したいとの意見を考慮した形だとされていますが、一つの目安として、来年5月の農振除外に向けて検討をされていかれるのか、まずこの3点をお尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** まず、地権者全員の同意が得られるかということでありますけども、この 点につきましては、上津久礼の区長さんのほうから同意を得られる……

(11番吉本 堅君「得られるかじゃなくて、地権者全員の同意をとるというふうな、同意が得られるかと書いてありますよね。どういうことなのか」の声あり)

これにつきましては、1つは上津久礼の区長さんのほうから話がありました方々が協力をされるということでありますので、そういった面について1点があるかと思います。

それともう一つは、これもいろいろ、この農振の除外関係とかいろいろありますけども、まずは現在協力されるという方々についてのそういった確認といいますか、そういうことがまず大事じゃないかと思っているとこでありますけども、この点につきましては、非常にどういった形で対応していくかということで、この場所が決定していない中でのそういう話になりますと、いろんなことで慎重にやらなければいけないということで、その辺も十分慎重な対応の中で、これも文教厚生常任委員会のほうの継続審査になっていますので、その辺は十分打ち合わせた中で対応していきたいというふうに考えているところであります。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

(11番吉本 堅君「ちょっと待ってください。あと2つ言うてありますよ」の声あり)

学務課長。

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 町長へということでございますが、5月の農振除外に向けての手続というのは事務的な部分でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議員さんお尋ねは、5月にいわゆる農地法の改正が、経過措置として改正前の部分の取り組みで行われると。それ以降につきましては改正後の農地法の適用ということで、いわゆるご承知のとおり、原則学校、病院等については農地法適用不可ということでございます。5月中であれば、いわゆる改正前の農地法の適用が受けられるということのご指摘だと思いますけども、実は5月の農地転用のため、あるいは農振除外の手続をとるためには事務手続がございます。その事務手続を経た上に、12月までに町の農振協議会に提出をする必要があります。それに従って動いていくっていう形になるかと思いますが、実はそれにお諮りいたしますために、協議をお願いするために、その事務的な準備作業がございます。ちょっとお待ちください。

(11番吉本 堅君「課長、事務的な作業はいいんです。1月いっぱいまでには答えを出すというふうな町長の考えですから、間に合いますかと、それまでに答えが出ますかということです」の声あり)

事務的には、物理的、日程的には無理でございます。

(11番吉本 堅君「もう一点ありますよね。3点目ですね」の声あり)

ちょっとすいません。3点目の確認でございますが、農振除外に向けて努力を私どもがして いくかという点のお尋ねでございましょうか。 (11番吉本 堅君「来年の5月の農振除外に向けて検討をされる考 えかと。今無理って言われたんですが」の声あり)

それにつきましては、農振除外、農地転用部分につきましては、開発行為の動きとも合わせる必要がございまして、この部分をすべて整えて協議に向かっていくというのは、日程的、それから予算的にもそういった資料を作成いたします、役場の内部だけでできる資料ではございません。専門の業者に委託をいたしまして、資料を作成していただく必要がございます。その関係で、現実的には5月までの手続というのは無理というふうに判断をしております。

以上でございます。

(11番吉本 堅君「農業委員会局長、今の補足」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 農業委員会事務局長。
- O農業委員会事務局長(志垣敏夫君) 補足ということでございますが、農振除外につきましては、まずもって農地転用の見込みがあるものというのが第一条件にございます。それから、当然土地所有者の同意、それから除外要件というのが5項目ほどございます。これがすべてクリアされて初めて除外という形になります。

今回お話しの物件につきましては、農地法の改正がございまして、運用上5月末までに工事の発注、公共工事の公表という形なんですが、これができるものに限って、その旧法の適用が受けられるということになります。ということは、農振除外農地法、それから開発の許可見込み、すべてがそろわないとその旧法の適用は受けられないということです。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- **〇11番(吉本 堅君)** 町のほうも十分調べておられると思いますが、甲種農地の不許可の例外 というのはご存じだろうと思います。どういうことか、そこ、1点ご説明願います。

それから、2番目、新たな土地について、地権者全員の同意がとれ、農振除外ができるということは、農地転用は可能だということになりますね。今農業委員会事務局長が言われたとおりだと思います。それらのすべてを満足すれば、新たな土地に小学校の建設をするということなのか、これは町長にお尋ねいたします。

あと3つありますので。それから、農振除外に関する県との協議は、町長の対応の仕方で、 除外可能であったり、不可能となったりすることはご存じのとおりです。もちろん現在の町民 グラウンドはどうしても残さなければならないということを前提に協議をされる考えがあるの かどうか。先ほど甲斐議員の言われたのと少しダブるかもしれませんが、ここは町長の考え方 次第でどうにでもなるんではないかというふうな思いがしております。

それから、4点目です。甲斐議員とダブるかもしれませんが、新たな場所の建設案のより詳 しい事業費、工程等が1月末までには議会に示されると考えてよいのかどうか。

5番目は甲斐議員と一緒ですから、時期的なこととか総合グラウンドのことですから、一応 その4点お尋ねいたします。

- 〇議長(吉村豊明君) 農業委員会事務局長。
- 〇農業委員会事務局長(志垣敏夫君) 不許可の例外ということでご説明ということでお答えします。

農地法の転用につきましては、5条転用に係るものでございますが、道路、農業用施設、その他の地域振興上、または農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって、農林水産省令で定めるものの用に供するためということが前提にございます。不許可の例外の対象事業というのが土地収用法に掲げられている事業でございまして、収用法の適用が受けられることということが前提にあります。その中で、今回農地法の適用については、改正法で、収用法の適用があっても、学校教育法、それから社会福祉法、医療法、これらの3法にかかわるものについては不許可の例外としないということで改正されております。

以上です。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) いろいろ調査して、新たな土地のほうでも農振の除外または農地転用が可能であれば下のほうでするかという、新たな土地でという、そういうふうな質問だったかと思いますけども、提案しておりますのは、いわゆる町民グラウンドの案ということで今議会に提案しとるような状況でありまして、その中での新たな土地の判断材料が不足しとるということでありますので、まずはその調査をやってみて、どういうふうな状況にあるか、まずそこをまだ見たいということでありますので、現段階でそちらのほうの、新たな土地のほうに移るのかと言われますけども、その点については、今の議会に提案しとる内容が町民グラウンドの案で出していますので、そのため、それと比較するための判断資料となるようなのをどこまでとれるかやってみないとわかりませんので、そういうところで、現段階ではお答えすることができません。

(11番吉本 堅君「あと2つ」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 学務課長。
- ○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) ちょっと何番目の問いか忘れましたが、申しわけありませんが、E案のいわゆる新しい土地での事業費というお話があったかと思います。これにつきましては、1月末までにという、詳しくということになりますとなかなか厳しい部分があるのかなというふうに思っております。あわせまして工程的な部分も、今お出ししております工程よりもまたさらに詳しいということになるかと思いますが、それにつきましては、継続審議をお認めいただければ、県の農政部等々と協議をさせていただきまして、もう少し詳しい資料が提出できるんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

(11番吉本 堅君「3番目。農振除外に関する県との協議は、町長の対応の仕方で除外が可能であったり、不可能になったりするということですね。もちろん現在の町民グラウンドは、そのときはどう

しても残さなければならないということを前提に協議される考えが あるかということです」の声あり)

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** 現段階では、なかなか今のところでどうかというのは、そういうことが判断できない状況でありますので、まずはその資料といいますか、その詳細な調査に入って、その中で、どういうような答えが調査の中からとれるかということについてまずは取り組んでいきたいということであります。
- 〇議長(吉村豊明君) 吉本堅君。
- ○11番(吉本 堅君) 1点目の甲種農地の不許可の例外とはということで、今局長のほうから 言われたんですが、県のほうで調べてみますと、学校建設も収用法に適合するという話をいた だいております。そこをもう一回調べていただきたい。

それから2番目。収用するせんは別に、そういうふうな事業にものるということのようであります。それから、今2番目の新たな土地について、全部のいろいろな地権者の同意とか農振とか、新聞に書いてあるようなことが全部クリアすれば新たな土地に小学校の建設をされるんですかとお聞きしましたら、今は町長は比較検討、あくまでも町民グラウンドに建設するための、いわば町民グラウンドに建設することを納得してもらうための資料づくりというふうにも受け取れるんですが、その辺のところがどうなのかなと、ちょっとそこはひっかかるところです。

工程的なこと、1月までに出すことは厳しいものがあるとかいろいろ言われますけど、何かもうちょっと調査不足で、現段階での調査不足というのが、町長、私にはどうも本当にやる気があるのかなというふうな思いがするところですが。本当に継続審議にされて、ただずるずると、また継続審議、また継続審議というふうな状況にならないか、そこの心配をするところですが、町長、いかがでしょうか。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** そういうことにならないように、この継続審査にしていただけるということであれば、もうそういった調査につきましては、全力を尽くして調査をしてやっていく覚悟でおりますので、ご承知願いたいと思います。
- ○議長(吉村豊明君) しばらく休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 休憩 午後 2 時 8 分 再開 午後 2 時 19分 ~~~~~~~

〇議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○5番(芝 和長君) 中部小学校建設の問題は、非常に重要なことだと思います。年間予算の半分か3分の1か使うような大事業ですので、町長にお尋ねしますけれども、この建設問題について、現在は学務課主体でやってると思いますけども、プロジェクトチームを組む考えはありますか。

というのは、やはり農地の問題については、農業委員会の局長とか農政課長とか、あるいは 建設段階になると建設課長、やっはりそういう方々のアドバイスが非常に重要なことだと思い ます。その点について伺いたいと思います。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- ○町長(後藤三雄君) ただいまのご質問でありますけども、プロジェクトは組むかということでありますけども、この件につきましては、現段階で必要の都度関係職員それぞれ寄せて、全体的な中でいろんな検討やっておりますので、引き続きそういう方向で、期間もそう長くありませんので、全力を尽くしてやっております。だから、特にプロジェクトというのはありませんけれども、内容的には同じようなところで、それぞれの部門から部長、それから担当課長あるいは係長クラスまで出て、いろいろ話をしながら詰めているところであります。
- 〇議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。 上田茂政君。
- ○14番(上田茂政君) これは、質疑の中でどなたがどう言おうと勝手ではございますが、せっかく文教委員長がお手数かけて、これを採決すれば、勝つか勝たんかと。もしもすればグラウンドが勝つ、もしもすれば新たな土地、第4、第5、第6の土地も出てくるかもしれません、こういうことになれば。ですから、委員長があれだけ、本当に詳しくご説明がございましたので、本会議の質疑の自由は認めてありますが、私個人といたしましてはいささかなものかなと。今日は、せっかく委員長が言われたとおりに、そしてしっかりと答えを出すじゃなくて、これから早く出していくというようなことが一番のこの議会議員の18名の中の思いじゃないでしょうか。

私に言わせてもらえば、これからが質問ですけども、町長にお尋ねしたいと思います。

私の意見としましては、新たな土地の建て方について、更地になって、全部マンホールつくって、白川まで、排水まで、そして近くの町民あたりの意見も聞いて、そしてもう全部建てらるるばっかりのことをやってください。そして、またグラウンドと比較して、そして町民の判断を仰ぐと。お金がこれだけいりますよって、土地はいっぱい町にあるんですから、無理して、今のグラウンドは、いろいろな方々が災害とかなんとか言いなるけども、災害、中部小学校のどこでんあっとですよ。そこを無理して残さんでも、「さんふれあ」の横の土地もいっぱい、公園もあるじゃなかですか。わざわざ、もう今度は橋もかかるですよ。時間の問題であそこまで簡単に行けるんですよ。ですから、町長が判断して、もう幾ら調査費が、何の要ろうが、1億円要ろうが、2億円要ろうがですたい、早くそれをやってみなっですたい。私はそれが一番簡単でええと思うですよ。土地の価格が幾らとか、例えば、要するに更地ですね。建設

はもうめいめい違いうけん、要するに今の新たな土地の皆さんが、先ほど新たな土地がいいっていう議員さんもおんなさるから、ですからそれはやっぱりグラウンドと同等な形で、お金は1億円、2億円要っても構いませんからやってください。それだけを私は聞きたいです。

## 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 下のほうの新たな土地でやった場合、更地の状態までに持ってくる、もちろん取得費もありますし、開発費もかかるかと思いますけども、土地代については、不動産鑑定をやればそこで出てくると思います。あとは、いわゆる校舎を建てられる状態になるまでどれぐらいの事業費が要るかということだと思いますけども、その件につきましては、今予算的なものには、言われましたけど、まずはこの期間中に、庁内の中でできる限りのそういう事業費の積み上げ、そして外部の専門的なとこが入らなければわからないようなものにつきましては、そういうもの自体が出たときには、まずはその文教厚生常任委員長あたりに相談しながら、出せるのと出せない内容というのがありまして、期間もかかりますので、その辺はまずはできるだけ、内部としてできるところについてはまずそれに取り組みさせて、その辺を、外部に回さなければ出ないもの、ただこれまでの経験の中から、出せるものについての積み上げはやって、その段階的な中で相談をしながら進めていきたいと思います。

#### 〇議長(吉村豊明君) 上田茂政君。

○14番(上田茂政君) 町長、余り弱気にならんでよかですよ。ちゃんとやっぱりできる部分は クリアしていかなんていっても、やはりグラウンドの思いと新たな土地の思いの方々は頭から 全然違うわけですよ、考え方そのものが。だからこういう時間がかかっとっとだけんその辺の ところをちゃんとやればいいと思うですよ。例えば単価が幾らなら幾らとか、不動産鑑定をす ぐ出して、そして埋め立てがどぎゃしこかかるとか、概算の補強が幾らかかっとか。そしてま た、学校の建設がすぐにできますよって、そこまでの概算を出して、そしてグラウンドとてん びんかけて、そして町民に仰げばいいんですよ。これはもう、やはり署名運動も出とるなら、 署名運動で、こうやってみんながいる、何とかどぎゃんかならんかなっていうことであるんで すから、それからまた署名を、これでいいですかて、どっちがいいですかて、それからちゃん とやっぱり町民にまた仰げばいいんじゃないですか。でないと、町長がどぎゃしこ言ったっ て、話はさきには進まん。だけん、銭ば使おうごつにゃなら、うち一級、二級、だれか建築 士、だれかおらせんですか。その人が残っとるけん、ああ、だれかおったね、その人とちゃん と役割やって、そしてある程度いろんな方々に、例えばこのぐらいで大丈夫でしょうかとか、 そういうとこ早く出して、そして町民に仰いだが早い。だけん、私もそういうところはせん と、町長、いつまっでん眠らんですよ。早くしてください。だけん、1月中は無理かもしれん けん、2月なら2月、3月なら3月て、ちょっと長目に、今まで引っ張ったんだけん、ちゃん と結果がよか結果の出るような、お互いが納得するような結果を早く出してください。お願い しときます。できますか。

#### 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

- **〇町長(後藤三雄君)** 今のご意見もいろいろ踏まえた上で、まずは継続審査ということになれば、早速その辺の内部的なとこから打ち合わせをしながら、今のご意見に対してもどう答えていくかあたりも検討してみたいと思います。
- 〇議長(吉村豊明君) 上田茂政君。
- **〇14番**(上田茂政君) でないと、新たな第4、第5の案が出てきますよ。また複雑になるですよ。今はスクールバス時代ですから、新たな土地の、そこだけでなくても、どこでも学校はスクールバスで送迎しよるけん、何でもでくるですよ。ですから、早くちゃんとしないと、お互い、議員さん納得いくように、両方納得いくようなことを、やっぱり各担当課と協力しながらやってください。お願いします。
- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) この案件について、ちょっとだけ質問します。

この案件、継続審議にしたいという町長の申し入れがありましたので、突っ込んだ質問はいたしませんが、ただ一つ、ちょっと聞いておきたいことがあるので質問しました。

というのも、現在の町民グラウンド、これはご承知のように、以前は、はるか昔ですかね、 昭和51年ぐらいから話があって、今、現町民グラウンドになったんですけど、その前は辛川の ほうにありました。そのときの住民の人たちの強い思いが、この庁舎の近くにつくってくれと いうことであります。そして、その裏というか、一緒につくれば、災害のときには非常に緊急 避難場所として役立つという強い要望がありました。

というわけで、そやから緊急避難場所としての非常に意味合いを持っております。そして、本庁の横にあれば、なお機能的にそれが発揮できるということです。ということで、今ある町民グラウンドを別なところにつくるから、中部小学校を建てれば当然そういう話が出てきますね、町民グラウンドは別なところにつくるから、それではいいんじゃないかという問題指摘と、この防災という面から考えてみると、ただ代替地を、町民グラウンドを来期じゃあここにつくりますからそれでご了承してくださいという意味合いの問題じゃなく、全く次元のこれは違う問題だと私は思っております。

そこで、その点に関して、町長はどういうお考えを持ってらっしゃいますか。

- 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。
- **〇町長(後藤三雄君)** この大きな災害があったときのそういう場所のためにということであるかと思いますけども、この件につきましては、まず上のほうに学校ができたと想定した場合に、まず体育館もできますし、そして運動場もあるわけです。だから、一時的な避難するような場所としてはそこの確保ができるんじゃないかと思います。

そしてまた、いわゆる仮設住宅とかなれば、やはり長くなることが当然想定されますので、 そういった場合につきましては、広いところであれば杉並木公園あるいは今度できております 光の森の多目的広場といいますか、そういった面で、長い期間かかる仮設住宅等についてはそ ういうところで考えるべきではないかというふうに思います。 石原議員言われますように、役場の近くにあるということで非常に利便性あるかと思いますけども、そういった、本当にそういう事態になった場合は、中学校の運動場もありますし、そしてこの公民館の前とか、役場の周辺あたり、そういうのを使いながら、長引く場合については別なところできちんと、どこも大きな地震があった場合の仮設住宅あたり見ると、1年、2年あるいは3年ぐらいかかる場合もありますので、その辺の対応については当然考えておかなければならないと思っております。

- 〇議長(吉村豊明君) 石原武義君。
- ○3番(石原武義君) 今おっしゃられました、そりゃあそこを使えばよろしい、こちらを使えればよろしい、それもそうですけども、別にわざわざ今あるのを減らす必要も全然ないんですね。それで、今あるところは、今町長ご自身も発言されましたけども、非常に利便性があると。ご承知のとおり、その町民グラウンドの周辺は一番人口が多いですね。そして、緊急避難場所として、まず最低限の条件を満たさなければいけないことは、まず、災害のときは、地震6.5以上になるおそれがあるということからいろんな問題が発端があるんですけども、そういう地震が、6.5前後の地震があった場合は、道は陥没してほとんど使えません。したがって、歩いていけるところにそういう場所を置いておくのが一番重要であります。そういう意味において、その町民グラウンドをわざわざなくす、取り上げるという発想はいかがなものかと思います。まずは防災、菊陽町の住民の方々の、特にこのグラウンド周辺の人々の安全と安心を確保するためには、そこに置いてたほうが一番いいんじゃないですかということを私は申し上げまして、この質問を終わります。
- O議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。 鍋島有志男君。
- ○16番(鍋島有志男君) 大変質問が長くなりますが、私は、1点町長に質問をさせていただきますとともに、町長の決断をお尋ねいたします。

後藤町長、今私は、あのときのことを思い出しています。それは、今年の3月11日の夕方でございました。町長、私、そしてほかにもう一人の男性がおられましたが、3名であるところで一緒に食事をしたわけでございますが、中部小学校の建設について話し合いました。その中で町長は、町民グラウンドは絶対残さねばならないと、中部小学校を町民グラウンドに建設することは絶対反対と私どもに強く訴えられました。私も、もう一人の男性の方も大いに賛同をしたわけでございますが、それがなぜ、先月の11月16日、全員協議会の中で中部小学校の建設場所を町民グラウンドと言われたのか、そしてそのことを議論する間もないように、11月24日に臨時議会を開いて議決にかけると言われましたが、私は全く驚きました。3月、町民グラウンドに建設反対と言われた言葉は何だったのか、信じていたあのときは町長の言葉は何だったのか、自分自身、これまで何度となく考えてまいりました。

町長は菊陽町の首長でございますので、小学生の安全を第一に、一日も早く建てかえていき たいとだれよりも考え、この長い期間悩んでこられたことと思い、そして苦渋の選択をされた のではないかと、そういう思いもするわけでありますが、他方、この町民グラウンドが役場近くにできた歴史をひもといてみました。昭和51年、52年の議会議事録が残っております。それによりますと、地元の地権者の強い反対があり、難航したことがはっきりわかっております。町民の皆さん方の町民グラウンドをつくってくれとの強い要望があり、菊陽町民の多くの皆さん方が町民グラウンドをつくってくれという強い要望があり、また災害があった場合、一時的な避難場所としての確保ということで話がまとまったとなっています。記録の中で、当時の町長は、これは百年の計でありますので、多少困難は予想されますが、ぜひともこれだけはやりたい熱意を持っていますと答弁が記されております。このように、先人たちが苦労して、百年の大計としてつくってこられた町民グラウンドをつぶしてよいものか、このことを知っておられるのは、私は後藤町長一人だと思っております。3月での私どもへの3名の話し合いの中で、あの言葉が、それは町長の本心ではなかったかと私は信じております。

いろいろこれまでの流れを話しましたが、中部小学校の南側は、小学校用地として残っていたことが不思議でならない立派な用地が広がっているので、町民グラウンドは私は考えてはいません。町長は、3月言われた言葉は、今でも町長としてのベストな考えであり、町長の本心だと私は信じております。そして今、多くの菊陽町の民意はそれを望んでいる状況であります。中部小学校の建設という歴史に残る大事業を計画された町長、あなたの手でこの大事業をなし遂げ、名町長になっていただきたいと思います。私も、そのためには一生懸命努力は惜しまないつもりであります。それには、やはり百年の大計を考えた場所の選定をなくして考えることはできないと思いますが、このことについて町長はいかがでしょうか。この1点、お尋ねいたします。

#### 〇議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) ただいまのご質問でありますけども、この中部小学校の耐震化というのは、やはりこの町の中の、幾つもありますけども、その学校の中でも一番危険度の高いということで、耐震化を急がなければならないということで、そういう中で、一番早くて、期間も見込めてできるというのが現在地ということで考えておったわけであります。そういう意味で、この町民グラウンドの件につきましては、その時点ではもうぜひ現在地のほうで建てたいという気持ちが大きかったところであります。そういう中で、現在地のほうが断念せざるを得ないような状況になったということで、そうしますと、残った選択肢の中からどう判断していくかということで、やはり一日も早く、安全で見込めるのが町民グラウンドではないかという、そういった判断の中で、それぞれの中で、大変苦渋の判断が要るわけですけども、そういう思いの中で、今の現在地でできれば、そういった面すべてクリアできるところであったんですけども、そういう経過をたどりながら、残った2つの案の中から、早くできてということでありますので、今鍋島議員が言われるようなこともずっと頭の中をよぎりながらの、そういった中で判断してきたということでご理解していただきたいと思います。

## ○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)については、委員長から会議規則 第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があり ます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

O議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり閉会中の 継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第18 議員派遣について

○議長(吉村豊明君) 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、あわせて内容に一部変更が 生じた場合はその取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣について は別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第19 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

○議長(吉村豊明君) 日程第19、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました特定 事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(吉村豊明君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

〇議長(吉村豊明君) 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会議日程 と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案3件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題と したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 異議なしと認めます。

以上3件を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定しました。

議案は、さきに配付しましたとおりであります。

それでは、議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 議員の皆様におかれましては、12月8日から本日までの9日間にわたり、 提案しましたすべての付議事件について慎重審議いただき、ありがとうございます。

中部小学校の問題につきましては、本当に皆様方にご心配をおかけしているところであります。継続審議ということになりましたので、この間について、いろんな調査すべきものにつきましては全力を尽くして調査いたしたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

大変お疲れのところとは存じますけども、急を要する案件が生じましたので、追加議案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第80号は、町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについてであります。 内容は、住居表示実施区域内の町界、町名の変更について、大字津久礼の一部を武蔵ケ丘北 1丁目から3丁目とするものであります。

この件は、去る11月2日開催の住居表示審議会に諮問し、原案どおりとの答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により11月4日から12月4日までの30日間告示をいたしました。その間、同条第3項の変更請求もなく、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員の任期は3年となっており、1名の委員が平成21年12月18日で任期満了となられます。今回新たに菊陽町大字津久礼2448番地5の渡邉勝美様を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものであります。

渡邉様は、人格は高潔で、広く町民の信頼を寄せられており、固定資産の実態、評価にも熟 知しておられ、適任と思われますので、選任をお願いするものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際ご 説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたしま す。よろしくお願いいたします。

○議長(吉村豊明君) 提案理由の説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

追加日程第1 議案第80号 町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについて 〇議長(吉村豊明君) 追加日程第1、議案第80号町(字)の区域をあらたに画し、及び変更する ことについてを議題とします。

町民課長、内容の説明を求めます。

**〇町民課長(堀川正信君)** 議案第80号町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについてご説明申し上げます。

本議案は、菊陽町の区域内の町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについて議 会の議決を求めるものでございます。

ここで言う町とは、大字津久礼にかわる新しい町名のことで、新しい町名の区域を決めることによりもとの大字津久礼の区域が変更されるもので、表題のような表現になります。

住居表示事業につきましては、昨年6月議会におきまして、武蔵ケ丘から向陽台までを住居表示を実施すべき区域とし、その方法を街区方式とする内容で議決いただいておりますが、今回は町界、町名の審議をお願いしたいと思います。

それでは、別図1をごらんください。

今回の実施区域内には、大字津久礼字南八久保の全部、字北八久保、字下迎原、字杉ノ本、字玄番道筋、字堀川筋については一部が入っています。行政区で言いますと、県営住宅以外の武蔵ケ丘1町内、2町内、八久保、南八久保となります。住居表示実施される区域の大字と小字の名称が変更となります。

町界、町名につきましては、別図2をごらんください。

今回の実施区域の町名案は、武蔵ケ丘北1丁目、2丁目、3丁目としております。武蔵ケ丘 北1丁目の区域の境界線の東側は、町道武蔵ケ丘団地1号線の東側にある合志市との町界線、 武蔵ケ丘2丁目、3丁目との町界線及び熊本市との町界線となります。西側の町界線は、町道 八久保片彦線になります。南側の町界線は、今回の実施区域の南側の境界になります。一部道 路で区切ることができませんでしたので、詳細な境界については参考資料のとおりとなってお ります。北側の町界線は、県道熊本大津線になります。 続いて、武蔵ケ丘2丁目の区域の境界線の東側線は、先ほど説明いたしました武蔵ケ丘北1 丁目との町界線になります。西側線は、大字津久礼、字南八久保と字玄番道筋との字界線及び 熊本市との町界線になります。南側は、尚絅大学敷地の南側を通る里道で区切っています。

続きまして、武蔵ケ丘北3丁目の区域の東側の境界線は、合志市との町界線になります。一部道路ではない区域がありますので、町界線は道路で設定しています。西側は、武蔵ケ丘ロイヤルゴルフレンジと自衛隊演習場の境界になります。南側は、県道熊本大津線になります。北側線は、今回実施の北側の境界になります。一部道路で区切ることができませんでしたので、詳細な境界については参考資料のとおりとなっています。

この案については、八久保、南八久保区長及び同地区住民の代表で構成する町界町名検討委員会で論議を重ね、お互いの区域にとって一番よい名前ということで、提案され、町はこの案を11月2日開催の住居表示審議会へ諮問し、審議会も同案を可とする答申をいただきました。それを受けて、11月4日から30日間、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定による町界・町名の告示を行いましたが、変更請求がありませんでしたので、今回議案を提出しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

**〇議長(吉村豊明君)** 全員賛成です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

追加日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(吉村豊明君) 追加日程第2、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを 議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

〇総務部長(宮本義次君) それでは、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

先ほど町長のほうから提案理由の中にありましたように、現委員の藤田俊治様が12月18日をもって任期満了となりますので、その後任として、菊陽町大字津久礼2448番地5にお住まいの渡邉勝美様、昭和26年12月16日生まれ、本日がちょうど誕生日でございますが、58歳ということでございます。

渡邉様は、昭和49年3月に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業され、昭和62年に司法書士事務所を開業されております。それ以来現在に至っておるところでございますが、渡邉様は、人格、識見も高く、広く社会の実情にも通じておられ、また固定資産にも熟知しておられ、委員として適任と思われますので、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

〇議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

追加日程第3 発議第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)

〇議長(吉村豊明君) 追加日程第3、発議第7号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書 (案)についてを議題とします。

この議案は、大塚昇君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、大塚昇君より趣旨の説明をお願いします。

**〇8番(大塚 昇君)** 発議第7号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)を別紙の とおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。改正貸金業法の完全施行の先延ばしや金利規制の貸金業者に対する規制の緩和 は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないため。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が

200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は、多重債務者対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

他方、一部には消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより資金調達が制限された中、中小企業の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一證券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴される、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に、商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど、多重債務問題が深刻化した。改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の充実、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫 緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の政策を求める。

- 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保する など、相談窓口の充実を支援すること。
  - 3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
  - 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣原口 一博様、法務大臣千葉景子様、金融担当大臣亀井静香様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

#### ○議長(吉村豊明君) 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

**○議長(吉村豊明君)** 全員賛成です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了しました。

これをもって平成21年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年定例会も本日をもって閉会できますことは、ひとえに議員各位及び町長を初め執行 部各位の努力のたまものと深く感謝を申し上げます。

今年1年を振り返ってみますと、定例会において一般質問者数もふえ、町民の代表機関として政策提案等がなされ、議会の活性化が図られてきたところでございます。特に中部小学校の建てかえにつきましては、町民の皆様に大変ご心配をおかけしており、一日も早く工事着工に結びつくことを願っているところでございます。

我々議員は、申し上げるまでもなく、町民の皆様の声を町政に向け、菊陽町の均衡ある発展 のため、さらに努力をしていかなければならないと痛感するものであります。

月日のたつのは早いもので、今年もあと2週間ほどとなりました。議員各位、執行部各位に おかれましては、ご健勝で新春を迎えられ、来る平成22年が輝かしい年でありますようご祈念 申し上げまして、閉会のごあいさつといたしたいと思います。

どうもお疲れさまでございました。

閉会 午後3時9分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉村豊明

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会議員 酒 井 良 一

# 菊 陽 町 議 会 会 議 録 平成21年第4回12月定例会

平成21年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉 村 豊 明編集人 菊陽町議会事務局長 阪 本 健 治印 刷 株式会社 ぎょうせい 九州 支社電話 (092) 432-0781 (代表)

## 菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800 電 話(代)(096) 232-2111 議会事務局TEL(096) 232-4919